

排除理由の研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大上, 尚史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/00023120

明治大学大学院法学研究科

2022 年度

博士学位請求論文

排除理由の研究

A Study on Exclusionary Reason

学位請求者 公法学専攻

大 上 尚 史

目次

序論.....	1
(1) 行為理由の論理学の研究状況	1
(2) 本稿の構成と要約.....	3
第1部 行為理由の論理学の全体像	7
第1章 ジョセフ・ラズの行為理由の論理学	8
I 行為理由論とは何か.....	8
II 行為理由の概念.....	9
III 排除理由の概念.....	19
IV 理由の衝突	26
V 本章のまとめ.....	32
第2章 行為理由の論理学における法規範.....	33
I 規範はどのように人々の行為を指導するのか	33
II 命令規範.....	33
III 許可規範.....	39
IV 権能付与規範.....	44
V 若干の検討	50
VI 本章のまとめ.....	52
第3章 行為理由の論理学における法体系.....	53
I 行為理由としての法規範と法体系.....	53
II 制度化された規範体系	53
III 法の規範性	65
IV 若干の明確化.....	69
V 本章のまとめ.....	70
第2部 排除理由の解明.....	71
第4章 排除理由と権威者の判断	72
I 権威者の判断はどのような行為理由か	72
II 権威の単純説明とそれに対する異論	74
III ラズの権威概念.....	76
IV 異論への応答.....	82
V 権威者の判断と、合理性、自律	83
VI 本章のまとめ.....	85
第5章 排除理由と行為者の信念.....	86
I 排除理由概念の曖昧さ	86
II ペリーによるラズ批判.....	86

III 検討	99
IV 本章のまとめ	105
第6章 排除理由と行為の動機づけ	106
I 排除理由の動機づけ解釈	106
II 「当為は可能を合意する」原理に基づく排除理由批判	107
III 動機は意志の対象ではない	110
IV 検討	115
V 本章のまとめ	120
第7章 排除理由の射程	122
I ラズは排除理由概念を変更したか	122
II 排除理由が依存理由を排除するという当初の説明	123
III 検討	128
IV 排除理由が依存理由を排除しないという現在の説明	135
V 本章のまとめ	139
第8章 排除理由とルール	141
I 排除理由の正当化解釈	141
II 一階理由の比較衡量モデル	141
III 若干の検討	146
IV 本章のまとめ	148
第9章 ジョセフ・ラズの規範の理論	150
I ラズの規範の理論の変遷	150
II 規範の実践説	151
III 規範の影響力説	154
IV 比較——影響力説と排除説	170
V 本章のまとめ	172
おわりに	173
(1) 法と排除理由	173
(2) 法の行為指導性	174
(3) 今後の課題	174
参考文献	175

注記

- ・ Joseph Raz, *Practical Reason and Norm* (2nd ed., Oxford University Press, 1999)は、*PRN*と略記する。
- ・ 本稿第1部では、*PRN*からの引用参照箇所の提示の仕方として、引用、参照（複数の文に亘ることがある）はその直後で(*PRN*, 頁数)という形式で示した。段落末に(*PRN*, 頁数)とある場合には、その段落全体がラズの議論の紹介や要約である。
- ・ 引用中にある〔 〕は断りがない限り大上による補足である。
- ・ 引用中にある……は、大上による省略である。

序論

(1) 行為理由の論理学の研究状況

本研究のテーマは「排除理由」である。排除理由は、世界の法理学を牽引するオックスフォードの法哲学者ジョセフ・ラズ（1939-2022）が主張した概念であり、「ある理由では行為しない理由」を意味する。本研究は、排除理由概念の解明のために、排除理由が位置づけられる「行為理由の論理学」の全体像を提示し、排除理由に向けられた批判の検討を行う。

ラズの研究分野は、法哲学だけでなく、政治哲学、道徳哲学にわたり、各分野に多大な影響を及ぼしている。特に、権威の正当化や、権威の奉仕説といった独創的な権威論で知られており、彼の権威論（と政治哲学上のテーマの論文集である *The Morality of Freedom*）に言及する研究は欧米では枚挙に暇がないほど膨大にある。

ところが、ラズの権威論は政治哲学者が思っているほど容易に理解できるものではない。ラズが権威の概念を論じている「正統な権威」¹は論文集『法の権威』の巻頭論文であるにもかかわらず、多くの論者からは無視されている。その結果、そこで提示された「行為理由（排除理由）を変更する能力」としての権威概念はほとんど知られていない。権威の概念も理解せずに、彼の権威の正当化理論に議論の焦点が集中しているのが、ラズの権威論をめぐる論争の現状なのである。

ラズにおいては権威ひとつ扱うためにも、行為理由（排除理由も含めて）の理解が必要不可欠なのである。ラズは初期の著作『実践理由と規範』²において「行為理由の論理学」という彼の実践哲学の基礎理論を打ち出した。権威論に関する研究が膨大であるのに対して、その前提に位置する行為理由論はほとんど手つかずの領域であり、本稿巻末の参考文献に掲げた——ラズ自身の著作を除く——20 数件の論文がほぼすべての先行研究である。

日本においても数えるほどであるがラズ研究が行われてきた。法哲学者が中心となって、

¹ Joseph Raz, “Legitimate Authority” in *The Authority of Law* (Oxford University Press, 2nd ed., 2009), pp. 3-27.

² Joseph Raz, *Practical Reason and Norms* (1st ed., Hutchinson & co., 1975, 2nd ed., Princeton University Press, 1990, current ed. (or 2nd ed.), Oxford University Press, 1999)

難解なラズの、法実証主義理論³、権威論⁴、価値多元論的卓越主義⁵、法の支配⁶、国際人権論⁷といったテーマについて研究が行われてきた。他方で、ラズの行為理由論について法哲学者は『実践理由と規範』の紹介をしたり⁸、行為理由概念に軽く触れていたりするだけであり⁹、深く掘り下げた言及をしているものはない¹⁰。要するに、従来の研究状況では、ラ

³ 注目すべきものとして、深田三徳『法実証主義論争——司法的裁量論批判』（法律文化社、1983年）、濱真一郎『法実証主義の現代的展開』（成文堂、2014年）がある。

⁴ 研究論文としては、丸祐一「権威と原意——ジョセフ・ラズの解釈論と原意主義——」『法哲学年報 宗教と法——聖と俗の比較法文化—— 2002』（有斐閣、2003年）183-192頁がある。

⁵ 代表的なものとして、濱真一郎「ジョセフ・ラズの卓越主義的リベラリズム（一）、（二）」同志社法学49巻1号（1997年）65-93頁、同49巻2号（1998年）86-119頁、濱真一郎「価値多元主義とリベラリズム」『法哲学年報 情報社会の秩序問題 2001』（有斐閣、2002年）124-130頁、濱真一郎「卓越主義のリベラル化とリベラリズムの卓越主義化」思想965号（2004年9号）29-45頁がある。

⁶ 代表的なものとして、深田三徳「法の支配をめぐる諸問題の整理と検討」『法哲学年報 現代日本社会における法の支配 2005』（有斐閣、2006年）7-17頁、同「法の支配をめぐる諸問題（一）——法哲学の視角からする考察——」同志社法学58巻7号（2007年）1-43頁（同『〈法の支配と立憲主義〉とは何か——法哲学・法思想から考える』（日本評論社、2021年）所収）、服部久美恵「法の支配の個別的次元——J. ラズの理論を中心に、併せて misrule への考察視座として——（1）～（4）」早稲田大学大学院法研論集169号（2019年）151-175頁、170号（2019年）237-258頁、171号（2019年）258-281頁、172号（2019年）147-172頁がある。

⁷ 木山幸輔「J・ラズの人権構想の検討：人権の哲学の対立において」『法哲学年報 ケアの法 ケアからの法 2016』（有斐閣、2017年）202-213頁（同『人権の哲学：基底的価値の探究と現代世界』（東京大学出版会、2022年）所収）がある。

⁸ 石井幸三「ラズ『実践理由と規範』について（一）、（二）」龍谷法学18巻1号（1985年）98-127頁、18巻2号（1985年）82-97頁

⁹ 深田三徳「法の個別化理論と法体系の構造論——J・ラズの見解の紹介とドゥオーキンの批判を中心に——」同志社法学29巻6号（1975年）1-38頁、深田三徳「法規範と法体系——イギリスにおける最近の議論の紹介と検討——」『法哲学年報 法規範の諸問題1977』（有斐閣、1978年）52-71頁、服部久美恵「ジョセフ・ラズの法理論における遵法義務（1）～（4）」早稲田大学大学院法研論集161号（2017年）203-225頁、162号（2017年）139-161頁、163号（2017年）213-236頁、164号（2017年）205-228頁

¹⁰ 日本でラズの行為理由論を考察した数少ない論者としては、倫理学者安倍里美の「義務の規範性と理由の規範性——J. ラズの排除的理由と義務についての議論の検討——」イギリス哲学研究42号（2019年）15-31頁と、憲法学者長谷部恭男の「第7章 私が決め

ズの法理論、権威論、そして（実践的推論が関わる限りで）卓越主義についても、その背景にある行為理由論があまりにも軽視されてきたのである。その原因は、難解さで知られるラズの著作群の中でも『実践理由と規範』はひと際難解であるうえに形式論が多く議論の実益が見いだされてこなかったこと、彼の博士論文を書籍化した最初の著書『法体系の概念』¹¹が分析法理学の論文であるのに対して、次作である『実践理由と規範』が（道徳）哲学風の著作であり、これらがどういう関係にあるのか分からないということなどが挙げられる。

本研究は、このような事情を背景に、ラズの行為理由論、特に排除理由の解明を試みる。排除理由は「ある理由では行為しない理由」と定義され、ラズは、法、ルール、命令、約束等を「行為者自身の判断では行為しない理由」だとして、排除理由の典型例とする。例えば、路上喫煙を禁止するルールがあるとすると、それは「タバコを吸わない一階理由であり、かつ、それと衝突する理由では行為しない排除理由」である。（圏点を付した箇所に見られる排除理由定式の微妙な差異については第1章Ⅲ参照。）周囲に誰もいないことを確認してタバコを吸い始めた者を、偶然通りかかった警察官が見つめて「ルールだからやめろ」という場合、周りに誰もいないから吸っても迷惑にはならないという一理ある理由は却下される。ここでは、ルールが排除理由となって、行為者自身が見出したタバコを吸う理由を排除したのである。

（2） 本稿の構成と要約

本稿は、全2部構成になっている。第1部「行為理由の論理学の全体像」では、ラズの『実践理由と規範』を読み解き、法を行為理由（特に、排除理由）とみなす実践哲学の構

る」『憲法の境界』（鳥羽書店、2009年）115-128頁、特に126-128頁、長谷部恭男「第7章 『公共の福祉』と『切り札』としての人權」『憲法の理性 増補新装版』（東京大学出版会、2016年）102-115頁、特に113-115頁、長谷部恭男「第1章 権利の機能序説」『憲法の論理』（有斐閣、2017年）3-23頁、特に18-21頁がある。

¹¹ Joseph Raz, *The Concept of A Legal System : An Introduction to the Theory of Legal System* (1st ed., Clarendon Press, 1970, 2nd ed., 1980). ラズの法体系論に関する、日本における先行研究として、中村晃紀「法体系の概念——ジョゼフ・ラズの法体系理論——」『法哲学年報 正義 1974』（有斐閣、1975年）147-161頁、深田三徳「法の個別化理論と法体系の構造論——J・ラズの見解の紹介とドゥオーキンの批判を中心にして——」同志社法学 29巻6号（1975年）1-38頁、深田三徳「法規範と法体系——イギリスにおける最近の議論の紹介と検討——」『法哲学年報 法規範の諸問題 1977』（有斐閣、1978年）52-71頁がある。

想の全体像を示す。第2部「排除理由の解明」では、排除理由概念に向けられた様々な批判の検討を通して、排除理由概念の明確化を試みる。以下では、各章で何が論じられるのかをあらかじめ要約的に示しておく。

第1部（第1～3章）では、ラズの行為理由の論理学の全体像を示し、その中で法がどのようにして位置づけられているのかを明らかにすることが目的である。

第1章「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」では、行為理由（特に、排除理由）の概念を探求し、ラズの行為理由論にどのような特色があるのかを明らかにする。ラズの行為理由論には大きく分けて次の5つの特徴がある。第一に、行為理由は、実際にする（または、した）行為を説明するのではなく、すべき行為を指導する（guide）ことを本質とすること。第二に、「～すべし」という当為文を「～する理由がある」という理由文と同値とし、すべき行為の理由が世界を構成する事実であるとする、ある種の（規範的）実在論を採ること。第三に、行為理由を、それ自体で行為を指導する発効理由と、発効理由と一緒に始めてはじめて行為を指導する補助理由とに分けること。第四に、行為理由に階層を認め、一階理由（行為する理由と、行為しない理由）と二階理由（ある理由で行為する理由と、ある理由では行為しない理由〔排除理由〕）に分けること。第五に、複数の理由の間で衝突が発生することを認めること。

第2章「行為理由の論理学における法規範」では、行為理由の観点からさまざまな規範が分析される。特に、命令規範、許可規範および権能賦与規範が行為理由の論理学においてどのように位置づけられているのかが探求される。行為を指導することを本質とする行為理由の観点から、各種規範がどのように人々の行為を指導するのかが問われる。これらの規範が実践的推論で果たす機能の考察を通して、命令規範は発効理由として直接的に行為を指導し、許可規範と権能賦与規範は補助理由として間接的に行為を指導するということが明らかになる。

第3章「行為理由の論理学における法体系」では、「法」規範が行為理由となる条件と法が行為理由であることの意味の解明が目指される。法の重要な特徴として、各種法規範は「現行」法体系に属するということが挙げられる。法規範が、実践される法体系に属することによってはじめて行為理由となるということが明らかになる。また、J. オースティン、H. ケルゼン、H. L. A. ハートとの比較を通じて、法体系の存在（実効性）と統一性は、立法府の法制定活動または行政府の法執行活動にではなく、裁判所の法適用活動にかかっている、というラズの立場が示される。

第2部（第4～9章）では、排除理由に対して向けられた批判、異論の検討を通して、排除理由の実相を明らかにする。

第4章「排除理由と権威者の判断」では、権威者の判断（裁判官が下す判決、立法者が制定する法、軍隊における上官の命令、専門家による助言など）がどのような行為理由であるのかを検討する。従来、権威者の判断は行為理由とみなす場合、それは一応の理由または絶対的理由のどちらかの一階理由だと理解されてきた。そのような理解に対しては、権威者の判断が、どんな場合でも服従を要求する（他のどんな理由にも負けない）絶対的

理由だとは考えにくい一方で、服従者がもつ理由に負けることがある一応の理由にすぎないのであれば、権威者の判断がもつ命令としての側面を捉え損ねていると批判されてきた。それに対して、本章では、権威者の判断を「権威者の判断以外の理由では行為しない理由」（排除理由）として理解すると、（権威者の判断は、他の理由と比較される一つの理由ではなく）権威者の命令的な意図をうまく理解できることを示した。

第5章「排除理由と行為者の信念」では、「ある理由では行為しない理由」と定義される排除理由を、「理由の重さ（に対する行為者の信念）を変える理由」であるとみなすべきだとするアメリカの法哲学者 S. R. ペリーによる批判を検討する。ペリーは、権威者の判断（特に、専門家の助言）が、行為者が（理由の存在やその重さを正確には知らず）何をすべきか分からないという実践的不確かさに対処するために利用できる道具だと考えている。権威者の判断を受けた行為者は自分が抱く、権威者の判断が間違っているという確信が、権威者に従うべきではない程度に達するかどうかによって、権威者の判断に従うかどうかを決めるべきだとペリーは主張する。このような主張に対して、本章では、行為者がもつ、権威者の判断が間違っているという確信は、権威者の判断の正誤とは無関係である以上、行為者の確信を問題にしても、実践的不確かさの対処にはならないと指摘し、排除理由を、理由を排除するものとみなす場合に比べて、理由の重さを変えるものとみなす場合の方が、実践的不確かさにうまく対処できるとは言えないと結論づけた。

第6章「排除理由と行為の動機づけ」では、「一定の理由では行為しない理由」と表現される排除理由を、「一定の理由では動機づけられない理由」と解釈するアメリカの法哲学者 M. S. ムーアによる排除理由の動機づけ解釈批判を検討する。この解釈によると、排除理由は、行為者がどのような理由によって動機づけられるかをコントロールできることを前提としている。しかし、ムーアによると、行為者は行為の動機づけを自由にできるわけではない。それゆえ、排除理由は、行為者にできないことを要求する不合理な概念であるとしてムーアはラズを批判する。それに対して本章では、たしかに任意の内容の欲求や信念を持ったり捨てたりすることは自由自在にはできないが、複数の欲求からどれを充足するかを決めたり、知性を働かせて信念の合理性を問うたりすることができるから、行為者は動機づけに対して完全に受動的だというわけではないと反論した。

第7章「排除理由の射程」では、カナダの法哲学者 C. エッサートによる、法を「保護された理由」ではなく、単なる排除理由とみなすべきだという異論を検討する。権威者の判断（例えば、仲裁判断、判決、立法）は、一定状況で当事者がもつ様々な理由（これを依存理由と言う）を勘案したうえで、下されるべきである。エッサートは、ラズが、 ϕ せよと命じる法の排除理由の面が、法を基礎づける（すべての依存）理由を排除するという当初の立場から、 ϕ しない（依存）理由だけを排除するという立場に修正したとする。エッサートは当初の立場に対して、法が全依存理由を排除すると、（法以外の理由が排除されるので）行為者は法を理由にして従うという場合しか認められなくなり、常識的な遵法理解に反すると批判する。続けてエッサートは、現在の立場に対して、法が ϕ しない依存理由だけ排除すると、 ϕ するか否かの行為決定において、（ ϕ する理由を反映する）法と、

(法を根拠づける) ϕ する理由と、(排除されなかった) ϕ しない理由を比較衡量することになり、 ϕ する理由の二重勘定を犯すことになると批判する。これらの批判を回避するためには、法は一階理由とは関係ない、純粋な排除理由とみなさなければならないとする。これらの批判に対して、本章では、ラズによる一階理由に「従う」と「一致する」との区別を発展させて応答した。すなわち、第一の批判に対しては、ラズの理由理解では、行為理由は、それと一致する行為をするだけで十分であり、それに従うこと(つまり、その理由に基づいて行為すること)までは要求されないので、常識的な遵法理解との齟齬はない。第二の批判に対しては、ラズは排除理由が全依存理由を排除する以上、(行為決定において)理由は二重勘定されないこと、(実際に行為する場面では)理由に一致する行為をするだけで十分である以上、依存理由に従ってもよいこと、これら二つの文脈をエッセートが誤解していると反論した。

第8章「排除理由とルール」では、M. S. ムーアによる排除理由の正当化解釈批判を検討する。ムーアは、二階理由の存在を認めず、道徳的に正しい行為は、一階理由の比較衡量によって決まるとする立場を採る。ムーアは、排除理由を、道徳的に正しい行為を決める実践的推論に表れる二階理由だと解釈したうえで、排除理由が道徳的に正しい行為の決定に寄与する一階理由を排除すると、本当は正しくない行為が、正しい行為だとして提示されうるとして批判する。このような批判に対して本章では、行為の合理性に関心をもつラズと、行為の道徳的正当性に関心をもつムーアの間で議論のすれ違いがみられながらも、ムーアのように一階理由の比較衡量を法の適用の場面にまで及ぼす立場は、ルールの性質を適切に捉えられない点で問題があることを示す。

第9章「ジョセフ・ラズの規範の理論」では、ラズが『法体系の概念』(1970)で主張していた規範の理論である影響力説から、『実践理由と規範』(1975)で提示した規範の排除説への変遷をたどる。『法体系の概念』で提出された規範の影響力説は、その難解さと合わせて、『実践理由と規範』で「排除理由」というその後のラズの実践哲学における最重要概念が提示されるや否や放棄されたせいもあって、顧みられることがなかった。これら二著の比較を通して、ラズの規範理解がどのように変化していったかをたどり、次の5つのことが明らかになる。第一に、『法体系の概念』での行為理由理解が、行為を動機づける理由と捉えられているのに対して、『実践理由と規範』ではすべき行為の理由として理解され、特に排除理由が導入されたこと。第二に、(命令)規範分析の観点として、『法体系の概念』では行為者の観点が重視されるのに対して、『実践理由と規範』では権威者(発令者)の意図が重視されていること。第三に、義務賦課法(または命令規範)を行為理由と理解するときに制裁の役割が後退したこと。第四に、権能や権能を行使する行為といった概念が明確に定義されたこと。第五に、『法体系の概念』では許可法は禁止法の不存在と定義され、行為を指導しないもの(つまり規範ではない)とされていたが、『実践理由と規範』では、一定の結論的理由を無視してよい排除許可の概念が導入され、許可が実践的推論で重要な役割を果たすことが認められ、規範として位置づけられたこと。

第1部 行為理由の論理学の全体像

第1章 ジョセフ・ラズの行為理由の論理学

I 行為理由論とは何か

序論で指摘したことだが、ジョセフ・ラズが行為理由 (reasons for action) に関する研究に基づいて権威論、法実証主義理論などの自身の実践哲学上の主張を展開しているということを度外視して、多くの論者はラズの哲学を批評している。本章の目的は、ラズの法理論をその基礎にある行為理由論に遡って検討するための予備的作業として、彼の行為理由論の特色を浮き彫りにすることにある。ここでは、ラズが行為理由について論じた著書『実践理由と規範』¹の特に第一章を中心に

¹Joseph Raz, *Practical Reason and Norms* (2nd ed., Oxford University Press, 1999), 以下、注記で述べたように、本稿全体を通して *PRN* と略記してその引用参照箇所を示す。

【*PRN*の版問題について】*PRN*には1975年版 (Hutchinson & Co.)、1990年版 (Princeton University Press)、1999年版 (Oxford University Press)がある。それぞれ出版社が異なっているが、重要な差異は、1990年版と1999年版には「第2版への補遺」が付されていることである。私は1990年版と1999年版の内容と丁付けが同じであることから、どちらも第2版とと思っていたが、最近、L. H. Meyer, S. L. Paulson, and T. W. Pogge (eds.) *Rights, Culture, and the Law—Themes from the Legal and Political Philosophy of Joseph Raz* (Oxford University Press, 2003), p. 275 以下に掲載されているラズの著作一覧から1999年版が第3版として一部の論者に認識されていることを知った。*PRN*の1999年版の奥付では、1999年版は This edition とされており、何版なのか分かりにくい。ラズ自身は、彼の著書 *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press, 2009), pp. 15, 38, 315 等、あるいは *Between Authority and Interpretation* (Oxford University Press, 2009), pp. 5, 29, 100 等で、1999年版を第2版として参照しているので、私はそれに従っている。その一方で、*The Authority of Law* p. v やラズの著書 *From Normativity to Responsibility* (Oxford University Press, 2011), pp. 7, 14, 150 等では1999年版は current edition と表記されている。ちなみに、ラズが自身のウェブサイトで掲載している著作一覧では、*PNR*の版情報は載っておらず、(Oxford: OUP, 1999) となっている。前述の通り、各版はそれぞれ異なる出版社から発行されているので、この表記でも各版の区別はつく。

*PRN*の他にラズが「理由」について論じている著書として、*Engaging Reason: On the Theory of Value and Action* (Oxford University Press, 1999), *From Normativity to Responsibility* (Oxford University Press, 2011)がある。またラズの実践哲学に関する論文集として、R. Jay Wallace, Philip Pettit, Samuel Scheffler, and Michael Smith (eds.) *Reason and Value: Themes from the Moral Philosophy of Joseph Raz*

取り上げ、ラズの行為理由論の端初を明らかにしたい。

ラズは「〔規範理論（すなわち、人々がすべきことに関心をもつ理論）に属するすべての概念の統一的）論理の最重要部分は、義務論理学ではなく、行為理由の論理学²である……。』（*PRN*, 13, []は大上による補足である。以下同様。）と述べ、自身が取り組むべき作業を行為理由の論理学の構築であるとしている。ラズは規範性を *reason* によって分析する哲学者（集団）を 1970 年代——*ought* の *reason* 分析の最初期であると思われる——から現在に至るまで率いており、現在のメタ規範性の研究分野における立場としては、ある種の（規範的）実在論に分類されている³。本章では、あまり知られていないラズの行為理由論について、その特徴を明らかにするとともに、特に排除理由がどのようなものであるのかを明確にすることを目標としている。

II 行為理由の概念

(1) 行為理由は事実である

我々が行為理由に言及するのは、人の行為を説明し、評価し、または指導 (*guide*) するときであることが多い。例えば、私が昼食にサンドウィッチを食べたとする。誰かになぜサンドウィッチを食べたのかと問われたら、お腹が減っていたからとか、店にサンドウィッチしか売っていなかったからなどと答える。これは理由を述べることによって、自分がした行為を説明する例である。ラズによると、何が理由であるのかに対する答えとして、言明 (*statement*)⁴、信念 (*belief*) あるいは事実 (*fact*) といったものを挙げられるが、これらは同一視ないし混同されてきた (*PRN*, 16)。私がサンドウィッチを食べる（または食べた）理由は、「お腹が減っていた」という言明なのか、それともその事実なのか、あるいはそのように私が思っているという信念なのか。ラズはこの中か

(Oxford University Press, 2004)がある。

²行為理由の「論理学」と言っても形式論理学を意味するのではない。ここでの論理学とは実践的推論の体系というほどの意味である。私の知る限りラズは“the logic of reasons for action”という表現を本文の引用箇所以外では用いていないし、ラズの理論を指してこの表現を使っている論者を見たことがない。それでも、私はこの「行為理由の論理学」という表現がラズの実践哲学の基礎理論を一言で表すための恰好の表現であると思う。だから、本稿では一貫してラズの実践哲学構想を示すときには、「行為理由の論理学」という表現を使用している。

³Stephen Finlay, “Recent Work on Normativity”, *Analysis Reviews*, 70 (2) (2010), pp. 331-346, at 335.

⁴この“statement”は命題 (*proposition*) や文章 (*sentence*) とほぼ同じ意味であると思われる。

ら事実こそ行為理由だと主張（または定義⁵）する。

それでは、なぜ行為理由は言明や信念ではないのだろうか。ラズによると、行為理由を言明だとする見解は、行為理由が現れる実践的推論が、論理分析に服することから、同様に論理分析に服する言明こそが行為理由なのだという発想に由来する。しかし、私が傘をもっていく理由が、「雨が降っている」という言明だとしたら、どこか不自然な感じがするとラズは言う（*PRN*,17）。ラズはその理由を述べていないが、次のように考えることができる。仮に言明が行為理由であるとすれば、それは少なくとも真なる言明の場合に限られる。真なる言明は事実を表すから、事実こそが行為理由にとって重要なのだとラズは考えたのであろう。

いずれにせよ、その傘をもっていく理由は、雨が降っているという事実か、私がそう信じているという信念であるといったほうが自然に見える。実際、事実と信念のどちらが行為理由であるのかを判断するのは難しいとラズは言う。その理由は、どちらも行為の説明として実際に使われているからである（*PRN*,17）。しかし、ラズの主張は、信念が行為理由である場合もあるが、すべての行為理由が信念であるとみなすのは間違いだ、というものである。行為理由は行為を指導する

（guide）ために使われる。人々のすべき行為を指導する（guide）のは、事実であって、人々が事実だと信じていることではない。（以下で、法やルールが理由であるという表現が出てくるが、正確には、法（またはルール）が存在するという事実が、それが指示する行為をする理由である、ということである。本稿でも、ラズに倣って、端的に法、ルール等が理由であると表記していく。）

ここで重要なのは、ラズが「行為理由」をいかなる意味で「理由」であると考えているかを理解することである。すなわち、「行為理由」によって理由づけられるものは、行為者が実際に行った行為ではなく、行為者がすべき行為だということである。ラズは行為理由が、すべき行為を「指導する（guide）」と言う。したがって、ここで問題にされているのは、人々がすべき行為を指導する（guide）のは、事実なのかそれとも信念なのか、ということである。

ラズによれば、信念は「すでにした行為」を説明するために使われるが、「すべき行為」を指導する（guide）のは、事実であって、事実に対する信念ではない。このことは次のように説明される。

例えば、Aが友人に会いたいとしよう。そして友人に会うために友人のところへ行く必要がある。Aがすべき行為を指導する（guide）のは、「友人がそこにいる」というAの信念ではなく、「友人がそこにいる」という事実である。「友人がそこにいる」という事実は、Aがそこに行くべき理由である。反対に「友人がそこにはいない」という事実は、Aがそこに行くべきでない理由であ

⁵以下、本稿では非常に多くの定義が登場する。ラズが述べることは、あたかも何らかの実態があったり、世界を記述するようなものに見えたりすることがあるが、単に定義——または世界の見方——を提案しているだけであるということに注意されたい。

る。他方で、Aが実際にした行為を説明する理由は信念である。友人がそこにはいないにもかかわらずAがそこに行ったのは、Aが「友人がそこにいる」と信じていたからである（PRN,17）。

このような考えからラズは、「規範的に意義がある〔すなわち、すべき行為と関連をもつ〕のは、事実として理解された理由だけである。それ〔つまり、事実として理解された理由〕だけが、何をすべきかを決定する」（PRN,18-19）と主張（というよりは定義）する。

注意すべきことに、ラズが用いる「事実」は普通よりも広い意味をもつ。ラズは「事実」を、それによって真である言明が真であるところの事実、またはそれによって正当化される言明が正当化される場所の事実を意味する。「～ということは事実である」形式の文によって語られる事実は、価値をも含むのである。例えば、「人間の生命は最高の価値であるということは事実である」によって述べられる「人間の生命は最高の価値である」もまた事実である（PRN,17-18）。

これが、ラズが他の倫理学者によってある種の（規範的）実在論者として分類されるゆえんである⁶。これは、命題の真偽が、世界を構成する事態との対応によって決まるという意味でのいわゆる対応説のような立場であるが、ラズは「事実」を広く理解しているのである。この事実には当為文が表す事実も含まれる。

以上をまとめると、ラズが用いる「行為理由」という概念は、実際に行われた行為を説明する理由ではなく、すべき行為をする理由を意味していることが明らかになった。以下でみる理由の様々な区別においても、ラズの関心が、人々が実際に行った行為をいわば心理学的に説明することではなく、人々がすべき行為を指導する理由にあるということを記憶しておこう。したがって、以下で本稿を通して頻出する「xがφする理由」という表現は（断りがない限り）、「xが実際にφした理由」ではなく、「xがφすべき理由」、「xがφすることを支持する理由」であるということに注意されたい。

（2） 発効理由（operative reason）と補助理由（auxiliary reason）

どんな事実でも、行為理由になるわけではない。ラズは、行為理由となりうる事実を、それ自体で行為を指導する「発効理由」と、発効理由と一緒にすることで初めて行為を指導することができる「補助理由」とに区別する。

ラズは、発効理由を「……その理由〔が存在すること〕に対する信念が、〔それが理由であるような事実がある世界に対する〕実践的批判的態度（practical critical attitude）をもつことを含意する」（PRN,33）ような理由だと定義する⁷。ラズによれば、ある人（x自身を含む）が「xはφす

⁶前掲注3参照。

⁷ラズは「ある理由を発効理由と呼ぶための必要十分条件は、その理由に対する信念が実践的批判的態度をもつことを含意することである」（PRN,33）と述べている。

べきである」という当為文（が表す事実）を信じているときに、その言明と一致したり、違背したりする行為に対して、その人は一定の批判的態度をもつ。この批判的態度は、行為や事実、人物などに対する信念、態度、感情などに現れる⁸。この態度に加えて、さらに人は「世界の諸相に向けられた批判的態度」をもつ。この「世界に対する追加の態度」をラズは「実践的批判的態度」と呼ぶ（*PRN*,32）。

例を用いて説明しよう。私（*x*自身を含む）が「*x*は約束を守るべきである」と信じているなら、私は*x*が約束を守ることに對して是認の態度をとり、または*x*が約束を破ることに對して否認の態度をとる。規範的実在論者とされるラズの主張のポイントは、そのような行為が行われる（つまり、約束をしたという理由に基づいて実際に約束が果たされるような）世界そのものに対しても是認の態度が示されるということにある。これが、ラズが言う実践的批判的態度である。「〔*x*が〕 ϕ する理由〔であるような事実*p*〕が存在すると信じることは、〔そのような理由に基づいて行為が行われるような世界に対する〕実践的批判的態度を含意する。このことは、たとえそれ〔理由*p*〕を覆す別の理由があると信じているとしても、そうである」（*PRN*,32）。実践的批判的態度についてラズが挙げる例を見てみよう。

例1

発効理由：ジョンはジェイムズを傷つけたい⁹。

補助理由¹⁰：ジェイムズにある出来事を思い出させると、ジェイムズは傷つく。

結論：ジョンがジェイムズにある出来事を思い出させる理由がある。

（*PRN*,33）

ジョンがジェイムズを傷つけたいという事実が、ジェイムズを傷つける理由であるとジョンが信じているとき、発効理由の定義上、ジョンはそのような理由に基づいてジェイムズを傷つけるという行為をする世界に対する実践的批判的態度をもつ。

注意すべきことに、実践的批判的態度は、必ずしも道徳的な意味での是認の態度ではない。だから、すべき行為の理由は必ずしも道徳的理由ではないということになる。ラズは実践的批判的態度が道徳的な意味での是認の態度である場合に、行為理由が道徳的理由になると考えている（*PRN*, 32-33）。

次に補助理由の説明に移ろう。補助理由は、行為理由であるが「発効理由ではない理由」

⁸これはH.L.A.ハートが言うルールの内面的観点（internal point of view）とほとんど同じものである。H.L.A. Hart, *The Concept of Law* (3rd ed., Oxford University Press, 2012), pp. 88-91.

⁹ラズが欲求文と当為文を同値とみなしていることは、後述する。

¹⁰補助理由については後述する。

(PRN,33)である。補助理由は実践的推論において様々な役割を果たす。ラズは補助理由の例として「特定理由 (identifying reasons)」(PRN,34)と「強さに影響を与える理由 (strength- (or weight-) affecting reasons)」(PRN,35)を挙げている。次の例は、補助理由が、する理由がある行為が具体的にはどのようなものであるのかを特定する役割を果たすものである。

例2

発効理由：私はxを助きたい。

補助理由：xに400ポンドを貸すことが、xを助けることになる。

結論：したがって、私はxに400ポンド貸す理由をもつ。

(PRN,34-35)

ラズは、「私がxを助きたい」という欲求を表す前提から、「私はxに400ポンド貸す理由を持つ」という理由文(=当為文)を結論として導き出している¹¹。注意すべきことに、ラズは「 ϕ すべきである」と「 ϕ する理由がある」を同値としている¹²。ここではラズは「 ϕ したい」と「 ϕ する理由を持つ」を同値としている。「xが ϕ する理由を持つ」は「xが ϕ する理由がある」と同値であるか、または「xが ϕ する理由があり、かつxはそれを知っている」ということを述べるために使われるとラズは述べている (PRN,21)。この選言の前者をとれば、「xは ϕ したい」は「xが ϕ する理由がある」と同値ということになる。したがって、「xは ϕ したい」、「xが ϕ する理由がある」、「xは ϕ すべきである」はすべて同値ということになる。「xは ϕ したい」は「xは ϕ したいべきである (ought to want)」や「xは ϕ したくなるべきである」ではな

¹¹ ラズは発効理由および欲求について以下のように付言している。ほとんどの発効理由は、価値、欲求、利益のいずれかである (PRN,34)。(ただし、ラズの関心は規範(が存在するという事実)——これは価値ではない——が発効理由であることを示すことにある。規範については、本稿第2章で扱う。) 欲求と利益は価値ともみなされる。ラズは欲求と利益が主観的価値とよばれる場合、それらは他の(すなわち、客観的)価値とは以下の点で異なると言う。「もしpが(客観的)価値であるなら、すべての者がpを促進する発効理由をもつ」(PRN,34)というのが客観的価値の論理的原理(つまり定義)である。それに対して、主観的価値の論理的原理(定義)は「もしpがある人の利益であり、またはその人の望むことであるなら、彼の利益がpであるところの人やpを望む人がpを促進する理由がある」(PRN,34)ということである。「ある人の欲望や利益が、その人にとって発効理由であることは論理的真理〔つまり、定義〕である」(PRN,34)とする。本文の例2および後述の例3の推論の発効理由は、欲求言明で表されているから、いずれも主観的価値だということになる。

¹² すべて用語の定義ないしは世界の見方の提案であり、それが正しいか否かは別問題である。

く、単に「 x は ϕ すべきである」（これもラズの定義では「事実」）とラズはみなしているのがある。

例2では補助理由によって、 x を助けることになる行為が具体的に「400ポンド貸すこと」と特定されている。この例ではなぜ400ポンド貸すことが x を助けることになるのかに関する前提が省略されている。例えば、 x が400ポンドの借金をしており、返済期日が迫っているなどの事実が省略されているのだが、このような事実と合わせて、具体的行為が特定される。ラズは明言していないが、行為理由の論理学における実践的推論では、ほとんど自明と思われる前提や当事者間で共有されているような前提が省略されることに特徴がある。

また、例2の発効理由「私は x を助きたい」は、すでに触れたように、信念ではなく事実を表しており、発効理由の定義上、私が x を助ける理由に基づいて、私が x を助けるような世界に対する実践的批判的態度を私をもつということになる。

ラズは補助理由には、実践的批判的態度を、発効理由から結論へと移すことを正当化する機能があるとする（*PRN*,33）。例2では、 x を助きたいという事実に基づいて、 x を助けるような世界に対する実践的批判的態度が、補助理由による、すべき行為の特定を通して、私が x を助きたいと思っており、 x に400ポンドを貸すと x が助かるなどの諸事実に基づいて、私が x に400ポンドを貸すような世界に対する実践的批判的態度をもつ、ということが正当化される。

次の例の補助理由は、複数の理由の間で衝突（後述IV参照）が発生した際に、どの理由により重みがあるのかを決めるする手助けをする、強さに影響を与える理由である。

例3

発効理由：私はジムを助きたい。

補助理由（1）：ジムを助けることになる行為はAとBである。

（2）：私はそのうち一方しかできない。

（3）：Aをする方がBをするよりも（ジムにとって）利益になる。

結論：したがって、私はAをする理由をもつ。

（*PRN*,35）

この推論における前提（3）をラズは「強さに影響を与える理由」とあると言う。AをすべきかBをすべきか決めるとき、我々は「Aをすることがどんな善をもたらすのか」、「Bをすることの結果は何なのか」、「AをすることとBをすることのどちらがより利益になるのか」（*PRN*,35）に関する知識を必要とする。

ここでも注意すべきことに、例3の推論は論理的には正しくない。ラズは述べていないが、「より多くの利益をもたらす行為をすべし」や「利益を増進すべし」といった前提が例3では省略されており、この前提がなければ、すべき行為がAとBのどちらであるのか特定することはできない

のである。もし仮に「あまり利益をたらしめない行為をすべし」と仮定されているなら、例3の結論は「私はBをする理由をもつ」となる。

行為理由の論理学における実践的推論は、論理的に見れば正しくない。ところが、それは、我々が実際に行っている実践的推論が常に形式論理的に見て正しいというわけではないことや、多少前提が省略されていたとしても推論を理解できること、ラズはこのようなことを非論理的だと批判するのではなく、むしろ受け入れて、その各要素を概念的に整理しようとしているのである。

発効理由と補助理由(1)から、私はAをする理由とBをする理由を持つ。しかし、補助理由(2)のためAかBのうち一方しかできない。そのせいで、Aをする理由とBをする理由が衝突する。補助理由(3)は、省略されている前提「より多くの利益をもたらす行為をすべし」と共にAをする理由を、Bをする理由よりも強い理由にする。(3)は強さに影響を与える理由であるが、補助理由(1)～(3)はセットになって、すべき行為を特定するから、補助理由の根本的機能は、行為の特定ということになるであろう。その結論として、私がすべき行為はAだということになる、つまり、私はAする理由をもつ。

本節冒頭で指摘したことに戻るが、補助理由たる事実は、発効理由なしでは行為理由とならない。例3の推論で「ジムを助けることになる行為はAとBである」、「私はそのうち一方しかできない」、「Aをする方がBをするよりも利益になる」、そして述べられていない前提「より多くの利益をもたらす行為をすべし」は、どれも発効理由である事実「私はジムの助けたい」の存在を前提としなければ、すべき行為を指導することに寄与する事実とはならないのである。

(3) 完全理由 (complete reason)

(3-1) 完全理由と実践的推論

たいていの場合、我々は理由に関して申し分ないくらいに完全な言明をすることはない。理由について、何を話すか、どれくらい詳しく話すかは、聞き手が何を知っているか、何を知りたいかなどに関する我々の判断(assessment)に依存している。これが上述した例のように、本来は必要であるはずの前提が省略される理由である。上述の例3で「より多くの利益をもたらす行為をすべし」という前提が省略されていたように、我々のコミュニケーションでは話し手と聞き手が共有する前提は明確には述べられないということがよくある。行為理由について語る時、どの程度正確に述べられるかはコミュニケーションが行われる状況に依存し、その意味でプラグマティックな考慮によって決定される (PRN,22)。

ラズの行為理由論は——上で見たような発効理由および補助理由として主題化しない限り——完全理由だけを念頭に置いて論じられている。完全理由を定義するために、ラズが挙げる例を見てみよう。ジョンが駅に行く理由を問われたら、(1)「ジェイムズが駅に着くから」、(2)「ジェ

「ジェイムズは駅で出迎えれば喜ぶから」、(3)「ジョンはジェイムズを喜ばせたいから」、などと答える。上述のように、どれで答えるかはプラグマティックな考慮に依拠するが、「我々は三つの理由がひとまとまりになる (belong together)、すなわちそれらを組み合わせてはじめて、完全な理由言明に近づくと感じる」(PRN,23)。さらに続けて、(4)「ジョンはジェイムズと駅で会う約束をしたから」、(5)「約束は守らなければならないから」、(6)「友人を喜ばせなければならないから」、などと言うとする。ラズによれば、(1)、(2)、(3)、(4)は駅に行くことを支持するジョンが持つ理由の一部を述べる言明である。それに対して、(5)と(6)は、ジョンが駅に行く理由ではなく、「駅に行く理由」の理由である(PRN,23、下記の例4、5参照)。

ラズは「なぜ駅に行くのか」と問われて、(1)、(2)、(3)すべてで答えると、完全理由の言明に近づく感じがすると言う。それは、(1)、(2)、(3)がいずれも駅に行くことを支持する理由であるだけでなく、同じ実践的推論の部分だからである(下記例5参照)。それゆえに、(1)、(2)、(3)は同じ完全理由の部分となるのである(PRN,23)。

このことは以下の実践的推論によって示すことができる。

例4

(駅に行く理由の理由：(5)約束は守るべきである。)

発効理由：(4)ジョンはジェイムズと駅で会う約束をした。

補助理由：(1)ジェイムズが駅に着く。

結論：したがって、ジョンは駅に行く理由をもつ。

例5

(駅に行く理由の理由：(6)友人を喜ばせるべきである。)

発効理由：(3)ジョンはジェイムズを喜ばせたい。

補助理由：(2)ジョンがジェイムズを駅で出迎えればジェイムズは喜ぶ。

(1)ジェイムズが駅に着く

結論：したがって、ジョンは駅に行く理由をもつ。

例4、5において、発効理由(つまり、「駅に行く理由」)の理由は、発効理由ではない、ということに注意されたい。理由の理由、すなわち例4の(5)と例5の(6)は、「なぜジョンが駅に行く理由を二つもつのか」(PRN,23)を二つの別々の仕方で——一方は約束の観点、他方は友人を喜ばせるという観点から——説明するものである。

(3-2) 2種類の完全理由

ラズの完全理由に関する説明は非常にわかりにくいですが、ここでは発効理由と補助理由がそれぞれ完全理由とどのような関係にあるのかに分けて整理してみよう。

(3-2-1) 完全理由と発効理由

ラズは発効理由と完全理由の関係について以下のように述べる。「すべての完全理由が発効理由を含むということ、そして、すべての発効理由が何らかの行為の完全理由であるということは論理的真理〔つまり、定義〕である」(PRN,33)。ラズは、発効理由が即完全理由であり、それが行為理由であるところの行為の例として以下の三つを挙げている。

- a 「もし人を尊敬することが〔すべての人にとって〕価値であるなら、すべての人が人を尊敬する理由がある」。
- b 「もしジェイムズが ϕ する約束をしたら、ジェイムズは ϕ する理由を持つ」。
- c 「もしジェイムズが望むなら、彼の欲求の実現を促進するジェイムズにとっての理由がある」。

(PRN,33)

注意されたいのは、これらの言明が「もし~なら、 ϕ する理由を持つ(ϕ する理由がある)」形式の条件文だということである。ラズは、「通貨下落は財務大臣が為替管理を行う理由である」という文は、通貨下落があったという事実に言及しても使えるが、実際には通貨下落が起こらなかったとしても、「もし通貨下落が起こったらいつでも、それは財務大臣が為替管理を行う理由である」という文で言い換えることができるとする(PRN,20)。したがって、上の条件文で表された3つの例はそれぞれ、

- a' 「人を尊敬することが(すべての人にとって)価値である」という事実は、「すべての人が人を尊敬する」ことの発効理由かつ完全理由である。
- b' 「ジェイムズが ϕ する約束をしたという事実は、「彼が ϕ する」ことの発効理由かつ完全理由である
- c' 「ジェイムズが何かを望んでいる」という事実は、「彼がその実現を促進する」ことの発効理由かつ完全理由である。

とも表現できる。ラズは「pという事実はxが ϕ する理由である」と「pならば、xは ϕ すべきである」を互換的に使用しているのである。

(3-2-2) 完全理由と補助理由

補助理由たる事実は、完全理由の一部である場合にだけ、理由となる（ので、補助理由たる事実をいくら集めても、完全理由にはならない）。それゆえ、補助理由は発効理由——これ自体別の行為の完全理由である——と合わせて完全理由となる（*PRN*,25）。先の例2で説明すると、「私は x を助けたい」という事実——これは発効理由であり、それ自体「 x を助ける」完全理由である——と「 x に 400 ポンドを貸すことが、 x を助けることになる」という事実——これは補助理由であり、すべき行為を特定する——は合わせて、「私が x に 400 ポンド貸す」完全理由である。

したがって、ここまでの説明が正しいとすると、完全理由は2種類あることにある。一つは、何らかの行為の発効理由であるところの完全理由であり、他方は、発効理由と補助理由を合わせた、具体的に特定された行為の完全理由である。

(3-3) 完全理由の定義

以上は完全理由の例であるが、ラズは完全理由を以下のように定義する。

p という事実が、 x が ϕ する完全理由であるための必要十分条件は、

- (a) p という言明と x が ϕ するという言明の両方を理解する y （誰でもよい）にとって、もし y が p を信じるなら、 y は、 y が他にどんな信念を持っているかに関わらず、 x が ϕ する理由があると必然的に信じること、

または、

- (b) $R(\phi)p,x$ [すなわち、 p という事実は x が ϕ する理由である] が、完全理由である $R(\phi)q,y$ [すなわち、 q という事実は y が ϕ する完全理由である] を伴立する (entail) こと、である。

(*PRN*,24)

ラズはこの定義について詳しい説明をしていないが、選言肢のうち(a)の方が基本的であり、(b)は(a)に基づいている。

定義(a)の特徴は、行為者 x のほかに第三者 y が登場することである。すなわち、完全理由の必要十分条件は、 p と、「 x が ϕ する」という二つの言明を理解する y が、 p を信じているときに、「 x が ϕ する理由がある」と必然的に信じることである。理由文と当為文は同値なので、このとき y は「 x は ϕ すべきである」と信じている。また、完全理由は発効理由でもあるから、人が当為文を信じているとき、それに一致する行為に対する是認、逸脱する行為に対する否認などの批判的

態度をとることに加えて、当為文が表す事実を理由として行為が行われるような世界に対する実践的批判的態度をもつ。(これについては、既述本章Ⅱ(2)の発効理由の定義と、本章Ⅱ(3-2-1)の完全理由と発効理由の箇所を参照。)定義(a)で、行為者xではなく第三者yが問題となっているのは、単に行為者xだけが、pという事実がφすべき理由であると信じていても、完全理由にはならないという、行為理由の实在論の立場を示しているのだと考えられる。

定義(b)はこのような完全理由を前提とし、「pはxがφする理由である」ということから、「pとは別の事実qが、xとは別人yがφする、(a)の意味での完全理由である」(yは(a)に出てくるyとは無関係である。)が出てくるとき、pも完全理由である、と述べている。同じ行為(行為主体と結びつかない一般的行為)について別人の完全理由を導出する理由もまた、xの完全理由だと述べているのである。例えば、「xがyに出会ったという事実pはxがあいさつする理由である」が、「xからあいさつされたという事実qがyがあいさつする完全理由である」を伴立する場合には、pもまた完全理由であるということになる。(このときqは(a)により完全理由になる。それは、「あいさつされたら、あいさつし返すべきだ」と信じられているということの意味する。)

Ⅲ 排除理由の概念

(1) 排除理由の定式

ラズの行為理由論の一番の特色は、理由に階層を設けることである。ラズは、行為理由を一階理由(first-order reason)と二階理由(second-order reason)に分ける。一階理由は、行為する理由(a reason for φing, a reason to φ)と行為しない理由(a reason against φing, a reason not to φ, a reason to refrain from φing)である。二階理由は、ある理由で行為する理由(a reason for φing for a reason, a reason to φ for a reason)とある理由では行為しない理由(a reason against φing for a reason, a reason not to φ for a reason, a reason to refrain from φing for a reason)である。「ある理由では行為しない理由」が「排除理由(exclusionary reason)」である(PRN,39)。ラズは排除理由という観念を用いて様々な規範的概念の分析を提示している。

排除理由は「ある理由では行為しない理由」と定義されている。この定式中の「ある理由」を排除することによって、その理由が支持する行為をさせないこと、またはすべき行為の正当化理由として使用できなくすることが排除理由の機能である。

排除理由がどんな理由を排除するか——この排除理由の射程という論点は第7章で扱う——についてラズの記述はやや曖昧である。いくつか例を挙げてみよう。

- ① 「命令規範は……規範が指示する行為をする一階理由であり、かつ一定の衝突する理由では行為しない排除理由である」 (PRN,59)
- ② 「もし我々が〔助言者の〕助言に従うなら、我々は気づいている様々な衝突する理由を無視しなければならない。というのは、……単に助言者の判断を我々自身の判断と置き換えているからである」 (PRN,63-64)
- ③ 「命令者の態度は……命令を下したのだから、名宛人は他のすべての考慮を忘れるべきだ、というものである」 (PRN,84)
- ④ 「名宛人が〔内容が不適切な〕命令に従わない場合、命令者は名宛人を命令が不適切であると〔正しい〕評価を下したことについてほめるかもしれない。しかしそうだとすると、命令者は、自分の意図は、名宛人が命令に従い、衝突する理由を無視することだ、と主張する」 (PRN,84)
- ⑤ 「裁判所は法的ルールに基づいて他の衝突するすべての理由を排除して諸個人に判決を下す」 (PRN,144)
- ⑥ 「すべての二階理由は、自分の判断で行う理由であるか、自分の判断では行為しない理由である」 (PRN,197)

他のすべての理由を忘れること、衝突する理由を無視すること、自分の判断を助言者の判断に置き換えること、これらの表現はどれも排除理由が排除する理由を表している。ラズが好む定式は①、②、④、⑤に登場する「衝突する理由では行為しない理由」である。だが、排除理由の定式化として最も正確なものは、③「他のすべての考慮」を排除するというものである(本稿第7章参照)。

①から、 ϕ せよという命令が、 ϕ する一階理由と排除理由の組み合わせとみなされていることがわかる。ここでの排除理由は「命令以外の理由では行為しない理由」であり、命令以外の他のすべての考慮を排除することを意味する。この「命令以外の理由」の中に、他の衝突する理由、衝突する考慮、自分の判断等が含まれ、排除されるのである。だから、 ϕ せよという命令が下され、命令だからという理由に基づいて(その結果、命令以外の理由には基づかずに) ϕ する場合、命令に従ったということになる¹³。

ところで、 ϕ せよという命令と衝突する理由は、 ϕ しない理由のことである。命令を①のように「一定の衝突する理由では行為しない」排除理由と理解する場合には、 ϕ する理由は排除されない

¹³理由に「従うこと」(と「一致すること」)が意味することは本稿第7章で扱う。

ことになる。この場合、命令に基づかずに、（その命令を正当化するような） ϕ する理由に基づいて行為することが認められることになる。他方で、命令を「命令以外の理由では行為しない」排除理由と理解する場合には、 ϕ しない理由だけでなく、（この命令以外の） ϕ する理由——命令を正当化する理由——も排除される。この場合、 ϕ する理由が命令を正当化するものであったとしても、それに基づいて行為することは認められなくなる。一般に法は従う理由を問わないから、法が ϕ せよと命じている場合に、どんな理由であれ ϕ していればよい。換言すると、 ϕ しない理由に基づいて行為しないならそれでよいのであるから、ラズは排除理由を不正確に「一定の衝突する理由では行為しない理由」として使っているのであろう。

②と⑥では排除理由が「自分の判断に基づいては行為しない理由」として理解されている。（②と⑥とは文脈がやや異なるが）排除理由（法、命令、約束等）が排除する理由の典型例は、行為者の（勝手な）判断、特に法や命令、約束が求める行為とは別の行為をしようという行為者自身の判断である。このことを強調するために、排除理由をやや不正確に「自分の判断では行為しない理由」と表記することがある

以下、本稿でもラズに倣って排除理由を「衝突する理由を排除する理由」、「反対の理由を排除する理由」等のように不正確に表現することがあるが、それらは、法（命令、約束など）が問題となる場面での排除理由、すなわち「法（命令、約束）以外の理由では行為しない理由」（で排除される理由）の一例であると理解していただきたい。

（２） 排除理由を使った実践的推論の例

以下では、ある事実を排除理由とみなして実践的推論をする者の例としてラズが挙げるものを４つ取り上げる。排除理由とひとことでも言っても様々なものがあるのでいくつか例を用いて、排除理由が具体的にはどのようなものであるのかを確認してみよう。

A 一階理由と結びつかない排除理由

最初に取り上げるのは、一階理由とは結びつかない排除理由である。 ϕ せよと命じる法を「 ϕ する」一階理由と「この法以外の理由では行為しない」排除理由の結合物（すなわち、保護された理由（protected reason for action）¹⁴）であるとラズはみなしているが、以下の例１、例２は保護された理由とならない排除理由の例である。

¹⁴ 保護された理由については、Joseph Raz, “Legitimate Authority” in *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press, 2009), pp. 3-27, at 18 参照。以下、LA と略記して、本文および脚注でその引用参照箇所を示す。

例1 父親が息子に対してする「母親の言うことを聞くな」という指示

両親が息子に対して権威をもつ（つまり、両親の発言を息子が行為理由として受け取る）場合、息子に対して、母親の言うことに従えという父親の指示は「ある理由で行為する理由」（肯定的二階理由）、すなわち「母親の指示という理由に基づいて行為する理由」である。それに対して、父親が息子に対して母親の言うことを聞くなと言った場合、それは「母親の言うことを理由にして行為しない理由」（否定的二階理由）、つまり排除理由である（LA,17）。

息子が外出時にコートを着るかどうか決めるという場合を考えてみよう。コートの見た目がダサイという事実は、息子はそのコートを着ない一階理由である。このとき、母親が外出時にはコートを着るように息子に言ったとすると、その指示（コートを着る一階理由）と、息子がコートを着ない一階理由は衝突する。しかし、父親が息子に対して母親の言うことを聞くなと指示していたら、コートを着ない理由は父親の指示によって間接的に補強される。なぜなら、父親の指示は、行為（コートを着ること）に反対しているのではなく、行為の理由（母親の指示）に反対しているだけだからである。だから、もし母親がコートを着ないように指示していたら、父親の指示は、その指示に反対することによって、コートを着ることを間接的に補強することになる（LA,17）。したがって、父親の指示は、母親が息子に対して一定の内容を持った指示をするまで、具体的な行為を要求しないのである。その結果、父親の指示は保護された理由とはならない。保護される一階理由がないからである。

（例1を下記例4と比較されたい。例4でジェレミーが上官から受けたバンを徴用せよという命令が保護された理由であるのとは違って、父親が息子に対してした母親の言うことに従うなという指示は、「保護された理由」ではなく、単なる排除理由、すなわち「母親の指示という理由に基づいて行為しない理由」である。なぜ父親の指示が「保護された理由」にならないのかをラズは説明していない。上述したように、私の理解では、「母親の言うことを聞くな」という指示では、いかなる行為をしてはならないのかが特定されていないから、保護対象をもたないのである。息子が父親から受けた指示は、すべき行為についての具体的な内容を伴わない。行為が何であれ、母親が言ったことには従うなと言うのであるから、母親が具体的な指示をするまで、すべき行為の内容がはっきりしないのである。これがジェレミーに対する上官の命令と父親の指示の違いである。）

例2 判断者の精神状態

アンは友人から投資話を持ちかけられた。投資するかどうか今決めなければならないが、アンはその日かなり疲れており、投資すべきかどうか考える余裕がなかった。アンは疲れていることを理由に、その投資を断った（PRN,37）。

この事例で、アンが疲れているという事実は、投資すべきか否かとは無関係である。つまり、アンが疲れていることは、投資に賛成する理由でも、反対する理由でもない。しかし、アンが疲れていることは、投資すべきかどうかの一階理由の比較衡量に基づいて行為する（投資する）ことに反対する（排除）理由である。

アンは自分が疲れているという事実を、自分の判断では行為しない排除理由とみなしている。ところが、ここで注意すべきことがある。ここでの排除理由には次の2通りの理解の仕方がある。すなわち、アンの排除理由は、第一に、投資する理由と投資しない理由の比較衡量（の結果、投資すべきと判断したこと）に基づいて投資すること、をしない理由であるかもしれないし、第二に、投資する理由と投資しない理由の比較衡量に基づいて投資しないこと、をしない理由であるかもしれない。アンは疲れているせいで、投資すべきかどうかに関する理由の比較衡量判断を誤る可能性が高いので、間違ふ可能性が高い行為はしない方がよいという暗黙の前提と併せて、投資しないと判断しているのである。

ここでのポイントは、排除理由は、行為を直接に支持したり、反対したりしないということである。排除理由は、行為の理由を排除することによって、間接的に（排除された理由が支持する）行為に反対するというだけなのである。

B 一階理由と結びつく排除理由

例3 約束

コリンには妻と息子がいる。コリンは妻との間で、息子の教育に影響を与えるどんな決定も息子の利益になるようにしなければならず、その他の理由は無視しなければならないと約束した。コリンは仕事をやめて作家になりたかったが、そうすると、収入が不安定なり、息子をパブリックスクールに通わせることができない（*PRN*,39）。

この例では、息子をパブリックスクールに通わせることが、息子の利益になると仮定されている。コリンが妻と約束したという事実は、息子をパブリックスクールに通わせるべきかどうかとは直接的な関係がない。コリンは、約束したという事実を、ある理由（＝息子の利益に反する考慮）に基づいては行為（＝息子の教育に関する決定）をしない排除理由とみなしている。

注意すべきことに、コリンがした約束は、その内容の中に、一定の理由を考慮しないことが含まれているために、この約束が排除理由であるのは、その内容のおかげであるようにみえる。しかし、ラズの意図は、約束は、その内容にかかわらず、即排除理由なのだということにある。

もう一例挙げて説明しておこう。xが友人yと休日にカフェで会うという約束をしているとする。xには家族がいるので、たまの休日には一家団らんを楽しむべきであるとしても（家族と過ごすこ

とは即 y とカフェで会うことができないことである)、 x と y による約束がそのような考慮を排除する。つまり、約束（という理由）以外の理由では行為しない排除理由である。

また、正確には、約束したという事実は、約束したことをする一階理由であり、かつ約束以外の理由では行為しない排除理由の組み合わせ、つまり「保護された理由」としてラズは分析する。ここで「保護された」というのは、排除理由が、約束以外の理由を排除することによって、約束したことをする理由が（排除された、対立する理由から）守られるという意味である。

例4 軍隊での上官の命令

ジェレミーは軍隊で働いている。ジェレミーは上官からある商人の自動車のバンを徴用することを命じられた。ジェレミーはバンを徴用すべきでないと思ったが、上官から言われたので、命令に従った（*PRN*,38）。

上官が命令したという事実は、バンを徴用することの良し悪しとは直接の関係がない。しかし、ジェレミーは、上官が命令したという事実を、命令以外の理由では行為しない理由とみなしている。だから、ジェレミーは、自身の判断ではバンを徴用すべきでないと思ったにもかかわらず、自分の判断に基づいては行為しなかったのである。

例3の約束と同様に、命令もまた「保護された理由」である。 ϕ せよという命令は、 ϕ する一階理由であり、かつ、命令以外の理由では行為しない排除理由である。つまり、上官がジェレミーにバンを徴用するように命令したという事実は、ジェレミーがバンを徴用する一階理由であり、かつ、命令以外の理由（その一例が、ジェレミー自身の判断）では行為しない排除理由である。「保護された」というのは、排除理由が、衝突する（ ϕ しない、バンを徴用しない）一階理由を排除してくれるおかげで、（ ϕ する、バンを徴用する）理由に基づいて行為できるという意味である。

以上、排除理由の4つの例を確認してきた。ラズを批判する倫理学者は、排除理由に基づく推論を、「何人も、全ての事情を考慮して、一階理由の比較衡量に基づいてなすべきことをすべし」（*PRN*,36）という“all things considered”型の実践的原理に基づいて非難する。

この原理によれば、アン、ジェレミーそしてコリンはそれぞれが置かれた状況における行為の諸理由の比較衡量をしなければならない。なぜなら、実践的原理は我々に様々な事情を考慮し何をすべきかを決定することを要求し、そうすることによって我々は状況に応じた最善の行動がとることができるからである。アンは投資すべきかどうかに関して、ジェレミーはバンを徴用すべきかどうかに関して、コリンは息子をどの学校に通わせるべきかについて、すべき行為に関する諸理由の比較検討することが要請されているのである。

しかし、彼らはそれぞれが置かれた状況で「一定の理由（の比較衡量の結果）に基づいて行為しない理由」すなわち排除理由をもつと考えている。アンは自分がひどく疲れているという事実を、

頭を使いたくなく、投資すべきかどうかに関する諸理由を検討しても自分の判断に信用を置けないような状態であるとして、それ自体は投資すべきか否かに関係ないが、そのような理由の衡量に基づいては行為しない理由とみなしている。ジェレミーは軍に所属しているという事実を、上官の命令以外の理由では行為しない理由とみなしている。コリンは妻と約束したという事実を、約束以外の理由では行為しない理由とみなしている。疲労も命令も約束も、行為の良し悪しとは関係がないから、一階理由の比較衡量の秤の上に載らないものであるにもかかわらず、実践的推論で重要な役割を担う。ラズはここに着目し、これらの意義が、一定の理由を排除するという、“all things considered”型の実践的原理が捉えられない特徴をもつことにあるとする。この実践的原理が一階理由しか認めないのに対して、排除理由（疲労、命令、約束）は二階の理由になるからである。

このように、ラズは二階理由を実践哲学の領域に導入し、上記の実践的原理を「何人も、全ての事情を考慮して、負けていない理由に基づいて常に行為すべし」（*PRN*, 39）と修正するのである。

まとめよう。排除理由は「ある理由では行為しない理由」と定義される。それは、行為しない（一階）理由と違って、行為に反対しているのではなく、行為の理由に反対するものである。だから、排除理由はそれ単体ではいかなる行為も直接的には支持も反対もせず、行為を指導することがない。例2のアンが疲れているという事実を排除理由とみなしたとしても、それは、投資する理由と投資しない理由の比較衡量に基づいて投資しないことをしない理由であるのか、理由の比較衡量に基づいて投資することをしない理由であるのかは分からなかった。

また、排除理由は（バンを徴用する命令のような）具体的な指示内容を伴う場合には、保護された理由となり、対立する理由を排除することで、それをする一階理由を保護する。他方で、（母の言うことを聞くなという父の指示のように）具体的に特定された指示内容を伴わない場合には、単なる排除理由となる。指示の具体的な内容がなければ、何をすべきか決まらず、行為を指導できないからである。

「pという理由ではφしない理由」に従うために、行為者はφしないか。p以外の別の理由でφすればよい（*PRN*, 39）。そうすると、母親の言うことを聞くなという父親の指示はほとんど何も排除しない。母親が息子に何と言おうとも、息子は母親を無視して勝手に行為すれば、p以外の理由でφしたという意味では、父親の指示（排除理由）に従っているのである。父親の指示は母親が言ったことしか排除できないから、息子は父親の言うことを聞いて（母親の言うことを無視して）いたとしても、息子には考慮できる理由はまだ多く残っているのである。つまり、母親の言うことを聞くなという父の指示は、具体的にどのような行為をすればよいか分からないだけでなく、排除される理由の量も少ない。

他方で、ジェレミーが上官から受けた、バンを徴用せよという命令は、バンを徴用しない理由のほとんどすべてを排除する。その結果、ジェレミーには考慮すべき理由は、上官からの命令以外にはほとんど残っていないのである。

付言すると、アンの精神状態もまた排除理由ではあったが、それをラズは保護された理由としては説明していなかった。アンがすべき行為は、投資するかしないかという二者択一であるのに対して、母の言うことを聞くなという父の指示を受けた息子がもつ行為の選択肢は、上述のように多く残っている。アンは結局投資をしないことに決めたが、ある理由では行為しない排除理由に従うためには「別の理由で行為する」という選択肢もあり、例えば、専門家の助言に基づいて行為することによって、自分の判断では投資しない排除理由に従う可能性も残っているのである。

IV 理由の衝突

(1) 理由の衝突と理由の強さ

ラズの行為理由の論理学の重要な特徴として、「理由の衝突」を認める立場だということを挙げることができる。ある理由が、それと反対の理由と衝突するかどうかは自明ではないのである。お腹がすいているという事実は、食事をすることを支持する理由であるが、ダイエットしているという事実は、食事をしない理由であり、互いに衝突するよう見える。理由が衝突するかどうかは、理由言明がなされる時、それが(暗黙の)例外を含むものとみるかどうかによって依存する。理由言明が、常に明示されない例外を伴うものだとすると、お腹がすいているという事実は、「特段の事情がない限りで」、食事をする理由である、というように留保がつく。このように理由言明を理解すると、理由は衝突しないのである。

しかし、ラズはこのように考えない。ラズは、理由を衝突するとみなすべき根拠を提示していないが、次のように考えることができる。前段落の例で、ダイエットしているという事実は、特段の事情に当たるのだろうか。当たるとすればそれはなぜなのだろうか。理由の衝突を認める立場であれば、食事をする理由(おなかが空いていること)と食事をしない理由(ダイエット中であること)とを比べて、後者がより重みをもつ場合に、特段の事情だと判断できる。他方で、理由の衝突を認めない立場では、以上のようなプロセスが明示されず、例外がいきなり提示される。理由の衝突を認めない立場は、何が「特段の事情」に当たるのかの判断がブラックボックス化するのに対して、衝突を認める立場では、「特段の事情がなければ」の判定が理由の比較衡量として表れるのである。

それでは、ラズが理由の衝突をどのように理解しているのだろうか。まずはラズによる理由の衝突の定義を確認しよう。

理由の衝突の定義

(1) x と ϕ に関して、 p と q が厳密に衝突するための必要十分条件は、 $R(\phi)p, x$ と $R(\neg \phi)q, x$,

すなわち p が x が ϕ する理由であり、かつ、 q が x が ϕ しない理由であることである。

(x は行為者、 ϕ は行為を表す動詞、 p と q は理由たる事実を表す。以下同様。)

- (2) x と ϕ に関して、 p と q が論理的に衝突するための必要十分条件は、 p が p' を含意し、 q が q' を含意し、 p' と q' が厳密な意味で〔すなわち(1)の仕方で〕衝突することである。

ラズは理由の衝突時に、一方の理由が他方の理由に勝つ(defeat)場合を以下のように定義する。

一方の理由が他方の理由に勝つ場合の定義

- (3) x と ϕ に関して、 p [p は x が ϕ する理由である] が q [q は x が ϕ しない理由である] に勝つための必要十分条件は、 p と q が x と ϕ に関して厳密な意味で〔すなわち(1)の仕方で〕衝突する理由であり、 $R(\phi)p \& q, x$ [p かつ q は x が ϕ する理由] であって、 $R(\neg\phi)p \& q, x$ [p かつ q は x が ϕ しない理由] ではないことである。
- (4) 二つの衝突する理由のうち一方が他方より強いための必要十分条件は、一方が含意するすべての理由が、他方が含意する厳密に〔つまり(1)の仕方で〕衝突するすべての理由に〔(3)の仕方で〕勝つことである。

(以上 PRN,25-26)

ここでは、(1)と(3)に焦点を絞って解説しよう。(2)と(4)はラズの著作でもこの定義以外では登場しないからである(付言すると、ラズはある理由が別の理由を含意する場合についての説明を一切していない。)。 (1)は最も基本的な理由の衝突の定義である。ある一人の行為者 x について、 x が ϕ することを支持する事実 p と、 ϕ しないことを支持する事実 q があるとき、 p と q は x が ϕ するか否かについて衝突する。 x が今日宴会に参加するという事実は、 x が飲酒する理由である。他方で、 x が明日健康診断があるという事実は、 x が飲酒を控える理由である。これらの事実は、 x が酒を飲むべきか否かについて衝突する。

理由の衝突時にどの理由が勝つかは(3)によって定義されている。もっとも、ラズが提示している一方の理由が他方に「勝つ」場合の定義は、実質的なものではない。つまり、具体的にどのような場合にある理由がそれと衝突する理由に勝つかを知る手立てを教えてくれるものではない。(3)では、 ϕ することを支持する理由 p と ϕ しない理由である q が共に存在する場合(つまり、 p かつ q という連言が表す事態が成立する場合に)、その連言が ϕ することを支持するとき(かつ、 ϕ しない理由ではないとき)に、 p が q に勝つ、ということが述べられている。 x が今日宴会に参加する予定であり、かつ明日健康診断を控えているという連言が表す事実が、飲酒を控えることを支持する(かつ、飲酒することを支持しない)場合には、明日健康診断が受けるという飲酒を控える理由が他方の理由に勝つが、逆に当該事実が飲酒をすることを支持する(かつ、飲酒を控えること

を支持しない) 場合には、今日宴会があるという飲酒する理由が勝つ、と定義される¹⁵。(定義上自明のことだが、理由の衝突における互角判断は、一方が他方に勝つという場合ではないが、負けていないという場合ではあることには注意されたい。前述本章III(2)で排除理由を用いた推論の例を論じた箇所、「何人も……負けていない理由で行為すべし」という実践的原理をラズが打ち出していることを確認したが、これは理由衝突時の互角判断を排除していないということを意味する。)

ラズはこのような「勝つ」の定義によって「結論的理由 (conclusive reasons)」、「絶対的理由 (absolute reasons)」、「一応の理由 (*prima facie* reasons)」を定義する。

- (1) pがxが ϕ する結論的理由であるための必要十分条件は、pがxが ϕ する(取り消されなかった)理由であり、かつ、pに勝つようなqがないことである。
- (2) pがxが ϕ する絶対的理由であるための必要十分条件は、pに勝つ事実が存在しえないことである。すなわち、すべてのqに関して、qが存在し、かつqがpに勝つということが決してないことである。
- (3) 一応の理由は、結論的でも絶対的でもない理由である。

(PRN,27)

まずは、(1)結論的理由に関連する取消条件 (a cancelling condition) について説明しておこう。取消条件は、行為理由に従わなくてよい場合に関係する。上述のように、行為理由は、別の理由との衝突によって負けることがある。(ラズの定義からは明らかではないが、我々は理由の比較衡量において、勝った理由で行為すべきであり、負けた理由では行為すべきではないと想定されている。)ここでのポイントは、取消条件が満たされると、行為理由は衝突に負けたわけでもないにもかかわらず、それに基づいて行為しなくてもよくなるということにある。例えば、私が友人と会う約束をしたという事実は、約束を守る理由であり、かつ、約束に反する理由で行為しない排除理由である。約束の場所に向かって途中で大けがをした人に遭遇したという事実は、私が救急車を呼ぶ理由である。けが人に対応すると約束に間に合わないという場合、約束を守る理由と、けが人に対応する理由(すなわち、約束を守らない理由)とが衝突する。このとき、理由の比較衡量を行うとより重要な方の理由が勝ち、それに従うべきである。他方で、友人に事情を話して約束を撤回することもできる。その場合、友人が私を約束から解放したという事実は行為理由ではないが、約束

¹⁵理由の衝突の定義(3)は実質的なことを何も述べていないが、pかつqが ϕ を支持するのか、それとも $\neg\phi$ を支持するかを知るためには、そもそもpがqに勝るということを知らなければならないであろう。

を守る理由を取り消す。「取消条件による（行為理由の）取消は、理由の衝突とは無関係なので、理由の強さを反映しない」（PRN,27）。つまり、約束を守る理由が約束の撤回によって取り消されたからといって、救急車を呼ぶ理由の方が強い理由だということにはならないのである。ただ私は取り消された理由に基づいて行為しなくてもよいというだけなのである。

以上の取消条件による行為理由の取消を念頭に置きながら、結論的理由、絶対的理由、一応の理由の相互関係を確認しよう。

結論的理由は、既存の理由にだけ関わる。すべての結論的理由が絶対的理由であるわけではない。なぜなら、何らかの理由が存在しうるなら、その理由に勝つことができないかもしれないからである。ある理由が ϕ する結論的理由であるのは、 ϕ することを支持する全理由と、それに反対する全理由と、および関連するすべての取消条件とを考慮した場合に、 ϕ する理由が負けずに、そして取り消されずに、存在するときである（PRN,28）。

絶対的理由は、理由の強さや重みに関係し、それを覆すような他の理由が存在しえない理由である。すべての絶対的理由が結論的理由というわけではない。なぜなら、結論的理由の定義（1）から、結論的理由は取り消されていない理由を意味するからである。絶対的理由は理由の比較衡量において負けることはありえないが、取消条件によって取消されうるからである（PRN,28）。

絶対的理由でも結論的理由でもない理由が、一応の理由である。一応の理由は衝突の場面で比較衡量の対象として現れる理由を意味する。

確認してきたとおり、理由が衝突するかどうかは、定義の問題であった。それと関連して、ラズスの行為理由論では、理由は例外を持たないと定義される（PRN,187）。例外と思われるような事例は、単にその理由が適用されない事例である。我々は自身が結んだ約束を守るべきであるが、緊急事態の発生のためにそれが覆されるなら、それは緊急事態のような状況において約束を守る理由が存在しないからではなく、約束を守る理由を衝突によって負かす、より重みのある約束を守らない理由が存在するからである（Facing Up¹⁶, 1154-1155、以下、FUと略記する。）。

衝突する理由（ ϕ する理由）が、それと衝突する理由（ ϕ しない理由）に勝ったとしても、負けた方の理由（ ϕ しない理由）が例外をもつ、ということにもならない。例外を持つのは、（これまで論じてきた意味での）理由ではなく、ルールという理由である¹⁷。どんなルールも多くの理由に基づいている。ルールは、その正当化理由が、ルールの射程の範囲内で、必ずしもすべてというわけではないが様々な衝突する理由に勝つという判断を反映している。「比喩的に言えば、ルールは妥協の表明、すなわち理由の衝突に関する判断の表明である」（PRN,187）。ルールの基礎にある

¹⁶ Joseph Raz, "Facing Up: A Reply" *Southern California Law Review* 62 no. Issues 3 & 4 (1989), pp. 1153-1236.

¹⁷ ラズによれば、「ルールが存在する」という事実もまた、行為理由である。PRN,51 参照。ルールの理由としての性質は本稿第2章で検討する。

理由がある事例に適用されない場合、当該事例はルールに射程外にあるにすぎない。事例がルールの例外になるのは、ルールを支持する理由のいくつかが事例に当てはまるが、「ルールに反映された妥協」からして、他の衝突する理由が勝つ、と考えられる場合である（PRN,187,FU,1155-1156）。例えば、「決して嘘をついてはならない」というルールがあるとき、その例外となるのは、「命を守るために嘘をついてもよい」¹⁸という言明（PRN,187）である。これは、たいていの場合、嘘をつく理由と、嘘をつかない理由とを比較衡量した場合、嘘をつかない理由が勝つが、生命を守らなければいけないという状況下では、命を守る（ために嘘をつく）理由と、嘘をつかない理由とを比べると、前者が勝つ。これが、ルールの（射程圏外なのではなく）例外だと言われるのは、命が危機的状況にある場合であったとしても、相手に嘘をついていることに変わりはなく、ルールの射程内にある（外形的には規律対象であるような）事例だからである。ここでは、生命を守ることの重要性ゆえに、ルールの例外だとされるのである。

注意すべきことに、一階理由どうしの衝突で、負けた方の理由も行為理由でなくなるわけではない（PRN,187）。負けた方の理由であるところの事実も、衝突の解決の結果として、消えるわけではないからである。「タバコを吸うことは健康に悪い」という事実は、タバコを吸わないことを支持する理由である。「タバコを吸いたい」という事実は、タバコを吸うことを支持する理由である。これらの理由の衡量の結果として、タバコを吸うことを支持する理由が勝ったとする。しかし、この場合でも、「タバコを吸うことが健康に悪い」という事実がなくなるわけではない。一般化すると、理由は理由であるところの事実がなくなるまで、理由であることをやめない。衝突で負けた理由は依然として理由であるにもかかわらず、当該場面では人々の行為を指導しないのである。

ラズは、理由が理由であることをやめる場合の一つ——しかも理由であるところの事実がなくなるわけではない例——として、上述した取消条件が満たされた場合を挙げる（PRN,27）。例えば、「私が友人を会うことを約束した」という事実は——約束は守るべきであると仮定して——集合場所に行く理由である。その道中、「人に道を聞かれた」という事実は、私がある人に対応する理由である。しかし、道案内をすれば、約束に間に合わないでしょう。このとき、私が友人に一報入れて、約束を取り消してもらうことができたなら、「約束した」という事実がなくなるわけではないが、この事実は「約束を取消した」という新たな事実によって、行為理由ではなくなるのである。

（2） 衝突の様態

理由の衝突には、一階理由間の衝突、排除理由とそれによって排除される理由の衝突、二階理由

¹⁸ 命令（禁止）と許可の関係については本稿第2章で論じる。

間の衝突がある。

(2-1) 一階理由間の衝突

一階理由間の衝突には、よく見られる衝突と部分的衝突がある。お腹がすいているという事実は、食事をする理由であるが、検査のために胃を空にする必要があることは食事をしない理由である。これら二つの理由を同時に満たすことはできず、理由は衝突している。このとき一方が他方よりも重要なら、重要な方の理由に基づいて行為すべきである¹⁹。ラズによると、理由は内在的な重みをもつが、理由の重みに影響を与える理由、理由の射程に影響を与える理由——いずれも補助理由——も存在しうるから、それらを合わせた考慮によって衝突は解決される (PRN,46, FU, 1167)。

これに対して、部分的衝突は、 ϕ する理由と、一定の仕方で行わない理由²⁰の衝突である。ラズの例では、のどを詰まらせると危ないので、急いで食べることは悪いことであると仮定されている。すなわち、急いで食べてはいけな理由が存在する。他方で、いま空腹であるという事実は、食事する理由である。ラズによると、急いで食べない理由と、食事する理由は、部分的に(行為の仕方において)衝突する。 ϕ する理由と、一定の仕方では ϕ しない理由が衝突するとき、別の仕方では ϕ することで衝突を解消できる。この例では、衝突は、別の仕方で行うこと、すなわち、ゆっくり食事することで解消されるため、どちらの理由がより強いかという問題が生じない (FU, 1167)。

(2-2) 排除理由と、排除される一階理由の部分的衝突

排除理由と、それによって排除される一階理由の衝突は、部分的衝突 (partial conflict) である。これは、 p という理由では ϕ しない排除理由と、 ϕ する一階理由の衝突である。これが部分的衝突であるのは、 p 以外の理由で ϕ するなら、排除理由と一階理由の両方に一致することができるからである (PRN,46)。

例えば、排除理由である、快楽を理由にして食事しない理由 (a reason not to eat for pleasure) は、食事する一階理由と部分的に衝突するが、快楽を理由にして食事することなく、別の理由で食事することによって、これらの理由は同時に満たすことができる²¹。このように、排除理由と、排除さ

¹⁹ 前述の結論的理由の形式的定義と異なり、実質的なことが述べられている。

²⁰ 「一定の仕方では行為しない理由」と「ある理由では行為しない排除理由」とは似ているが、異なるものである。前者は一階理由であり、後者は二階理由である。

²¹ ラズによると、排除理由は固有の射程 (scope) ——排除理由が排除する理由の集合——を持ち、

れる理由とを同時に満たせることが、排除理由が部分的衝突では常に勝つ理由だとラズは言う (PRN,46, 189-190, FU, 1167-1168)。

(2-3) 二階理由間の衝突

二階理由間の衝突は、ある理由で行為する理由 (肯定的二階理由) と、ある理由では行為しない理由 (否定的二階理由、すなわち排除理由) の衝突である。このタイプの衝突は、どちらの二階理由がより重要かによって解決される。私が快楽を理由にして食事をするという肯定的二階理由を取り上げると、これは快楽を理由にして食事をしない排除理由と衝突する。したがって、より強い方の理由に基づいて行為すべきことになる (PRN,47, FU, 1168)。

V 本章のまとめ

本章の目的は、ラズの行為理由論の特徴の端緒を明らかにすることであった。どのような特徴があったのかまとめておこう。

第一に、行為理由は、実際にする (または、した) 行為を説明するのではなく、すべき行為を指導する (guide) ことに本質がある。

第二に、ラズは「～すべし」という当為文を「～する理由がある」という理由文と同値とみなし、すべき行為の理由を世界を構成する事実であるとする、ある種の (規範的) 実在論的な立場をとる。

第三に、行為理由には、それ自体で行為を指導する発効理由と、発効理由とセットにならないと行為を指導できない補助理由とがある。

第四に、行為理由は、一階理由 (行為する理由と、行為しない理由) と二階理由 (ある理由で行為する理由と、ある理由では行為しない理由 [=排除理由]) に区別される。

第五に、複数の行為理由の間で衝突が発生する立場をとる。

次章では、本章IIIで提示した排除理由概念を用いた規範の分析が提示される。分析対象は、命令規範、許可規範、権能賦与規範である。例えば、殺人を禁じる法は、人を殺さない一階理由と、人を殺すことを支持する理由では行為しない排除理由の組み合わせ (つまり、保護された理由) として分析される。

「射程に影響を与える補助理由 (scope-affecting reasons)」によって、射程が広がったり狭まったりする (PRN,46)。

第2章 行為理由の論理学における法規範

I 規範はどのように人々の行為を指導するのか

本章では、命令規範 (mandatory norm)、許可規範 (permissive norm, permission norm) および権能付与規範 (power-conferring norm) という三つの規範が、行為理由の論理学で、どのように位置づけられているかを紹介および検討する。以下、IIで命令規範を、IIIで許可規範を、IVで権能付与規範を取り上げる。そこでの検討は、規範が行為理由として機能するとき、どのように我々の行為を指導するのかを明らかにすることが意図されている。最後にVで、義務論理学などとの比較検討を通して、行為理由の論理学におけるラズの規範理解の独自性を明らかにする。

II 命令規範

(1) 命令規範の定式

まず、ラズが「命令規範」ということでどのようなものを扱おうとしているのか説明しておこう。ラズは、説明の便宜のために、フォン・ウリクトの用語¹を借用して、命令規範を、①義務論的演算子、②一定の行為を要求される名宛人、③名宛人に要求される規範行為 (norm act)、④名宛人が規範行為を要求される状況すなわち適用条件、の4つの要素からなるものとする (PRN, 50)。ラズに代わって、命令規範を定式化するなら、「②xは、④適用条件cの下で、③φす①べし」と表すことができる。

なお、多くの場合、φせよと命じる命令規範は、φすることを支持する一階理由とφしないことを支持する一階理由を比較衡量した結果として導き出された「φせよ」という内容を受けて、制定される。このような命令規範について、ラズは、命令規範——正確に言えば、「命令規範が存在する」という事実（以下、ラズに倣って、とくに必要がない限り、省略的な表現を用いることにする。）——が、規範行為をする一階理由であり、かつそれと衝突する考慮に基づいては行為しない

¹G. H. von Wright, *Norm and Action* (Routledge & K. Paul, 1963), ch. V 参照。

排除理由であるという²。圏点部の一階理由は、命令規範の作成時に考慮された、規範の正当化理由という意味での一階理由ではないことに注意されたい。ラズは、(正当化諸理由の比較衡量に裏打ちされた) 命令規範がもつ「 ϕ せよ」という指示内容のことを一階理由と呼んでいるのである。だが、重要なのは、命令規範が同時に排除理由でもあるとされている点である。

ラズは命令規範が排除理由であることを示すために三つの論拠を挙げている。第一に、蓋然則および権威者の指令が機能するためには、それを排除理由とみなさなければならないというルールをもつことの正当化理由による論拠と、第二に、決定と命令規範が実践的推論において果たす役割の類似性に依拠する論拠、第三に、行為がレベルの異なる基準によって評価される際の我々の反応に依拠する論拠である (PRN, 58-59)。(なお、ラズ自身、ルールと命令規範とをほとんど区別していないため、本章以下の各章でも区別せずに用いる。)

検討に入る前に注意点を指摘しておく、ラズは、命令規範が、それが命じる行為をする一階理由であることは当然のこととして、さらに排除理由でもあるのだと示そうとしている。その際、実際に命令規範を排除理由とみなして実践的推論(つまり、すべき行為は何かを各種理由の比較衡量によって突き止め、理由によって行為を指導しようとする思考)をする者がいるということも当然の前提となっている。

(2) 命令規範が排除理由である根拠

以下では、排除理由定式に圏点を付している。第1章II(1)で確認したように、ラズは「一定の理由では行為しない理由」と定義される排除理由を「自分の判断では行為しない理由」、「衝突する理由では行為しない理由」、「他のすべての考慮を排除する理由」等と定式化することがある。ここでラズが示そうとする排除理由は、命令と「衝突する理由では行為しない理由」である。それに対して、以下の論拠では、一階理由の比較衡量についての「自分の判断では行為しない理由」が中心的な役割を果たしている。(やや強引だが、)以下で示されるのは、命令と衝突する、行為者自身の判断を理由にしては行為しない理由という意味での排除理由である。(第1章II(1)で触れたとおり、命令規範を排除理由として定式化すると「命令以外の理由では行為しない理由」となる。これが排除する理由の一例が「衝突する理由では行為しない理由」等である。)

論拠1 ルールをもつことの正当化理由

蓋然則 (rule of thumb) と呼ばれるタイプのルールは、最もよく発生する事例のために作られる。

²第1章でも扱ったが、このような一階理由と排除理由の組み合わせを「保護された理由」と呼ぶ。

蓋然則は、それが適用される状況で存在する確率の高い諸要因に関する判断に基づいて、すべき行為を命じる。こうした蓋然則に従うなら、何をすべきかを決定するときに、時間を節約し、判断ミスリスクを減らし、あるいは自分で判断する労力を減らすことが可能となる。このことが、蓋然則というルールをもつことを正当化する。時間を節約し、判断ミス減らし、労力を減らすための蓋然則は、自分の判断に基づいては行為しない理由、すなわち排除理由である（PRN,62）。

権威者が出す規範も、蓋然則と同じように、排除理由とみなさなければ、その目的を達成できない。ラズは、知識や経験に基づく実践的権威、および社会的協同（social co-operation）の要請に基づく実践的権威を、実践的権威の中心事例として取り上げ、それぞれ権威者の発言——これが命令規範になることがある——が排除理由とみされない場合には、その目的が達成できないとする（PRN,63）。

知識や経験に基づく実践的権威の典型例は、専門家による助言である。人は自分よりも経験や知識のある他人の意見や助言を利用することによって、自分の判断を理由にして行為するよりも適切な行為をすることができる場合がある。また、自分では他者からの助言の正確さを判断できないとしても、自分の判断よりはましだと考えて、それを利用することができる。このような場合、他人の助言を利用するなら、その助言は、自分の判断では行為しない理由という意味で、排除理由である（PRN,63-64）。

社会的協同が要請されるのは、複数人の行為を調整する必要がある場合である。そのとき、人は権威者の発言を排除理由とみなさなければならない。なぜなら、権威者の指示に従わない——すなわち自分の判断で行為する——場合には、行為の調整に失敗するからである。各人は自分自身の判断に基づいては行為しない理由、すなわち排除理由として、権威者の発言を受け取らなければならない（PRN,63）。

以上、時間節約装置、リスク削減装置および労力節約装置として正当化される蓋然則、並びに豊富な経験または社会的協同の必要性によって正当化される権威者の規範が、機能するためには、それらを自分の判断では行為しない理由という意味で排除理由とみなさなければならない。

論拠2 決定と命令規範が実践的推論で果たす役割の類似性

命令規範が排除理由であることを示す第2の論拠は、命令規範と類似する「決定」が排除理由であることを示すものである。一定の状況で適用される命令規範が存在するという事は、そのような状況で何をすべきかがあらかじめ「決定」されているということと同じである。ここに、ラズは、命令規範と決定の類似性を見いだす。決定が排除理由として機能することを示すことを通じて、決定と類似する命令規範も排除理由であると主張する。

人は自分が何をすべきか決定することができる。決定するという事は、何をすべきかについて

の結論に達し、さらなる情報や理由の探索をやめることである。したがって、決定は、さらなる行為理由や論拠に基づいては行為しない理由、すなわち排除理由である (PRN, 66-67)。

行為者が一定の状況においてどう行為すべきか前もって決定したとすると、そのような状況に直面したときに、行為者は改めて、自分の置かれた状況の諸事情についての判断に基づいて何をすべきか考えることなく行為できる。同じことが、命令規範にも当てはまる。命令規範が存在する場合には、行為者は何をすべきか自分で判断する必要がない。行為者は、命令規範の適用条件が満たされる事例に直面した場合、命令規範が当該状況にいてすべき行為を定めているので、状況をいちいち分析して何をすべきか判断する必要がないからである。それゆえ、命令規範は、行為をする一階理由であるだけでなく、それと衝突する理由を排除する理由でもある (PRN, 73)。

論拠3 行為がレベルの異なる基準で評価されるとき我々の反応

命令規範を排除理由とみなすべき第三の論拠は、我々が行為に対して与える評価 (assessment) に関係する。一階理由の比較衡量において要求される行為と、排除理由——二階理由の一種——も考慮に入れて (すなわち、一階理由の比較衡量を排除して) 要求される行為が異なるとき、いずれの行為をしても、行為者は賞賛と批判の混合的な反応を受けることがある (PRN, 43-45, 74)。

例えば、x は「外出時はマスクを着用すべし」という命令規範に服すべき者であるが、そのときの状況 (例えば、夜中に周りに人がいない状況) を考慮するとそうすべきでないと考えたとする。この場合、x が命令規範に従うなら、一階理由の比較衡量が示す行為 (ここでは、マスクをつけないこと) をすることはできない。他方で、一階理由の比較衡量が要求する行為 (マスクをつけないこと) をするなら、命令規範に従うこと (マスクをつけること) はできない。x が命令規範に従わないなら、命令違反を理由にして批判を受けるだろうが、一階理由の比較衡量が示す行為をしたということでは、賞賛されるかもしれない。他方で、x が命令規範に従うなら、そのことによって x は賞賛されるだろうが、一階理由の観点からはすべき行為をしなかったため批判されるかもしれない。

ラズによると、このような反応は、ある理由が別の理由より重みがあるがゆえに比較衡量で勝つ事例——二階理由である排除理由が登場しない事例——とは異なっている (PRN, 74)。それゆえ、命令規範は、単なる一階理由ではなく、高階のレベルに属する排除理由でもある。

以上の三つの論拠によって、ラズは、命令規範は、行為の一階理由であり、かつそれと衝突する理由では行為しない理由であると主張する。

(3) 命令規範と他の排除理由の相違

命令規範を排除理由とみなす者がいるとして、命令規範はその他の排除理由と同じものなのだろうか。言い換えると、何らかの排除理由を命令規範であるとみなすことにどんな意味があるのだろうか。

ラズによると、命令規範と他の排除理由は、実践的推論における機能については全く違いがない。両者の違いは、存在的論的なものである。どういうことかということ、命令規範だけでなく、命令が出されたという事実またはその理由も排除理由となりうるが、そうした規範の成立根拠をわきに置いて、規範（の存在）自体が単独で排除理由となる、ということである。このことをラズは、命令規範、ルール、または道徳原理の正当化理由としてではなく、「実体として語る」（*PRN*, 78）といった言い方をする。つまり、我々は規範について語る場合、規範を正当化する理由や、命令を出す行為のような規範が生み出される個別状況、あるいは規範が実践されているという事実に言及することなく、規範の内容——誰がどのような適用条件下で規範行為をすべきか——を直截にさすことができる、ということである（*PRN*, 78）。逆に、命令規範ではない排除理由の場合には、その正当化根拠を示す必要がある、ということである。

例えば、なぜ人を殺すべきではないのかと問われたら、それがルールだからと答えることができる。「人を殺すな」というルールがあるなら、「人の生命は大切だ」または「人命には至高の価値がある」といった、ルールの正当化理由に言及する必要がない。この場合、命令規範に言及するということは、その一階理由の面³（人を殺さないこと）を正当化する理由たる事実（人の生命は大切だ）に言及することなく、すべき行為に言及することができるということである。

他方で、命令規範が存在しない場合には、人は排除理由である事実——命令が出されたとか、社会的な実践があるとか⁴——に言及する（*PRN*, 78）。 ϕ せよという命令が出されたとしても——それが規範創造権能の行使でないなら命令規範とはならない——、または一定の状況で ϕ することが

³ ϕ せよと命じる命令規範は、 ϕ する一階理由と、 ϕ することに反対の理由では行為しない排除理由との組み合わせ（保護された理由）である。命令規範の一階理由の面とは、 ϕ する一階理由としての面のことである。

⁴ ラズは、干ばつ——が起きたという事実——に言及するという例を挙げているが、この事実は、ラズが書いている通り、水の消費を減らす理由である（*PRN*, 78 参照）。したがって、一階理由——しかも補助理由（発効理由は、人間が生活上水を必要とするという事実であろう。なぜなら、人間が水を必要としない生き物であったなら、干ばつが発生したとしても、水の消費を減らすということは問題にならないから。）——の例であるため、命令規範と他の排除理由との存在的な相違が問題となる当文脈ではミスリーディングな気もするが、すべての人が思うがままに水を使うと問題である以上、干ばつが発生したという事実は、各人が自分自身の判断で行為しない排除理由であるとみなすことができる。

社会的実践であるとしても、それらは命令規範が存在することを意味しない。命令者は、自分の命令が、被命令者によって自分の判断では行為しない排除理由とみなされることを意図している。また、社会的実践の中には、道路で左右どちらから来る車が優先されるか⁵について各自の判断で行為すると行為の調整がうまくいかないようなものがある。もし、左右どちらかが優先という慣習があるとすれば、そのような実践が存在するという事実は、自分自身の判断では行為しない排除理由である。このような意味で命令も社会的実践も排除理由であるが、命令規範ではない。

(4) 当為言明とルール言明の相違

我々が規範やルールを実体として語り、それを行為の完全理由、つまり、それ自体で行為を指導する理由とみなしていることは、以下の当為言明とルール言明の比較からも明らかになる。

「 x は ϕ すべし」という当為言明と、「 x は ϕ すべきであるというのがルールである」というルール言明とを比較検討すれば、当為言明は「 ϕ する理由がある」という言明、つまり理由の存在を示す言明にすぎないのに対して、ルール言明はそれ自体が理由の言明（だと定義すべき）であることがわかる。

x が何をすべきか決めなければならない状況にあるとしよう。 x は y に助言を求め、 y が x に「 ϕ すべし」とだけ言ったとする。 x はこの助言を役立てることができない。なぜなら、 x が何をすべきか決定するためには、 ϕ する理由と ϕ しない理由の比較衡量をしなければならないからである。 y の助言は、 ϕ する理由が存在することを示唆するが、具体的にはどんな理由なのか、どれくらいの重みをもつのか教えてくれないので、理由の比較衡量で秤をどちらに傾けるのかわからないのである（PRN,79-80）。ここでは、助言者が権威をもっていないことが前提となっていることに注意されたい（前述II（2）論拠1参照）。 x が権威者ではないがゆえに、この事例における x の「 ϕ すべし」という言明は、一階理由の存在を示唆するが、排除理由の存在までは示唆しないとラズは考えているのである。

他方で、 x が何をすべきか決めなければならない状況において、 y が「 ϕ すべきである」というルールが存在すると x に言ったとする。この場合には、理由の重みの問題は生じない。なぜなら、ルールはルールである以上、そのルールの指示と衝突する理由を排除するからである。ルールが存在する状況では、 x は、一階理由の比較衡量をすることなく——つまりルールの正当化理由を知ることなく——、何をすべきか知ることができるのである（PRN,79-80）。

以上の比較は、我々はがに「 ϕ すべし」と言われる場合と「 ϕ すべし」と命じるルールがあるという場合とでは、すべき行為を決定するにあたって異なる思考をしているということを示す。ラズ

⁵この例は、別の文脈だが、PRN,81参照。

は、ルールや命令規範が行為理由として直接に援用される実践がある——つまり、ルールや命令規範の存在は、我々の行為決定において決定的な役割を果たしている——ことを示し、それをルールが存在するという事実は即行為理由（しかも、一階理由と排除理由の組み合わせ）であると分析するものである。

命令規範が、完全な行為理由——すわなち、それ自体で行為を指導する理由——であり、実践的推論において排除理由として機能するのに対して、これとは対照的に、以下のⅢ、Ⅳで取り上げる許可規範と権能付与規範は、行為すること（または行為しないこと）を要求しないので、それ単体では行為を指導しない。

Ⅲ 許可規範

許可規範がどのように人々の行為を指導するのかを探求するにあたり、ラズは許可規範が前提とする許可概念がどのようなものであるかを特定することから始める。ラズは、弱い許可（weak permission）、排除理由に基づく許可（permission based on exclusionary reason）および排除許可（exclusionary permission）という三つの許可概念の比較検討を通して、許可規範によって与えられる許可は排除許可というラズ独自の概念によって捉えられるとする。以下では、これらの許可概念を順次取り上げて、行為理由の論理学における許可の意味を明らかにする。

（１） 弱い許可

従来、単にある行為をすることを禁止する（または命令する）規範が存在しないことの結果として、その行為（または行為しないこと）が許可されている場合、それは「弱い許可」とされてきた。これに対して、許可を積極的な内容とする規範が存在する場合、それは「強い許可」（strong permission）とされてきた（*PRN*, 86-89）⁶。しかし、ラズの「弱い許可」と「強い許可」の概念は、これとは異なることに注意しなければならない。

ラズによれば、許可——弱い許可であれ、強い許可であれ——は、実践的推論において特殊な役割を果たす。行為理由は、実践的制約を課す。換言すれば、ああではなく、こう行為するよう要求する。これに対して、許可は、そのような制約の不存在を示す。「 ϕ することを許可されている」

⁶ラズは『法体系の概念』において、許可を禁止法の不存在（実際には、禁止の否定）と定義している。Joseph Raz, *The Concept of a Legal System: An Introduction to the Theory of Legal System* (2nd ed., Clarendon Press, 1980), p. 172 参照。これについては、本稿第9章で論じる。

ということは、 x が ϕ しても理由(=理性)に反して行為しているわけではない、ということの意味する(*PRN*,89)。

ラズという「弱い許可」とは次のようなものである。 x が ϕ することを許可されているのは、 ϕ することに反対の理由(つまり、 ϕ しない理由)が、 ϕ することに賛成の理由をその重みにおいて超えない(ϕ しない理由がない場合も含む)場合である(*PRN*,89)。「弱い」というのは、結論的理由(conclusive reason)⁷が存在しないことを意味する。つまり、 ϕ する弱い許可は、 ϕ しない結論的理由がないがゆえに、 ϕ することが許されている(また、 ϕ しても理性に反することがない)ということである。

このような弱い許可理解には、若干の違和感がある。 ϕ しない理由が ϕ する理由より重くないという場合には、前者と後者が同じ重さである場合と、後者が前者より重い場合がある。前の場合、結論的理由は存在しないと言えるが、後の場合、「 ϕ すべし」というのが結論(的理由)になる(ので、結論的理由がないという「弱い許可」の特徴づけは、半分しか当たっていないのではないだろうか。)。たしかに、 ϕ すべきであるなら、 ϕ することは許可されているとは言えるかもしれないが、ラズの「弱い許可」では、理由に反する行為をすることは許されていないということになり、なにか釈然としないものが残る。

(2) 排除理由に基づく許可

他方で、 ϕ しない強い理由が存在するにもかかわらず、 x が ϕ することを許可されている場合もある。どういう場合かという、 ϕ しない理由を排除する理由がある場合、または、 ϕ しない理由の少なくともいくつかを排除する理由があり、そこで排除されていない ϕ しない理由が ϕ する理由を、その重みにおいて上回らない場合である。この場合の(ϕ することの)許可は、排除理由に基づく許可である。それは、(結論的)理由の不存在ではなく、(排除)理由が存在することに基いているがゆえに、「強い許可」である(*PRN*,89)。

しかし、ラズによると、排除理由に基づく許可は、実践的推論においてたいした役割を果たさない。なぜなら、排除理由は、ほとんど例外なく、一階理由と結び付き、両者が合わさって適用されることにより、その一階理由が支持する行為が要求されているという結論を導くからである。つまり、排除理由に基づいて許可される行為とは、単にすることが許されているのではなく、すべき行為なのである。排除理由に基づく許可は、 ϕ することが要求されているがゆえに、 ϕ することが許可されているにすぎない。この場合に、実践的推論において重要な役割を果たすのは、 ϕ することが許可されているということではなく、 ϕ すべしという他にもない一定の仕方で行うこと

⁷第1章IVで確認したとおり、「結論的理由」とは、一階理由の重みの比較衡量の結果、結論として出てくる理由のことである。*PRN*,27-28 参照。

要求の方である (PRN,89-90)。

(3) 排除許可 (exclusionary permission)

ある行為をしない (一階理由の比較衡量における) 結論的理由が存在するという事実にもかかわらず、それを無視してよいなら、その行為をすることは許可されている。ラズは、これを「排除許可」と呼ぶ。排除許可は、結論的理由の不存在を意味する弱い許可とは異なり、(一定の理由を無視してよいことを正当化する) 理由が存在することに基づいているがゆえに、強い許可である (PRN,90)⁸。また、排除許可は、(その行為をする理由と) 衝突する理由を無視することを要求しない——無視してもよい、というだけである——点で、排除理由に基づく許可とも異なる。したがって、排除理由によって排除される理由を無視しないなら理性に反して行為することになるが、排除許可によって無視してよいとされている理由に基づいて行為したとしても理性に反して行為することにはならない (PRN,90)。

行為理由が、ああではなく、こうしろと言うことによって、行為に制約を課すのに対して、排除許可はどう行為すべきかを決定しない。つまり、排除許可は結論的理由を無視することを許すにすぎず、直接的には人々の行為を指導しないのである。

それにもかかわらず、ラズによると、排除許可は、実践的推論において重要な役割を果たす。なぜなら、 ϕ する排除許可は、 ϕ しない結論的理由を無視することを可能にするという意味で、行為理由に反作用するからである⁹。 ϕ しない結論的理由は、他の事情が等しければ、 ϕ しないことを結論として導く。しかし、 ϕ する排除許可が与えられているということは、 ϕ しない結論的理由を無視して ϕ することを可能にする。このように、排除許可は、実践的推論の結論を変えうるのである。そうして、排除許可は、行為を直接的には指導しないし、行為理由でもないにもかかわらず、実践的推論に寄与する (PRN,90-91)。

以上、結論的理由の不存在に基づく弱い許可、排除理由に基づく許可そして排除許可という三つの許可概念の定義を確認してきた。ラズは、行為理由の論理学においては、特に重要なのは、結論的理由を無視することを認める排除許可であり、以下で見る許可規範が名宛人に与える許可はすべ

⁸ 上述した「排除理由に基づく許可」も、(排除)理由の存在に基づくがゆえに、強い許可と呼ばれていたことに注意されたい。

⁹ 排除許可も、排除理由と同様に (前述第1章注31、後述第7章参照)、排除してよい理由の範囲に制限がある。xが ϕ する排除許可をもつということは、xが ϕ することに反対のすべての理由を無視してよいということではなく、xは一定の種類 of 考慮を無視してよいだけである (PRN,91)。

て排除許可であると理解される¹⁰。

(4) 許可規範と排除許可

以上、許可規範が前提とする許可概念が明らかにされた。許可規範は、一定の理由を無視してよい排除許可を与える規範である。許可規範も、命令規範と同様、実体化して考えることができる。つまり、規範の正当化理由や規範の発生原因から切り離して、その内容だけを考えることができる (PRN, 95)。前述本章II冒頭で触れた、ウリクトの規範の四つの構成要素——①義務論的演算子、②名宛人、③規範行為、④適用条件——を用いて、許可規範を定式化すると、「②xは、④適用条件cにおいて、③ ϕ して①よい」と表すことができる。

許可は、許可規範によって与えられるが、その前に、人によって許可が与えられる例を確認しておこう。許可を与えることは、行為が許されていることとは異なる。許可を与えることは、することが許されていない行為を、することが許されている行為に変えることである。弱い許可も、排除許可も、どちらも人によって与えられうる。 ϕ する弱い許可をxがyに付与するのは、yが ϕ しないことが要求されないように、 ϕ しない理由をxが変更することができ、かつそうする場合である (PRN, 96)。

この例として、ラズが挙げるのは、お金の貸し借りである。yがお金をxから借りたら、そのうち返済しなければならない。このとき、xがyにお金を返さなくてよいと言うと、xはyにお金を返さなくてよいという弱い許可を与えているとラズは言うのである (PRN, 96)。

注意すべきことに、この場合にxが(許可を与えることによって)変更するyの理由は、正確には保護された理由であると考えられる。どういうことかという、xの側からみると、xがyに許可を与えること(xの債権放棄)は、yの債務——これはyがxに弁済する一階理由(ここでは結論的理由)と、それと衝突する理由で行為(弁済しないことを)しない排除理由との結合、すなわち保護された理由——を取り消すものである。つまり、債務が消滅することで、保護された理由の

¹⁰排除許可という概念を実践哲学に導入する利点として、 ϕ しないことが非難されるわけではないが、 ϕ することが賞賛を受けるような、功德的行為(supererogation)という規範現象を説明できることが挙げられる (PRN, 91-94 参照)。

例えば、一階諸理由の比較衡量の結果、慈善団体に寄付すべきであるとしよう。この場合に寄付しなかったとしたら、理由の比較衡量の結論に反する行為をするという意味で、すべきでない行為をすることになる。通常、すべきでない行為をすると非難に値するが、寄付行為は、たとえそれをしなかったとしても非難されるような行為ではない。これを説明するために、(寄付しない)排除許可という概念を導入すると、理由の比較衡量(あるいは結論的理由)を無視することが許可されているので、理由の比較衡量に反する行為——すべきでない行為(寄付しないこと)——をしても、非難に値するわけではないということが説明できる。

一階理由の面と二階理由の面が共々なくなる。この意味で、 x は y の行為理由を変化させる。債権の放棄は、保護された理由の一階理由の面に基づいている事実——ここでは y が x に金を借りたという事実（は、 y が x に金を返す一階理由である）——をなかったことにするわけではない。つまり、 x が変更する y の理由は、理由（債務）の理由ではなく、理由（債務）である¹¹。だから、次にみる「排除許可」と「弱い許可」の違いは、弱い許可を与えることは、 ϕ する保護された理由——その一階理由の面が、 ϕ する結論的理由である——を消滅させることだ、という点にあることに注意されたい。

それに対して、 x が排除許可を y に与えるのは、 x が ϕ しない y の一階理由（特に、結論的理由）を変えないが、 y に当該理由を無視する自由を与えるように x が行為することができ、かつそうする場合である（*PRN*,96）。（前段落の「弱い許可」の例を比較参照せよ。）

例えば、 x が、 y が x の利益を害する行為をすることに同意する場合である。 x は x 自身の利益を無視する許可を y に与えている。この許可は、 x の利益を無視する一階理由ではなく、単にそれを無視することを認める二階¹²の許可である（*PRN*,96-97）。

以上の二つの例が、弱い許可と排除許可が人によって与えられる例である。排除許可は許可規範によっても与えられる。例えば、法律で禁止されている中絶が、一定の場合に許可される場合である。 ϕ する排除許可が与えられるのは、 ϕ しない結論的理由を変更しないが、それを無視する許可が与えられる場合である。中絶する許可は、それが禁止されていることを変えないが、一定の条件で、その禁止を無視することを認めるのである。

注意すべきことに、中絶を禁止する法律——中絶しない一階理由かつそれと衝突する理由で行為（中絶することを）しない排除理由——を、許可規範が与える排除許可によって無視してよいという場合には、この法律の一階理由の面（それは諸理由の比較考量の結果として下された中絶すべき

¹¹ ラズによると、 x が y に許可を与える場合、 y が、 x によって許可を与えられたのだと理解することが、 x によって意図されている必要がある（*PRN*,97）。そうだとすると、命令規範やルールを廃止すること（すなわち規範を不存在にすること）によって、それまですることが許されていなかった行為が、することが許された行為になる場合、例えば、喫煙禁止のルールが廃止され、それまでは禁止されていた喫煙が可能となるという場合、ルールの廃止は、喫煙を許されたものとするが、必ずしも喫煙する弱い許可を与えているわけではないということになる。つまり、ここでは禁止の否定ないし禁止法の不存在が即許可を意味するわけではないのである。

¹² 「二階の許可」における「二階」は、排除理由が二階理由と言われるときの「二階」と同じ意味である。*PRN*,94 参照。一階理由が直接に行為を支持したり、反対したりするのに対して、排除理由が（直接的には）理由を排除することによって、その理由が支持する行為をも排除（間接的に反対）する。同じように、排除許可は理由を無視することを許すことによって、その理由が支持する行為をしないことをも許す。

でないという結論を受けて、その内容となっている)は変更されずに、排除理由の面が排除許可によって取って代わられているだけなのである (PRN,96)。

今一度、弱い許可と排除許可の相違点をまとめておこう。φすべき結論的理由が存在しないがゆえにφしなくてよいとする「弱い許可」と、φすべき結論的理由を無視してφしなくてよいとする「排除許可」では、後者の方が許可としての性質が一見強そうに見える。ところが、債権放棄の例で確認した通り、「弱い許可」は、既存のφすべき結論的理由(とそれに伴っている排除理由)を消滅させることによって、φすべき「結論的理由が存在しない」がゆえにφしなくてよい、とする。他方で、排除許可は、既存の結論的理由を単に無視してよいとするだけである。許可がもつ理由への反作用という性質は、結論的理由を消滅させる弱い許可の方が強いといえよう。

(5) 許可規範と実践的推論

前述本章Ⅲ(3)の後半で触れたように、許可規範は、行為理由(発効理由)ではない。許可は、行為者がすでにもっている発効理由と合わせて機能する補助理由にすぎない。行為者が中絶したいと思っけていても(つまり、発効理由をもっけていても)、それを禁止する法律があるなら、その法律は中絶しない一階理由であり、かつ、それに反対の理由に基づいては行為しない理由である。だから、行為者がいくら中絶したいと思っけていても、「法律で禁止されているから」と言われ、個人的な願望は却下される。ところが、一定の条件下で中絶を許可する法律があるとすると、その適用条件が満たされた場合、中絶は、してもよい行為となる。つまり、許可規範は、中絶を禁止する法を無視することを可能にし、中絶したいという行為者の発効理由に基づいて行為することを可能にする。かくして、許可規範は、補助理由として、結論的理由(ここでは中絶を禁じる法律)を無視することを可能にし、何をすべきかを定める実践的推論の結論を変えうる。許可規範は、このような仕方で「実践的推論に寄与し」(PRN,106)、行為を指導する点で、規範なのである。

IV 権能付与規範

(1) 規範的権能の概念

ラズは、権能付与規範がどのようにして人々の行為を指導するのかを考察するに先立って、まず規範的権能とは何かを念入りに検討している。この規範的権能の探求は、何が権能の行使であるのかを説明することを通して行われる。

① 規範的行為を遂行する能力としての規範的権能

従来、規範的権能とは、規範的行為を遂行する能力であると定義されてきた。規範的行為とは、規範ないしルールに言及することによってのみ説明できる行為である（したがって、前述本章II冒頭のウリクトの「規範行為（norm act）」を含む。）。例えば、法的権能——規範的権能の一種——は、法規範があってはじめて可能になる法律行為（例えば、遺言、契約、約束など）をする能力である。しかし、この見解に従うと、規範によって要求される行為は、どれも権能の行使であるということになってしまう。例えば、所得税を支払うことは、所得税法に言及すること以外では説明できないため、この見解では、規範的行為となる。しかし、所得税を支払うことは権能の行使でないとして一般に考えられている（PRN,98）。

② 規範的変更をもたらす能力としての規範的権能

法的権能は法的変更をもたらす能力として説明されることがある。それによると、法的変更は権利者自身または他者の権利義務の変更である。これを一般化すれば、規範的権能は規範的変更、つまり一階の行為理由の変更をもたらす権能であるということになる。しかし、この見解に基づくと、権能の行使と、理由によって要求される行為の遂行を区別できないことになる。例えば、xが今薬を飲む理由をもっており、薬を飲んだら、薬を飲む理由はなくなる。その意味で、行為理由は変更された。しかし、薬を服用することが、規範的権能の行使だとは考えられない（PRN,99）。

③ 影響力としての規範的権能

ラズはかつて規範的権能を（因果的）影響力の一種と考えていたが、現在では改説したと述べている¹³。影響力は、人々の行為理由とそれに対する信念に影響を与えることによって行使される。例えば、マスメディアが飲酒の危険性を執拗に訴えてくることによって、xが酒を飲みたくないと思うようになった場合である。xが酒を飲みたくないと思っているという事実は、xが酒を飲まない（発効）理由である。しかし、メディアが飲酒の危険性を報道することは、xの発効理由を生ぜしめた——つまり行為理由に影響を与えた——が、権能の行使だとは考えられない（PRN,99）。

④ 排除理由および排除許可を変更する能力としての権能

ラズは命令を出す権能の検討を通して規範的権能についての自身の見解を導く。ラズによると、命令する規範的権能と、命令する能力は同じではない。例えば、両親は自分の子どもに対しては、命令する規範的権能をもつが、他人の子どもに対しては（事実として）命令できるだけである。このことは、命令の妥当性を次のように定義すると理解できる。命令が妥当であるのは、命令者がそれを出す権威、すなわち規範的権能をもつ場合である。命令が拘束的であるのは、それが妥当であ

¹³J. Raz, *The Concept of a Legal System*, pp. 156-164 および PRN,207-208 の note 7 参照。この規範の影響力説については本稿第9章で扱う。

るときである。そうであれば、両親が自分の子どもにする命令は、権能の行使であるがゆえに、妥当でありかつ拘束的である。他方で、他人の子供に対する命令は命令権能の行使とみなされず、妥当でも拘束的でもない（PRN,100）。なお以下で見るように、命令は妥当であっても、排除理由でなければ、拘束的ではない。例えば、裁判官が下す判決は、権限に基づく（つまり、判決を下す権能の行使である）がゆえに妥当であるとしても、確定するまでは排除理由とならないので、拘束的ではない、ということになる。

重要なことに、命令が拘束的であるのは、それが単なる一階理由ではなく、排除理由でもあるからである（PRN,101）。命令者は、自分の命令を、受け手が受け手自身の判断を理由にして行わない排除理由として受け取することを意図している。つまり、命令者による命令権能の行使は、排除理由を生み出すのである。また、ラズによると、このような権能に関する考察は、排除許可にも当てはまる（PRN,102）。つまり、前述したように、許可をする権能を行使することは、排除許可、すなわち二階の許可を生み出すことであり、許可規範によって与えられる排除許可は、排除理由に取って代わるものであった。

このような命令を出す権能の事例を一般化して、ラズは規範的権能を定義する。規範的権能とは、「自分自身の行為や他人の行為に当てはまる排除理由に影響を与える能力」（PRN,101）（許可規範によって与えられる排除許可は、排除理由に取って代わるという意味で、排除理由に影響を与える。）である。排除理由は二階理由であるので、排除理由に影響を与える能力である規範的権能の観念は、一階理由だけに影響を与える行為——上記②参照——には当てはまらないのである（PRN,101）。なお、ここで「影響を与える」（affect）といているのは、規範的レベルでの「影響」の問題であり、「変更する」とほとんど同義である。したがって、上記③で取り上げた因果的な「影響力（influence）」とは意味が異なる（PRN,103）。

（2） 規範的権能を行使する行為の定義

しかし、以上のように、排除理由に影響を与える能力として規範的権能を定義しただけでは、依然として、規範的権能を行使する行為（以下、権能行使行為と略記する。）と、規範的変更をもたらすその他の行為とを区別するには不十分である。例えば、xが故意にyの権利を侵害し、yに対して100万円の損害賠償支払い義務を負う場合、xは100万円を払う一階理由と、それに反対の理由では行為しない排除理由をもつことになる。他人の権利を侵害することは、新たな排除理由を生み出すわけだが、不法行為をする権能があると、我々はみなしていない。

ラズは、ある行為が権能行使行為であるかどうか判定するためには、その行為を権能の行使とみなすべき理由に着目すべきであると主張する（PRN,102）。以下で、権能行使行為の定義を2つ挙げておこう。

「ある行為が権能の行使であるのは、その行為を規範の存在またはその適用に影響を与えるものとして認める理由が、人々がこの目的のため（規範およびその適用に影響を与えるため）にその行為することを欲するなら、そのような仕方でも規範の存在またはその適用に影響を与えることができるのが望ましいときに限られる」（PRN, 102）。

「ある行為が規範的権能の行使である必要十分条件は、その行為が規範的変更をもたらすものとして認められる理由が、他の正当化理由もあるのだが、その行為が次のようなタイプの行為だということである。すなわち、そのタイプの行為が規範的変更をもたらすものと認められたなら、当事者がその規範的変更を確保したい場合にだけ、そのタイプの行為を一般に遂行すると期待するのが合理的であるようなタイプの行為」（PRN, 103）。

引用した2つの定義から、権能の行使は、規範の存在または適用に影響を与えるという意味で、規範的変更をもたらすものだということがわかる。その際、そのような規範的効果の発生を当事者の意思に（かからせることが望ましいから）かからせようとするに、権能行使の要点がある。この見解に従えば、yがxの申し込みに対して承諾するという行為が権能行使（つまり、契約締結権能の行使）とされる理由は、yの承諾によって、x y間の債権債務関係が発生するようにさせることが望ましいから、ということになる¹⁴。

ラズは、（やや単純化すると）その行為を権能行使行為だとみなすことが願望実現の役に立つかどうかを基準として、規範的変更をもたらす他の多くの行為から、権能行使行為を区別する。それゆえ、上述した不法行為が権能の行使だと認められないのは、損害賠償義務を負うという規範的変更効果を生じさせたい場合に、それを不法行為者の行為にかからせることが、望ましいとは言えないからだ、または損害賠償義務を負いたいときにだけ他人の権利ないし利益を侵害することが期待できることが、合理的だとは言えないからだ、ということになる。（ここには、H. L. A. ハートが述べたように、権能行使が「願望を実現する便宜を与える」¹⁵という見方が前提にあることに注意され

¹⁴ ラズは、法の外の規範的権能として重要なのは、権威とコミットメント（任意的義務を引き受ける権能）であるとし、規範的権能の分析を完成させるためには、拘束的約束と任意的義務の引き受けが一般的に排除理由であることを示す必要があると付言している（PRN, 101-102）。権威に関しては、Joseph Raz, “Legitimate Authority” in *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press, 2009), pp. 3-27, コミットメントについては、Joseph Raz, “Voluntary Obligations and Normative Powers” in *Proceedings of the Aristotelian Society*, Supp. Vol. 46 (1972), pp. 72-102 参照（以下、VONP と略記し、引用参照箇所を示す）。

¹⁵ H. L. A. Hart, *The Concept of Law* (3rd ed., Oxford University Press, 2012), p. 27, 長谷部恭男訳『法の概

たい。)

ラズは、規範的変更を、規範の創造および廃止と、規範の適用における変更とに分ける (PRN, 103)。前者の例は、命令を出したり、法を制定したり廃止したりすることであり、これらは排除理由を作ったり取り消したりするという意味で規範的変更をもたらす。規範の適用における変更の例としてラズが挙げるのは、売買、婚姻、軍隊への入隊などである。売買についてだけ若干の説明を加えよう。売主が所有する物を買主に売ると、その物の所有権が買主に移る。すると、売主はもはや所有権者ではないので、その物の処分をする権限がなくなる。売買によって売主を取り巻く所有関係を規律する法の適用に変化が生じたのである¹⁶。ラズは規範を作ったり廃止したりする権能を規範創造権能 (norm-creating power) と呼び、規範の適用を変更する権能は統制権能 (regulative power) と呼ぶ (PRN, 103)。

(3) 権能付与規範

権能付与規範は、名宛人による行為の遂行が一定の規範的效果をもつと規定する (PRN, 104)。前述した命令規範、許可規範と同じように、権能付与規範を定式化すると、「②xは、④一定の条件下で、③φすると、zという規範的效果をもたらす」と表現できる。例えば、契約締結権能賦与規範は、「xは、yから売買の申し込みを受けた状況で、それを承諾すると、xとyの間で債権債務関係が発生するという規範的帰結をもたらす」と表すことができる。

ところで、規範的権能は、その行使が規範 (の存在と適用) に影響を与える以上、影響を受ける規範と密接な関係にある。そこで、そもそも権能付与規範というタイプの規範を独立に認める必要があるのか、という問題が生じる (PRN, 104)。

(3-1) 統制権能と権能付与規範

ラズによると、権能付与規範を認める必要性は、それが関係する二つの規範的権能によって異なる。規範の適用を変更する統制権能は、その行使によって、その適用が統制される規範が存在することを前提とする。そのため、統制権能が、それが統制する規範によって付与されたものとみなすべきか、それとも別個の規範によって付与されたものとみなすべきか、検討を要する (PRN, 104)。

ラズは、統制権能は、その行使が影響を与える規範によって付与されるのではなく、それとは別

念』(ちくま学芸文庫、2014年)63頁。

¹⁶ VONP, 85では、法の創造および廃止も法の適用を変えるので、すべての権能は究極的には統制権能であると説明されている。ただし、本文とは違い、裁判官による法適用が念頭に置かれた説明である。

の規範によって付与されたものとみなすべきだと主張する。なぜなら、規範の目的が人の行為を指導することである以上、一つの規範が複数の行為を指導するとみなすよりも、一つの行為を指導するとみなしたほうが、規範によって指導される行為が明白となり、行為を指導するという目的に適しているからである。権能行使行為も、権能が個々の規範によって付与されているなら、規範によって指導される（後述（4）参照）。このことは、権能が、その行使によって影響を受ける規範によって付与される場合でも、影響を受ける規範とは別個の規範によって付与される場合でも、変わりはない。しかし、権能が、その行使によって影響を受ける規範によって付与されているとする場合、権能行使によって影響される規範が、それが要求し、または許可する行為（つまり、権能行使行為とは別の行為）をも指導する、ということも考慮に入れなければならない。そのため、規範が行為を指導するという目的がもっともよく果たされるためには、権能付与規範を別個の規範として認めたほうがよいのである。以上の理由から、ラズは、統制権能は、それが影響を与える規範によってではなく、別個の権能付与規範によって与えられるものとみなすべきだと主張する（*PRV*, 104-105）。

（3-2） 規範創造権能と権能付与規範

他方、規範創造権能については、その行使によって創造される規範は、その権能の発生時点ではまだ存在していない。規範創造権能の行使によって廃止されうる規範もまた、多くの場合、その権能発生の時点ではまだ存在していない。それゆえ、規範創造権能は、その行使によって創造または廃止される規範によって付与されると考えることはできない（*PRV*, 105）。

それでは、規範創造権能は、規範によって付与されうるのだろうか。ラズは肯定的に答えている。規範創造権能付与規範も、命令規範と同様に、それを正当化する理由に言及することなく、実体として語ることができるからである。例えば、ある機関が一定の手続によって法を制定できると規定する規範は、（規範創造）権能付与規範である¹⁷（*PRV*, 105）。このような規範があれば、権能の正当化理由を持ち出す必要なく、直截に権能について語ることができる。

¹⁷ ラズによると、命令規範を作る権能は、服従規範（obedience norm）——ラズはこれを特殊な命令規範と呼ぶ——によって付与されたものとみなすことができる。服従規範は、規範の名宛人に対し、権能保持者が権能を行使した場合に、彼に従うことを要求する規範である。ラズの挙げる例では、「子どもは両親に従うべきである」は両親に権威を付与する服従規範とみなされる（*PRV*, 105）。この服従規範は、親に従うという行為を指導するとともに、両親の命令権能の行使も指導するから、2つの行為を指導することになる。本文で説明したように、一つの規範は一つの行為を指導すべきであるから、ラズは服従規範を用いた命令権能の説明を支持していないと言うべきであろう。

(4) 権能付与規範と実践的推論

ラズは、権能付与規範は、実践的推論に寄与するがゆえに、規範的であるとするが (PRN,106)、具体的にどのように寄与するのかは説明していない。私見によれば、権能賦与規範は、すべき行為を特定する補助理由として実践的推論に寄与する。

説明しよう。権能付与規範は、既述の許可規範と同様に、行為理由ではないので、人の行為を直接的には指導しない。しかし、権能付与規範を参照すれば、権能行使行為が何であるかがわかる。例えば、物を売買したい場合には、売買の申し込みに対して承諾すればよい。そのため、その物を売買したいと思った——これは発効理由——、かつ、その物を売買するには、その物の売買の申し込みを承諾する必要がある——これは権能行使行為を特定する補助理由——という事実は、その売買の申し込みを承諾する完全理由である。権能付与規範は発効理由と一緒にあって、行為を指導するのである。

このように、権能付与規範それ自体は、発効理由——行為する理由または行為しない理由——ではない。それにもかかわらず、行為を特定する補助理由として実践的推論の結論に影響を与える。x が何をすべきかは、x が当該規範的変更を引き起こすことを望むかどうか、あるいは、その規範的変更をもたらすことに賛成または反対の理由をもつかどうか依存する¹⁸。x が規範的変更を望むか、それに賛成する理由がある場合には、権能を行使することになる。どのような行為が権能の行使に相当するかは権能賦与規範が定める。それゆえ、権能賦与規範はすべき行為を特定する補助理由として実践的推論に寄与し、行為を指導する点で、規範の本質を備えていると言えるのである。

V 若干の検討

(1) 命令説および実践説との違い

規範が存在する——という事実は、行為の完全理由である——というとき、我々は、規範が妥当であること、規範が実践されていること、あるいは規範が指図 (または制定) されていることを意味する (PRN, 80)。ラズは、これらを規範の三つの次元と呼ぶ。規範の性質についてかつて提唱

¹⁸ VONP,82 によると、権能付与規範が x (公職者) に ϕ する権能を付与する場合、 ϕ という行為は命令されうる。その行使が義務づけられている権能を、ラズは、命令的権能 (mandatory power) と呼ぶ。

された命令説——この立場は、規範が何者かによって指図されていることにその本質を見出す——、および実効性説の一種である実践説——この見解によれば、規範は人々に実践されることに本質がある——に対抗して、行為理由の論理学では、規範によって人が指導されることが正当化されるという意味での、規範の妥当性の次元が三つの次元のうちで中心的位置を占めるとする（*PRV*, 84）。

規範の妥当性の次元は、（命令）規範によって、行為者が自身の行動を指導すべきかどうかに関わる。ラズによると、規範が妥当であるための必要十分条件は、規範が適用できる場合に、つまり規範の適用条件が満たされた場合に名宛人が規範によって行為を指導されることが正当化されることである¹⁹（*PRV*, 80）。

三つの次元のうち妥当性の次元が最も重要な次元である。なぜなら、命令説も実践説も、妥当の次元を前提としているからである。規範が実践されるということは、その規範を妥当と考えて従っている者がいるということ、規範が指図されているということは、指図者がその規範が妥当なものとして名宛人に受け取られることを意図しているということである。しかし、残念なことに、実践される規範や指図された規範は必ずしも常に妥当なわけではない（*PRV*, 84）。

H. L. A. ハートが法体系を義務を課す一次的ルールと権能を付与する二次的ルールの結合とみなした。それに対して、ラズは、行為を直接には指導しない許可規範と権能付与規範ではなく、行為を直接的に指導する命令規範を中心に据える。他方で、ケルゼンとは違って、制裁に中心的位置を与えない。なぜなら、制裁は発効理由ではないからである²⁰。「殺人をしたら、制裁を科す」という場合に、制裁を科すことは、殺人しないことを支持する理由ではないからである。）

（2） 義務論理学との違い

初歩的な義務論理学と比べた場合、行為理由の論理学において特徴的なのは、命令については二階の排除理由を、許可については排除許可を導入し、それらと一階の行為理由の結合として命令と許可を理解していることである（表1参照）。

ラズは義務論理学に対抗して、行為理由の論理学を構築しようとしている。だが、その基本的関心は全く異なり、義務論理学は純粹論理的な関心をもって規範様相の探求をするのに対して、ラズは論理学（つまり、行為理由に基づく実践的推論の体系）とは言いつつも基本的には倫理的な

¹⁹ 許可規範が妥当であるのは、許可規範が一定の理由を無視する自由を与えるときに、当該許可規範に基づいて行為することが正しい場合（つまり、行為の結論的理由を無視することが正当化される場合）（*PRV*, 96 参照）であり、権能付与規範の妥当性については、権能の行使によって影響を受ける規範が妥当である場合に、当該権能を付与する規範も妥当である（*PRV*, 106 参照）と説明される。

²⁰ このことは第3章III（1）で論じる。

関心に基づいている。ただ（誤解されやすいが）、ラズの場合、倫理学と言っても、実質的、実践的な道德原理を探求する規範倫理学的問題関心ではなく、極めて形式的、定義的な関心があるにすぎない。

義務論理学が命令を「 ϕ すべし」と理解しているのに対して、ラズは、命令を「 ϕ する理由がある」と「自分の判断を理由にして ϕ しないこと、をしない理由」の結合物とみなしている。他方で、義務論理学は許可を「 ϕ してよい」（または「 ϕ しなくてよい」）と理解する。これ（義務論理学における「 ϕ しなくてよい」）と対比すると、 ϕ しない排除許可を「 ϕ する（一階）理由」（とそれに反対の理由では行為しない排除理由）があることを前提として、排除許可が排除理由に取って代わり「その一階理由を無視してよい」という二階の許可だと考えている（PRN,95-96）。

表1 指示内容の違い

	義務論理学		行為理由の論理学	
	命令	許可	命令	許可
二階	/		排除理由	排除許可
一階			ϕ すべし	ϕ してよい

また、 ϕ する命令規範が存在することによって含意される ϕ する許可（排除理由に基づく許可）、および ϕ する命令規範が存在しないことによる ϕ しないことの弱い許可は、排除許可に比べると、行為理由の論理学においては重要性が劣る。（本章Ⅲ（4）における債権放棄の例で指摘したとおり、「弱い許可」は、排除理由を取り消すという重大な働きをするから、「排除理由に基づく許可」よりは、重要性が高いと考えられる。）

VI 本章のまとめ

本章では、行為理由の論理学において命令規範、許可規範および権能付与規範がどのように定義され、どのような位置を占めるのかに関心をもって、それを紹介、検討してきた。規範の本質だと定義された「行為を指導する」という点から整理すると、命令規範は行為を直接的に指導するが、許可規範と権能賦与規範は間接的にしか行為を指導しない。また、実践的推論の観点から整理すると、命令規範は発効理由（完全理由）であるが、許可規範は、既存の結論的発効理由を実践的推論から排除することを認める補助理由、権能賦与規範はすべき行為を特定する補助理由である。

第3章 行為理由の論理学における法体系

I 行為理由としての法規範と法体系

法の重要な特徴の一つとして、個々の法規範が、法体系の中に位置づけられているということが挙げられる。各種規範は、規範体系(normative system)を形成する。本章の目的は、これらの規範が、規範体系を形成するときのその仕方を探求すること、そして法規範が行為理由であるというときに、それは法体系とどう関係するのかを明らかにすることである。

以下、IIでは、ラズの見解に依りつつ、制度化された規範体系 (institutionalized system) を取り上げ、法体系がそれとして位置づけられることと、その意味を明らかにする。IIIでは、ある法規範が行為理由であるためには、それは現行法体系に属することが重要な意味をもつことを明らかにする。IVでは、ラズの法体系論の特徴を明確化するために、ケルゼンのそれとの比較を行う。

II 制度化された規範体系

ラズは『実践理由と規範』の中で4種類の規範体系を取り上げている。本章での考察対象は、その中で最も重要な、制度化された規範体系だけである。ラズが法体系を制度化された規範体系として位置づけているからである。本節では、ラズの見解に依拠しながら、制度化された規範体系の特徴を、排除理由との関係で明らかにする。(以下、ラズに倣って、「規範」と「ルール」を峻別せずに、ほとんど同義のものとして用いる。)

(1) 制度化された規範体系と規範実践

ラズが考察対象として選び出す制度は、(規範創造) 権能付与規範 (第2章IV (3-2) 参照) に基づいて規範の定立¹を行い、さらに規範を適用するという機能をもつ制度である (PRN,

¹以下、規範の「制定」と言う場合には、立法機関による規範定立を指し、規範の「創造」という場合には、立法機関による法制定だけではなく、裁判所による判決——個別的な規範——をも指すものとする。ただし、ラズが規範創造機関という場合には、裁判所——法適用機関という——は含

123)。つまり、ラズが念頭に置く制度化された規範体系では、立法府に相当する機関だけでなく、裁判所に当たる機関がある。

以下では、制度化された規範体系の典型例として法体系を取り上げよう。そこでは、規範創造機関（立法府）および規範適用機関（裁判所）が存在することによって、それらの機関がどのようにして単なる規範の集まりを、規範体系へと変化させるかが問題となる。

この問題探求の準備作業として、ラズは、規範創造機関と規範適用機関の存在が、制度化された規範体系にとって重要であるという仮定が正当なものなのかどうかを検討している（*PRN*,124）。ラズはこの仮定が、現行法体系（legal system in force）を対象とするときには正当化されると考えている。現行の規範体系とは、要するに、実践されている（practice）規範体系だということであるから（ラズは、“in force”と“practice”をほぼ互換的に使用している）、ラズにおいては、規範体系が実践されているといえるための基準が問題となる。

ラズは、例えば、一国の法体系という場合に、それは一国の個々の法に言及しているのではないとして、法体系全体と、個々の法を区別しているが（*PRN*,124）、法体系全体についての実践の探求に際しては、法体系に属するいくつかの法の実践によって、法体系全体の実践を説明できると考えているようである。個々の法が存在するためには、それが実践されている必要はないが、法体系が全体として存在するためには、法体系を構成する規範のいくつか——その正確な数はわからないが——が実践されていることが必要だということであろう。以下では、ある規範体系を誰がどのような仕方で行うと実践すると、現行法体系とみなせるのかについてのラズの考察を追う。

（2）規範体系が実践されているといえるための基準

繰り返しになるが、以下の議論の前提として、ラズが法体系の実践を説明するとき、実際には個々の法の実践によってそれを説明しようとする点に注意されたい。ラズは、次のような理由で、法体系が実践されているために、人々が個々の法を端的に妥当なもの——ラズにおいては「妥当な」と「正当化されている」は同義である——として受け入れている必要がないことを論じる。

（ラズの「妥当」理解については後述の本章II（3）参照）

法——ここでは、個別の法ではなく、法体系全体という意味である——が実践されているということのわかりやすい例は、法のすべての名宛人が各種法規規範を拘束的なものとして受け入れ、それに従って自分の行為を指導する、という場合である。しかし、法の名宛人は法の内容を知っているから法が要求する行為をするというわけでは必ずしもない。法の名宛人は、法によって指導されることなく（あるいは、法の内容を知ることなく）、法が要求する行為と一致する行為をすることができるからである（*PRN*,124-125）。（なお、ラズは、行為者が、法が要求する行為に一致する行

まれず、立法機関だけを意味する。

為をすることを、「法と一致する (conform to a law)」と表現する。)

それでも、法体系の実践と言えるという点がここでのポイントである。しかも、法体系の実践が成立するためには、その法体系に属するすべての法と一致して全員が行動することまでは必要でない。ケルゼンと同様に²、人々は大体において法と一致した行為をしているだけでよい。

また、現行法体系が悪法を含む場合もある (PRN, 125)。そのため、法体系の規範の名宛人の多くが、いくつかの法規範を拘束的なものとみなさず、それによって自身の行為を指導していなかったとしても、ほとんどの名宛人が法規範に大体において一致して行為してさえいれば、法体系は実践されていると言いうるのである。

それに対して、法違反が発覚した場合、例えば、警察に逮捕される場合にだけに法が適用される——違反に対する制裁を規定する法が適用される——だけで、大体において法が守られていないような場合にも、法体系が実践されているとは言いにくい。以上のような、常識的な考察に沿って、ラズは、少なくとも名宛人が大体において法に一致した行動をしていることが、法が実践されていることの十分条件であるとする (PRN, 125)。

以上をまとめると、ほとんどの名宛人が大体において規範に一致して行動していることが法体系の実践にとって十分であるとし、逆から言えば、ほとんどの法規範を拘束的なものとして受け入れていることまでは必要ではない。

ここで、ラズは、H. L. A. ハートが『法の概念』の中で提示した基準を援用する (PRN, 126)。ハートは、ある体系のほとんどの規範を人々が大体において従っているということではなく、体系の公職者が当該体系のほとんどの規範を受け入れ、それに従って自分の行為を指導していることを法体系の実践の条件であるとする³。

ラズは、この条件を加えて、ある規範体系が一国の現行法体系である基準を提示する。それによると、ある法体系が一国の法体系である——すなわち、現行法体系である——と判定するための必要十分条件は、「名宛人が、当該法体系の個別の法に、〔大体において〕一致した行動をとっており、かつ、当該法体系の個別の法によって設置された公職者が、それらを受け入れて従う〔つまり、拘束的なものとして受け入れて自分の行為を指導する〕ことである」 (PRN, 126)。ここでの公職者とは、さしあたり、規範創造機関 (立法府) および規範適用機関 (裁判所) の構成員と考え

²Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre* 2. Aufl. (1960), S. 215-221. (以下、RR-2 と略記する。本章で参照したのは、Matthias Jestaedt が編者となって 2017 年に Mohr Siebeck から出版されたものである。欄外番号として 1960 年版の頁数が記載されているので、それを参照頁として示す。) 邦訳として、長尾龍一訳『純粹法学 第二版』(岩波書店、2014 年)がある。

³H. L. A. Hart, *The Concept of Law* (3rd ed., Oxford University Press, 2012), pp. 110-117, 長谷部恭男訳『法の概念』(ちくま学芸文庫、2014 年) 182-193 頁参照。ラズは *The Concept of Law* 初版 109-114 頁を引いている。

てよい。後に、ラズの立場では、法体系の存在にとって規範適用機関の存在が重要な意味をもつことが明らかになる。

この基準の前段は、人々が法の要求する行為に大体において一致して行動していることを要求する。これは、前述したが、すべて又はほとんどの規範が無視されることが一般的であるような法体系が、実践されているとは言われないであろうからである。

他方で、基準の後段は、ハートの議論を考慮に入れたものである。ある法体系は、当該体系の個別の法が少なくとも公職者によって受け入れられ、従われていること、換言すれば、公職者が法を拘束的だ——ラズにおいては、法を排除理由——とみなすことがないなら、それは現行法体系ではない。ラズによって提示された、法体系が実践されていることの基準は、人々が個別の法が要求する行為と一致した行為を大体において行い、かつ、当該体系の公職者が当該体系のほとんどの個別法を、排除理由とみなして従っているという実践を要求するのである。

(3) 制度化された規範体系の三つの特徴

ラズによると、制度化された規範体系は、三つの重要な特徴をもつ。第一の特徴は、繰り返されるが、制度化された規範体系には、それが実践されていることについての基準があることである (PRN,126)。前述のとおり、現行法体系が存在するといえるための基準は、人々が大体において法の要求する行為と一致する行為をし、公職者 (規範創造機関および規範適用機関の構成員) がほとんどの法を受け入れて自分の行為を指導することである。

第二の特徴は、制度化された規範体系のすべての規範が、規範創造機関および規範適用規範によって制定され適用される規範と内的関連⁴をもつことである (PRN,126)。これが重要であるのは、どの規範が規範体系に属するのかが、当該規範体系を特徴づける諸機関との関係によって決まるからである。すでに述べたように、ある法体系が実践されているかどうかは、当該体系の諸機関 (のメンバー) によって、当該体系に属する個々の法が受け入れられ、従われているかどうかの一部にかかっている。

⁴例えば、「人を殺してはならない」という命令規範がある場合、この命令規範への違反を要件として、裁判官に、当人を処罰することを命じる規範があるとすると、これら二つの規範は、内的関係をもつ。また、ある規範が規範制定権能の行使によって制定されるなら、当該規範は、規範制定権能を付与する規範と内的関連をもつ。ラズが挙げる具体的な例としては、外国人に滞在許可を与える権能を付与された人が、一定の場合には、その権能を行使して、申請者に許可を与えることが命じられるというものがある。これは、許可権能付与規範と命令規範が内的関連をもつ例である。ラズによると、複数の規範が内的関連をもつということは、それらが、他の規範がもたない、統一性と独立性をもつことである (PRN,112-113 参照)。

法体系は、諸機関を設置し規律する規範と内的関連をもつ諸規範から構成される(*PRN*, 127)。例えば、立法府——立法府を組織する諸規範によって構成される——はそれが制定する規範と内的関連をもつ。これを重視すると、法体系に属するのは立法府が制定する規範であるということになる。

他方で、裁判所——裁判所を組織する諸規範によって構成される——は、紛争解決においてそれが適用する規範と内的関連をもつ。これを重視する立場——ラズの立場——では、裁判所が適用する規範が法体系を構成するとされることになる。

第三の特徴（その内容は後述）は、ラズの規範の妥当性理解に基づいている（下記**表1**参照）。

表1 妥当性の区別

	規範	規範体系
端的な妥当性	規範によって行為を指導すべきであること	規範体系の構成するすべての規範が妥当であること
体系的妥当性	ある規範が、規範体系に属しているがゆえに妥当であること	規範体系を構成するすべての規範が体系的に妥当であること
法的妥当性	規範が法体系に属していること	

ラズは、規範および規範体系の妥当性について、妥当性、体系的妥当性 (systemic validity)、法的妥当性を区別する。「ある規範の名宛人が当該規範を承認 (endorse) すべきであり、かつそれに従うべきであるなら、その規範は妥当である」(*PRN*, 127)。必要十分条件 (定義) ではなく、規範が妥当であるための必要条件が、その名宛人が規範を承認し、かつ従うべきことだとされているのは、我々の「妥当性」という用語の一般的な使い方を確認しているだけだからだと考えられる。規範の妥当根拠には様々なものがあると考えられるが、規範を承認すべきであり、かつ従うべきである——ラズにおいては規範が正当化されていることとほとんど同義である⁵——なら、当該規範は妥当だと我々は考えるであろう。他方で、「ある規範体系に属するほとんどの規範が妥当であるなら、当該規範体系は妥当である」(*PRN*, 127)。これもまた、普通用語法を確認しているだけだと考えられる。規範体系を構成する多くの個々の規範が妥当であれば、規範体系は全体としても妥当だと言えるだろう。(以下では、このような「承認しかつ従うべし」ないし「正当である」という意味での妥当を、「端的に妥当」と表記する。)

次に、「体系的に妥当」という場合、ラズは、規範の妥当根拠 (つまり、従うべき根拠) が、何

⁵ Joseph Raz, “Legal Validity” in *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University, 2009), pp. 146-159, at 152 参照。

らかの規範体系に属しているだと考える。「ある規範が一定の規範体系に属するという根拠に基づいて妥当であるなら、当該規範は体系的に妥当である。」(PRN,127)。殺人を禁止する規範は、規範体系に属するかどうかとは無関係に、妥当(従うべき)であると考えられる。それに対して、運転手に左側通行を要求する規範は、それが実践される規範体系に属していなければ、従うべきものとは言えないであろう。以下で見るように、ラズは、法的妥当性についても、実践される現行法体系に属するがゆえに法は(体系的に)妥当であるという場合があることに注意を引きたいのである。

他方で、「ある規範体系が体系的に妥当であるための必要十分条件は、当該規範体系に属するすべての規範が当該体系について体系的に妥当であること、すなわち、すべての規範がそれらが当該体系に属しているという理由で妥当であることである」(PRN,127)。ここでは、必要十分条件が提示されているが、規範体系の体系的妥当性については、他の妥当根拠が考えられないということであろう。規範体系を構成する個々の規範すべてが体系的に妥当である場合に、規範体系全体も体系的に妥当である。

制度化された規範体系の第三の特徴は、規範体系の体系的妥当性が、当該規範体系が実践されている——つまり、大体において実効的な、現行の規範体系である——ことによって条件づけられていることである(PRN,127)。なぜなら、繰り返しになるが、制度化された規範体系が実践されているといえるためには、人々が大体において規範の要求と一致する行為を行っており、かつ、公職者が各種規範を受け入れて従っているという実践が必要であるからである。

ある規範が規範体系に属していることを理由に妥当であるというときに、ラズが念頭に置いていると思われるのは、実践されている規範体系とそうではない規範体系の区別である。ある規範が、実践されていない規範体系に属しているということを理由にして妥当であると、ラズはと考えていないように思われる。

以上の妥当性および体系的妥当性は、法的妥当性とは区別される。「ある規範が法的に妥当である必要十分条件は、当該規範が何らかの法体系に属することである」(PRN,127)。規範の法的妥当性とは、ある規範のメンバーシップを表す。ある規範が法的に妥当だということは、それが法だということである。上記各種妥当性の説明と異なり、法的妥当性の定義の中には「妥当」という語が登場しないことに注意されたい。法的妥当性は、規範によって行為を指導すべきであるという意味での妥当性とは関係がないのである。ある法規範が体系的に妥当であるためには、それが法的に妥当である——つまり法体系に属する——だけでは十分ではない。すでに触れたことだが、ラズは制度化された規範体系としては現行法体系以外を考察対象としていない。ある規範が法体系に属するという事実が、規範の妥当根拠となるのは、当該法体系が実践されている場合だけだからである(PRN,128)。なぜなら、ある規範が、すでに存在していない法体系や制度設計段階の法体系に属しているなら、ラズの各種妥当性の定義上、法的に妥当であるとは言える。しかし、それらは実践

されていないので、そのような体系に属するがゆえに従うべきだ、とは言えないからである。ある規範が、法体系をはじめとする、実践されている制度化された規範体系に属するがゆえに妥当であるのは、それが当該体系の諸機関によって制定され、または適用される場合、つまり実践される場合だけである。（ラズは論じていないが、法体系が体系的に妥当であると言えるためには、定義上、当該法体系に属するすべての個別法規範が体系的に妥当であることが要求される。）

以上をまとめると、ある規範が法体系に属するとき、それは法的に妥当であり、法規範と呼ばれる。法規範についても端的な妥当性や体系的妥当性が問題となるが、前者は何らかの根拠で当該法規範を承認すべきであり、かつ、従うべき場合に成立し、後者は、当該規範が現行法体系に属するという理由で従うべき場合に成立する。ラズは、法規範が行為理由となるにあたっては、体系的妥当性が重要だと考えている（後述本章III参照。）。

（4） 規範適用機関

先に触れたが、ラズは、規範適用機関の実践が法体系の存在と統一性にとって不可欠のものだとみなす。それでは、規範適用機関の実践とは、具体的にはどのようなものなのか。以下では、規範体系の存在と統一性という二つの問題への解答を通して、規範適用機関の実践を明らかにする。

第一に、規範適用機関の定義である。規範適用機関とはどのような性質をもつ機関であり、どのような仕方で規範実践をするのか。規範体系の存在することは、ラズにおいては、それが実践されていることに等しい。それゆえ、規範適用機関がどのような実践を行っているのかの探求が、規範体系の存在条件に結びついている。

第二に、当該体系の規範適用機関を設置する規範と他の規範の間には内的関連があるとされていたが、具体的にはどのような関係なのか。これは規範体系の統一性に関わる問題である。複数の規範が内的関連をもつとき、それらの規範は、他の規範と異なる、独立性と統一性をもつ。ここでは、規範適用機関の実践が、諸規範の集まりを規範体系へと変える条件が探求される。

ラズは規範適用機関の性質を特定する際に、その社会的機能、特に紛争解決機能には焦点を合わせない。紛争解決機能をもつ機関は規範適用機関以外にも存在しうるからである。ラズは、規範適用機関を組織する規範に着目する。ラズがいう規範適用機関は、特別な仕方で規範の創造と適用が結びついた機関である(*PRV*,134)。規範適用機関は、それ自体規範であるような判断、例えば判決を言い渡す——これが規範適用機関における規範の創造に相当する——ことによって規範を適用する機関である。ラズは既存の規範に従った規範的状况（例えば、権利義務関係）の権威的な決定に関心をもつ規範適用機関——ラズはこれを一次的機関(primary organ)と呼ぶ(*PRV*,134)——に焦点を当てて、制度化された規範体系を理解する。その典型例は裁判所である。私人が法的状況についても意見と異なり、裁判所は人々の法的状況について権威的な決定を下す権能をもち、裁判所の確定判決は、仮に間違っていたとしても既判力をもつという特徴がある(*PRV*,134-135)。

制度化された規範体系は、一次的機関を組織する規範をもたなければならない。制度化された規範体系の一次的機関が、紛争解決に際して、既存の規範を適用するということの重要性は、以下の絶対的裁量モデルとの比較によって明らかになる。

(5) 紛争解決の仕方——絶対的裁量モデルとの比較

法体系では、裁判所——一次的機関——が既存の規範を適用することによって紛争を解決する。ラズは、既存の規範を適用するという仕方によって紛争を解決することの重要性を、絶対的裁量の体系 (system of an absolute discretion) との比較によって明らかにしている。絶対的裁量の体系には、一定の紛争を解決する権能を裁判所に与える規範、裁判手続を定める規範などは存在するが、裁判所が適用すべき実体規範はない。この体系の裁判所は、すべての妥当な理由に基づいて最善の判決を下すべしという指示にだけ拘束される。絶対的裁量は、事例を解決するときの理由の選択に関するものであるとされている (PRN,137-138)。

絶対的裁量の体系の裁判所が下す判決は、紛争当事者の権利義務関係を権威的に決定するという点では、法体系の裁判所と同じことをする。だが、規範に基づいて判決を下すことを要求されないため、絶対的裁量の体系の裁判所は、定義上、一次的機関ではないことに注意されたい。絶対的裁量の体系の裁判所は、何らかの実体的規準に拘束されることはなく、妥当な理由に基づいて最善の判決を下すことだけを要求される。

ここから絶対的裁量の体系と法体系の重要な相違点が明らかになる。絶対的裁量の体系の裁判所が、紛争解決に際して既存の規範に依拠せずに最善の判断で判決を下すことができるということは、当該体系では、人々が紛争が起こったときに自分が有利な判決を得るためにどのような行為をすべきであったのかをあらかじめ知ることができない、ということである (PRN,138)。何が最善かについて人々の意見が割れるとすれば、裁判所が、制定法にも、慣習法にも、先例にも拘束されないような状況で、最善の判決ということで具体的にどのような内容の判決を下すのか知ることができない。

それに対して、法体系では、既存の規範によって人々の権利義務が決められている。そして裁判所は、紛争が生じると、当該体系の規範に基づいて紛争を解決する。つまり、人々の行為を指導する規範と、裁判所が適用すべき規範が同一なのである (PRN,138)。

ラズは、これら両体系の比較から、一次的機関をもつ制度化された規範体系の二つの特徴を導き出す。第一に、一次的機関をもつ規範体系は、(事前の) 指導と(事後の) 判断 (evaluation) の体系である (PRN,139)。つまり、法体系は、人々の行為を指導する規範と、当該規範に基づいて紛争解決時に人々の行為を判断する機関をもつ。これに対して、絶対的裁量の体系は、人々の行為を指導する規範をもたず、裁判所は、裁量によって判断を下す。

第二に、一次的機関をもつ規範体系では、一次的機関は、その適用がすべての事情を考慮すると

望ましくないときでさえも適用しなければならない規範をもつ。法体系では裁判所は最善であると考えられる判決が、規範に基づく判決と異なる場合に、最善であるということを理由に法の適用をしない自由をもたない。裁判所は法が認める限りで自身の見解に基づくことができるにすぎない（*PRN*, 139）。つまり、法体系では、法規範は排除理由とみなされるのに対して、絶対的裁量の体系では、人々の行為を指導する規範がそもそも存在しないのだから、排除理由が存在しないのである。現行法体系の存在にとって必要な規範適用機関の実践とは、他の行為理由を無視して、既存の規範を適用するという営為なのである。

（6） 制度化された規範体系の統一性——どの規範が規範体系に属するか

制度化された規範体系の統一性とは、一次的機関が適用すべき規範だけをもつということを意味する。前述したように、制度化された規範体系は承認のルールをもつ。それは一次的機関の実践において現れる。ある規範が規範体系に属するかどうかは一次的機関の実践によることになる。承認のルールは、それによって特定される規範を適用することを一次的機関に要求する（*PRN*, 146）。一次的機関は自身が名宛人である規範に従うという実践と、自身が名宛人でなくとも、人々が名宛人である規範を裁判において必要であれば適用するという実践を行うのであるから、制度化された規範体系は、人々の行為を（直接または間接的に）指導する規範——これを適用して一次的機関は判決を下す——と、一次的機関を設立する規範とからなる。

（7） 規範創造機関について——共通起源モデル批判

既述のようにラズは、制度化された規範体系が実践されているかどうかを決定する際に、当該体系の公職者による実践に着目していた。その公職者とは、（5）で述べたように、規範適用機関のことであった。しかし、なぜ規範創造機関の実践では制度化された規範体系を説明するために不十分なのだろうか。以下では、この点に考察の焦点を移し、ラズの規範体系の理解の一層の明確化を試みる。

ラズは、規範創造機関を規範体系分析の中心に置く理論の代表例として、分析法理学の始祖ジョン・オースティンの主権者命令説と、純粋法学で知られるハンス・ケルゼンの根本規範論を挙げる。ラズによると、彼らの理論には一つの共通点がある。オースティンとケルゼンは、すべての法体系は共通起源（*common origin*）をもつという点で共通している（*PRN*, 130）。オースティンの主権者命令説では、法体系には主権者と呼ばれる一人の立法者が存在する。主権者が法体系を構成するすべての個別法の起源である。主権者は自分で法を制定するか、他人に規範制定権能を付与し

て間接的に法を制定する⁶。他方で、根本規範論では、根本規範が、憲法を頂点とする法体系を、法的に妥当な規範体系として根拠づける。法体系を構成するすべての規範の法的妥当性が直接的または間接的に根本規範に由来する⁷。

ラズからみると、オースティンやケルゼンの法体系論には欠点がある。すなわち、法体系の共通起源モデルは、制度化された規範体系がもつ二つの特徴、すなわち法体系の存在と統一性を説明できない⁸ (PRN,130)。

法体系の統一性の観点からの共通起源モデルに対する異論は、法体系は一つ以上の立法的権威をもちうることである。例えば、イングランドの法体系では、法制定する議会の権威と、裁判所に規範創造権能を付与するコモン・ローの権威は、一方が他方に由来するという関係にはない。議会と裁判所に規範創造権能を付与する一つの規範はないのである (PRN,130)。

要するに、現に存在する法体系では、必ずしも同一体系に属する諸規範が同一の起源をもっているわけではないから、法の共通の発生起源によって法体系の統一性を説明することはできないのである。

他方、法体系の存在の説明に関して、共通起源モデルの欠陥は、規範創造機関の実践だけでは、規範体系が全体として実践されていることを説明できないことにある (PRN,131)。既述のように、規範体系が実践されているためにはその規範体系の諸機関によって一定の規範が実践されることが要求される。とはいえ、規範創造機関は、規範制定手続（を定める規範）——これは規範創造機関を名宛人とする規範である——に従って各種規範を制定するだけである。つまり、規範創造機関は、自身が名宛人の規範だけを実践するにすぎないので、それだけで、法体系が全体として実践されているとは言えないのである (PRN,130)。

例えば、日本の国会は、憲法に定められた手続規範に従って法律を制定しているだけであり、そ

⁶ラズはこのようにオースティンを理解しているが、本文圏点部が不正確である。オースティンによると、例えば、裁判官法 (judge-made law) は、(主権者に従属する) 裁判官が下した判決 (に表れたルール) を、主権者は取り消すことができる場合に、主権者が取り消さないなら、主権者は黙認的にそのルールを法たるべしと意思しているとして、法命令説を説く。John Austin, *The Province of Jurisprudence Determined* (Hackett, 1954), pp. 31-32 参照。オースティンにおいてはケルゼンと異なり授権が必要ないのである。

⁷ラズのケルゼン理解も大ざっぱであるが、正確に言えば、根本規範のすぐ下位にくる規範は、憲法制定権能付与規範というケルゼンが授権規範と呼ぶ規範であろう。その権能を行使して、憲法が制定され、憲法条項の一つとして規定された法律制定権能付与規範によって、法律制定権能を付与された立法機関が法律を制定するというようにして、妥当な規範の段階構造が形成される。

⁸ラズによる、オースティンおよびケルゼンの法理論についての検討は、Joseph Raz, *The Concept of a Legal System* (2nd ed., Oxford University Press, 1980), chs. 1-2 (オースティン)、chs. 4-5 (ケルゼン) 参照。

れ以外の規範——憲法に定められた人権規定等の実体規範の一部を実践しているとは言えるにしても——を実践しているわけではない。

ラズによれば、立法者が規範制定手続に従って規範を制定しているだけで、制定された規範の適用や執行が行われなような場合には、規範体系全体が実践されているとは言えない。他方で、規範違反に対して法が適用されるなら、人々がいくつかの規範に一致して行為していなかったとしてもほとんどの規範に大体において一致して行為している限り、その規範体系は実践されているという（*PRN*,131）。

規範創造機関の実践が、規範体系全体の実践にとって重要ではなく、また既述のように、規範体系の実践にとって人々が規範に大体において一致しているだけでよい以上、規範体系が全体として実践されているために必要な規範実践を行うのは、規範適用機関であるとラズはみている。人々が規範体系に属する諸規範を拘束的なものとして受け入れて、従うという実践をしていなくても、それらの規範が規範適用機関によって人々に対して適用されており（かつ、人々の行為がそれらの規範が要求する行為に大体において一致している）限りで、規範適用機関の実践によって、規範体系全体の実践を説明できるのである。

（8）法体系固有の特徴

以上の議論は、法体系を、制度化された規範体系として特徴づけるものであった。それでは、多々ある制度化された規範体系から法体系を識別する基準は何であろうか。法体系に固有の特徴はあるのだろうか。以下では、ラズの主張する法固有の三つの特徴⁹、包括性、至高性、開放性を順次取り上げて、法体系の性質を検討しよう。

第一に、法体系は包括的（comprehensive）である。これは、法体系は、どんな行為であっても規律する権威をもつと要求する（claim）、ということの意味する（*PRN*,150）。一般に、制度化された規範体系は、何らかの目的のために設立され、その目的の実現に必要な行為を規律する。しかし、法体系の場合はそうではなく、それが規律する権威をもつと主張する行為の範囲に制限がない。要するに、法体系は、どのような行為であっても、それを規律する規範を制定する権能を付与する規範をもつから、その権能行使によって、どのような行為でも規律することができる、そのような権威をもつ——現にもっているかはともかく——と要求する（*PRN*,151）。これが法体系と他の制度化された規範体系を区別する特徴の一つである。

第二に、法体系は至高（supreme）であることを要求する。それが意味するのは、法体系が、一

⁹法体系に固有とされる三つの特徴は制度化された、（法体系でなくとも）規範体系であれば、多かれ少なかれ持ちうる。法体系ではこれらの特徴が比較的高い程度で現れるというだけである（*PRN*,150）。

国内の人々が属する他のすべての制度化された規範体系の設置および活動を規律する——つまり、それを禁止し、許可し、あるいは条件を課す——権威を要求するということである（*PRN*, 151）。

法の至高性という特徴は、一国内に複数の法体系が存在することができるかどうかという問題を提起する。ラズによると、事実問題としては一国内に複数の法体系が存在するが、法の問題としては、一国内における複数の法体系の至高性要求が互いに相入れないがゆえに、一国に一つの法体系しか存在しえない。なぜなら、事実問題については、複数の法体系がもつ規範の内容に衝突がない限りで、複数の法体系が併存することは可能である（*PRN*,152）。例えば、連邦法と州法が同じ行為を命じている場合、どの法体系も人々の行為を指導することができるという意味で、事実上両立可能であるということになる。

他方で、それぞれの法体系の至高性要求（つまり、我こそが当該行為を規律する権能をもつのだとする要求）は相入れない。例えば、連邦法と州法で同じ要件のもとに一方は ϕ せよと指示し、他方は ϕ するなど要求する場合（事実問題としても一方にしか従えないわけだが）、どちらが優先するのは、法の適用関係を定める規範——これも至高性要求する法体系に属する規範であるわけだから、どこか釈然としないが——によって決められる。

第三に、規範体系は、当該体系に属さない規範に体系内での拘束力を与える規範をもつことがある。その場合、規範体系は、外部の規範に開かれているという意味で、開かれた体系である（*PRN*,152）。例えば、法体系は、個人や団体の契約や合意、または他国の法を尊重して執行することがある。例えば、契約は、契約締結権能——これを付与する規範は法体系に属する——の行使によって締結できるが、契約という規範は法体系に属さない。だがこれはその法体系内で尊重され執行される。そのような意味で開かれた体系（open system）である。

これが重要であるのは、法体系に属さない規範であるにもかかわらず、裁判所によって紛争解決の際に依拠され適用されるからである。換言すれば、これらの規範は、裁判所によって拘束力ある規範とみなされるのである。すでに説明したように、制度化された規範体系の統一性、すなわちどの規範が規範体系に属するかを決める基準（つまり承認のルール）は、一次的機関の実践によって説明される。規範体系は、一次的機関が適用すべき規範から形成される。しかし、制度化された規範体系が外部の規範に開かれているなら、裁判所が適用すべき規範は必ずしも規範体系の一部ではないことになる。そのため、法体系に属するのは、当該体系の規範が裁判官にその採用を命じるだけの外部の規範を除いた、一次的機関が適用すべき規範である（*PRN*,153）。

以上、包括性、至高性および開放性という三つの特徴が、法体系を他の制度化された規範体系から区別する指標となる。それだけでなく、ラズによると、社会における法体系の重要性を説明するのは、これらの特徴である（*PRN*,154）。法はこれらの特徴をもつことによって、社会におけるあらゆる活動に介入することができる。そうして法は人々に対する社会生活の土台をなすのである。

III 法の規範性

最後に、法の規範性（命令規範がもつ ϕ 「しなければならない」ないし ϕ 「すべし」という性質）、言い換えれば、法規範が行為理由であることが、法体系論とどのような関係にあるのかをラズの論述に沿って検討する。ラズにとって、法が規範であるということは、それが単に一階理由であるだけではなく、排除理由でもある（つまり、保護された理由である）ということの意味する。法規範が排除理由となると、その前提として、法規範が現行法体系に属していることが重要な意味をもつ。

法の規範性を説明する伝統的立場として、制裁説や自然法論がある。それらを行為理由の観点から捉えなおすと、法違反に対して制裁が科されるがゆえに法は行為理由になる（制裁説）とか、または法が道徳的に妥当である場合に行為理由になる（自然法論）と説明される。これらの見解では、法が行為理由であるということは、法違反に対して制裁が科されるということや、法に従うことが道徳的に正しいということの意味する。

しかし、ラズによると、これらの見解は、すべての命令的法規範が行為理由であることを説明できない¹⁰。法が行為理由であるのは、法違反に制裁が規定されていることや法内容が道徳的に正しいことではなく、法実践が行われているということによるのである。（以下では、法や規範を命令的な意味で用いる。）

(1) 制裁説

法違反者に対して制裁が科されることがある。これが行為理由であると言われるのは、一般に人々は制裁を受けることを嫌うので、制裁を受けないためには法に一致すべきであると考えられるからである。ラズによると、制裁説によって、すべての法規範が行為理由であると説明するためには、次の二つの前提が満たされる必要がある。第一に、法がすべての法違反に対して制裁を規定していること、第二に、法が実効的であり（*efficacious*）、法を犯した者に対して、大体において制裁が科されていること、である（*PRN*,156）。

ラズは、第二の前提が満たされる——現行法体系は、定義上、それなりに実効性をもつから、法

¹⁰ ラズは、法の規範性を問題にする際に考察対象として命令規範だけを取り上げている。その理由は、排除理由を使って説明される規範は、命令規範であって、許可規範や権能付与規範ではないからであろう。

違反に対して概して制裁が科される——ことを認めつつも (PRN,157)、第一の前提が偽であることから (PRN,157-161)、制裁によって法の規範性を説明することはできないと論じている。ラズが、第一の前提を偽と判断するのは、制裁なき法体系が存在することが論理的に可能であるからというだけではない (PRN,158)。違反に対して制裁の科されないにもかかわらず、一定の行為を要求する法規範が存在することもあるからである (PRN,158)。制裁説では、そのような法は行為理由ではない。

他方で、ラズによると、仮にすべての法違反に制裁が規定されていたとしても、そのことによって法規範を行為理由であると説明することはできない。なぜなら、そこでの行為理由は補助理由 (auxiliary reason) にすぎないからである (PRN,161)。

どういうことか説明しよう。法が行為理由であるということでラズが意味するのは、法が発効理由 (operative reason)、つまり、それ自体で行為を指導する理由だということである。それに対して、補助理由は、発効理由が存在することを前提として、すべき行為を特定し、または行為理由の重みに影響を与える等の役割を果たす。ここでは、制裁は、補助理由として、すべき行為を特定する役目を果たす。例を挙げると、xが制裁を避けたいと欲しているという事実は、xが制裁を避ける発効理由である。そして、法違反に対して制裁が科されている (言い換えれば、法に従うなら、制裁を避けることができる) という事実——補助理由である——は、xが、制裁を避けるためにすべき行為を特定する。これら発効理由と補助理由は一緒になってxが法に従う完全理由となる。以上のことから、補助理由は、発効理由がないと、行為を指導しないということがわかる。なぜなら、制裁を避けたくないなら、法に従う必要がないからである。そして、発効理由たる事実が必ず存在するというわけではないから (つまり、すべての人が制裁を避けたいと思っている必然性はないから)、その場合に法が制裁を規定していることは行為する理由の一部にさえならないのである。

(2) 自然法論

法と道徳との間に成立する関係に基づいて法を行為理由であると説明する立場をラズは自然法論と呼ぶ。様々なタイプの自然法論があるが、ラズは大きく分けて二つの見解を議論の俎上に載せる。

第一に、あるルールが法であるのは、それが道徳的に妥当だからであり、道徳的に妥当でないものは、定義上、非法であるとする見解である (PRN,163-164)。ラズによると、この見解は悪法が存在し、それもまた行為理由であることを説明できない (PRN,164)。また、この見解は、悪法が、他の不正でない法と同様の仕方で裁判所などの機関によって用いられている場合にすら、悪法であるという理由で法としての地位を否定する点で、法制度に対する見方を歪めてしまう (PRN,165)。

第二に、個々の法の中には道徳的に妥当ではないものもあるかもしれないが、そのような個別法の存在にもかかわらず、法が一般に実践されており、社会秩序の維持に役立つという意味で道徳的なメリットがあるので、それがデメリットを上回るなら、法に従う理由があるという見解である（PRN,167-168）。この見解も、法が行為理由であることを説明できない。なぜなら、その違反が社会秩序の維持に何ら関係ない命令的法規範も多く存在するからである（PRN,168）。

（3） 法的観点または排除的観点

制裁説も自然法論も、法の端的な妥当性（つまり、制裁を避けるために、あるいは道徳的に、法に従うべきであること）を確立することによって、法が行為理由であることを示そうとするものであった。それに対して、ラズの見解では、法が行為理由であるために法の端的な妥当性を確立する必要はない。ラズが示そうとするのは、法の体系的妥当性である（前述本章II（3）参照）。

すでに本章IIで見たように、法体系が存在するときに、人々が法を端的に妥当なものみなしている必要はない。法体系が実践されているためには、（公職者以外の）人々は法が要求する行為に一致した行為を大体においてするだけでよく、重要なのは、裁判官が法を拘束力あるものとして受け入れて従う、つまり法を適用することであった。裁判官は、法を、衝突する様々な理由を無視する排除理由とみなす。それは裁判官が法を適用する際には、法を妥当とみなさない人々に対しても、彼らが法以外の行為理由を無視して行為すべきものとして判断しなければならないことを意味する。法的観点は、他の衝突する理由を排除して、裁判官が適用すべき規範——法体系を構成する法規範と、法体系の諸規範によって適用すべきものと認められた他の規範——からなる（PRN,171）、排除的観点である。

（4） 法的観点からの言明

規範的言明は、規範の妥当性を信じる者がすることが多い。しかし、法的言明——これも規範的言明の一種である——は、法の妥当性を信じない者によってもなされうる。以下で検討する法的状況を記述する言明がそうである。これが重要であるのは、規範的言明の分析を通して、法の端的な妥当性を信じない者にとっても法が行為理由であることが明らかになるからである。換言すれば、法は端的に妥当（前述の表1参照）ではなくとも、体系的に妥当であること（つまり、法が、実践される法体系に属するがゆえに、妥当であること）によって、行為理由（排除理由）となる。

まずラズによる当為言明と理由言明の比較を確認しておくのがよい。ラズによると、 ϕ すべきであるという当為言明は、理由——その具体的内容や重さはわからない——が存在することを述べる言明であるが、 ϕ すべきであるというのがルールである（または法である）という言明は、それ自

体理由である言明である¹¹。

どういうことか。xがすべき行為を検討する際に、yに助言を求めたとする。yが ϕ すべきであるとxに言う場合、xは何をすべきか決定できない。なぜなら、yの助言は、 ϕ する理由が存在することを示唆するが、xはそれが具体的にどのような理由であり、どれくらいの重みをもつのか分からないので、xは自分が知っている ϕ しない理由と比較衡量した上ですべき行為を決定できないからである。

他方で、yがxに対して ϕ するのがルールであると言った場合、ルールがあることそれ自体が ϕ する理由となる。つまり、ここでは、 ϕ することを命じるルールが存在する場合、 ϕ しない理由との比較衡量は排除されるので、ルールの存在を理由に行為できるのである。つまり、法を理由にして行為する人——法を妥当と信じて行為する裁判官や、全市民中一部の遵法精神をもつ市民——にとっては、法が行為理由であることが示されている。他方で、行為者が（ルールの妥当性を認めず） ϕ したくないと思っていたとしても、「 ϕ するのがルールだから」と言われ、行為者の判断は排除される。

しかし、このような理由言明と当為言明の違いにもかかわらず、「法によるとxは ϕ すべきである」という言明によって法的状況を記述することもできる（PRN,172）。理由言明と当為言明の違いから、「法によるとxは ϕ すべし」言明は、xが ϕ する理由が存在すること、そしてその理由が法的なものであることを意味すると一見思われるが、例えば、「法によるとxは税金を納めるべきである」という言明は、xは税金を納めることを法によって要求されているというxの法的状況を記述する言明としても用いることができるのである。

注意すべきことに、この法的状況を記述する言明は、理由の存在を述べる言明とも、それ自体理由である言明とも異なる¹²。法的状況を記述する言明は、行為を要求し、または許可しているのではなく、法によって行為が要求され、また許可されているという事態を記述するにすぎない

（PRN,175）。いわば、法的状況を表すために「 ϕ すべし」や「 ϕ してはならない」という規範的用語が用いられるにもかかわらず、そこにコミットメントが伴わないのである。

要するに、法的状況を記述する言明をする人は、法の端的な妥当性に対する信念をもつ必要がない。その人は法的観点——つまり法以外の妥当な理由を排除した観点——から事態を記述しているだけである。これによって、法の端的な妥当性を信じない者にとっても法は行為理由となることが示される。法体系が実践されているがゆえに、法の端的な妥当性を信じない者でさえも、法的状況を気にかけ、法的状況を記述する言明をするのである（PRN,177）。この場合、法的ルールが現行法体系に属するという事実——法が法であるという事実、法が存在するという事実——は、裁判官

¹¹ 当為言明と理由言明の比較については、PRN,79-80,および本稿第2章参照。

¹² ここでは立ち入る必要がないが、ラズは、法を記述する言明が、他のタイプの規範的言明に還元できないものであることを示す議論も提示している。PRN,173-175 参照。

やその他法の妥当性を信じる者にとっても、そうでない者にとっても、法的観点から自身の置かれた状況を見る場合には、自分の判断を含む他の妥当な理由を排除する観点に立つことを要求する。つまり、法が排除理由であるために、その端的な妥当性を確立することは不要なのである。

IV 若干の明確化

本章では、ラズの法体系論について紹介および検討してきた。その過程で、おおよそ以下のよう
なことが明らかになった。

- (1) 法体系は制度化された規範体系である。
- (2) 現行法体系の存在条件は、人々が法が要求する行為と一致した行為を大体において行い、かつ裁判所がすべての法を排除理由とみなして適用することである。
- (3) 法体系を構成するのは、裁判所を組織する規範（例えば、裁判権能付与規範）、および裁判所が適用すべき規範である。
- (4) 法体系は、他の制度化された規範体系から、包括性、至高性および開放性という三つの特徴によって区別される。
- (5) 法体系が実践されているという事実が、法規範を行為理由にする。

このような規範体系理解のどの点がラズに特有のものなのか。それを一層明白にするために、法体系について明快な見解を示しているケルゼンの理論と、法体系をどのようにみているのかという点についてのみ対比してみたい。

ラズにおいて、法体系が他の規範体系から区別されるのは、その包括性、至高性および開放性という特徴によってであったのに対して、ケルゼンは、強制の契機が、法体系——ケルゼンは法秩序（Rechtsordnung）と呼ぶ——を社会の他の規範体系から区別すると考える¹³。「法が〔人々にとつて〕強制秩序であるということは、しばしば主張されるように、合法的行為、つまり法秩序が命じる行為を『強制する』ことが法の本質に属する、ということではない。合法的行為は、強制作用の発動によって強制されるのではない。強制作用は、命じられたことではなく、禁じられたこと、違法なことが生じた場合に、発動される。まさにこの場合のために、制裁として働く強制作用は、規

¹³ Kelsen, RR-2, a. a. O. (Anm. 8), S. 36 参照。

定されているのである」¹⁴（圈点は大上による強調である。）。

ここからラズとケルゼンの共通点が明らかになる。どちらも法が制裁を定めることによって、合法行為をするように人々を動機づけるというようなことを、あまり重視しない。ケルゼンにとっては、心理的な強制によって一定の行為をするように人々を動機づけるという意味での強制は、法体系を他の規範体系と区別する基準となりえない。なぜなら、そのようなことは法体系以外でもありうるからである。ラズにおいては、制裁はただか、それ自体では行為を指導しない補助理由にすぎないとされた。

ケルゼンとラズとで見解にズレが生じるのは、その理由づけにおいてである。彼らは法が制裁を規定していることについて全く異なる理解をする。すでに触れたように、制裁は、行為理由の論理学においては補助理由にすぎない。他方で、ケルゼンにとって法が強制秩序である——この点で他の規範体系と区別される——のは、法が制裁——法律要件に対する法律効果として、生命、身体、財産等を強制的に剥奪する強制作用——を規定しているがゆえなのである¹⁵。換言すれば、他の規範体系と異なり、法体系は、要件が満たされたときに強制作用を発動することを命令し、その権限を誰かに授権し、または許可することによって、その発動を規律する点に特徴がある。

ラズにおいて、法体系が人々の行為を指導するものとみなされるのに対して、ケルゼンでは、ラズが制裁の有無と無関係に人々にとって行為理由となると考える法規範は、制裁が結びついていないのなら、完全な法規範とはみなされないのである。

V 本章のまとめ

本章では、法規範が行為理由であるときに、法体系とはどのような関係にあるのかを検討してきた。法規範が行為理由であるのは、それが道徳的に正当化されているからでも、法違反に制裁が科せられるように規定されているからでもない。重要なことは、法規範が、実践される現行法体系に属するという点なのである。法体系が実践されているといえるための基準は、人々が大体において法規範に一致した行為をすることと、裁判官が法を拘束的なもの（すなわち、排除理由）として受容することである。そのような法体系において、法は行為理由となる。

¹⁴ Kelsen, RR-2, a. a. O. (Anm. 8), S. 36 参照。

¹⁵ Kelsen, RR-2, a. a. O. (Anm. 8), S. 36-37 参照。

第2部 排除理由の解明

第4章 排除理由と権威者の判断

I 権威者の判断はどのような行為理由か

第1部の各章では、権威者¹の判断——専門家の助言、立法者が制定する法、裁判官が下す判決、軍隊における上官の命令など——は、その受け手にとって行為理由であると仮定されていた。しかも、その内容となっている行為をする一階理由と、それ以外の理由では行為しない排除理由の組み合わせ（保護された理由）という極めて特殊な行為理由であった。

ところで、権威者の判断を単なる一階理由とみなしてはいけないのだろうか。従来、権威者の判断は、他の重要な理由によって覆されうる一応の理由であるか、他のどんな理由にも負けることがない絶対的理由のいずれかとして位置づけようと試みられてきた。それを排除理由という特別な理由として分析することにどんな意義があるのだろうか。

他方で、権威者の判断を、一応の理由または絶対的理由であれ、排除理由であれ、常に何らかの行為理由とみなす必要があるのだろうか。権威者は我々に服従を要求するが、それは自分の意志決定に基づいて行為すべしという自律と対立し、権威者の判断内容が不合理であれば、理性的に行為すべしという合理性の要請と対立する。権威者の判断を排除理由だとすると、自律と合理性という実践的な価値を貶めることにならないだろうか。

本章では、主としてこれらの問題に答えることで、排除理由の解明の端緒を明らかにする。そこで、ラズの権威に関する数ある論考の中でも、特に重要かつ基礎的な、権威の概念について論じた「正統な権威」(“The Legitimate Authority”, 以下 LA と略記する。)²を取り上げる。従来、法哲学者が特に関心をもち、議論の的になることが多かった³、権威の正当化(The Normal Justification

¹ 「権威者」は“authority”の訳である。本章では、文脈に応じて、「権威者」、「権威」、「権限」と訳し分けている。特に、「権威」と「権限」は、ラズによって使い分けられているため注意する必要がある。

² 特に重要な論考として、Joseph Raz, “Legitimate Authority” in *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press 2009), pp. 3-27 (以下、LA と略記する。), Raz, “Voluntary Obligations and Normative Powers” in *Proceedings of the Aristotelian Society*, Supp. Vol. 46(1972), pp. 79-102 (以下、VONP と略記する。).

³ 最近の代表的な論争として、Stephen Darwall, “Authority and Reasons: Exclusionary and Second-Personal” in *Ethics* 120 (2) (2010), pp. 257-278, これに対するラズの応答として、Joseph Raz, “On Respect, Authority, and Neutrality: A Response” in *ibid.*, pp. 279-301 がある。またダーウォールの主著として、Stephen Darwall, *The Second-Person Standpoint* (Harvard University Press, 2006)、邦訳としてステイ

Thesis)、先取りテーゼ(The Preemptive Thesis)あるいは奉仕説(The Service Conception of Authority)⁴などではなく、が権威——正統な権威であるか、そうでないかは置いておき——の概念に焦点を合わせる。以下、IIでラズが自身の権威概念を提示する際に土台としている政治哲学者J.ルーカスの権威概念、IIIで権威を「保護された理由」を変更する能力と定義する立場、IVで権威者の判断を単なる一階理由とみなす立場への反論、Vで権威者の判断と、合理性および自律との関係を順次検討していく。

ーヴン・ダーウォル、寺田俊郎監訳・会澤久仁子訳『二人称的観点の倫理学』（法政大学出版局、2017年）がある。

⁴これらに関しては、Joseph Raz, “Authority and Justification” in *Philosophy and Public Affairs*, 14 (1) (1985), pp. 3-29. 森際康友訳「権威と正当化」同編『自由と権利』139-188頁参照。また Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford University Press, 1986)の第3章“The Justification of Authority”は“Authority and Justification”のいくつかの節が削除されたものである。特に奉仕説については、Joseph Raz, “The Problem of Authority: Revising the Service Conception” in *Between Authority and Interpretation* (Oxford University Press, 2009), pp. 126-165.

ラズは（正統な）権威の概念について、三つのテーゼで自身の主張を要約する。

第一に、「依存テーゼ」は、「全ての権威者の指令は——他の諸要因の中でも特に——その指令の名宛人に当てはまる諸理由で、かつその指令が適用される状況に関する諸理由に基づくべきである」ということである。

第二に、「通常正当化テーゼ」は、「ある人が他人に対する権威をもつと認められるべきことを確立する通常の主たる方法は、次のことを証明することを含む。すなわち、指令の名宛人が自分に当てはまる理由に直接に従おうとする場合よりも、権威者の指令を拘束的なものと受け入れて従おうとする場合の方が、名宛人に当てはまる理由（権威者の指令を除く理由）に従う可能性が高いことである」ということである。

第三に、「先取りテーゼ」は、「権威者がある行為の遂行を要求しているという事実は、その行為を遂行する理由であり、またその理由は何をなすべきか判断するときに他の関連する全ての諸理由に付け加わるべきものではなく、それらのあるものにとって代わるべき理由である」。正統な権威の概念に関する三つのテーゼについては、Joseph Raz, “Authority, Law, and Morality” in *Ethics in the Public Domain* (Clarendon Press, 1994), pp. 194-221, at 198-199 やジョセフ・ラズ、深田三徳訳「権威・法・道徳」同編『権威としての法』（勁草書房、1994年）139-201頁、147-150頁（引用箇所は、原書198頁、訳書147-148頁に当たる）が要約的な説明をしている。

また「権威の奉仕説」は、権威の役割は、権威の「名宛人を拘束する理由に基づいて名宛人が行為することを手助けする」（*The Morality of Freedom*, p. 56, 「権威と正当化」170頁）べきものとみなす立場である。

II 権威の単純説明とそれに対する異論

(1) 権威者の判断に関する J. ルーカスの定義の修正

ラズは、自身が採用する権威の定義を導き出すために、権威を、行為理由を変更する能力と定義するもの、をたたき台としている。

ラズは、「権威に関する既存の最良の説明」(LA, 11)として、政治哲学者 J. ルーカスの権威の定義を取り上げる。ルーカスによれば、「ある人またはある人々の集団が、権威をもつのは、『Xを発生させよ (let X happen)』(Xは何らかの事態を表す。)という、その人または集団の発言から、Xが発生すべきであるということが帰結する場合である」⁵(下線部は原文ではイタリックである。)。ラズの理解では、ルーカスは、権威を、ある行為を遂行する能力として説明し、当該行為を規範的状况を変化させる行為とみなしている(LA, 12)。

ラズはここで次の仮定を導入する。すなわち「Xが ϕ すべきであるなら、Xは ϕ する理由をもつ、かつ、Xが ϕ する理由をもつなら、Xは ϕ すべきである」(LA, 12, Xは人を表す。)という仮定である。このように、ラズは「Xは ϕ すべきである」と「Xは ϕ する理由をもつ」とを同値とする⁶。この仮定を用いると、ルーカスの定義は、「ある人が権威をもつのは、『Xを発生させよ』(Xは事態を表す。)というその人の発言が、Xが生じるべき理由であるときである」(LA, 12)ということを含意する。

しかし、この文は少しすわりが悪い。なぜなら、ルーカスは「人に対する権威」を定義しようとしているにもかかわらず、ルーカスの定義の仕方では、その点がはっきりしないからである。このことを考慮して、ラズは、ルーカスの定義を、「XがYに対して権威をもつのは、『Yは ϕ せよ (let Y ϕ)』というXの発言が、Yが ϕ する理由である場合である」(LA, 12, XとYはともに人を表す。)と修正する。

ラズは、この修正された権威の定義を単純分析または単純説明と呼び、以下の権威分析の出発点としている。

(2) 単純説明に対する異論

ラズは、権威の単純説明に対して突きつけられた次の二つの異論を議論の俎上に載せている。

第一に、権威者の判断は、それが行為理由であるなら、それが指示するように行為する一応の理由以上、絶対的理由以下のものであるはずだが、それは不可能ではないか。

第二に、正統な権威者の判断は、必ずしも常に(受け手にとって)行為理由である必要はないのではないか。換言すれば、権威者の判断を、受け手が行為理由として受け取らなくても、権威者を

⁵ John Lucas, *The Principles of Politics* (Clarendon Press, 1966), p. 16.

⁶ この仮定(定義)は、本稿第1章ですでに採用されている。

正統だと言える場合があるのではないか。

ラズはこれらの異論に対して、二階理由、とりわけ排除理由という観念を導入することによって対処する。ラズは第一の異論に対しては、高階の理由である二階理由の観点を提出することによって、権威者の判断を、一応の理由以上、絶対的理由以下のもの、すなわち一階理由とみなす見方を否定する。第二の異論に対しては、二階理由（排除理由）の観点から、権威者の判断は、一階の行為理由として比較衡量の対象となる理由ではなく、むしろそのような比較衡量を排除する高階の理由であるという主張によって応答する。二階理由については後述の本章IIIで論じる。まずは単純説明に対する二つの異論を順に検討していこう。

第一の異論は、権威者の判断は、一応の理由以上、絶対的理由以下のものであるとされるが、それは不可能なのではないか、というものである。ここでの問題は、権威者の判断が絶対的理由（absolute reason）であるのか、一応の理由（*prima facie* reason）であるのかである⁷。

ラズは、権威者の判断が絶対的理由ではないことをあっさり認めると認める。もし権威者の判断が（その受け手にとって）絶対的理由であるなら、正統な権威者も事実上の権威者（*de facto* authorities）も存在する見込みがほとんどないからである。誰かの発言を、あらゆる状況下で、従うべき絶対的理由であるとみなすことが正しいとは考えられない（LA,13）。

他方で、ラズによれば、権威者の判断は一応の行為理由でもない。ラズは権威を一応の理由以上、絶対的理由以下のものとする見方自体を否定する。権威者の判断が、命令の意図で発せられている場合、権威者は、命令を、受け手が何をすべきかを決めるときに用いる考慮材料の一つ——つまり、一応の理由——であるとは考えていない。権威者が意図しているのは、「受け手が命令を行為理由（つまり、排除理由）として受け取ることであり、それはどんな反対理由（conflicting reasons）が存在するかに関わらない」（LA,14-15）。

それゆえ、権威者の判断が、一応の理由以上、絶対的理由以下のものであるという理解は間違っているとされる。権威者は自分の判断を一応の理由や絶対的理由としてではなく、高階の排除理由として受け取られることを意図しているのである。（排除理由については本章IIIで後述する。）

第二の異論は、正統な権威者の判断は（受け手にとって）行為理由であることがしばしばであるが、必ずしも常に行為理由である必要はないという議論に基づいている。一例として、赤信号で車を止めるべきかどうかという場合が挙げられている。見晴らしがよく、周囲に他の人や動物、あるいは車がないときに、赤信号に出くわしたら、停車する理由をもつのだろうか。ラズはこのようなケースにおいて、権威者の判断（赤信号は権威者の判断と同視されている）は、行為理由であることなく正統なもののみならずとして、権威者の判断が必ずしも常に行為理由である必要はないことを認めている（LA,15-16）。

ラズは、以上の二つの異論が、ルーカスの立場を修正した権威の単純説明「XがYに対して権威をもつのは、『Yはφせよ』というXの発言が、Yがφする理由である場合である」を揺るがすのに十分であるとしながらも、この定義の基本的な洞察——権威は行為理由を変更する能力である

⁷絶対的理由と一応の理由の定義は本稿第1章IV参照。

ということ——は正しいとする。ラズは、単純説明とそれに対する異論がどちらも、行為理由に関して、二階理由を考慮に入れない「あまりにも狭い見方」(LA, 16) に立っていることを問題視しているのである。

III ラズの権威概念

ラズは権威を、「保護された理由」を変更する能力という意味での規範的権能の一種とみなすべきだとする(LA, 19)。ラズの権威概念を理解するためには、その要素となっている三つの理論装置を確認する必要がある。それは、二階(の行為)理由、保護された理由、そして規範的権能である。以下、それらを順に見ていこう。

(1) 二階理由

二階の行為理由についてはすでに本稿第1章で取り上げているが、ここで改めて説明しておこう。ラズは自分自身が採用する権威の概念を説明するために、二階理由(second-order reasons)の概念を導入する。二階理由には、「肯定的二階理由(positive second-order reason)」と呼ばれる「ある理由で行為する理由(a reason to act for a reason)」と、「否定的二階理由(negative second-order reason)」と呼ばれる「ある理由では行為しない理由(a reason to refrain from acting for a reason)」、すなわち排除理由(exclusionary reason)とがある(LA, 17)⁸。

ラズは二階理由を説明するために、父親が息子に対して母親の言うことに従うように言う場合と、子守り(nanny)の言うことを聞くように言う場合とを比較している。両親は息子に対して権威をもっていると仮定されている。したがって、母親の息子に対する権威は、父親が息子に対して母親の言うことを聞くよう言う指示に由来するのではない。それに対して、子守りが息子に対して権威をもつのは、父親が息子に対して子守りの言うことに従うように指示をしたからである。子守りが息子に対してもつ権威は、両親が息子に対してもつ権威に由来する(LA, 16)。

父親が息子に対して何を言おうとも、仮定上、母親は権威をもつ。それは、母親の指示が息子にとって行為理由になることを意味する。これに対して、母親の言うことに従えという父親の指示は

⁸行為理由の概念については第1章参照。一階理由にも二種類ある。「行為する理由」である肯定的一階理由(reason to act)と「行為しない理由」である否定的一階理由(reason not to act)である。一階理由が行為(「行為しないこと」も含めて)の理由であるのに対して、二階理由は、「ある理由で行為する」または「ある理由で行為する、ことをしない」ことの理由である点に一階理由との違いがある。

「ある理由で行為する理由」である。すなわち父親の指示は「母親の指示という理由に基づいて行為する理由」であるがゆえに、肯定的二階理由である。逆に、父親が息子に対して母親の言うことに従うなど言ったとすると、その指示は、「母親が言ったという理由に基づいては行為しない理由」であるから、「ある理由では行為しない理由」という排除理由である (LA,16-17)。

(2) 保護された理由

人はある行為をする理由をもつと同時に当該行為をしない理由をもつことがある。上述の例で、息子が外出時にコートを着るべきか否かを検討してみよう。コートの見た目がダサい場合、それは息子にとってコートを着ない一階理由である。この場合に、母親が外出時にはコートを着るように息子に指示していたとすると、その母親の指示（という息子がコートを着る一階理由）と、（コートがダサいという）息子がコートを着ない一階理由とが衝突する。しかし、父親が息子に母親の言うことを聞かないように指示していたとすると、その指示が、（コートがダサいという）息子がコートを着ない一階理由を「間接的に」強める。なぜなら、父親の指示は、コートを着るという行為に直接的に反対しているのではなく、母親の指示という特定の行為理由に直接的に反対することによって、間接的に母親の指示の内容であるコートを着るという特定の行為に反対しているからである⁹。重要なことは、この例において、コートを着る理由と、父親の理由とは、前者が一階理由であり、後者は二階理由であるという意味で、次元が異なる理由だということである (LA, 17-18)。

より一層重要なことは、同一事実が、行為をする一階理由であり、かつ、その行為に反対する理由を無視する理由（つまり、排除理由）である場合である。ラズはそのような事実を「保護された行為理由 (protected reasons for action)」 (LA, 18) と呼ぶ。（以下、単に「保護された理由」と略記する。）ラズは、命令規範 (mandatory norm) という意味での法またはルール（が存在するという事実）は、それが要求する行為をする一階理由であり、かつ対立する理由で行為しない排除理由である、すなわち「保護された理由」であると言う¹⁰。例えば、「駅の構内でタバコを吸ってはならない」というルールがあるとすると、このルール（が存在するという事実）は、「タバコを吸わない」という行為を支持する一階理由であり、「タバコを吸わない」という行為に反対する諸考慮を無視するよう要求する排除理由（つまり、「タバコを吸う」という行為を支持する理由に基づいては行為しない理由）である。「駅の構内でタバコを吸ってはならない」というルールが存在するという事実は、一階理由であり、かつ排除理由であるがゆえに、「保護された理由」である。

(3) 規範的権能（「保護された理由」を変える能力）

⁹もし母親がコートを着ないように指示していたら、父親の指示はコートを着ることを間接的に強めることになる。

¹⁰ PRN, 51 参照。

次にラズは、この「保護された理由」を変更する能力 (ability) のことを「規範的権能」(normative power) と呼ぶ¹¹。「Xが自身の行為によって規範的権能を行使することができる場合に、Xは規範的権能をもつ」(LA,18)¹²。行為者の行為が、権能行使行為 (power-exercising act) となるのは、前述第2章で論じた、権能賦与規範によって、権能を与えられている場合である。例えば、申込みを受けた状況で、承諾することによって、債権債務関係を成立させることは、契約締結権能の行使である。

「ある行為が規範的権能の行使であるのは、その行為を保護された理由と見なすか、保護された理由を取り消すもの (cancelling protected reasons) とみなすかどちらかの十分な理由があり、かつ、そのようにみなす理由が、人々がその行為によって保護された理由を (そうしたいなら) 変更できることが望ましいということである場合である」(LA,18)¹³。

¹¹ 本稿第2章では、権能は排除理由を変更する能力として定義されたが、同じことである。またラズは、VONP,82で、規範的権能を「規範創造権能」(norm-creating power)と「統制的権能」(regulative powers)に分ける。規範創造権能は、規範を制定し、または改廃する権能である。統制的権能は、規範の適用に変更をもたらす権能である。

¹² 原文ではXは“one”である。

¹³ 権能については前述第2章IV参照。またラズは、VONP,81で、「ある行為が法的権能を行使する行為であるのは、その行為が法的変更をもたらすことを承認する法の理由のひとつが以下の場合である。すなわち、そのタイプの行為が、一定の法的帰結をもたらすものであると承認される場合に、当事者がその法的帰結の確保を欲する場合にだけその行為が行われると期待することが合理的であるようなタイプの行為であること。」と述べる。

権能の行使は、保護された理由に変更をもたらす。しかし、不法行為や犯罪行為によっても保護された理由に変更が生じるが、これらは権能の行使とは普通みなされない。ラズは権能の行使から、不法行為や犯罪行為を排除するために、ある行為が権能の行使とみなすべき理由に着目して、区別をつけようとしている。

おそらくラズは、法律行為を念頭に置きつつ、それを保護された理由によって説明しようとしている。権威の例ではないが、規範的権能の行使の例を挙げて説明すると、AがBと契約を結ぶ場合を考えてみよう。AがBに対して申し込みをし、Bがそれに対して承諾すると契約が成立する。この場合、Bが申し込みに対して承諾を与える権能をもつ。この例での契約が売買契約であり、Aが買主、Bが売主とするなら、売主Bの承諾による契約の成立は買主Aにとって代金を支払う理由であり、かつ代金を払うことに反対する理由を無視する排除理由である。言い換えれば、売主Bの承諾は買主Aにとって保護された理由である。また、Bが債権放棄し、代金の支払いをしなくてよいという許可をAに与えた場合、BはAがもつ保護された理由を取り消すことによって、Aが、代金の支払いに反対する理由を無視しないことを可能にする。

(4) 規範的権能の行使の仕方（保護された理由を変更する仕方）

ラズによると、規範的権能を行使するには権能発言（power-utterances）をする必要がある。ラズが挙げるところでは、権能発言には3種類ある（LA, 18）。ラズは例を挙げていないので、適宜、補いつつ、説明しよう。

第一に、排除的指示（exclusionary instruction）を出すことである。これは人々にφするように言うことによって、権能を使用することである。権能発言は人々がφする理由であると同時にφしない理由に基づいては行為しない排除理由である。したがって、排除的指示は、保護された理由である。例えば、ある建物の管理者が利用者に対して「午後11時までにこの建物から退去せよ」と言ったとすると、それは利用者にとって、午後11時までに退去する一階理由であり、かつ、その指示に反対する諸理由では行為しない理由、すなわち保護された理由である。これは指示権能の行使である。

第二に、排除的指示によってこれまで禁止されてきた行為について、権能発言によってそれをすの許可を与えることである。ラズは、これが排除理由を取り消すことから「取消的許可（cancelling permissions）」と呼ぶ。例えば、上述の「午後11時までにこの建物から退去せよ」という指示を、「退去する必要がある」と言うことによって、取り消す場合、それまで禁止されていた午後11時より後の不退去が許されたものとなる。これがは許可権能の行使（第二章IIIで扱った「弱い許可」参照）である。

第三に、誰かに権能を付与することである。注意すべきことに、権能を付与することそれ自体は保護された理由を変更しない。だがそれは、授權された者が保護された理由を変更することを可能にする。例えば、建物の管理者が私に対して「建物の使用に関する指示を出してよい」と言うことによって、指示権能を賦与される。これが（建物管理者による）権能賦与権能の行使である。指示権能を賦与されることによって私は「午前零時までにこの建物から退去せよ」という権能発言によって、その指示権能を行使し、新たな保護された理由（午前零時に退去する理由で、かつ、その指示以外の理由では行為しない理由）を作ることができるようになる。

(5) 規範的権能と権威

ラズはここまでの規範的権能の分析から、それと権威との類似性を見て取る。既述の権威の単純説明「Xの『Yはφせよ』という発言が、Yがφする理由であるなら、XはYに対して権威をもつ」によると、規範的権能は権威の特別事例ということになる。そこでは、権威は理由を変更する能力であり、規範的権能は保護された理由という特別なタイプの理由を変更する能力であるから、権威の方が規範的権能より一般性の度合いが高い概念となる。

ところが、ラズは反対に権威を、規範的権能の一種とみなすべきであると主張する（LA, 19）。これまで見てきたラズの分析では、規範的権能は保護された理由を変更する能力であった。したがって、ラズは「権威を基本的には規範的権能の一種とみなすべきである」（LA, 19）、すなわち保

護された理由を変更する能力の一種である¹⁴とみなすべきだと主張するのである¹⁵。

¹⁴ ラズは VONP, 96 で、「ある人が権威をもつのは、彼が規範に対して [因果的ではなく規範的に] 影響を与える権能をもつ限りにおいてである」としている (第2章IVで既述のとおり「規範に対して影響を与える」とは、規範の存在、内容および適用における変更をもたらすことを意味する。)

¹⁵ 本筋から離れるため、ここでラズにおける権威 (者) (authority) と権限 (authority) の錯綜した関係について補足しておく。

第一に、ラズは、権威者であること (being authority) と、権威(権限) をもつこと (having authority) とを区別する。ラズは、権威の単純説明「Xの『Yはφせよ』という発言が、Yがφする理由であるなら、XはYに対して権威をもつ」は、「権威者であること」と「権威(権限)をもつこと」の区別は無頓着であると批判する。ラズは「権威者であること」と「権威(権限)をもつこと」とを峻別し、以下のように説明する。「権威者である人」はみな人々 (people) に対して権威をもつが、「権威(権限)をもつ人」は必ずしも「権威である」わけではない。ラズによれば、「Xが権威である」のは、Xが比較的永続的で広い (permanent and pervasive) 権威を人々に対してもつ場合である。したがって、「権威ではない者」や「権威(権限)をもたない者」が「権威(権限)をもつ」ためには、「権威である者」によって、または「権威(権限)をもつ者」によって (ある行為を遂行する) 権威(権限) を付与され、または行為をする許可を与えられている必要がある (LA,19)。

第二に、ラズは、行為をする権限 (authority to perform an action) と、人に対する権威 (authority over persons) とを区別する。ラズは「authorityの分析に対する主たる障害の一つが、行為をする権限 (authority) と人に対する権威 (authority) とを区別していないことにある」 (LA, 19) と強調する。Xが「ある行為をする権限」をもつのは、Xに許可を与える権能をもち、またはXに権能を付与する権能をもつYによって、Xがその行為をする許可を与えられ、またはそうする権能を付与されている場合である。例えば、XがZに届いた手紙を開封する権限をもつのは、検閲官Yから開封する許可を与えられたときである。続けてラズは、「Zに届いた手紙を開封する、Xの権限は、Zに対する権威ではない。なぜなら、検閲官Yは (自分もZ宛の手紙を開封する権能をもっていることは当然の前提として)、XにZ宛ての手紙を開封する権限を与えることによって、Zのプライバシー権 (の保護の程度) を減らして、Zの規範的状况を変更したが、XはZの規範的状况を変更することはできないからである」 (LA, 20) と言う。

また別の例として、XがYの名前で小切手に署名する権限をもつとき、Xがこの権限をもつのは、YがXに署名する権限を付与したからである。しかし、ラズによれば、YがXにYの名前で小切手に署名する権限を付与するためには、Yはその権限を付与する権能をもっている必要があるが、YはXに対して権威をもっている必要はない (LA, 20)。

一方で、手紙の開封の例において、ラズは、「Z宛ての手紙を開封するXの権限」と「Zに対するXの権威」と「Xに対して手紙を開封する権限を与えるYの権能」とを対比している。他方

で、小切手の署名の例では、「YがXに対してYの名で署名する権限を付与する権能」と「YのXに対する権威」とを対比している。

ここでラズが強調したいのは、「行為する（Z宛ての手紙を開封する）Xの権限」は「人（Z）に対するXの権威」ではなく、また「行為する（Xに対して権能を付与する）Yの権限」は「人（X）に対するYの権威」ではないということである。ラズは、権限と権威という二つの異なる概念が“authority”という同じ名詞で表されているが、上記のようなかたちで区別する必要があることを主張しているのである。

第三に、ラズは、権威と権限の関係について次のように説明する。彼によれば、「行為をする権限」と「人に対する権威」は区別しなければならないが、両者は、間接的な仕方ではあるが、密接に関連している。φする許可やφする権能を与えられる場合、それらの全てがφする権限をもつと記述されるわけではない。ラズによれば、我々は、ある行為によって他人の利害に影響が出る場合に限り、その行為を「権限を与えられたもの」（authorized）と言う（LA,20）。ただし、これは、ある行為を権限の行使とみなすための十分条件ではない。例えば、私がスーパーマーケットを開店する許可を与えられ、店を開店すると他の誰かの倒産を招くかもしれない。しかし、ラズによれば、私が店を開店することが他人の利益に影響を与えるとしても、私が店を開店する権限をもつということにはならない。私が店の開店を許されているのは、開店を禁止する規範がないからであって、店を開店する権限を付与されたからではない（ラズは述べていないが、店を開店することはそれによって影響を受ける者の「保護された理由」を変更するものではないので、権限の行使と見なされないであろう。）。

要するに、人（X）は、（自分に与えられた権限の行使によって）その利益に影響を受けるところの人（Z）に対して権威をもつ誰か（Y）によってそうする許可を与えられたことだけをする権限をもつ。

こうして、ラズは（権威ではなく）権限をもつことの定義を導き出す。「Xがφする権限をもつ」ということを、彼は以下の3つの条件を満たすようなYとZが存在する場合であると定義する（基本的にX、Y、Zはそれぞれ異なる人物を表すが、ある人が彼自身の利益に影響を与える権限を他人に付与し、または他人の利益に影響を与える権限を自分自身に与えることもある [LA, 20, fn. 21.]）。すなわち、

- (2) Yが、Xにφすることを許可する権能、またはXにφする権能を付与する権能をもち、
- (1) Yがそのような権能を行使し、
- (3) XがφすることがZの利益に影響を与え、かつ、YがZに対して権威をもつ、

場合である（下線は引用者による強調を表す。また理解しやすくするために要件の順番を原文（LA,20）とは入れ替えた。）。これゆえ、ラズ理解では、上述の手紙の開封と小切手の署名は権限の行使であるが、スーパーマーケットの開店は権限の行使ではないことになる。

IV 異論への応答

先に、「Xの『Yは ϕ せよ』という発言が、Yが ϕ する理由であるなら、XはYに対して権威をもつ」という権威の単純説明に対する二つの異論を取り上げたが、その最終的な論駁は先延ばしにされた。単純説明を土台にして展開されるラズ自身の権威の定義は、これらの異論にうまく対処できるのだろうか。あらかじめラズの結論を述べれば、権威を規範的権能の一種として説明することの利点は、二つの異論に対処できること (IV) と、権威のパラドクス——権威が合理性および自律と緊張関係にあること——を解消できること (V) にある。

(1) 第一の異論への応答

第一の異論は、権威者の判断は、それが行為理由であるなら、それが指示するように行為する一応の理由以上、絶対的理由以下のものであるはずだが、それは不可能だ、というものであった。この異論をラズはある程度認めていた。

しかし、この異論は一階理由しか考慮に入れていない点に問題がある。ラズは、権威者の判断を、一階理由と排除理由の組み合わせ、すなわち保護された行為理由だとしていた。

権威者の判断が命令の意図で下される場合、その判断を、受け手が「保護された理由」として受け取ることが権威者によって意図されている。これが意味するのは、権威者の判断が、受け手によって、どんな場合でも対立する理由を覆す一階理由——絶対的理由——とみなされることも、対立する理由によって覆されない場合だけそれに基づいて行為すべきところの理由——すなわち一応の理由——とみなされることも、権威者は意図していないということである。

ラズによれば、排除理由は絶対的理由ではない。排除理由は、対立するすべての種類の理由に基づいて行為することを排除することもあれば、いくつかの種類の理由に基づいて行為することを排除することもある。つまり、排除理由には、どれくらいの理由を排除するかについての射程に制限がありうる。それゆえ、命令が一階理由でありかつ排除理由であると言うことは、命令が絶対的理由であると言うことと同じではない。排除理由は、一定の種類の対立理由を排除しないこともある。その場合、人は、その命令も命令された行為の一応の理由として含めて、排除されていない一階諸理由の比較衡量に基づいて何をすべきか決定しなくてはならない (LA, 22)。

ラズは、排除理由と、排除理由によって排除されるすべての対立理由を覆すのに十分な重みをもつ一階理由 (絶対的理由) との違いは次の二点にあると言う。

第一に、排除理由は重みではなく、種類によって対立理由を排除する。排除理由は特定の種類の理由であれば、それがいかなる重みをもっているとしても排除するし、また別の種類の理由であれば、たいした重みがなくても排除しない (LA, 22)。

第二に、排除理由と重い一階理由とは、それらに対する我々の見方においても異なる。重い理由

は、比較衡量において対立理由を覆す。しかし、排除理由はそもそも、対立理由と比較されない。それは、一階理由の比較衡量に基づく行為を排除するのである (LA, 23)。

したがって、命令の意図でなされる権威者の判断は、一階理由として対立する諸理由をその重さにおいて覆すものであることを意図されているのではない。それは、比較衡量の天秤を傾けることなく、一定の状況下では対立理由を排除することによって勝つことが意図されている高階の理由なのである。

(2) 第二の異論への応答

第二の異論は、正統な権威者の判断は、必ずしも常に（受け手にとって）行為理由である必要がないのではないかと、いうものであった。言い換えれば、権威者の判断は行為理由とならなくても正統でありうるのではないかと、いうものであり、ラズは、これもある程度認めていた。

ラズは、第二の異論に対して、我々は一階理由に基づいて行為しないからといって、ばかげた仕方で行為していることにはならないと言う。先に述べた赤信号で止まる理由をもつかどうかという同じ例を用いて、ラズは以下のように説明している。我々は皆、赤信号で止まるべきかに関する自分自身の判断に基づいて行為することからよりも、信号に自分自身の行為を規律させることから利益を得ることができると知っているのに、その利益の重要部分が、自分自身の判断を形成する試みを断念することにある、ということを忘れがちである。普通のドライバーは、赤信号に出くわしたら、止まる理由があるかどうか考えることなく止まる。つまり、仮に赤信号（権威者の判断）を、受け手が自分自身ですべき行為を決定するときの考慮要素という意味での理由とみなすことなく、盲目的に従ったとしても、それによって不利益を受けるわけでないのなら、特に問題はない。この例で、赤信号で止まる理由がないと主張する者は、状況を知悉しているので、あらかじめ止まるべき理由があるかどうかという問題が生じないかのように考えているが、実際にそのような状況にいる者は、止まる理由があるかどうかを、この事例においてだけでなく、他の多くの事例でも自分自身でいちいち発見しなければならない。その場合には、「個々の事例の事情とは無関係に権威者に従う」(LA, 25) ことは、排除理由に基づいて行為しているのであるから、ばかげたことではないのである。

ある理由では行為しない理由という観念を導入することによって、ラズは自分の判断では行為しないことが必ずしも理性に反して行為することになるわけでないということを強調したいのである。

V 権威者の判断と、合理性、自律

本章冒頭で触れた、権威者の判断に従うことが、自律および合理性と緊張関係にあるという問題をラズは「権威のパラドクス」(LA,3)と呼び、次のように説明している。

第一に、権威者の判断と理性との非両立である。「理性は、当人が気づいている諸理由の比較衡量に基づいて常に行為すべきことを要求する。当人が権威者によって要求された行為が、理性に反する行為であると考えられる場合でさえ、服従を要求するというのが、まさに権威者の判断の本質である。それゆえ、〔そのような場合に〕権威者〔の判断〕に服従することは非合理である」(LA,3)。

第二に、権威者の判断と自律との非両立である。「自律の原理は、あらゆる道徳的問題に関して自分自身の判断に基づいて行為することを含意する。権威者〔の判断〕は、自分自身の判断に反する行為を要求することがあるので、その場合には、権威者は道徳的自律の放棄を要求する。どんな実践的問題も道徳的考慮が関係するので、あらゆる実践的権威者〔の判断〕は、道徳的自律を否定し、したがって、不道徳なものだということになる」(LA,3)。

このような権威者の判断と、合理性および自律との緊張関係は、一階理由しか考慮に入れていないことに由来する。ラズによると、もし妥当な「一階理由の比較衡量に基づいてなすべきことをしないことが正当化されない」(LA,27)——つまり、排除理由に基づいて行為することが正当化されない——のであれば、権威者の判断に従うことは、自律を否定することになる。だが、排除理由を考慮に入れるなら、権威者の判断に服することは必ずしも理性との非両立には陥らない。なぜなら、ラズが強調するように、自分自身の判断に基づいて行為しない方がよい場合が数多くあるからである。ラズが、自分の理解や知識の及ばないことに関しては専門家の意見を聞くという例を挙げているように(LA,21)、我々には一階理由の比較衡量をしようとしてもできない場合がある。そのような場合には、自分の判断に基づいて行為しない方が、理性的に行為していると言えるのである。

また、権威者の判断が一階理由でありかつ排除理由であると、権威者によって意図されているとしても、受け手がそのように受け取る必要はない。受け手は、命令を妥当な一階理由としてのみ受け取り、排除理由であることは否定するかもしれない。このように、権威者の判断を一階理由と排除理由の組み合わせと見ること、単に判断に服従したり、不服従であったりするだけでない受け手の多様な反応を見ることができるのである(LA,26-27)。

二階理由を導入することのメリットは、以上のように権威のパラドクスを解決できることに尽きない。一定の考慮を無視する理由という排除理由概念を導入することで、人が(不合理な)命令に従うときに表す葛藤を理解することができる点にある。命令の受け手が一階理由の比較衡量では命令を遂行すべきでないと思いながら、命令であるがゆえに従うというとき、命令は異なる二つの観点から評価されている。つまり、命令は一階理由の比較衡量の観点からは従うべきではないが、命令を、対立する理由を無視すべきであるという排除理由の観点からは命令は従うべきものになる

¹⁶。もし仮に命令の性質が単なる一階理由であるとしたら、命令の受け手は、一階理由の比較衡量

¹⁶ PRN,41-45 参照。これについてはすでに本稿第2章IIでも扱った。

でより強い反対理由によって命令を覆し、従わないということに特に躊躇もないだろう。こうして、ラズは、排除理由という一階理由とは次元の異なる理由が、人々が実際に行っている実践的推論を適切に捉えていると主張するのである。

VI 本章のまとめ

本章では、ラズの権威概念の明確化を試みた。次のようなことが明らかになった。

第一に、権威は、規範的権能の一種であり、保護された理由を変更する能力の一種として説明される。

第二に、権威者の判断は、一応の理由または絶対的理由という一階理由ではなく、排除理由という高階の理由である。

第三に、権威者の判断、特に命令の意図で出されるそれは、必ずしも受け手が行為理由（一階理由、排除理由）として受け取るとは限らないが、権威者自身が、命令以外の理由では行為しない排除理由として受け取られるべきものとして意図している。

第四に、（必ずしも正しくない）権威者の判断を、一階理由ではなく、排除理由として理解することによって、合理性または自律という価値と両立するものとして理解できる。

特に重要なことは、命令の意図で出される権威者の判断は、受け手が何をすべきかを定める際に、比較衡量される一階理由としてではなく、むしろそのような比較衡量判断に基づいて行為させない排除理由だとされていることである。

第5章 排除理由と行為者の信念

I 排除理由概念の曖昧さ

「ある理由では行為しない理由」と定義される排除理由には様々な批判が向けられているが、その中には排除理由概念の曖昧さを指摘するものがある。本章では、アメリカの法哲学者 S. R. ペリーによる批判を取り上げる¹。ペリーは、排除理由は、行為者が何をすべきか分からない（つまり、行為理由の存在や重さを正確には知らず、理由の比較衡量ができず、すべき行為がわからない）という意味での不確かさに対処する手法として理解されるべきだと主張する。つまり、排除理由（例えば、権威者の判断）は、行為者の実践的推論から一定の理由を排除するものとしてではなく、一階理由（以下、一階理由であることが文脈上明白なときは、単に「理由」という。）の重さに影響を与える「二階理由」（ラズの用法とは異なることに注意されたい。）として働くものとみなすべきだと主張する。

ラズとペリーの論争の主たる論点は、排除理由が、行為者の実践的推論から一定の理由を排除するのか、それとも理由の重さを変えるのか、である。だが、本章では、この問題には直接取り組まない。それは、ラズとペリー、それぞれが念頭に置く権威者像が異なること、またそれゆえに権威分析の手法も異なることのために、論争が噛み合っていないからである。以下では、ペリーによるラズ批判の検討を通して、ラズの排除理由理解は、批判にもかかわらず、変更を迫られるわけではないが、行為者が権威者の判断を多様な仕方で受け取る——その一つの仕方が、自分もつ理由の重さを変えるものとみなすことである——ということをうまく捉えられないという限界があることを示す。

II ペリーによるラズ批判

¹ Stephen R. Perry, "Second-Order Reasons, Uncertainty and Legal Theory" *Southern California Law Review*, 62 no. Issues 3 & 4 (1989), pp. 913-994. 以下、SUL と略記してその引用参照箇所を示す。

ペリーによるラズ批判は次の三つに分けることができる。

第一に、ラズの挙げる排除理由には二種類のものがあり、排除理由に統一的な説明を与えることはできないこと。

第二に、すべき行為が分からないという不確かさ、つまり行為者が主観的決定²においてすべき行為を決めることができないこと、ないし理由の客観的衡量の示す行為が分からないことへの対処方法として排除理由を位置づけるべきであること。

第三の批判は次のようなものである。ラズが主張する、権威の普通の正当化のテーゼ(normal justification thesis)によれば、権威者が正統であるのは、行為者が自分自身の判断で行為するよりも、権威者の判断に従うほうが、理由の比較衡量において勝つ理由が示す行為に一致する行為をする確率が高い(likely)からである。権威者の判断が、大体において正しいというだけではいまだ彼は正統ではない。権威者よりも行為者のほうが判断能力に優れていれば、行為者のほうがより多く正しい判断を下すであろう。したがって、普通の正当化とは、権威者のほうが、行為者に比べて、正確な判断をすることが多いということを示すことである。

いずれにせよ、正統な権威者の判断は正しいことが多いかもしれないが、もし間違っているなら、それに従う理由はない。行為者は、すべき行為が何であるのか知っている場合には、自分自身の判断で行為すればよい。他方で、行為者がすべき行為が何なのか分からないなら権威者の判断に従えばよい。だが、行為者が自分のすべき行為はわからないが、権威者の判断が間違っていると確信——「すべき行為が ϕ であると知っている」と「すべき行為が ϕ であると確信している」の違いに注意されたい——

² 主観的決定(subjective determination)とは、人が何をすべきかを決定するときに行う実践的推論を意味する。これが主観的と言われるのは、何をすべきかの決定が人々の主観のうちで行われるからである。他方で、理由の客観的比較衡量(objective balance of reasons)は、 ϕ する一階理由と ϕ しない一階理由の比較衡量を意味する。SUL, 922 参照。

このような主観的決定と客観的比較衡量との区別には、次のような想定がある。人は、理由である事実を正しく認識し、その重さを正確に知ることができれば、すべき行為の主観的決定において示された行為は、理由の客観的衡量が示す行為と同じ行為となる。理由の客観的衡量は、すべき行為を示してくれるので、人々は、自分の主観的決定が正しかったかどうかを、理由の客観的衡量に照らして、確認することができる。だが、どのようにして行為者は客観的衡量を知ることができるのか、というについてはペリーは何も述べていない。以下で検討するペリーの事例の一部には、権威者は客観的衡量を知らないのに、行為者は知っているという状況が議論の前提になっているものもある。

しているときには、権威者の判断に従うべき場合と従うべきでない場合があるとペリーは主張する。

以下では、以上の批判を順次取り上げ、ラズによる反論とあわせて検討したい。

(1) 二種類の排除理由——客観的解釈と主観的解釈

ペリーによれば、排除理由には、客観的解釈と主観的解釈の二種類がある。ラズが排除理由の典型例として挙げる約束と権威者の判断は、それぞれ排除理由の客観的解釈と主観的解釈の事例であり、排除理由としての性質が異なる、とペリーは主張する。(なお、ラズは権威者の判断の具体例として、法令、判決、専門家による助言などを挙げているが、ペリーは、明言してはいないが、専門家の助言に焦点を当てている。)

(1-1) 約束と客観的排除理由

約束は、約束したことをする一階理由であり、かつ約束以外の理由では行為しない排除理由である。例えば、xがyと休日にカフェで会うと約束したとする。xがyとそのような約束をしたという事実は、xがカフェに行く一階理由であり、xがしたカフェに行くという約束以外の理由では行為しない排除理由である。

ペリーの見解では、約束は、仮に約束しなかったならば諸理由の客観的衡量に現れるであろういくつかの理由を排除する(preempt)³。(約束しなくても約束した行為と同じ行為をすべき場合がありうることをペリーは無視している。この場合、ペリーの主張と違って、約束の前後ですべき行為は変わらないが、)たいていの場合、人がひとたび約束をすると、約束する前と約束した後とでその人がすべき行為が変わる。もちろん、約束が他の理由に負ける場合もある。xがカフェに向かう途中で瀕死の事故者に会い、救助すると約束を守れないというような場合が、そうである。約束はすべての理由を排除するわけではないが、他の事情が等しいなら、約束はたいがいの理由を排除する。xはyとカフェで会う約束をしなかったならば、家族とレジャーに行くべきだったかもしれないが、xが約束すると、約束以外の理由は排除され、xはyとカフェで会うべきだということになる。

(1-2) 権威者の判断と主観的排除理由

ペリーによれば、約束とは対照的に、権威者の判断は、それが出された前後ですべ

³ SUL, 927 参照。

き行為を変化させない⁴。権威者は、一定状況に置かれた行為者に当てはまる諸（一階）理由——これを依存理由(dependent reason)（比較衡量において結果的に負けた理由も含まれる）と呼ぶ⁵——を比較衡量したうえで、行為者に対して彼がすべき行為を判断として下す。権威者の判断は行為者にとって新たな行為理由となる。それは、指示された行為をする一階理由であり、かつ、その判断以外の理由（特に、自分の判断）では行為しない排除理由である。（なお、ややこしいが、権威者によって比較衡量され、判断を根拠づける理由も一階理由であり、比較衡量の結果として下される判断も一階理由の面をもつ。権威者の判断は一階理由と排除理由の結合（つまり、保護された理由）である。）後述するが、注意すべきことに、ペリーは、権威者の判断を一階理由ではなく、単なる排除理由とみなしている。

ここでのポイントは、理由の客観的比較衡量について誰の判断（権威者の判断か、行為者自身の判断か）が優先されるのかである⁶。権威者は行為者に代わって何をすべきかを決定しただけなのだから、判断が出される前後で——そして権威者の判断の正誤にかかわらず——すべき行為に変化はない。ペリーは、権威者の判断が間違っているのであれば、行為者は権威者の判断に従うべきでない、ということを暗に強調したいのである。

判断が出される前後ですべき行為に変化がないとしたら、権威者の判断の有用性はどこにあるのか。ラズによれば、権威者の判断は、行為者が比較衡量で勝つ理由が要求する行為と一致した行為をする可能性を高めることによって正当化される。すでに触れたように、ラズは、これを普通の正当化のテーゼと呼ぶ⁷。行為者が、自身の置かれた状況で自分に当てはまる理由に直接従おうとするよりも、権威者の判断に従った方が、当の状況で比較衡量で勝つ理由が要求する行為に一致する行為をとる可能性が高まるなら、権威者の判断は正当化される。上述したが、ペリーによると、権威者が正確に理由の比較衡量をしてすべき行為を決めるのなら、判断が出される前に存在する諸々の（依存）理由の客観的衡量が要求する行為を指示するだけであって、約束の場合とは違い、判断が出される前後ですべき行為に変化はない。

まとめると、約束と権威者の判断の対比から、ペリーは排除理由を二種類に分ける。理由の客観的比較衡量に現れる一定の理由では行為しない理由と、客観的比較衡

⁴ SUL, 928 参照。

⁵ ジョセフ・ラズ、森際康友編『自由と権利』（勁草書房、1996年）150-151頁、J. Raz, "Authority and Justification" in *Philosophy & Public Affairs*, 14 (1) (1985), pp. 9-10（以下、AJと略記する）、J. Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford University Press, 1986), p. 41（以下、MFと略記する）。

⁶ SUL, 928 参照。

⁷ 『自由と権利』166-173頁、AJ, 18-22, MF, 53-57.

量に関する行為者自身の判断では行為しない理由とである⁸。前者は、一階理由——これは客観的比較衡量に現れる理由——たる事実を排除することから、客観的排除理由ないし排除理由の客観的解釈と、後者は、理由たる事実についての行為者の判断——これは客観的比較衡量に現れない主観の産物——を排除することから、主観的排除理由ないし排除理由の主観的解釈と呼ばれる。ペリーが問題視するのは後者の主観的排除理由である。

(2) 不確かさと主観的排除理由

上述のように、権威者の判断は、一階理由の客観的比較衡量に関する行為者の判断を排除する理由、すなわち、行為者自身の判断では行為しない理由である。ペリーによると、行為者の観点から見た場合に、権威者の判断に依拠すること、言い換えると、行為者が自分の判断では行為しないことが正当化されるのは、それが行為者が自分のすべきことを知らないという実践的不確かさに対処する賢明な方法である場合だけである⁹。なぜなら、行為者はすべき行為が何であるのか知っているなら、自分の判断で行為すればよいからである。行為者が権威者の判断に従うことが合理的であるのは、行為者が理由の比較衡量が要求する行為について分からない場合や、自分の判断を信用できない場合に限られる。

ペリーは、行為者が、理由の客観的比較衡量についての他人（特に、権威者）の判断に敬讓することが正当化されるのはどのような場合であるのかを示して、権威者の判断の機能をより正確に描こうとする。

(3) 権威者の判断がもつ二つの限界

(3-1) 第一の限界と排除理由の再定式化

ラズは行為者が権威者の判断に従わなくてよい場合を、排除理由の射程外の場合を除いて、扱っていない。それに対して、ペリーは権威者の判断がどのような限界をもっているのかを、行為者が権威者の判断をどのように受け取るかに注目して明らかにし、どのような場合に行為者は権威者の判断に従い、または従わないことが合理的であるのか示している。

⁸ わかりにくいのが、約束は、仮に約束をしなかったならばすべきであった行為を決める理由の客観的比較衡量を排除し、権威者の判断は、行為者の主観的な比較衡量判断を排除する。

⁹ SUL, 929 参照。

権威者の判断がもつ第一の限界は、次のようなものである。実践的不確かさに付きまといわれている行為者は、権威者がその実践的推論において支持した結論たる行為に賛成する理由を、理由の重さについて行為者自身が判断したよりもいくらか重くするものとして扱う場合がある¹⁰。つまり、権威者が ϕ せよと言った場合、行為者は、 ϕ する理由に実際にどれくらいの重さがあるか分からなかったとしても、 ϕ する理由のほうがより重い理由であるかのように行為することができる。この場合、行為者は、権威者の判断（が下されたという事実）を、自分もつ、理由の重さについての信念に影響を与える——ペリーは端的に「理由の重さを変える」と言うが——理由とみなしていることになる。

注意されたいのは、ここでペリーが想定している実践的不確かさは、行為者がどんな理由が存在するのか、どんな重さをもっているのか全く分からないという極端な場合ではないことである。行為者は理由の存在を——すべてではないにしても——知っており、その重さについても自分なりの意見をもっている。だが、そのような行為者が権威者の判断を受けて、重さに関する意見を変えるという事例が扱われているのである。

ペリーによれば、そこでは、行為者は権威者の判断に部分的な敬讓しか示していない。ペリーは詳しい説明をしていないが¹¹、部分的敬讓とは、 ϕ せよという権威者の判断を、行為者が自分の主観的決定における ϕ する理由と ϕ しない理由との比較衡量の際に、 ϕ する理由を重くする、ないし ϕ しない理由を軽くする理由とみなして、 ϕ するか否か決定するというかぎり、行為者の判断は、完全には排除されていないという意味である。つまり、権威者の判断がもつ第一の限界とは、権威者が ϕ せよという判断を出したとしても、必ずしも行為者自身が ϕ すべきだと考えるとは限らないということである。

ここで、「重さを変える理由」の例を挙げておこう。xが健康のために食生活を見直し、野菜を食べる決意をしたとする。健康の維持増進に必要な栄養が野菜に含まれているなら、xが野菜を食べることはxの健康維持にとって適切な手段であると考えられる。しかし、xは1日に必要な栄養を野菜で摂取する場合には多量の野菜が必要であることを知り、野菜ジュースで代用できないかと考えている。xは野菜を食べるべきか、野菜ジュースを飲むべきか分からない。xは野菜の専門家であるyにどうすべきか聞いたとする。xがyから野菜ジュースは飲まない方がいい（野菜を食べるべきだ）と言われて実際にそうする場合で、なおかつ部分的にしかyに敬讓を示さない場合には、xはyの発言をラズの意味での排除理由とみなしていない。yが野菜を食べるべきだと言ったこと自体は野菜を食べることが健康に良しかどうかとは何の関係

¹⁰ SUL, 932 参照。

¹¹ SUL, 932 参照。

もない。しかし、野菜の専門家である y がそう言ったということは、野菜を食べる理由と、そうしない理由との比較衡量において、前者を重く捉える理由になる。なぜなら、y は野菜の栄養について専門的知識を有しているはずだから、野菜を食べる理由の重さを正確に理解していると考えられるからである。x 自身はこれらの理由の重さを知らないにもかかわらず、y の発言によって、野菜を食べる理由に対してより多くの重さがあるとみなすことができる。

注意すべきことに、y の発言は、ラズの言う意味での理由の重さを変える補助理由ではない¹²。補助理由とは、すべき行為が具体的には何であるのか特定したり、理由の射程を変えたり、理由の重さを変えたりする。ラズの言う補助理由が変える理由の重さとは、いわば客観的比較衡量の秤の上にある理由がもつ重さのことである（から、ペリーと異なり、行為者が抱く、理由の重さについての意見を変えるものではない。）。ラズが挙げる例で、例えば、友人がけがをして入院しているという事実は、私が見舞いに行く理由である。友人が家族と離れ離れであるという事実は、私が友人を見舞う理由の重さを、より重くする補助理由である¹³。

他方で、ペリーが言う、理由の重さについての意見を変える理由は次のようになる。権威者が何かを言ったということは、行為の良し悪しとは無関係であるから、理由の（いわば客観的）重さとも無関係である。権威者の判断は、理由の客観的比較衡量に現れる理由ではない¹⁴。権威者の判断はあくまで行為者の主観的決定——これは必ずしも客観的比較衡量と一致しない——における理由の重さを変える。行為者（x）は理由の重さはわからないが、自分なりの重さの判断をもっていることがあり、権威者（y）の発言を根拠にして一方の理由により多くのまたは少ない重さを与えることで、すべき行為を決定することができる。つまり、この場合における ϕ せよという権威者の判断は、 ϕ する理由が ϕ しない理由を覆すほどの重さを本当にもつかどうかわからないが、あたかもそのような重さがあるかのようにみなす理由として行為者の実践的推論の中で働くのである。

このような部分的敬讓の考え方をもとに、ペリーは、主観的排除理由（そしてそれを一般化した主観的二階理由）の定式化を試みる¹⁵。

① 主観的二階理由（または重さを変える理由 reweighting reason）は、ある一階理

¹² 補助理由については、PRN, 34-35、および本稿第 1 章参照。

¹³ Joseph Raz, “Facing Up : A Reply” *Southern California Law Review*, 62 no. Issues 3 & 4 (1989), pp. 1153-1236, at 1178 参照。以下では FU と略記して引用参照箇所を示す。

¹⁴ SUL, 930 参照。

¹⁵ ①、②ともに SUL, 932。なお②の〔 〕は大上による補足である。

由を、行為者が権威者の判断がなかったならば諸一階理由間の客観的比較衡量が要求することについての自身の主観的決定においてもつと考える重さよりも大きな、または小さな重さをもつとみなす理由である。

- ② 主観的排除理由は、〔権威者が ϕ せよという場合に行為者がもつ ϕ しない〕ある理由を、重さがないものとみなす理由である。

ラズが二階理由を「ある理由で行為する理由」または「ある理由では行為しない理由」（排除理由）と定義していたのとは異なり、ペリーは主観的二階理由を一階理由の重さを変える理由(reweighting reason)として捉えなおしている。（なお、ペリーは「二階」の意味を説明していないが、一階理由の重さ（についての行為者の意見）を変える高階の理由だという意味であろう。）

上記の（野菜ジュースの）例では、行為者 x は y の判断が出される前までは理由の存在は知っているものの、どちらの理由が重いかは知らないというものである。この場合に、 y の発言は、 x が以前よりも ϕ する理由のほうにより多くの重みを与える理由 (①) となる。

ペリーは述べていないが、 ϕ せよという権威者の判断があったとしても、行為者が ϕ する理由を以前よりも重いものとみなしたうえで、なお ϕ しない理由のほうが重い場合や、依然としてどちらが重いかわからないということもありうる。そうであれば、権威者の判断を行為者が①の理由として受け取ることは、必ずしも行為者の実践的不確かさを解消してくれるわけではない。また、 ϕ することを支持する理由が複数ある場合に、 ϕ せよという権威者の判断が、いくつかある ϕ する理由のうちのどれの重さを変えるのか、あるいはひとまとめに重さを変えるのかということについては、ペリーは何も述べていない。

②は①の極端な場合である。ある理由の重さが0になれば、行為者による理由の比較衡量判断の秤の上で行為を支持する力をもたない。①と②は、権威者の判断を受けた行為者が、理由の重さについての自分の見解を変えるというものである。これもまたペリーは述べていないが、重さがどのくらい——著しく重くなるのか、少し軽くなるのか、重さがなくなるのか——変わるのかは、行為者が権威者の判断をどれだけ信用しているのかによると思われる。ペリーは、行為者が権威者の判断を間違っている（または正しい）と確信する程度によって、権威者の判断に敬讓を示すかどうかが決まるという理由理解を示している。

ラズとペリーの排除理由理解の違いは、権威者の発言が行為者にとって理由となるとき、それが行為者の実践的推論において一定の理由を排除し、そもそも行為決定に関与しないものとみなすか（ラズ）、主観的比較衡量の秤の上には載るが重さを欠くため秤を傾けることがないとみなすか（ペリー）にある。②において理由の比較衡量

の秤の上に重さのない理由を置くことは無意味だと思われる。ペリーがそのようなことをするのは、権威者の判断は理由を比較衡量から排除するのではなく、その重さを変えるのだという発想に基づいて、重さが極端に減る場合、重さが「0」になるとされるからである。（他方で、重さが極端に増える場合、理由の重さが無限大になるということには言及がない。）

ペリーも認めていることだが、部分的敬讓は、普通の正当化のテーゼが求める敬讓の仕方ではないという意味で、それと両立しない¹⁶。なぜなら、ラズにおいては権威者が正統であるなら、部分的敬讓——つまり権威者の判断を理由の重さを変える理由とみなすの——ではなく、権威者の判断を理由にして行為する場合に（つまり、完全な敬讓を示す場合）、客観的比較衡量で勝つ理由が示す行為と一致する行為をする確率を高めるからである。権威者の判断が大体において正しく、そして行為者が、 ϕ せよという権威者の判断を理由の重さを変える理由として受け取る結果、以前考えていたよりも ϕ する理由が重いとみなしたとしても、なお行為者は ϕ する理由と ϕ しない理由の主観的比較衡量において ϕ しない理由の方を重いものとみなしたり、双方の理由が等しい重さをもつとみなしたりする結果、正しい行為をしないかもしれない。そうだとすると、部分的敬讓という従い方では、行為者は権威者の判断が大体において正しいとしても、その恩恵を受けられない。

付言すると、権威の本質を明らかにする際に、行為者の受け取り方ではなく、権威者の意図を重視するラズからすれば、権威者の判断を行為者がどう受け取るかは、権威者にとって本質的な限界ではないだろう¹⁷。権威者の発言を行為者がどのような受け取り方をするのかは行為者各様であるから、そこから権威の性質を抽出することは困難であるとラズは考える¹⁸。主として命令の意図で発せられた権威者の発言の行為理由としての機能を、それが行為者の実践的推論においてどのように機能するものとして権威者が意図しているのかという観点で分析するラズと、行為者が不確かさのもとで権威者の発言をどのように受け取るかという観点で分析するペリーとでは、権威分析の出発点がそもそも違うのである。

ラズとペリーとでは、権威者に担わせている役割も異なっている。権威者の判断が「自分の判断では行為しない理由」という排除理由であることの根拠は、ペリーにおいては、行為者が自分自身の判断を信用できないこと、つまり行為者が実践的不確かさに陥っていることである。他方で、ラズの場合には、権威者の判断が命令の意図で発せられる場合、それは「判断以外の理由では行為しない理由」であり、それが排除

¹⁶ SUL, 933 参照。

¹⁷ 本稿第4章参照。

¹⁸ Joseph Raz *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press, 2009) ch. 1 参照。以下、LA と略記する。

する理由の一つとして、行為者自身の判断がある。命令は、行為者は自分ですべき行為を決定するための考慮材料として与えられているのではないという点に、権威者の判断を排除理由とみなす根拠がある。もちろん、ラズもペリーの中心事例であると思われる専門知をもつ権威者による助言を考察対象に入れている¹⁹。だがそれは実践的権威の分析の一部にすぎないのである。

以上の相違点と関連して、ラズとペリーでは、どのような権威者を念頭に置いているかという点でも異なる。ラズは、立法者ないし裁判官のような命令者としての権威者を想定している。それに対して、ペリーにおける権威者の典型は、専門家であり、素人がその助言を得るというケースが想定されるように見える。そこでは、ラズのように命令の意図ではなく、専門家が有する行為決定に必要な知識を重視しているように見える。本章では取り上げなかったが、ペリーは、裁判官による行政行為の審査について、実践的不確かさに陥った裁判官が行政機関の専門家による判断に敬讓を示す例を挙げている²⁰。

以上のように、ラズとペリーは、権威理解がすでに異なっており、それに連なる排除理由理解にも差異が生じているのである²¹。

¹⁹ PRN, 63 参照、本稿第 2 章 II 参照。

²⁰ SUL, 936-941 参照。

²¹ 重さを変える理由(reweighting reason)という観念が働く別の文脈の例としてペリーは、推定(presumption)を挙げる。推定とは、ある事柄について、反証がない限り、一応こうだという判断をすることである。推定（ペリーが挙げる例は、無罪の推定、死亡の推定）は、理由の客観的衡量が要求する行為が何であるか分からない場合（実践的不確かさ）への対処方法の一つとして位置づけられ、それが重さを変える理由とみなされる場合には、「ある行為を正当化するために必要（または十分）であると思われる証拠の強さの増大（または減少）を要求する」（SUL, 933）とされる。詳しい説明はされていないが、無罪の推定の例をとれば、それは、被告人がアリバイを主張し、検察官がアリバイの不存在の立証活動をしたが、裁判官がアリバイの存否について確証を抱けなかったため、無罪の推定に従って無罪判決を下す場合である。無罪の推定とは、有罪——この例の場合はアリバイの不存在——の確信度（後述（3-2）参照）を相当程度高く設定することである。（本文後述のペリーのように書き直せば、裁判官が抱く、検察官の立証が間違っているという確信が、検察官の判断に従うべきでない、それなりの確信度に達するかどうかで、無罪か否かが決まる。）これについてラズは一言述べているだけだが、推定の説明において、ペリーの重さを変える理由という発想の有用性を否定はしていない。FU, 1178 参照。私もペリーの分析はたしかに有用であると思う。なぜなら、我々が行う実践的推論は、我々が知っている理由または、知っていると思っている理由に基づいてしかできないから、ペリーが主観的決定に焦点を当てることには一理あるからである。

(3-2) 第二の限界——確信による限界と排除理由の再定式化

権威者の判断はたとえ間違っていたとしても（排除理由であるがゆえに）拘束的であるとラズが論じているのに対して²²、ペリーは、権威者が判断を下す際に管轄や内容について誤りを犯していなかったとしても、権威者の判断に対する敬讓が制限される場合があると言う²³。というのは、上述の実践的不確かさへの対処戦略という観点から見た場合、行為者が権威者の判断が間違っていると疑いなく確信しているなら権威者の判断に従おうとは思わないだろうからである。この確信の場合とは違って、行為者が正しく、権威者が間違っている場合、権威者の判断に従うと、客観的比較衡量で勝つ理由が示す行為と一致して行為することができない。

自分の判断では行為しない理由は、行為者の認識——ペリーは認識という言葉を好んでいるが、実際には確信を問題にしている——状況と関わる。例えば、行為者は、一定の考慮の重要性について確信をもてない場合にだけ、そのような考慮を自身の実践的推論から排除する理由をもつが、正確に重さを知っていると確信している理由を自身の考慮から排除する理由はない。

このように、権威者の判断に敬讓を示す（べきである）かどうかは、行為者が権威者の判断の正確さに対してもつ確信しだいなのである。権威者の判断がもつこの種の限界を、「確信による限界」(epistemic limitation)と、敬讓すべきでなくなる行為者の（権威者の判断が間違っているとの）確信の程度を、「確信度」(epistemic threshold)とペリーは名付けている²⁴。個々の場合で行為者がもつ確信の程度と、敬讓するかしないかを定める基準としての確信度の区別に注意されたい。行為者がもつ、権威者が違っているとの確信の程度が、確信度に達しているかどうかによって、権威者の判断に行為者が従うべきかどうかが決めることになる。（確信度に達している場合、従うべきでなく、達していない場合、従うべきである。）

ペリーによると、実践的不確かさの観点から導入された、権威者の判断に対する、行為者の確信による限界と確信度——その程度は低いものであっても——の概念は、普通の正当化のテーゼによって要求されるものである²⁵。ペリーは確信度が高いとか

²² PRN, 135 参照。

²³ SUL, 933-934 参照。

²⁴ SUL, 934 参照。

²⁵ SUL, 941 参照。その理由について、ペリーは、権威者の判断に従わないほうが、諸理由の比較衡量で勝つ理由に一致して行為する確率を高めることがあるからだと述べている。これは正しいかもしれないが、ラズは権威者の判断が間違っている場合に、行為者は自分の判断で行為すべきだとは言わない。

低いという表現を用いているが、それは権威者に敬讓すべきでなくなる行為者の確信——確信の内容は権威者の判断が間違っているということ²⁶——の大小と対応しており、次のように理解できる²⁷。確信度が非常に低い場合とは、行為者が権威者の判断の正しさにわずかでも疑問を抱いたら（行為者の、権威者の判断を間違っているという確信が弱いときでも）、権威者の判断に敬讓を示すべきでないという場合であり²⁸、確信度が非常に高い場合とは、行為者が権威者の判断が間違っていることについて絶対的な確信を得るまでは（あるいは得た場合ですら）敬讓すべきであるという場合である。（この最後の場合は、ラズの排除理由理解に近いように思われる。）

ペリーは、以上の確信による限界についての説明に合わせて、主観的二階理由（上述①参照）を以下の③と④に分けている。

③ 純粋な（主観的）排除理由とは、行為者が他者が間違いを犯していると疑いなく確信しているときでさえ、（適切な射程と管轄上の制約内で）他者の実践的判断に対する敬讓をつねに要求する主観的二階理由である²⁹。

③と同じく主観的排除理由と定義されていた②が③とどう関係しているのかペリーは明言していないが、ペリーからすれば③は②——②は①の限界事例——の解釈であろう。③においては、権威者の判断が間違っているとの行為者の確信を考慮に入れ、なおかつ、その確信度を限りなく高く設定することで、行為者の判断は事実上無視されることになる。なお、③でペリーは「他者」と書いているが「権威者」と理解して差し支えない。おそらく定式をより一般的なものにしようとして、「権威者」ではな

²⁶ SUL, 934 では、（極端な場合の）確信の内容は、行為者が正しく、権威者が間違っていることとしている。ペリーの説明の大半では、権威者が間違っていることが確信の内容であり、自分が正しいと確信していることまでは求められていない。行為者は自分が正しいと確信していれば、それと異なる権威者の判断を間違っていると確信するだろうが、行為者はすべき行為が何なのか分からなくとも、権威者の判断が間違っているという確信をもちうるからであろう。

²⁷ SUL, 935 参照。確信度については、pp. 934-936 で説明されてはいるが、ペリーの関心が、それとラズの普通の正当化のテーゼとの整合性にあるため、非常にわかりにくいものとなっている。

²⁸ 確信度が低く設定される（と思われる）例として、権威者が行為者よりもわずかに理由の比較衡量を上手にできる場合や権威者が判断ミスをたびたび犯す場合には、行為者は権威者の判断が間違っているとそれなりに確信したら、それに従うべきでないことがあるとする。SUL, 935-936 参照。

²⁹ SUL, 942 参照。

く、「他者」にしたのであろう。また「行為者」は「権威者の判断の受け手」という意味である。すでに触れたが、ペリーは、行政行為の司法審査の例で、行政機関の専門家の判断に敬讓を示す裁判官の例を挙げている。この例での権威者とは、行政機関の専門家であり、行為者（つまり、権威者の判断の受け手）は、裁判官である。

③のポイントは、確信度を100%として（ただし、実際に行為者が抱く確信の程度が100%に達することはない）、 ϕ せよという権威者の判断は、行為者がそれを間違っていると、つまり、 ϕ しないことが正しいと確信しているときでさえ、 ϕ しない（一階）理由の重さを0にする理由だとしたところにある。行為者は実践的推論においていくらか重さをもつ ϕ する（一階）理由と、重さが0になった ϕ しない理由を比較衡量し、 ϕ することをすべき行為として決定する。xがある法律の内容が不正であると強く確信しているが、それでも民主的過程を経て制定されたものだ（から確信度を100%とすべき）として従う場合が③の例として挙げられるだろう。

なお、ペリーは、ラズと違って、権威者の判断を一階理由と排除理由の組み合わせとは考えていない³⁰。ペリーにとって権威者の判断は、一階理由ではないから、行為理由の客観的比較衡量に登場するようなものではない。それにもかかわらず、行為者は、自分では客観的比較考量が要求する行為が何であるのか分からないという不確かさゆえに、それについての権威者の判断を尊重することによって、すべき行為に関する主観的決定を行うことができる。つまり、行為者は、権威者の判断を手がかりに——それは一階理由の重さに関する行為者の信念に影響を与える——すべき行為を決定する。要するに、ペリーの主観的二階理由は（次の④も含めて）、客観的理由の客観的比較衡量とは直接の関係がなく、行為者の、理由の重さに関する信念に影響を与えるものである。

④ 確信によって制限された理由(epistemically-bounded reason)とは、〔権威者の判断が間違っているという〕確信が特定の程度〔すなわち確信度〕に達するまでは行為者に、他者の実践的判断に対する敬讓を要求する主観的二階理由である³¹。

④は、一階理由の重さを変える（といえばそうだが）というよりも、敬讓すべき機会を制約する理由である。権威者の判断が誤っているとの行為者の確信が確信度に達しない場合は、権威者の判断に敬讓を示すことが要求されるが、そうでない場合は、権威者の判断に従う必要はなくなる。④は、先に③が②の解釈だと指摘したのと本質的に同じ意味で、①の解釈である。つまり、④においては、権威者の判断が間違っているとの確信が確信度を越えれば、行為者の判断は権威者の判断より重くなるが、確

³⁰ SUL, 930 参照。

³¹ SUL, 942 参照。なお、〔 〕内は大上による補足である。

信度を越えない場合は権威者の判断のほうが重くなるということである。重いか否かの判定は状況に応じた確信度の設定（および行為者の確信の程度）にかかっている。

（４） 小括

ペリーが提出する４つの理由は、どれも重さを変える主観的二階理由である。①は、 ϕ せよという権威者の判断が下されたとき、行為者が ϕ する理由により重みを与える（または、 ϕ しない理由から重さを奪う）理由である。②は、①の限界事例であり、 ϕ せよという権威者の判断があるとき、行為者が ϕ しない理由の重さを０にする理由である。

①と②では重さの変わり方についての言及がないのに対して、③と④ではその説明がある。③は、既述のように②の解釈であり、また④の限界事例——確信度が極めて高く設定される——でもあり、 ϕ せよという権威者の判断があるとき、行為者が権威者の判断が間違っていると疑いなく確信しているときでも、 ϕ しない理由の重さを０にする理由である。④は、既述のように①の解釈であり、 ϕ せよという権威者の判断があるときに、権威者の判断が間違っているという行為者の確信が確信度に達しない場合に権威者の判断の方を重くし、確信度に達する場合に行為者の判断の方を重くする理由である。

III 検討

（１） 確信度設定のための理由

ペリーの挙げる例を引けば、行政行為の適法性を審査する裁判官が、行政機関の専門家の判断を間違っていると思っはいるが、行政目的の達成のための手段として合理性を欠くとまでは言えないので、専門家の判断を尊重するという場合³²は、④（ないし③）の事例である（ここでは権威者は専門家、行為者は裁判官）。注意すべきは、④（ないし③）の場合には、 ϕ せよという権威者の判断を尊重する、したがって確信度を高く設定する理由が存在するということである³³。別の例を挙げれば、 x が、 ϕ せよと命じるある法律を悪法だと確信しているが、民主的過程を経て制定され

³² SUL, 936-941 参照。

³³ SUL, 944 参照。

たものなので、それに従うという場合、法律が民主的に制定されたという事実が確信度を高くさせているのである。

(2) ペリーの主観的二階理由は実践的不確かさに対処しているのか

ラズによれば、権威者が正統であるということは、彼の下す判断が大体において正しいということを意味する。そうだとすると、権威者の判断に従うことは、すべての事例においてではないにしても、かなりの頻度で、客観的比較考量で勝つ理由に一致して行為することを可能にするだろう。他方で、権威者の判断が間違っているなら、それに従う理由はない。このことはラズも認めており、権威者の判断は、絶対的理由ではない³⁴。

ペリーが焦点を合わせているのは、行為者は、客観的比較考量がどんな行為をすることを要求しているのか分からないという状況である。しかし、私見によれば、ペリーが提出した不確かさへの対処方法としての主観的二階理由、特に主観的排除理由という観念は、理由と一致した行為をする確率を高めるというラズの戦略とは、直接の関係がない。このことをいくつかの場合に分けて確認しよう。

- (a) 行為者が、権威者の判断が正しいと知っており、権威者の判断に従うなら、それは客観的比較衡量で勝つ理由に一致して行為できる（それどころか、行為者は、自分自身の判断で行為して、当該理由に一致して行為することすらできる）。しかし、これは、ペリーの注目する事例ではない。なぜなら、行為者の実践的不確かさが問題となっていないからである。
- (b) 行為者が、権威者の判断が間違っていると知っている場合、行為者が権威者の判断に従う理由はない。この場合も (a) と同様に行為者の不確かさは問題となっていない。
- (c) 行為者が、権威者の判断が正しいと(知ってはいないが)確信しているとき、行為者の確信は、権威者の判断が実際に正しいかどうかとは直接の関係がない。確信がいくら強くても、それが真理だという保証はないからである。
- (d) 行為者が、権威者の判断が間違っていると確信しているときも、この確信は、権威者の判断が実際に正しいかどうかとは直接の関係がない。

³⁴ AL, 13、および本稿第4章参照。

既述のようにペリーは、行為者が権威者の判断に従うべきかどうかは、その判断が間違っているという確信の程度と確信度に左右されるという。したがって、どの強度の確信を持てば、行為者が権威者の判断に従うべきかは、状況ごとに異なる。しかし、その確信がどのようなものであれ、権威者の判断が正しいかどうかとは直接の関係がないから、客観的比較衡量で勝つ理由と一致する行為ができることを保証しない。

たしかに、行為者は、権威者の判断を手がかりにしながら、何とか理由の比較衡量をしてすべき行為を決めたのかもしれない。そしてそれは、客観的比較衡量が示す行為が何であるのかさっぱり分からなかったときと比べると、ともかくも行為決定をしたという意味では、不確かさに対処したと言えるのかもしれない。しかし、権威者の判断に従って選択された行為が、理由の客観的衡量によるとすべきでない行為であった場合、それを、主観的決定においてすべき行為だとすることが実践的不確かさへの対処だとすることには一抹の不安が残る。

ラズのように、正統な権威者を仮定し、その判断が大体において正しいという場合には、仮定上、行為者は権威者の判断に従う方が、理由が示す行為と一致した行為する確率を高めるであろう。正統な権威者の判断は大体において正しいがゆえに、権威者の判断に従うことが実質的にはペリーが気に掛ける実践的不確かさに対処になる。それゆえ、権威者を正統だと仮定する場合には、ペリーのように、権威者の判断を、理由の重さを変える理由とするのではなく、理由を排除する理由とみなす方が、実践的不確かさへの対処となるであろう。他方で、この正統な権威者という仮定をペリーが受け入れない場合には、権威者の判断が正誤について行為者が抱く確信は、実際に権威者の判断が正しいかどうかとは、そして行為者自身の判断が正しいかどうかとも関係がないので、ペリーの想定に反して、権威者の判断を排除理由とみなす場合に比して、実践的不確かさへのよりよい対処としてなるかは分からないのである。

以上で、ペリーの第二の（排除理由を重さを変える理由とみなし、実践的不確かさへの対処方法として位置づけるべしという）批判、第三の（行為者が権威者の判断を間違っていると確信が、権威者の判断に従うべきでない確信度に達しているかどうかで、それに従うかどうか決めるべしという）批判に応えたことになる。

（3） 確信によって制限された理由が排除理由でないのはなぜか

ペリーによれば、彼の定義する排除理由と呼ぶにふさわしいのは、③だけである³⁵。確信によって制限された理由④は、権威者の判断が間違っているとの確信の程度が確信度（100%未満）に達した場合は、行為者の判断とその理由を排除しないから

³⁵ SUL, 944 参照。

である。他方、ラズによると、彼が定義する排除理由としての規範やルールは、その正当化理由が何であるかを名宛人たる行為者が知らなくても、正当化理由とは独立に理由として機能する。すなわち、

「規範の存在は、自動的に実践的問題を解決するのではない。当該規範によっては排除されない他の衝突する理由があるかもしれない。〔理由（＝規範）の〕射程に影響を与える考慮があるかもしれない、等々。しかし、大体的場合において規範の存在は決定的であることは認められなければならない。〔事態を〕複雑にする要因は少数の事例でしかみられない。規範をもつことの主たる目的は、これを単純化することである。規範が排除理由であるという事実が、規範がこの目的を達成することを可能にする。〔中略〕規範は、それを正当化する理由から相対的に独立している。規範が妥当であることを知るためには、それを正当化する理由があることを知らなければならない。しかし、多数の事例に規範を正しく適用するために、〔規範を正当化する〕理由が何であるかを知る必要はない。」（*PRN*, 79）

ラズは、規範をもつことの主たる目的を、実践的推論を単純化することにあるとする。それは、規範が排除理由として、他の一階理由を排除するので、理由の比較衡量を省いてくれることによる。だが、ペリーによると、確信によって制限された理由④にこの役割はない。なぜなら、行為者が確信によって制限された理由に依拠する際には、権威者の判断の基礎にある推論にある程度精通している（familiar）——行為者が理由を知っているのか、知っていると思っているだけなのかをペリーは述べていない——必要があるからである³⁶。どういうことかということ、確信によって制限された理由が働くとき（この理由が機能するというのはいったいどのような場合なのかについては、後述する）、しかも、権威者の判断が敬讓されず理由として機能しないとき、行為者は、権威者の判断が誤っているという（確信度以上の）確信をもっている。それは行為者が、問題となっている状況における理由にある程度精通しているということを含意し、行為者の方が権威者より深く行為理由に精通していなければ、権威者の判断が間違っているという確信をもつことはできないと考えられているのである。

要するに、実践的不確かさに直面した行為者が、権威者の判断を尊重するという場合、行為者自身は、すべき行為に賛成の理由と反対の理由の存在と重さについての情報を不十分にしか知らないのだから、権威者が行為者よりもこれらの理由について正確な判断を下している（と正解を知らないはずの行為者が思っている）ときには、行為者は、実践的不確かさへの対処戦略として、権威者の判断に敬讓を示せばよい。他方で、権威者が問題となっている行為理由について、行為者と同じくらいか、行為者

³⁶ *SUL*, 943 参照。

以下の判断能力しかもたない場合や、行為者が、権威者の判断の正確さを信頼できなくなるような場合には、行為者は、信用できない権威者の判断に従わないであろう。確信によって制限された理由④は、権威者の判断が間違っているとの確信の程度が確信度に達した場合に権威者の判断への敬讓をやめさせる。それは、行為者がある程度、権威者の判断を基礎づける行為理由に精通しているからこそ機能するのであって、上記引用の排除理由についてのラズの見解に反し、正当化理由（への確信）と独立には機能しない。その結果、確信によって制限された理由④は、ラズのいう排除理由（規範ないしルール）とは違う性質をもつとペリーは言うのである。

以上のようなペリーの見解に対して、ラズは、確信によって制限された理由④も、それを正当化する理由から独立に適用可能であると反論する³⁷。この反論は、権威者の判断が、その正当化理由を知らなければ機能しないというペリーの主張に向けられている。ここでのラズの主張は、法的ルールの適用は、その正当化理由を知らなくても可能だということにあると思われる。私見によれば、ラズとペリーは、④が行為者の実践的推論において理由として働く局面についての注目点が異なっている。ペリーにおいて、④は以下の二つの仕方で働く。

第一に、④は、権威者の発言があり、かつ行為者がそれが間違っているという確信の程度が確信度に達していない場合に働く。この場合、行為者は権威者の判断に敬讓を示す。ラズが反論において注目しているのは、この場合だと思われる。行為者が、権威者の判断が間違っているという確信度に到達しないのは、彼自身が理由に精通していないため、権威者が行った理由の比較衡量が確信度を越えて間違っているとの確信を抱けないからである。この場合、権威者の判断は、その正当化理由とは独立に、行為理由として機能する。換言すれば、行為者は正当化理由を知らなくても、権威者の判断に基づいて行為することができる。これが正しければ、規範がその正当化理由から独立に適用できるのと同様に、確信によって制限された理由④もそのように適用できる。

第二に、④は、権威者の発言が存在し、かつ行為者がそれが間違っていると確信度を越えて確信している場合にも働く。この場合には、行為者は権威者の判断に敬讓を示さない。このとき、行為者は行為理由に精通しているからこそ、権威者の判断の正確さを疑っている。この場合、確信によって制限された理由④は、正当化理由と独立には機能していない。ペリーが念頭に置いているのはこちらの場合であろう。自明のことだが、これは④を反対解釈したものである。

つまり、④は、行為者が敬讓を示す場合には、正当化理由から独立に機能しうるが、敬讓を示さない場合には、正当化理由から独立には機能しえないのである。ラズは前者を、ペリーは後者を念頭において議論を展開しているために、すれ違いが生じ

³⁷ FU, 1179 参照。

てはいる。だが、この反論をとおして、暗にペリーの排除理由理解が、規範ないしルールの説明としては適切ではないと言いたいのである。

(4) 主観的排除理由という観念は必要なのか

ペリーによる第一のラズ批判は、客観的排除理由と主観的排除理由という排除理由の区別に基づいている（下記表1参照）。この区別ゆえに、排除理由には統一的な説明を与えることはできないという批判である。（本章で検討してきたペリーの批判は、このうち主観的排除理由に焦点を当てたものであった。）

表1 ペリーによる排除理由の区別

	すべき行為の変化	排除される理由の種類
主観的排除理由 (例：権威者の判断)	排除理由成立前後で変わらない	行為者の主観的な比較衡量判断
客観的排除理由 (例：約束)	排除理由成立前後で変わる	理由の客観的比較衡量

この区別は、排除理由の成立前後で、すべき行為に変化があるかどうかと、排除する理由の種類に基づく。私見ではペリーの区別は成立しない。客観的排除理由の典型例は約束である。ペリーは、約束の前後ですべき行為が変わると述べていた。だが、すでに本章II（1）でも指摘したが、約束しなくても、約束した行為と同様の行為をすべきだということはある。それに加えて、すべき行為が行われることを確実なものするために約束を結ぶということもある。これらの場合には、約束の前後ですべき行為は変わらない。

他方で、主観的排除理由の典型例は権威者の判断である。特にペリーが注目していたのが専門家による助言であった。専門家（権威者）が何を言おうとも、すべき行為に変化はない。ペリーが扱う事例ではそうかもしれない。だが、立法者の判断が法律となる場合——ただし、ペリーは法律を二種類の排除理由のどちらに分類するかについて言及していない——に、それが間違っているとき、法律は、行為者の主観的な比較衡量判断だけでなく、一階諸理由の客観的比較衡量をも排除するのではないだろうか。（そして、ペリーの論述からは明らかではないが、ペリーが不正な行為をすべきであるという場合を認めるなら、法律（排除理由）の成立すべき行為に変化が生じることになる。）

本稿ではこれ以上この区別の検討は行わないが、法を「法以外の理由では行為しない理由」とみなすとき、それは、行為者の比較衡量判断も、理由の客観的比較衡量も排除する。また、直前で触れたとおり、法の内容によってはすべき行為が変化しないこともあれば、変化することもある。ペリーの区別は、法が問題となる場面では、妥

当しないように考えられる。

IV 本章のまとめ

本章では、排除理由概念を一層明確化するために、ペリーによって提出された不確かさへの対処戦略としての排除理由理解を検討した。ペリーは、排除理由を、一階理由の重さを変える理由として理解すべきだとラズを批判していた。ラズとペリーはそれぞれが前提とする権威者像も、それに連なる排除理由理解も異なっており、議論にすれ違いが見られた。

だが、それにもかかわらず、ラズは排除理由概念を変更する必要はない。（正統な権威者という仮定に基づけば）権威者の判断は大体において正しいから、その判断以外の理由では行為しない排除理由として理解したほうが、一階理由の重さを変える理由とみなすよりも、ペリーが関心をもつ実践的不確かさへの対処として適切である。他方で、（そのような仮定とは無関係に）権威者が間違っているという確信は必ずしも正しいとは限らないので、その確信が、権威者に従うべきでない確信度に達するかどうかで、権威者に従うかどうか決めるという仕方は、理由が示す行為と一致して行為する確率を高めることもない。それゆえ、ペリーの排除理由理解は、ラズが言う権威の普通の正当化とは無関係であろう。

第6章 排除理由と行為の動機づけ

I 排除理由の動機づけ解釈

前章に引き続いて本章においても排除理由概念に向けられた批判の検討を行うことで、排除理由の実相の解明を試みる。本章で取り上げるのは、アメリカの法哲学者 M. S. ムーアによる、排除理由概念の曖昧さあるいは多義性を突いた批判である¹。

批判者ムーアは、「ある理由では行為しない理由」という定義された排除理由を、ラズのテキストに沿って次のように解釈し、それを「動機づけ解釈」と呼び、批判を提示する。

排除理由は「ある理由では行為しない理由」である。これを「ある動機では行為しない理由」と読むのが、動機づけ解釈である。つまり、行為理由と行為の動機を同一視する解釈である。（理由を動機とみなしながら、「ある動機では行為しない動機」とは言わないことに注意されたい。）ムーアは、道徳は不可能なことを要求しないという立場を採用し、かつ人は行為に際して動機を選ぶことができないと主張する。その結果、ある動機では行為しない理由があるというラズの主張は、我々に動機を選ぶという不可能なことを要求する点で道徳的に問題があることになる。これがムーアによる動機づけ解釈批判の要諦である。

以下では、ムーアの動機づけ解釈批判が正当なものであるかどうかを、ラズの反論と合わせて検討したい。IIでは、ムーアが批判を提示する際に依って立つ決定論と自由意志の両立説の細部を明らかにする。これはムーアが人が動機を選べないのは、動機が（自由）意志の対象にならないからという主張の意味を精確に理解するためである。IIIでは、行為が自由に行われるときに、その行為が行われた動機を行為者は選ぶことができないとするムーアの主張を分析する。IVでは、II、IIIで明らかにしたムーアは動機づけ解釈批判の問題点を指摘しつつ、行為理由と、行為の動機づけに関するラズの理解を明らかにする。ムーアの批判にもかかわらず、排除理由概念は維持されるという結論を示す。

¹ Michael S. Moore, "Authority, Law, and Razian Reasons" *Southern California Law Review*, 62 no. Issues 3 & 4 (1989), pp. 829-896 (以下、本文および脚注では ALR と略記してその引用参照箇所を示す。)。ラズの反論として、Joseph Raz, "Facing Up: A Reply" *Southern California Law Review*, 62 no. Issues 3 & 4 (1989), pp. 1153-1236 (以下、本文および脚注では FU と略記してその引用参照箇所を示す。)がある。

II 「当為は可能を含意する」原理に基づく排除理由批判

(1) 排除理由の動機づけ解釈

排除理由は、「ある理由では行為しない理由」である。ムーアによると、ラズはこの定義の中の「ある理由」を「動機」という意味で使っていることがある。排除理由を行為者の動機づけに関するものとして解釈すると、「何らかの理由を動機としては行為しない理由」となり、排除理由は、行為の動機づけから一定の動機(理由)を排除することを要求するものとなる。行為者は、排除された動機(理由)によって動機づけられて行為をしてはいけないのである。(なお、ムーアは「動機づけられる」ということが、どういう事態を表すのか説明していないが、以下の議論では基本的に、人はある行為を動機づけられれば、そのように行うと理解しているようである。つまり、ムーアにとって、動機づけは内心に留まるものではない。)

この解釈に従ってラズが排除理由を使用しているとムーアがみなす例を挙げておこう。それは、コリンが彼の妻との間で、息子の教育に関してある約束をしたという例である²。息子の教育に関する決定をするときに、息子の利益以外の事柄を考慮しないという内容の約束である。この場合に、コリンが、息子が通う学校を決める際に、経済的な理由を動機にして学費が安い学校を選択したとすると、彼は妻との約束に反したことになる³。

排除理由の動機づけ解釈に基づくと、約束の排除理由の面は、コリンに対して息子の利益以外の理由によって動機づけられてはいけないと要求している。だが、ムーアにとってこれは不可能なことなのである。動機は自由意志の対象ではないので、行為者は自分がする行為の動機を自由に選ぶということができないのである。この点は後述IIIで扱う。その前にここで、我々はムーアの自由意志論と決定論との両立説を見ておかなければならない。そうしなくては、なぜ行為の動機を自由に選べないのか分からないからである。

² この例は *PRN*, 39 にある。ラズはこの例で動機という言葉を使っていない。

³ *ALR*, 856 参照。注意すべきことに、この例は、約束の内容が、考慮すべき(または、すべきでない)理由の種類に言及しているため、約束一般が排除理由としての性格をもつのかはこの例からは明らかではないという指摘がある。Chaim Gans, "Mandatory Rules and Exclusionary Reasons" *Philosophia* 15 (4) (1986), pp. 373-394, at 392-394 参照。この指摘は正しい。なぜなら、コリンの約束が排除理由として機能するとき、それが約束の内容のおかげなのか、約束自体の性質によるかは、この例からは全く明らかではないからである。

ガンスは、約束一般が排除理由ではないと主張したいのかもしれないが、このコリンの事例を否定しただけでは、他のタイプの——考慮事項に言及しないような——約束が、排除理由として機能しないことにはならない。約束一般は、すべき行為を決める実践的推論において、他の諸理由を排除するから、コリンの事例でも約束は——考慮すべきでない事柄に言及しているせいで分かりにくい——排除理由として機能するということがラズが言いたいことなのである。

(2) 「当為は可能を含意する」原理における可能概念

ムーアは排除理由の動機づけ解釈を批判する際に、「当為は可能を含意する」原理に基づいている。この原理が要請するのは、道徳が命じる、すべき行為は、することができる行為でなければならないということである。それでは、可能または行為することができるとは、いったいどういう意味なのであろうか。

ムーアが採用する可能概念は、いわば、能力=機会説とでも言うものである。行為者 X は ϕ することができるということを、「X は ϕ する力能 (ability) をもつ」と解釈するのである⁴。

例えば、X は泳ぐことができるということは、X が泳ぐ力能をもつということである。その一方、X は、いつでも泳ぐことができるというわけではない。例えば、電車の中や水の無いような場所では、X は泳ぐことができない。ここで、ムーアは力能を能力 (capacity) と機会 (opportunity) に分けて理解する⁵。X は電車に乗っているときでも泳ぐ能力はもっている。だがそのよう状況では、X は泳ぐ機会をもたないがゆえに、泳ぐことができないのである。

つまり、「X は ϕ することができる」ということは、「X は ϕ する力能をもつ」ということであり、「X は ϕ することができない」ということは、「X は ϕ する能力をもたない」かまたは、「X は ϕ する能力をもつが、それを披露する機会がない」ということである。これがムーアによる「当為は可能を含意する」原理における可能概念の解釈である。この解釈によると、道徳は、 ϕ する能力がない者や、 ϕ する能力はあるが、機会がない者には、 ϕ せよと命じないことになる。

(3) 行為の因果説

ところで、ムーアは行為を説明する際に、行為の因果説を採用し、欲求と信念が行為を引き起こすと考えている（以下、欲求=信念モデルと表記する）。ここで動機という言葉を用いれば、欲求と信念が動機となって、行為を引き起こすと言い換えてもよいであろう。そして、排除理由の動機

⁴ ALR, 875 参照。

⁵ ALR, 875 参照。ここで重要なのは、ムーアは「行為する能力」は「行為をコントロールする能力」であるとみなしていることである。ムーアは、力能を能力と機会に分ける際に、H. L. A. ハートの *Punishment and Responsibility* (2nd ed., Oxford University Press, 2008) (ただし、ムーアが参照しているのは 1968 年に出版された初版である) に従っていると述べている (ALR, 875 参照)。ムーアは頁数を挙げていないが、おそらく p. 32 (2nd ed.) であろう。ハートは、capacity (for control of conduct) について正確に定義しているわけではないし、いかに行為がコントロールされるかについて述べているのでもない。ハートは、我々が行為をコントロールできることを前提に、どのような場合にコントロールが制限されるか、またはコントロールできなくなるかを問題にしている。ムーアも、ハートと同じく、行為をコントロールできると前提にしているであろう。

づけ解釈が、「一定の理由では行為しない理由」を「一定の動機では行為しない理由」と解釈するものであったことを考慮すると、ムーアは、欲求と信念のセット、動機、行為理由を同一視していることになる。

ムーアは、欲求=信念モデルに基づいて、行為を次のように説明している⁶。

欲求：行為者 X は、命題 q によって記述される事態が発生することを望んでいる。

信念：X は、ある状況 s において、X が p によって記述される行為をするなら、q が発生する、と信じている。かつ、X は自分が s にあると信じている。

行為：X は p をする。

一例挙げて説明しておこう。例えば、水泳選手 X は本気で泳げば大会で優勝できるほど速く泳ぐことができるが、体力温存のための手を抜いて泳ぎ、予選落ちしたとする。X の欲求、信念、行為についてムーアの因果説で説明すると次のようになる。

欲求：X は、彼が決勝戦で勝つ泳ぎをするという命題が表す事態が発生することを欲している。

信念：X は、決勝戦までの試合で、負けない程度に手を抜いた泳ぎをすれば、体力を温存でき、決勝戦で勝つ泳ぎができると信じており、かつ、X は今まだ決勝ではないと信じている。

行為：X は手を抜いて泳ぐ。

欲求と信念は、心的出来事または心的状態である。これが行為の原因となって、行為（身体運動）を引き起こす。欲求=信念と行為の間には、因果関係がある。他方で、q を求める欲求と、p するという行為の間には、q は p によって実現できるという信念を媒介して、欲求を行為が満たすという意味での合理化関係がある。（ということは、ムーアは人が自分が合理的と思っている行為しかしないと考えているのだろうか。）

ここでのポイントは、欲求と行為の間に合理化関係が成立するだけでは、行為を動機づける（または動機づけた）とは言わないということである。行為が動機づけられた（行われた）というためには、合理化関係に加えて、欲求=信念と行為の間に因果関係が成立する必要がある。

ここでムーアは、原因が結果よりも時間的に前に生じているという因果関係観を採っているようである。だが、原因となる出来事が、結果となる出来事より先に生じている必要は必ずしもない。結果が原因より先に生じているという事態を考えることはできないように思うが、原因と結果が同時に存在する場合はある。例えば、私がソファに座ると、私の重さでソファが凹む。この場合、私が座ることが原因であり、その結果としてソファが凹むわけだが、原因が結果に時間的に先行しているわけではない。私が座ってる間はソファは凹み続ける（そして立ち上がるとソファは元に戻る）のだから、原因と結果は同時に存在している。

⁶ALR, 878 参照。

以上の点を念頭に置きつつ話を元に戻そう。行為の欲求=信念モデルでは、欲求=信念が原因であり、行為が結果である。欲求=信念は、行為よりも時間的に先にあるか、同時に存在する必要があるということになる。これは重要な点だと思う。この因果関係観に立つと、人は行為の前に欲求と信念という心的状態をもちそれが行為を引き起こすか、行為をしているときも原因となる欲求と信念という心的状態を保持し続けているか、のどちらかがムーアが想定する行為理論になると考えられるからである。

III 動機は意志の対象ではない

(1) 「当為は可能を含意する」原理

ここでは動機が意志の対象ではないからコントロールできないというムーアの主張を検討する。ムーアは、排除理由の動機づけ解釈に対する批判をいくつか挙げているが、本章で取り上げるのは、「当為は可能を含意する」という道徳原理に基づく批判である。

一般的に言って、道徳が、行うことが不可能な行為をするように我々を義務づけているとは考えにくい。それゆえ、ムーアは道徳が「当為は可能を含意する」原理を含むと考えている⁷。この原理に基づくと、排除理由が「ある動機では行為してはいけない」という要求する場合、行為者は自ら動機を選んで、その動機に基づいて行為することができなければならない。だが、ムーアによると、特定の動機をもつかどうかは、行為者が自分の意志で決めることができるようなものではない。ムーアのこの主張が正しければ、排除理由は我々にはできないこと要求する点で、「当為は可能を含意する」原理に反し、道徳的見地から問題のある概念だということになる。

このような批判に対してラズはいかに応答できるのか。ムーアはあらかじめラズが取るかもしれない2つの選択肢を提示している⁸。第一に「当為は可能を含意する」原理を拒否することであり、第二に、当該原理を受け入れつつ、動機を選択可能であるとするものである。（後述するが、ラズは、当該原理を否定しつつ、動機を選択できないがコントロールできるという第三の道を行く。）

注意すべきことに、ここでのムーアとラズの論争では、排除理由が、動機づけ理由——すべき行為の理由というよりも、実際にする（またはした）行為を動機づける理由——とみなされている。すべき行為の理由が、行為を動機づけることがありうるだけでなく、行為者自身の意志で動機として採用できるのが問題となっている。以下では、「当為は可能を含意する」原理を道徳がもたないことが何を意味するのか（2）と、行為者は行為の動機を自由に選択できるのか（3）に分けて、ムーアの主張の成否を吟味しよう。

⁷ALR, 875 参照。

⁸ALR, 876 参照。

(2) 「当為は可能を含意する」原理をもたない道徳

ムーアと違って「当為は可能を含意する」原理を拒否するなら、することができない行為を道徳が要請するということの意味を明らかにする必要がある。ムーアによると、そのような立場では、道徳的要請は一般に次のように定式化される。

「何人も A する力能 (ability) をもたないとしても、A すべきである。〔ただし〕 A する力能をもたないなら、A することができなかつたとしても非難に値しない。なぜなら、そのような場合、行為者は責任を阻却されるからである」〔A は行為を表す。〕⁹

まず「力能をもたない」について説明しよう。これは前述のとおり、能力と機会に分けることができる。そうすると、「力能をもたない」とは、「能力がない」または「機会がない」ということを意味する。

この定式の第一文に出てくる当為は行為の正、不正にかかわる。(A できようができまいが) A すべきであるとは、(A できようができまいが) A することが正しく、A しないことは不正であるということの意味する¹⁰。

定式の第二文に出てくる力能は、行為の非難可能性にかかわる。A することができないときに(つまり、A する機会がない場合や、そもそもそうする能力をもたないときに) A をしない場合、A しないことは、定式第一文により正当化されないことである、または不正なことであるが、第二文、第三文により、(責任が阻却され) 非難に値しないものとなる¹¹。

例えば、水泳選手である X と友人の Y が川で遊泳しているとき、Y が急流にさらわれたとする。X は流れが速すぎて救助にいけなくとする。「当為は可能を含意する」原理をもたない道徳は X の力能——能力と機会——とは無関係に Y を助けることを要請する。X が Y を助けなかったことは、不正なことであるが、X は責任を阻却されるのでそのことで批判されることはない。

「当為が可能を含意する」原理を否定するこの立場に対するムーアの批判は、することができない行為をするように要求する規範を道徳がもつことの無意味さを突く。例えば、「何人も、無実の人の生命を守るためにできるときはいつでも時間を遡って因果関係を作用させるべし」¹²という要

⁹ ALR, 877.

¹⁰ ALR, 876 参照。

¹¹ ALR, 877 参照。

¹² ALR, 877. 例えば、高層ビルから突き落とされた無実の者を空中に浮かせるというようなことであろう。私見によれば、このような「何人も～」といった全称文がムーアの想定する道徳の一部を表すことにほとんど意味はない。なぜなら、どんな能力をもつかは人それぞれ違っているし、またそれぞれの人が置かれた状況も違っているから能力を発揮する機会の有無も人それぞれということ

請があったとして、人間にはそのようなことをすることはできないのだから無意味である。できないことを要請する道徳は、人間の実際の行動とは無関係なことを義務づける点で不合理だとムーアはみなすのである。

このような理解に従うと、例えば、Xが川で流されたYを助ける力能をもたないとき、「当為は可能を含意する」原理をもつ道徳は、そもそもXにYを助けるように要請しない。Yを救助しなかったことは不正ではない。そして、Yを救助できなかったことでXが非難されることもない。

ムーアは、道徳が「当為は可能を含意する」原理をもつのは、行為者ができないことを要求するのが無意味だからだとする。たしかに、行為者はすることができないことを要求されても、何もしようがない。それでは、行為者は特定の動機を自ら選びそれによって行為するというのもできないのだろうか。（ラズは、「当為は可能を含意する」原理を支持していないと言述べているだけで反論をしているわけではないので¹³、本章でもラズによる「当為は可能を含意する」原理解について立ち入らないことにする。）

(3) 動機を選択可能性

特定の行為理由を動機として選ぶことはできないので、一定の理由を動機にして行為しないことを要求する排除理由も無用になるというムーアの議論に移ろう。すでに確認してきたムーアの動機を選択不可能性（と排除理由の不道徳性）という主張は、次のような推論として表すことができる。

- ① 因果関係を変えることはできない。
- ② 欲求と信念は、行為を引き起こす原因である。
- ③ 欲求と信念が行為の動機である。
- ④ 欲求と信念をもつかどうかは、行為者の自由にならない。
- ⑤ ③、④より、動機をもつかどうかは、行為者の自由にならない。
- ⑥ 道徳は、「当為は可能を含意する」原理をもつ。
- ⑦ 排除理由は、一定の動機では行為しないことを要求する。
- ⑧ ⑤、⑦より、排除理由は行為者にできないことを要求する。
- ⑨ ⑥、⑧より、排除理由は、「当為は可能を含意する」原理に反する。

それでは、行為者は動機自由に選べないというムーアの主張の中身を検討していこう。

ムーアは、行為の動機または原因を、行為者がもつ信念と欲求とみなす。動機が行為を引き起こす原因であるとしても、行為の動機を選ぶことはできないのだろうか。もし動機を自由に選べるの

になり、どんな人も一般的に言うべきだと言うことにほとんど意味がないからである。

¹³ FU, 1174 参照。ラズは道徳的葛藤(moral dilemma)を念頭に、「当為は可能を含意する」原理を拒否している。J. Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford University Press, 1986), p. 357 参照。

だとしたら、その結果、引き起こされる行為をも行為者自身が選んだと言えるであろう。その検討のために、動機と行為の関係を整理しておこう。ムーアによると、動機（信念と欲求）と行為の間には次のような合理化関係と因果関係が成立している¹⁴。繰り返しになるが、再度引用しておこう。

欲求：行為者 X は、命題 q によって記述される事態が発生することを望んでいる。

信念：X は、ある状況 s において、X が p によって記述される行為をするなら、q が発生する、と信じている。かつ、X は自分が s にあると信じている。

行為：X は p をする。

前述したが、行為と、欲求と信念の間には合理化関係が成立する。欲求を満たすため必要なことを、目的手段関係を表す信念が X に教えてくれる。行為をすることは、欲求と行為の間の目的手段関係によって合理化される。

だが、この合理化関係が成立しているというだけでは、行為の説明としては不十分なのであった。X が p するとき、X が抱いていた欲求と信念が、動機または原因となって行為を引き起こしたという因果関係も必要なのである¹⁵。行為を合理化するあらゆる欲求と信念の組み合わせのうち、行為を実際に引き起こしたものだけが、そのように行為した動機（理由、原因）ということになる。そして、ムーアは、我々がどの信念と欲求のセットが行為する際の動機となるか選ぶことができないとし、そのわけを、動機が、行為者の意志の対象ではないからだとする¹⁶。（なお、前述したが、ここでの動機（理由）は、すべき行為の理由ではない。すべき行為の理由が、実際にするまたはした行為の理由（動機）となるように行為者は意志することができるのかどうか問題となっていることに注意されたい。）

他方で、ムーアは行為のコントロールまたは自由を認めている。以下で説明するように、行為は意志の対象だからである。ムーアは、行為のコントロールについて次の「基礎行為」（basic action または basic act）と「複雑行為」（complex action）という区別を導入して説明する。基礎行為とは、行為者がそれをするために他の行為をする必要がない行為である。換言すると、行為者がそうしようと意志することだけでする行為である。ムーアの挙げる例では、指を動かすことは、そうするために他の行為をする必要がないので、基礎行為である。

他方で、人を殺すことは、そうしようと意志するだけで人は死なないので（拳銃の引き金に指をかけ動かすといった他の行為を必要とするので）、基礎行為ではなく、複雑行為とムーアは呼んでいる¹⁷。

¹⁴ ALR, 878 参照。

¹⁵ ALR, 878 参照。

¹⁶ ALR, 879 参照。

¹⁷ 基礎行為、複雑行為どちらの例も ALR, 880 参照。

基礎行為が、コントロールの効く行為であるのは、意志するだけでそれができるからである。複雑行為がコントロールの効く行為であるのは、それをするための他の行為が基礎行為——コントロールの効く行為——だからである。

ところで、意志するとはどういうことなのだろうか。基礎行為においては、意志すると体が動くのだから、意志が原因となって、体の動きが引き起こされたとみてもよいのだろうか。そうだとすると、意志することは、欲求と信念をもつことと同じだとみてよいのだろうか。だが、「意志すること」＝「欲求や信念をもつこと」と理解すると、特定の欲求と信念をもつか否かは行為者の自由にならないから、意志することもまた行為者によってコントロールされないものとなり、筋が通らない。だから、ムーアは意志することと、欲求や信念をもつことを別のことだと考えていると推察できる。しかし、そうだとすると、この意志することがどういうことなのか、意志と、欲求、信念との関係がどういうものなのかについてムーアがどのように理解しているのかは全く明らかでないのである。

それでは、我々は行為する理由を意志することができるのだろうか。つまり、「すべき行為の理由が、その行為の動機づけ理由になることを意志する」ことによって、「その行為をするように動機づけられ」、その結果として「その行為が行われる」という、意志に基づく動機づけは成立するのだろうか。ムーアはこれを否定する。前述のように、行為の動機は、欲求と信念だとされた。意志することで何かを行為の動機にすることができるということは、特定の信念や欲求をもつことが自在にできるということを意味する。だが、ムーアによると、信念や欲求をもったり捨てたりすることを意志で自在に行えるということとはめったにない¹⁸。例えば、キリスト教コミュニティで生きる無神論者が生きづらさを解消するために「神が存在するという信念をもとう」と意志するだけで、実際にそのような信念をもつことはできるのだろうか。運動嫌いの肥満者が健康のために「運動をしたいと思いたい」と意志するだけで、実際に運動したいという欲求が生じるのだろうか。信念または欲求を自由自在に作り出すことができるわけではないから、意中の信念と欲求を実際に自分の行為の動機にするということもまた自由にできるわけではないとムーアは主張するのである。

こうして、ムーアは道徳が行為者に対して不可能なことを要求しないこと、動機を選択は不可能であることから、特定の動機では行為しないことを要求する排除理由（の動機づけ解釈）は不可能なことを要求する点で、道徳的に支持できないと結論づけたのである。

¹⁸ ALR, 882 参照。なぜかムーアは完全に否定しきっていない。推測にすぎないが、複数の信念をもったときに、それらの整合性を考えたり、複数の欲求をもったときに、それらをどのように満たすか考えたりすることによって、信念や欲求を自由自在にもったり捨てたりすることはできないにせよ、コントロールすることはできると考えたのかもしれない。後述（本章IV（5）参照）するが、ムーアがこのように考えているとすれば、ラズの立場とほとんど変わらなくなる。

IV 検討

(1) 行為のコントロールと、理由のゆえにする行為のコントロール

人が何らかの理由（動機）で行為をしたという語り方は、ムーアによると、本当は科学的事実——ムーアが挙げる例では、太陽フレアが（皮膚）がんを引き起こすというような¹⁹——としての因果関係の語り等に等しい。つまり、ある動機が原因となってその行為を引き起こしたという科学的な因果関係の語りなのである。ムーアは我々がそのような語りで自由に行為したと主張するとき、誤りか自己欺瞞に陥っているとみなす²⁰。

だが、このように行為を理解した場合に、行為の自由またはコントロールを認めることはできるのだろうか。行為をコントロールできると言いながら、理由で行為することを自由に行為したと語ることが自己欺瞞であるとはどういうことなのだろうか。なぜ行為は自由であるのに、理由でする行為は自由ではないのだろうか。なぜ理由に言及することで行為は自由でなくなるのだろうか。ムーアは、水泳選手であるXが遅く泳いだことは自由な行為だが、体力温存のために遅く泳いだことは自由ではなかったとも言っているのであろうか。Xが遅く泳いだことは、優勝したいという欲求と、体力温存が優勝するための手段であるという欲求と信念によって引き起こされたものである。Xになぜ遅く泳いだのかと問えば、当該欲求と信念に基づいて行為したと言うであろう。すると、なぜ、理由に言及したときだけ、行為は自由でなくなり、理由に言及しないときだけ、行為は自由になるのであろうか、この点がはっきりしない。

(2) 意志するということ

上でも少し触れたが、ムーアの議論で、行為のコントロールは、行為が意志の対象になることによって成立することが確認された。そうしようと意志することによってする行為を基礎行為と呼び、どんな行為もそれに基づく限りで、人はコントロールできるのであった。意志どおりに行為すれば行為は行為者のコントロールに服しているとみなされるのであった。

だが、何かを意志するということはそもそもどういうことなのか。ムーアは“will”という動詞を使っているので、意志するということが行為なのだろうか。意志することが行為であるとする、ムーアの分析では、行為がコントロールされるためには、その行為が意志することによってなされている必要がある。つまり、意志するという行為がコントロールされているためには、「意志しようと意志すること」によってそれが行われなければならない。だが、「意志しようと意志する」という行為が、行為者のコントロール下にあるためには、意志によって行われなければならない。そ

¹⁹ ALR, 879 参照。

²⁰ ALR, 879 参照。

うだとすると、我々は何かするために無限の「意志する」という行為が必要となり、不自然であろう。

他方で、「意志する」ということが行為でないとしたら、一体なのか。ムーアが挙げる基礎行為の例は、指を動かそうと意志することだけによって指を動かすことであった。では、指を動かすことなく、指を動かそうと意志するためには、一体何をすればよいのか。上述したように、ムーアは意志するということ、欲求と信念をもつことなどは考えていなかった。ムーアの意志論は意志の内実をはっきりしないため、説得力に欠けているのではないか。

(3) 欲求と信念と、基礎行為、複雑行為の関係

上で見たとおり、行為は、欲求と信念が原因となって引き起こされる。欲求と信念は、行為理由であり、動機でもあるとムーアはみなしていた。上で指摘した因果関係観を合わせてみると、欲求と信念は、行為に先立っているか、行為と同時に存在する必要がある。だが、これは正しいのだろうか。例えば、水泳選手であるXは、体力温存のために遅く泳いだのだが、これはある欲求と信念によって引き起こされた。泳ぐ前に当該欲求と信念をもっていたのだろうか、それとも泳いでいる最中にももっているのだろうか。

Xの行為をもっと細かく見ることもできる。泳ぐためには、腕を回したり、足をばたつかせたり、息継ぎしたり、様々な動作が必要となる。そうであれば、Xは泳ぐという複雑行為をするために、ある欲求と信念が腕を回すという行為を引き起こし、別の欲求と信念が足をばたつかせるという行為を引き起こすのだろうか。また、足をばたつかせるためには、右足と左足を交互に動かす必要がある。それでは、右足を動かすときには、それを引き起こす欲求と信念をもち、左足を動かすときにはまた別の欲求と信念をもつのだろうか。もしそうだとすれば、Xは泳ぐために相当数の欲求と信念をもつことになり、不自然であろう。

このようにムーアの行為の因果説と、基礎行為、複雑行為とをどのように理解すればよいのか非常に不明確なのである。

(4) 欲求と信念はコントロールできないのか

ムーアは特定の内容の欲求と信念をもち、またはもたないことは行為者の自由にはならないと主張している。たしかに、お腹が空いて何かを食べたいと思ったり、疲れていて寝たいと思ったりするとき、そのような欲求を持ちたくて持ったわけではない。人が欲求に対して受動的であるように思える。

しかし、人は複数の相いれない欲求をもつことがある。そのような場合、人は欲求をうまくコントロールしているのではないか。Xがお腹が空いて何かを食べたいという欲求と、減量のために食事を控えたいという欲求を同時に持っている場合、Xはこれらの欲求に対して受動的であり、自分で持ちたくて持ったわけではないかもしれない。だが、複数の欲求を持っていたとしても、優先順

位を決めて、どの欲求を満たすかを決めたり、少量の食事をするという仕方で、二つの欲求を中途半端に満たすということもできるかもしれない。特定の欲求を持つか否かを自在に決めることができないうとしても、それをコントロールすることはできないだろうか。

(5) ラズによる反論

ラズはムーアに対する反論を提示する際に、理由に対する信念が行為の原因（動機）であること²¹、欲求や信念を選択することができないことを認めている。それでは、ラズはどのようにして、特定の理由（に対する信念）に基づいて行為することを擁護するのだろうか。

上述したように、ムーアのラズ批判は、欲求=信念が行為の原因となること、因果関係は人間が変えることができないものであること、道徳は「当為は可能を含意する」原理をもつこと、人間は欲求=信念すなわち動機を自在に生み出したりできないので、特定の動機を自分で選んでそれに基づいて行為することもできないこと、といったいくつかの部分に基づいていた。ラズは、反論において、「当為は可能を含意する」原理を拒否しているが、その他の論点については基本的にムーアに異を唱えていない。ラズの反論は、（動機を）選択することと、コントロールすることとを概念的に区別することに基づいている。

ところで、ムーアの批判を受け入れたとしても実は「ある理由（動機）で行為する」ことが不可能になるわけではない。Xが水泳大会で優勝するにはできる限り体力を温存しながら、勝ち進まなければならないと信念をもっており、これと優勝したいという欲求が行為の原因となったとする。この場合、Xは体力を温存するという理由で遅く泳いだのだから、理由で行為することができている。ムーアの批判のポイントは、あくまで行為理由（動機）の選択ができないということにある。Xが出場した大会で無気力試合の防止のために「選手は各レースで全力を出さなければならない」というルールがあったとする。ラズのルール分析に従うと、このルールは選手が競技中に手を抜かない一階理由であり、かつルール以外の理由（特に、Xがもつ、手を抜く理由）では行為しない理由でもある。だが、Xは上記の信念をもってしまった²²、そしてそれをもつかもたないかは（ムーアによると）選択できなかったのだから、このルールが特定の理由で行為しないことを要求するとすれば、それは不可能なことを要求していることになる。Xは理由で行為することはできるが、そ

²¹ 行為理由が即、行為の動機であるとラズは述べているのではないことに注意されたい。FU, 1174で、「理由に対する信念が我々に行為をさせることに疑いはない」としている。ちなみに、行為の理由——すべき行為の理由——は、信念ではなく、事実であるのだが、行為者が実際に何らかの行為——ある理由で行為する——をするという場面では、行為者がその行為を支持する理由が現に存在することを知っていたり、そう思っている必要がある。その結果、理由で行為することと、理由に対する信念で行為することは、実際的にはほとんど同じになる。

²² 明らかにXは別の信念をもつべきだった。しかし、ムーアの主張を受け入れると、別の信念を自分で選び取ることはできないのだから、Xはそのことで非難されるいわれはない。

の理由を自分では選べないのである。そして付言すると、他の選手がルールを理由にして全力で泳いだとすると、ルールが求めるような仕方で行うことにたまたま成功したにすぎない。Xと同様、他の選手も行為理由（動機）を自分で選べたわけではないからである。

特定の理由で行うことは、偶然起こることにすぎないというムーアの批判に対して、ラズは、選択とコントロールとを概念的に区別することで反論する。ラズによると、我々は何を選ぶかを選択できないとしても、それをコントロールすることができる²³。まず、選択という概念から見ていこう。「何かを選択するということは、その何かをする準備を整えること」だと定義される²⁴。これは、行為にとって必要な内面的な準備が整っており、外的な障害（例えば、四肢の欠損や不運など）がなければ、行為が行われるという状態である²⁵。

この定義に基づくと、何を信じるか、何を欲するかを我々が選択できないのはなぜかが説明される。まず、欲求について。欲求が選択できないのは、何かを欲するために内面的な準備が必要ないからである。というよりむしろ、何かを欲する準備ができていないことは、基本的には、何かを欲しているということなのであり、選択を問題にする余地がない²⁶。というのは、何かを欲することはその人の内心で完結するから、上記定義の説明に登場した外的な障害がありえない。

なお、ラズによると、何かを欲することが、その準備が整っていることを意味しない場合（つまり、欲するものを実際に欲しているのではない場合）がある²⁷。例えば、薬物中毒者が薬物を欲し（一階の欲求）、同時にその欲求を感じないようにしたいという欲求（二階の欲求）をもつときである。ここでは、薬物を欲すること＝薬物を欲する準備が整っていること、薬物欲を感じないようにしたいという欲求をもつこと＝薬物欲を感じないようにしたいという準備が整っていること、となる。二階の欲求に符合する一階の欲求（薬を欲しない）の内面的準備がないというだけであるから、依然として、定義どおり、欲すること＝欲する準備が整っていることが維持されている。

次に信念について。何を信じるかを選択ができないのは、我々のコントロールの範囲を超えているからだともムーアは主張していたが、そうではない。ラズによると、何を信じるかのコントロールは、意志ではなく、知性に服する²⁸。知性は、証拠を収集、吟味精査することによって、信念をコントロールするが、それは自由に選択できるという意味ではない。つまり、何を信じるかは普通は知性が決めるというのがラズの理解となる。

その結果、例えば「私は彼を信じることを選ぶ」²⁹というような場合は、私が彼を信じることを十分に正当化する証拠がなかったり、彼と彼女のどちらを信じてよいか分からないときに運まかせ

²³ FU, 1175 参照。

²⁴ FU, 1175 参照。

²⁵ FU, 1175-1176 参照。

²⁶ FU, 1176 参照。

²⁷ FU, 1176 参照。

²⁸ FU, 1176 参照。

²⁹ FU, 1176 参照。

で彼を選択したといった、知性の働かせようがない場合ということになる。

以上がラズによる選択とコントロールの概念的区別である。信念を選択することはできないが、ある程度コントロールすることができる。目下の検討事項である、特定の理由に従ったり、従わなかったりすることが偶然の産物であるというムーアの主張は、理由を選択できないという彼の別の主張に基づいている。ラズはこれに上記の選択とコントロールの区別によって異を唱える。理由に対する信念は、行為者が選択できるものではないが、知性を使うとある程度はコントロールが効くというのである。例えば、予選落ちした水泳選手Xは、水泳大会で優勝するために予選の段階では手を抜いて泳ぐべきだという信念をもっていたが、この信念しかもてないわけではない。Xの信念が普遍的に正しいとまでは言えないのだから（例えば、他の出場者が強い選手であるほど、手を抜く余地が減っていくであろう）、Xは自身の置かれた状況をより慎重に精査しておけば、別の信念をもっていたであろう——であろう、というのは、いくら知性を働かせても、もつべきであった信念を、確実にもてるわけではないという意味である。

最後に、信念と欲求が行為の原因であるということについて。原因と結果の間に成立する関係について人間は介入できない。だが、上述のように信念をコントロールすることができるなら、信念が行為を引き起こすということもコントロールできることになる。ラズによると、行為者は、「すべての事柄を考慮に入れると、それが私がすべきことだ」という実践的推論の結論（に対する信念）を何が正当化してくれるのかをコントロールできる³⁰。例えば、水泳選手であるXが様々な事柄（例えば、予選の相手がみな優勝候補であるという事情など）が、体力温存のためにできるだけゆっくり泳ぐことをどれだけ支持するのかを把握しそれを比較した結果、本気で泳ぐべきだと思うようになったとしたら、その信念が原因となってXに本気で泳ぐという行為をさせる。どんな信念を抱くかは自由にならないとしても、推論を通して作られた信念を行為の原因にした——つまり、コントロールした——といえるのである。

以上がラズの反論だが、もう少し推論について検討しておきたい。ここで取り上げたいのは、先ほどと同様に、行為者Xがもつ「すべての事情を考慮に入れると、私はゆすべし」という信念である³¹。これは、正しい行為が何であるのかを一階理由の比較衡量によって決めるというムーアの道徳観からも受け入れられるであろう。問題は、すべての事情を考慮するという作業にある。

信念は一つしかもてないわけではない。その信念が、他の事情が等しければ（つまり、何の障害もなければ）、特定の行為を引き起こすとしても、別の信念をもつ行為者については、どの行為が行われるかはわからないのである。これは一般的な原因結果関係にも言える。zがマッチを擦って、火を着けるとき、zがマッチを擦ったことが原因となって、マッチに火が付くという結果をもたらすと言える。だが、マッチを擦れば、絶対に火が着くというわけではない。摩擦が十分でなかったり、マッチが湿っていたり、強風が吹いているといった事情によって、火が着かないというこ

³⁰ FU, 1177 参照。

³¹ FU, 1177 参照。そのほか信念は、他の事情が等しければ（つまり他の信念がなければ）、特定の行為を引き起こす。

とはある。xはすべき行為を最終的に決定するときには「すべての事情を考慮して、 ϕ すべし」という一つの信念しかもっていない——その結果 ϕ することが引き起こされる——としても、行為決定において諸理由を比較衡量する段階では、諸理由の存在についてのいくつもの信念——pは ϕ する理由であるとか、qは ϕ しない理由であるとか、pやqという事実が両方とも存在するといったいくつもの信念——をもっているかもしれない。ムーアの説明では、pに対する信念が ϕ の原因の一部となり、qに対する信念が ϕ しないことの原因の一部になるわけだが、これらが同時に原因として行為を結果するということはありえないだろう。

ムーアの言う通り、欲求や信念を自在に生み出す、または放棄することはできないのかもしれない。だが、人が欲求や信念に対して受動的であるからといって、いつも抱いた欲求をそのまま充足しているわけではないし、思ったことをそのまま信じ続けるわけでもない。特に、複数の欲求をもつときや、確信度の低い信念をもつときは、そうであろう。我々は欲求や信念をそれなりにコントロールすることができると思われる。その結果、ある理由で行為することや、ある理由では行為しないことも、不可能なことではないと考えられる。

理由を動機と同一視しないラズがなぜムーアの動機づけについてそれなりの反論をしたかについて付言しておこう。実際に行為をするという局面では、ある理由に基づいて行為する場合と、ある理由に対する信念（動機）に基づいて行為する場合とは、同じ行為をすることになり、他方で、ある理由に基づいては行為しない場合と、ある理由に対する信念（動機）では行為しない場合とは、同じ行為をしないことになる。それゆえ、実際に行為するという場面を意識する限りで、（行為理由ではなく）動機を問題にすることにも無意味になるわけではない。

V 本章のまとめ

本章では、「ある理由では行為しない理由」を「ある理由に動機づけられない理由」と解釈する、動機づけ解釈について検討してきた。ムーアは、排除理由を、特定の動機を選択するという我々にはできないことを要求する、不合理なものだと批判していた。

それに対して、ラズは、行為理由を動機とはみなしていない。ラズは、行為理由に対する信念を動機（の一部）と考えており、信念内容（の正誤）について我々が知性を働かせて精査することによってある程度コントロールが効くものだとしていた。ムーアの批判にもかかわらず、排除理由概念を変更する必要はない。すべき行為の理由は事実であるが、実際にする行為またはした行為を動機づける³²のは行為理由に対する信念であるという第1章で示された立場が維持されていることが

³²第1章では、「動機づけ」という言葉は使われておらず、実際にする行為やした行為を「説明」するのは信念であるとされていた。

明らかになった。

本章では検討しなかったが、法理解の観点から、法に従う動機が問題となる。法が ϕ せよと命じている場合、どんな動機であっても、 ϕ してさえいればよいと我々は考えている。ところが、法を特定の動機では行為しない排除理由だと解する場合、法は、我々にとって法以外の理由（動機）では行為しないことを要求することになる。これは通常的法理解に反するよう思われる。このことは、第7章で論じる。

第7章 排除理由の射程

I ラズは排除理由概念を変更したか

排除理由は「ある理由では行為しない理由」と定義され、すべき行為を決める実践的推論において一定種類の理由を排除する役割をもつ。本章のテーマは、排除理由が排除する理由に範囲に関わる。カナダの法哲学者であるクリストファー・エッサートによると¹、ラズは、排除理由概念を、特にそれが排除する理由の範囲について見解を変えている。そして、変える以前の立場も変えた後の立場も一貫性を欠いていると批判する。

エッサートが着目しているのは、排除理由が排除する理由の中に、権威者の指令 (authoritative directives) ²——その具体例としては、裁判官が下す判決、立法者が制定する法など——を正当化する依存理由 (dependent reason) も含まれるのかどうかである。これについてラズは説明を変えているのではないかと言うのである。

依存理由とは、権威者が指令を出すに先立ち比較衡量された理由であり、指令が要求する行為に賛成する理由も、反対する理由も含まれる。例えば、殺人を禁止する法的ルール——権威者の指令はルールである場合がある——があり、このルールは人の生命はかけがえのないものであるといった考慮によって正当化されているとしよう。ラズによると、「 ϕ せよ」というルールは、「 ϕ する」一階理由であり、かつ、ルール以外の理由では行為しない理由 (排除理由) である。殺人を禁止するルールは、他人をナイフで刺殺しない一階理由であり、ルール以外の理由では行為しない (例えば、自分自身の判断を理由にして他人をナイフで刺殺すること、をしない) 理由でもある。もしこれが正しいなら、法は、服従者が法以外の理由では行為しないことを要求しているので、「人の命はかけがえのないものである」という法的ルールの正当化根拠に基づいて、他人をナイフで刺さないことはできないことになる。つまり、法を排除理由とみなすと、法的ルールの正当化理由である依存理由は排除され、それに基づいて行為することができない、ということになる。(法が、法以外の理由をほとんどすべて排除するがゆえに、法がそう要求しているということだけを理由にして行為しなくてはならないのである。)

当初ラズは、排除理由はすべての依存理由を排除する (ので服従者は、権威者の指令が要求する

¹ Christopher Essert, "A Dilemma for Protected Reasons" in *Law and Philosophy*, 31 (1) (2012), pp. 49-75 (以下、DPR と略記してその引用、参照箇所を示す。).

² これまでの章では、権威者の「判断」と書いてきた。ここで「指令」と書いたのは、命令という意味を出したいからである。

行為を支持する理由であっても、依存理由に基づいて行為することはできない) という立場をとっていたのに対して、現在では、排除理由は権威の指令を支持する依存理由を排除しない(ので、その種の依存理由に基づいて行為することができる) という立場をとっているように見えるのである。以下、IIで当初の立場を、IIIで当初の立場に対する批判の検討を、IVで現在の立場を、批判と合わせて検討する。結論として、ラズに排除理由概念を変更していないことを示す。

II 排除理由が依存理由を排除するという当初の説明

(1) 依存テーゼ (dependence thesis) と先取りテーゼ (preemptive thesis)

ここではラズが権威者の指令の構造について詳しく書いている著作³を取り上げてみよう。ラズは、以下で紹介する仲裁者 (arbitrator) に関する説明は、司法的権威者 (adjudicative authority) すなわち裁判官にも当てはまるとしている。仲裁者は紛争解決に当たって、当事者がすべき行為に関する様々な理由——それを支持する理由と反対する理由——を考慮しなければならず、様々な理由を比較検討した結果を自分の決定に反映させるべきである。ラズによると、比較衡量において勝った依存理由が示す内容が仲裁者の決定に反映されるべきことになる。また、仲裁者が決定を出した後は、その決定自体が、紛争当事者にとって、その決定が指示する行為をする理由になる⁴。

つまり、仲裁者の決定後、紛争当事者は、自分に適用される理由に関する自分自身の判断ではなく、仲裁者の決定に基づいて行為すべきことになる。その決定は、紛争当事者に適用される元々の理由(つまり仲裁者が比較衡量で考慮した依存理由) に取って代わる理由となる。この元々の諸理由(依存理由) に取って代わる理由(仲裁決定) をラズは先取り理由 (preemptive reason) と呼ぶ⁵。

ここでのポイントは、仲裁者の決定が、紛争当事者の行為決定においては、仲裁者が衡量した(したがって当事者も考慮しうる) 依存理由と並立する理由ではないということである。仲裁者の

³ Joseph Raz, "Authority and Justification" in *Philosophy and Public Affairs*, 14 (1) (1985), pp. 3-29 (以下 AJ と略記して、その参照箇所を示す。) . AJ の翻訳として、森際康友訳「権威と正当化」同編『自由と権利』(勁草書房、1996年) 139-188頁(以下「権威と正当化」として、その参照箇所を示す。また引用に際しては、必要に応じて、訳を変えている。) がある。また AJ を収録したラズの著書として、Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford University Press, 1986 [以下 MF と略記して、その参照箇所を示す。]), pp. 38-69 (その第3章は AJ を訂正したものだが、ほとんど同じである。) も参照。

⁴ AJ, 9, MF, 41, 「権威と正当化」150頁。

⁵ AJ, 10 (先取り理由の表記は“preemptive reason”となっている), MF, 42 (先取り理由の表記は“preemptive reason”となっている), 「権威と正当化」151頁。

「紛争当事者は ϕ せよ」という決定は、 ϕ を支持する理由や ϕ に反対の理由とともに（紛争当事者による）比較衡量の秤の上に乗るのではなく、それらに取って代わる（紛争当事者にとっての）理由なのである⁶。

ラズは仲裁者の事例を一般化して「依存テーゼ」を提示する。このテーゼは「あらゆる権威者の指令は、主として、指令の名宛人にすでに独立に当てはまり、指令が対象とする状況における名宛人の行為に関わる理由に基づくべきである」⁷という権威者による指令の理由づけに関するものである。

他方で、「先取りテーゼ」は「拘束力ある権威者の指令の存在が、権威者に従う者の推論にどのような仕方で影響を与えるかに関係する」⁸。つまり、権威者の指令が行為者にとってどのようにして行為理由として働くかに関係する。例えば、人を殺してはならないというルール——権威者の指令はしばしばルールである——があるとしよう。もしこのルールが妥当なら、このルールは名宛人の誰にとってもそれに従って行為する理由である。他方で、人の命はかけがえのないものであり大切に扱われるべきであるということも、人を殺さない理由である。注意すべきことに（後者の理由がルールの依存理由であることは当然の前提として）、ラズによるとこの状況では、人を殺さない二つの独立した理由があるのではない⁹。

「行為理由についてその重みや強さを考慮するときに、ルールの理由は、追加の理由として、ルールそれ自体に、付け加えることはできない。〔行為者は〕（この〔 〕内は大上による補足である。）どちらか一方を考慮しなければならないが、両方をともに考慮してはならない。権威者の指令はしばしばルールである〔からこれについても二重に数え入れることはできない〕（この〔 〕内は訳書翻訳者による補足である。）。権威者の指令が一般性を欠いているためにルールでないときでさえも、同じ理屈が適用される。指令か、さもなくば指令を拘束的なものとみなす理由¹⁰かどちらか一方を考慮すべきであるが、両方を考慮に入れるべきではない。そうでなくては、二重勘定（double counting）の誤りを犯すことになる」¹¹。

⁶ AJ, 10, MF, 42, 「権威と正当化」 151 頁。

⁷ AJ, 14, MF, 47, 「権威と正当化」 159 頁。この箇所は原文ではイタリック表記になっているが、訳書では強調されていない。

⁸ AJ, 3, MF, 38, 「権威と正当化」 139 頁。

⁹ AJ, 23, MF, 57-58, 「権威と正当化」 173-174 頁参照（本文では、便宜上、ラズが挙げている例とは別の例を用いた。）。

¹⁰ PRN, 101 では、指令は排除理由であるがゆえに拘束的であるだが、ここでは依存理由のゆえに拘束的であるかのような説明になっていることに注意されたい。

¹¹ AJ, 23, MF, 58（MFの3章はAJの訂正版であるが、引用箇所は全く同じである。）、「権威と正当化」 174 頁。

権威者の指令やルールはその（一階の）行為理由としての力を、それを正当化する理由から受け取るので、（服従者において）指令やルールと、それらを正当化する理由との両方をともに考慮すると、二重勘定を犯すことになるのである。指令が依拠している理由は、指令に付け加わるのではなく、指令によって取って代わられるのである。それゆえ、裁判官が「xはyに100万円支払え」という判決を下したなら、xは判決を正当化する理由ではなく、判決を理由にして行為すべきだということになる。

（2） 決定の一階理由としての力と排除理由としての力

すでにみたとおり、仲裁者の決定には——それが権威者の指令である以上——服従者の行為にとって、二つの側面がある。一つは一階理由としての、もう一つは排除理由としての側面である。仲裁者の決定が一階理由としてもつ力は、依存テーゼで示されたとおり、決定を正当化する一階理由（依存理由）に由来する。

他方で、仲裁者の決定がもつ排除理由としての力は、一階理由（依存理由）に由来するわけではない。権威者の指令が——依存理由の比較衡量が不正確だったために間違っているときでさえも——拘束的であるのは、それが排除理由であることによるのである¹²。前述の本章II（1）後半の引用箇所では、権威者の指令の拘束力は、指令の正当化根拠に由来するかのようになっている。だが、一般的に言って、権威者の指令は正しいときにしか拘束力をもたず、従う必要がないとすれば、指令に存在意義はない。（このことは後述第9章IIIで扱う。）権威者の指令は一階理由であることよりも、他の諸理由を排除する理由であるという点に重点がある。

（なお、排除理由は「ある理由では行為しない理由」のことである。権威者の指令を排除理由とみなす場合、「指令以外の理由では行為しない理由」となるが、以下では、「指令以外の理由」の一例として、「依存理由に関する自分自身の判断を理由にして行為しない理由」が取り上げられる。）

（3） 当初の説明に対するエッセートの批判

排除理由概念にとって問題となる批判は、排除理由が排除する理由の範囲に関係する。ラズが言うとおり、排除理由がすべての依存理由を排除するなら、行為者に対して ϕ せよと要求する規範によってその行為者が拘束されているとき、行為者はその規範を正当化する（ ϕ する）依存理由に基づいて ϕ することができないことになる。しかし、これは説明としておかしい。エッセートによると、この説明は、規範に指導された行為（norm-guided behaviour）の現象の説明として間違ってお

¹² PRN, 101 参照。

り、我々は規範に拘束されているということをこのように理解していない¹³。どういふことか、エッセートの批判を順次検討しよう。

エッセートは、仲裁者が紛争当事者はφすべきであると決定した際、当事者において、φしない依存理由が排除理由によって排除されることを問題にしない。仲裁者は、当事者のもつφする依存理由とφしない依存理由を比較衡量して、その結果、当事者はφすべきであると決定した。ラズの説明によれば、当事者はφすべしという仲裁者の決定は、上記両方の依存理由を当事者が行為する際に考慮すべき理由から排除する。ところで、当事者は仲裁者の権威に服しているので、とにかくφしないこと、はできない。つまり、仲裁者が「当事者はφせよ」と命じるときに、当事者がどんな理由であれφしないなら、当事者は仲裁者の決定に従っていないのである。それは、φしない依存理由が排除されようがされまいが関係なく、仲裁者の決定に従っていないときの現象であるから、考察の対象外であり、問題とならないのである。

エッセートが問題視するのは、行為者がφする場合である。仲裁者が当事者はφすべきであると決定したなら、当事者はφすれば、決定に従っているのであって、それはどんな理由に基づいてφするかは特に問題とならないと普通は考えられている。エッセートの理解によれば、ラズは排除されたφする依存理由に基づくことはできないというが、それは決定に従うときに、従う理由が問われないという事実と整合的ではないとされる¹⁴。どうしてか。

仲裁者が決定を出す前、当事者はφする理由とφしない理由をもっている。これらの理由のうちいくつかは仲裁者の権限 (jurisdiction) の範囲内にある依存理由である。ラズによると、この仲裁者の権限は、彼女が命令することができる行為の範囲と、依拠できる理由の種類によって決まる¹⁵。例えば、車の窓ガラスを割られたというトラブルを解決する仲裁者は、当事者の一方に対して相手方への金銭の支払いを命じることができても、相手方の車の修理を命じることができないかもしれない。また金銭の支払いを命じるとき、破損した物品の価値を考慮することはできても、相手方が素晴らしい人格の持ち主であることを理由にもっと多額の救済に値すると考えてはならないであろう。仲裁者は自分の権限内にある依存理由を比較衡量して、当事者はφすべきであるという決定を出したのである。仲裁者が決定を出した後、この決定が当事者にとって新たな理由となり、決定を基礎づけているφする（権限内にある依存）理由と、φしない（権限内にある依存）理由を排除する。

ちなみに、当事者が、仲裁者の権限外にある理由をも考慮して仲裁者の決定に従うべきか否かを決定する場合（つまり自分の判断で行為する場合）、仲裁者の決定は単なる一階理由として考慮されるだけで¹⁶、排除理由とみなされていない。

¹³ DPR, 59-60 参照。

¹⁴ DPR, 62 参照。

¹⁵ PRN, 192 参照。

¹⁶ たしかに、「何人も、すべてを考慮して、負けていない (undefeated) [一階] 理由に基づいて

もとに戻ると、エッセートの解釈によれば、 ϕ する（仲裁者の権限内にある）依存理由は排除理由によって排除されているので、当事者はそれに基づいて行為することができない。言い換えると、当事者は ϕ すべきであるが、 ϕ する（仲裁者の権限内にある）依存理由に基づいて ϕ すべきではない。当事者は ϕ する排除された理由に従うことはできないのである¹⁷（「従う（comply）」の定義については、後述本章Ⅲ（2）参照）。

くり返しになるが、エッセートからみれば、これは奇妙な結論である。既述のように、 ϕ する依存理由が仲裁者の権限内にあるとすれば、それは仲裁者が決定を出す際に考慮に入れるべき理由であり、決定をそれに基づけるべき理由である。そのため、 ϕ する理由の中でも重要といってよい理由である。にもかかわらず、そのような理由に基づいて行為してはならないとするラズの説明は説得力に欠けるのである¹⁸。

エッセートの批判がいつそう明確になるのは、仲裁者がすべての理由を考慮に入れる場合である。この場合、当事者がもつ ϕ する理由と ϕ しない理由のすべてが、仲裁者の権限内にあることになる。すべての理由が仲裁者にとって依存理由である場合に、仲裁者が決定を出すと、その排除理由の面によって、当事者がもつ理由はすべて排除され、当事者が依拠できる理由は仲裁者の決定だけになる。この場合、エッセートによれば、当事者は、それが仲裁者が決定したことだという理由だけに基いて、仲裁者が決定したことをしなければならないのである¹⁹。

だが、彼はこの説明はあまりに要求が多いと批判する。一般に規範——権威者の指令や仲裁者の決定を含む——に従うということは、何であれ規範を正当化する理由に従って、規範が要求する行為に一致する行為をするだけで十分である（「一致する（conform）」の定義については後述本章Ⅲ（2）参照）。この意味で、 ϕ すべしという規範に外形的に一致して行為しているかぎり、どんな理由で行為してもよい以上、 ϕ する依存理由に従っていてもよい。それゆえ、ラズの排除理由理解は、法に従うという現象を適切に説明できていない、とエッセートは主張する²⁰。（だが、この批判に対処するために、排除理由が規範を正当化する依存理由を排除しないとするのは、二重勘定を認めることに等しいため、エッセートによると、「保護された理由」の観念はジレンマに陥る。これについては、後述本章Ⅳ参照。）

つねに行為すべきである」（PRN, 40）とラズは述べている。

¹⁷ DPR, 61 参照。

¹⁸ DPR, 61 参照。

¹⁹ DPR, 61-62 参照。

²⁰ DPR, 62 参照。

III 検討

(1) 保護された理由と肯定的二階理由

ラズによると、「当事者は ϕ せよ」という権威者の指令は、「 ϕ する一階理由」としての面と、指令以外の理由では行為しない理由（つまり、排除理由）の面との組み合わせ（すなわち、保護された理由）である。これに対して、エッサートのラズ理解が正しいとすると、「当事者は ϕ せよ」という権威者の指令が存在するとき、それは、「権威者の指令を理由にして ϕ する理由」、すなわち「ある理由で行為する」肯定的二階理由であるということになる。では、保護された理由の一階理由の面も、これと同様に、自己言及的な二階理由²¹となるのだろうか。この問いは、以下の探求の途上で答えられるであろう。

(2) 一致する (conform) と従う (comply) の観念

ラズは『実践理由と規範』の第2版に付した補遺「排除理由再考」の中で、興味深い区別を導入している。ラズは、理由に「一致する (conform)」と「従う (comply)」を区別し、行為理由はどちらを要求しているのかを問うている。

例えば、ジェーンが家で宿題に取り組んでいるとしよう。その際、ジェーンが手助けを求めているという事実は、デレクが家にいるべき理由である。デレクが家にいるとき、彼はこの理由（が要求する行為）に一致 (conform) している。（紛らわしいことに、ラズは「理由との一致」ないし「理由に一致する」という表現で、「理由が求める行為との一致」を表している。以下では、原則として「理由との一致」ないし「理由に一致する」というラズの用語法に従う。）

他方で、デレクが単に家にいるだけでなく、ジェーンを手助けするという理由で家にいるとき、彼は理由に従っている (comply)。デレクは、自分が気づいている理由には従うことができるが、気づいていない理由には（たまたま）一致するだけである²²。これらを一般化すると、次のような定式で表せよう²³。

- ① x が ϕ する理由 R が存在するとき、 x が ϕ するなら、 x は理由 R に一致している。
- ② x が ϕ する理由 R が存在するとき、 x が R という理由で ϕ するなら、 x は理由 R に従って

²¹ 自己言及的な二階理由とは、例えば、お腹が減っているという事実が、「ご飯を食べる理由」であるというとき、これは単なる一階理由であるが、「お腹が減っているという事実を理由にしてご飯を食べる理由」であるというときには、自己言及的な肯定的二階理由である。

²² *PRV*, 178 参照。ここでは、理由で行為することと、理由に対する信念で行為することがほとんど同一視されている。（たびたび触れてきたが、すべき行為の理由は事実であって信念ではない。）

²³ これらの定義については *DPR*, 53 も参照。

いる。

デレクが面白いテレビ番組を見るために家にいたとしよう。この場合、デレクが家にいた理由は、ジェーンを手助けすることではないが、デレクは何か間違っただろうか。たしかに、デレクはジェーンの状態に対して適切な感受性をもっていなかったかもしれない。デレクがそのような感受性をもっていたなら、ジェーンが手助けを求めているということによって家にいるように動機づけられたであろう²⁴。（なお、ここでは、手助けを与えることは、家にいることと同一視されており、家にいれば当然手助けを与えると、または、家にいること自体が手助けになると想定されている。）

ラズは、デレクは単にジェーンを手助けする（＝家にいる）一階理由をもつだけでなく、ジェーンが手助けを必要としているという理由で家にいる理由をももっていると考えている。すなわち、デレクは、理由（が要求する行為）に一致する理由——一階理由——だけでなく、理由に従う理由——ジェーンが手助けを必要としているという理由で家にいる肯定的二階理由——をもっているのである。ジェーンが手助けを必要とするという事実は、一致する行為をする理由——単に家にいる理由——ではなく、従う行為をする理由——ジェーンが手助けを求めているという事実を理由にして家にいる理由——である²⁵。

（3） 一致する理由としての行為理由

では、「行為理由」と呼ばれるものは、一致する理由（行為する理由）であるのか、それとも従う理由（理由で行為する理由）なのか。換言すれば、人は自分に当てはまる理由（が要求する行為）にともかくも一致するとき、その理由が要求することのすべてをしたと言えるのか。それとも、自分に当てはまる理由に従わなかったら、その人は失敗したことになるのか。

ラズは、行為理由が本質的に、従う理由であるとは言っていない。上記のデレクの例でみたように、ラズは行為理由を基本的には、従う理由であると考えているようにも見受けられる。しかし、ラズの考察は、以下で論じるような意味での道具主義的なものに終始しており、行為理由は、特別な場合を除いて、単に一致する理由であると論じている。

行為理由が一致の理由であるという見解によると、行為理由は必ずしも行為者の実践的推論に現れて、その行為を指導する（guide）必要がない。例えば、旅行者は、ガイドブックを使うことによって、うまく観光地を巡ることができる。しかし、旅行者にとって重要なことは、見るべきものを見ることであり、それができるなら、ガイドブックは必ずしも必要ではない。行為理由についても同様に、理由が求める行為が行われるということが重要なのであり、その行為が行われるなら、

²⁴ PRN, 179 参照。

²⁵ PRN, 179 参照。

その理由が何であるかは必ずしも重要でない²⁶。ラズはこの見方の根拠として、以下の三点を挙げている。

第一に、行為者の信念が、理由（である事実）に基づかないとしても、そのことに過失がないなら、合理的に行為していると言える²⁷。上記の例で、ジェーンが手助けを必要としていることにデレクが気づかないことに過失がないのであれば、ジェーンが手助けを必要としているという事実を理由にしてデレクが行為しなかったとしても、そのことに問題はないのである。

第二に、理由の比較衡量において負ける理由に気づかないことにも、ある理由に基づいて行為するように動機づけられないことにも誤ったところはない。理由は指導し(guide)なければならない（すなわち、理由は従う理由である）という見解によれば、すべき行為に関していくつか選択肢をもつような機会に、私は、仮に比較衡量したならば負けるであろう理由をも考慮しなければならない、あるいは少なくとも、その存在に気づかなければならない、ということになるかもしれない。しかし、もしそうなら、それは、理由が人々を指導する仕方についてのあまりに理知的で頭でっかちな見解であり、衝突する（理由に基づく）動機づけの間で引き裂かれる可能性すら示唆する。理由があっても、それに気づかないことや、その理由に動機づけられないことに不思議な点はないのである²⁸。

第三に、理由など意識せずに行為する（または行為しない）場合がある。xがyを殺さない理由が、xがyを殺したいと思わないこと、そのような考えがxの心に浮かばないことにある、ということに何ら問題はない。xは、人を殺すことが間違っているという事実によって動機づけられたのではないが、そのような考えが浮かばないということは、悪い行為をしないときの精神状態として最も良いものであろう。xがyを殺すことができる機会に、人を殺すことは悪いことであるという事実によってyを殺さないことを動機づけられるなら、むしろxはほめられない仕方殺人をしていないように見える²⁹。

（４） 行為理由が従う理由である場合

このような論拠を挙げて、ラズは、行為理由は特別な場合を除いて、単に一致する理由であるとするのであるが、その特別な場合とは次のような場合である。理由に一致することが、よいことで

²⁶ PRN, 179-180 参照。この点は、法に従う場合に、その遵法動機を問わないというエッサートの見方と同じである。

²⁷ PRN, 180 参照。

²⁸ PRN, 180-181 参照。またラズは行為理由の論理学において、理由の重みを行為者の心の中に現れる現象的な重みとして定義していないことに注意されたい。ラズが論じる理由の重みは、形式的な意味でのそれであり、ある理由 r が別の理由 q に負けるとき、q は r より重いといった形式的な定義を与えている。PRN, 26, および本稿第 1 章参照。

²⁹ PRN, 181 参照。

あるなら、人は理由への一致を促進する理由をもつ。そのかぎりでは、人は常に理由に従う理由をもつ。ただし、これはあくまで、理由に従うことが理由との一致の手段になるという道具主義的な意味においてである。ラズによると、理由が求める行為や状態に一致するという目的が他の仕方でも達成されるなら、道具主義的な意味で従う理由は消える。例えば、xがドアを開ける唯一の理由が部屋に入ることであるなら、他の人がドアを開けたことや、風によってドアが偶然開いたことに何ら不都合はない。理由への一致が、その理由に従うことによってではなく、他の理由（に従うこと）によって達成されることに何ら欠点はないとされる³⁰。

注意すべきことに、以上により、ラズは、権威者の指令には「従う」べき場合があるという結論を導き出したことになる。どういうことか。我々はすでに、権威者の指令が依存理由の比較衡量に基づくべきだというラズの立場を見てきた。その場合、行為者は、権威者の指令に「従う」ことによって、その背後にある依存理由に「一致」することになる。権威者が（正しい）指示を出したなら、行為者はそれに従っておけばよいのである。「権威者の指令に従う方が、依存理由に従おうと試みるよりも、依存理由に一致する確率が高い（likely）」ことを示すことが権威の普通の正当化であったが、それは道具主義的な正当化を意味しているのである。

これとは逆に、目下検討しているエッセートのラズ批判は、依存理由に「従う」ことによって、権威者の指令に「一致」するだけで十分なのではないか、というものである。法に従うという現象

³⁰ PRN, 182. ラズが挙げている例はミスリーディングであるように思われる。xがドアを開ける理由が部屋に入ることであるとき、もしすでにドアが開いているなら、不都合はない。一般的にはそのとおりに違いない。しかし、ラズの場合はそうではない。前述の理由の一致の定式を思い出されたい。「xがφする理由Rがあるとき、xがφするなら、xは理由Rに一致している」。この定式に例を当てはめると、「xがドアを開ける理由があるとき、xがドアを開けるなら、xはその理由に一致している」。例では、ドアは風によって、または他人のおかげで開いているのであり、x自身はドアを開ける必要がない。それゆえ、行為理由が機能する状況にないのである。部屋に入るためにドアを開けるという目的は、x自身がドアを開けなくても、他の仕方でも達成されうるといっただけであり、この例では、理由に従わなくても、理由に一致していればよいということを示せていない。

ラズの例は不適切であったが、言いたいことはわかる。以下の例を考えてみよう。xがある銘柄に投資をしようと考えている。投資を支持する理由と、それに反対の理由とを自分自身ではうまく評価できないxは、専門家yに助言を求めた。yはxに投資すべきと助言し、xはそうして利益を得た。このとき、xはyの助言に従うことによって、その依存理由に一致したのである。定式どおりに表現すると、xが投資する理由（xは投資すべしというyの助言）があるとき、xがその助言を理由にして投資するなら、xは助言に従っており、その基礎にある理由に一致している、となる。xは自分自身では投資すべきどうかを決める理由の比較衡量をできなかったが、yの助言によって、それに一致することができたのである。

についての一般的理解に基づくと、法は従う理由を問わない。上述の「従う」と「一致する」の区別を用いて、法に「一致する」場合を分類すると、(法を含む)何らかの理由に「従う」ことによって法に「一致する」場合と、とくに理由もなく行為することによって幸運にも法に「一致する」場合とがある。エッサートが法に従うと言うときは、ラズの区別の法に「一致する」に近い理解をしているのである。そして、行為理由が「一致」することを求め、「従う」ことまでは要請していないとラズがいうとき、エッサートが指摘した我々の常識的見解との齟齬は見られない。

(5) 排除理由に一致することと、従うこと

ところで、権威者の指令は、一階理由と排除理由の結合(保護された理由)である。それゆえ、権威者の指令に従うには、その一階理由の面に従うだけでなく、排除理由の面にも従わなければならない。我々は、ラズが一階理由に対して導入した「一致する」と「従う」ことの区別を、排除理由にも適用しなければならない。

前述の定式①と②を応用して、排除理由に一致することと従うことをそれぞれ定式化してみよう。

- ③ x がある理由 R では ϕ しない理由 Q があるとき、 x が R を理由にして ϕ しないなら、 x は Q に一致している。
- ④ x がある理由 R では ϕ しない理由 Q があるとき、 x が Q を理由にして、 R を理由にして ϕ しないなら、 x は Q に従っている。

父親が息子に母親の言うことを聞くなと指示した場合を例にとってみよう。「息子が母親の言うことを聞くなと父親に言われたとき、息子が母親の言うことを聞かない(すなわち母親の言うことを理由にして行為しない)なら、息子は父親の指示に一致している」(③参照)。他方で、「息子が母親の言うことを聞くなと父親に言われたとき、息子が、父がそう言ったという理由で、母の言うことを聞かないなら、息子は父の指示に従っている」(④参照)。どちらの場合も、息子は母親の言うことを理由して行為していない点では同じである。しかし、父親の指示に従う場合は、息子が母親の言うことを理由に行為しない理由は、父親がそう言ったという事実なのである。これに対して、一致の場合には、ともかくも息子が母の言うことを聞かないのであれば、その理由は父親の指示でなくともよいのである。③と④の違いは、父親の指示が行為理由として機能しているかどうかにある。④は父親の指示が行為理由として機能した結果として、母親の言うことは無視されたのである。他方で、③の場合、父親の指示が機能したかどうかは分からないが、とにかく母親の指示は無視されたのである。なお、息子が父親の指示に従っていれば、息子は当然に父親の指示に一致しているから、④が成立すると、当然に③も成立している。

以上の準備作業を経て、 x は ϕ せよと命じる権威者の指令に一致する場合と従う場合を検討してみよう。 x は ϕ せよと命じる権威者の指令は「保護された理由」であるから、「 ϕ する一階理由」

であり、かつ、「指令以外の理由では行為しない理由」（排除理由）である。

xは、権威者の指令を理由にして ϕ するとき、権威者の指令に従っている。まず、権威者の指令の一階理由の面について「xが ϕ する理由があるとき、xが権威者の指令を理由に ϕ するなら、xは権威者の指令の一階理由の面に従っている」（上記②参照）。

次に、権威者の指令の排除理由の面について「xが指令以外の理由では行為しない理由（排除理由）があるとき、xが権威者の指令を理由にして、指令以外の理由では行為しないなら（たとえば、自分自身の判断に基づいて ϕ しないこと、をしないなら）、xは指令の排除理由の面に従っている」（上記④参照）。

よって、xは、権威者の指令を理由にして ϕ するなら、権威者の指令の一階理由の面と排除理由の面の両方に従っていることになる。

ところが、xが権威者の指令以外の理由、例えば、（依存）理由に関する自分自身の判断に基づいて行為する場合には事情が異なる。第一に、 ϕ せよと命じる権威者の指令の一階理由の面について「xが ϕ する理由があるとき、xが（権威者の権限内にあるものであれ、ないものであれ³¹）理由に関する自分自身の判断で ϕ するなら、xは権威者の指令の一階理由の面に一致している」（上記①参照）。（なお、注意すべきことに、これでIII（1）の最後に提起した問題、すなわち、保護された理由の一階理由の面は肯定的二階理由となるかという問いに対して肯定的回答が与えられたことになる³²。）

第二に、権威者の指令の排除理由の面について、「権威者の指令以外の理由ではxが行為しない理由があるとき、xが理由に関する自分自身の判断で ϕ するなら、xは権威者の指令の排除理由の面に一致しない」のである。

それはなぜか。「xが指令以外の理由では行為しない」場合には二つある。第一に、「xが権威者の指令を理由にして、指令以外の理由では行為しない」場合である。上記の排除理由の定式④によれば、これが権威の指令の排除理由に従う場合である。第二に、「理由は何であれxが指令以外の理由では行為しない」場合である。再び上記の排除理由の定式③によれば、これが権威の指令の排除理由に一致する場合である。xが理由に関する自分自身の判断に基づいて ϕ する場合は、このいずれの場合でもないのである。

付言すると、自分の判断で行為しながら、指令の排除理由の面に一致する場合はある。すなわち、「xが指令以外の理由では行為しない理由があるとき、xが自分の——例えば、権威者の指令

³¹ 権威者の権限内にあるものだけが（指令を出す際に考慮される）依存理由である。

³² なぜなら、保護された理由の一階理由の面が一致を求めているとすれば、それは、何らかの理由で（例えば、自分の判断で）行為する理由（つまり単なる肯定的二階理由）であり、従うことを求めているとすれば、保護された理由であるところの事実を理由にして行為する理由（つまり自己言及的な肯定的二階理由）であるということになるから。

を尊重しようという——判断を理由にして、指令以外の理由では行為しない場合には、xは指令の排除理由の面に一致している」（上記の定式③参照）。この場合は、理由は何であれ「xが指令以外理の理由では行為しない」場合に該当するからである。（圏点部は定式④の「Qを理由にして」を「自分の判断を理由にして」に変えたものである。）

したがって、xが理由に関する自分自身の判断に基づいて ϕ する場合は、xは、権威者の指令の排除理由の面には一致していないし、当然、従ってもいない。（排除理由の面に一致するためには、理由は何であれ、指令以外の理由では行為しないことが必要であり、排除理由の面に従うためには、指令を理由にして、指令以外の理由では行為しないことが必要なのである。）

このことは、エッサートに対して重大な問題を突きつける。エッサートは、二つの批判——規範に「従うこと」（エッサートはラズのように「一致する」と「従う」を峻別しているわけではない。むしろ、ラズのいう「一致」に近い。）の通例の理解との齟齬（前述本章II（3）参照）と二重勘定の問題（後述本章IV参照）——をラズに向け、権威者の指令を保護された理由ではなく、単なる排除理由とみなす可能性を探求する³³。たしかに、権威者の指令を（服従者の行為にとっての）一階理由とみなさなければ、どちらの批判も回避できそうに見える。しかし、（権威者の権限内であろうとなかろうと）理由に関する自分自身の判断に基づいて行為する場合、上記のように、その服従者は排除理由に一致することも従うこともできない。したがって、エッサートの想定に反し、排除理由が働く場面はなくなってしまうのである。

他方で、このことはラズにとっては、問題ではない。これまでの検討から、定式③および④を前提とすれば、自分の判断を理由にして行為する場合には、行為者は権威者の指令にせいぜい半分——階理由の面——しか一致しえないということが分かった。我々は普通、どんな理由であれ、権威者の指令が要求する行為をしていればそれでよいと考える。しかし、xが自分自身の判断で行為する場合には、権威者の指令の一階理由の面には一致するが、排除理由の面には一致しえないのである。

だが、このような行為者が排除理由に一致しないことは、当然のことである。なぜなら、自分自身の判断で行為する者はそもそも、権威者の権威を認めていない。権威者の権威を認めない行為者は、指令が一階理由でも排除理由でもないか、単に一階理由として受け取るかである。いずれの場合にも、その指令は行為者によって排除理由とみなされておらず、排除理由に一致するという問題が生じない。権威者は自身の発言が、排除理由として受け取られることを意図している——そうでなくては、指令が指令として機能しない——のに対して、行為者は必ずしもそうは受け取らないのである。ラズの理論では、エッサートが批判として挙げる規範に従うことの通例の理解との齟齬は、そこでは行為者が権威者の権威を認めていないというだけであって、理由との一致で十分だとするラズの理論の不整合を明らかにするものではない。したがって、エッサートの批判は、ラズに排除理由概念の変更をせまるものではない。

³³ DPR, 73-75 参照。

IV 排除理由が依存理由を排除しないという現在の説明

(1) 依存理由に基づいて行為すること

エッセートは、ラズが排除理由の説明を変えたことの証拠として、以下の一節を挙げている。ただし、ここでは叙述の便宜上、エッセートが引いていない第二段落まで引用しておく。

「権威者の拘束的な指令は、それが指示するように行為する〔一階〕理由であるだけでなく、排除理由、すなわち、ルールと衝突する理由に従わない (not following) (すなわちルールと衝突する理由で行為しない) 理由でもある。これが権威者の指令が先取りする (preempt) 仕方である。権威者の指令は衝突する理由への依拠を排除する。すべての衝突する理由を排除するわけではないが、立法者が指令を出す前に考慮することになっていた衝突する理由を排除するのである。もちろん、これらの排除理由は、指令が要求するのと同じ仕方で行為する理由に依拠することを排除しない。考えてみよ。権威者がいなかったら我々がするであろうことが理性に反するとき、それを覆すことによって、権威者は理性との一致を改善する。したがって、権威者が自分の仕事に完全に成功していると仮定すると、権威者は、議論の勝った側の理由に我々が従う (follow) ことをやめさせる必要はないし、そうすることもない。しかし、もし権威者が理性との一致を改善するなら、権威者は議論の負けた側の理由に従う (follow) 我々の傾向を覆さなければならない。それゆえ、先取りは権威者の指令と衝突する理由だけを排除する。

したがって、行為が権威者によって正しく要求されているとき (すなわち、権威者の介入から独立して、行為に対する結論的理由が存在するとき)、我々は、権威者によって要求されたという理由と、要求を正当化する理由とのどちらか一方で、または両方で、要求されたように行為するであろう³⁴ (圏点は大上による強調である。この圏点の意味は注37とそれに対応する本文、および後述(4)を見よ。)

ここではまず、「先取り」の説明に変化があることに注意されたい。ラズは当初、権威者の指令がもつ一階理由の力は、その基礎にある依存理由に由来すると述べていた。それゆえ、指令が依存理由を先取りする、すなわち指令は依存理由に取って代わるのである。しかし、上記引用「権威者

³⁴ Joseph Raz, "The Problem of Authority: Revisiting the Service Conception" in *Between Authority and Interpretation* (Oxford University Press, 2009), pp. 126-165, at 144-145.

の拘束的な指令は……排除理由、……でもある。これが権威者の指令が先取りする仕方である」においては、排除のゆえに先取りするような書き方になっている。しかし、前述した「先取り」とは、あくまで、指令が依存理由に取って代わるのは、指令が依存理由のもつ力を受け取るから、あるいは指令は依存理由によって正当化されるから、人々は、依存理由という指令を正当化する理由に遡ることなく、指令に従うべきであるということの意味する。先取りは、この意味では権威者の指令の一階理由の面と関わるのである。

他方、排除理由は、ルール、権威者の指令、および決定はそれを排除理由とみなさないと機能しないということから、その存在ないし有用性が正当化された。もし裁判官が判決を下したにもかかわらず、判決に基づかずに当事者自身の判断で行為してよいということが認められるとしたら、裁判の意味がないであろう。

より一層重要なのは、前述Ⅲと上記引用「権威者は理性との一致を改善する」という意味での権威者の指令の排除理由の面の正当化である。権威者の指令に「従う」ことを通して、その基礎にある依存理由によりよく「一致する」ことができるのだとしたら、それは権威者の指令に従うこと（自分の判断で行為しないこと）の正当化になる。

先取りについてのラズの説明は変化しているように見えるが、排除理由についてはどうだろうか。この点につき、まずエッセートの批判を再度取り上げよう。

(2) 現在の説明に対するエッセートの批判

エッセートは、上記引用文章の第一段落を、排除理由が依存理由を排除しないとラズが認めた証拠と解釈した上で、この立場を批判する。すなわち、既述の当初の立場に向けられた、規範に従うことの通例の理解との齟齬という批判を避けるために、仮にラズが排除理由は依存理由を排除しないという立場をとったとしても、それは功を奏さない。なぜなら、その場合、排除理由が依存理由を排除せず、理由の二重勘定を犯してしまうからである³⁵。

エッセートの批判の理由づけを逐次追ってこよう。まず、排除理由が、 ϕ する依存理由を排除しないとする。そのこととは別に、仲裁者の決定が出されたあとは、その決定自体が、当事者にとって ϕ する新たな理由となる。その排除理由としての面は、（仮定により、 ϕ する依存理由を排除しないとされているから） ϕ しない依存理由のみを排除する。他方で、その一階理由としての面は、決定に基づいている一階理由——決定の前に当事者に当てはまっていた ϕ する依存理由——に依拠している。ラズの依存テーゼが正しいとすると、当事者は、 ϕ する依存理由と、決定の一階理由としての面の双方を同時に、諸理由の比較衡量に付すことはできない。その理由をラズ自身が次のように述べている。

³⁵ DPR, 60 参照。エッセートによると、この問題にもかかわらず、排除理由が依存理由を排除するという立場をとると、規範に従うことの現象の説明において問題に突き当たるため、ラズの説明はジレンマに陥るのである。

「行為理由についてその重みや強さを考慮するとき、ルール理由は、追加の理由として、ルールそれ自体に、付け加えることはできない。〔行為者は〕（この〔 〕内は大上による補足である。）どちらか一方を考慮しなければならないが、両方をともに考慮してはならない。権威者の指令はしばしばルールである〔からこれについても二重に数え入れることはできない〕（この〔 〕内は訳書翻訳者による補足である。）。権威者の指令が一般性を欠いているためにルールでないときでさえも、同じ理屈が適用される。指令か、さもなければ指令を拘束的なものとみなす理由かどちらか一方を考慮すべきであるが、両方を考慮に入れるべきではない。そうでなくては、二重勘定（double counting）の誤りを犯すことになる」³⁶。

エッセートは二重勘定の問題性を以下のような仲裁者の例に即して指摘する。仲裁者は当事者が何をすべきか決定する際に、当事者に当てはまる理由を、仲裁者の権限の範囲内にあるものだけに、考慮するべきである。仲裁者が当事者は ϕ すべきであると決定したとする。この決定は、 ϕ する諸理由と ϕ しない諸理由の比較衡量の結果である。

さて、当事者がすべての理由を考慮して何をすべきかを選択する局面では、排除理由が全ての依存理由を排除するとすると、当事者は仲裁決定の一階理由としての面、仲裁者の権限外にあるため考慮されなかった ϕ する理由、および同様に考慮されなかった ϕ しない理由を比較衡量して、何をすべきか決定する。

他方、同じ局面において、排除理由が ϕ する依存理由を排除しない（つまり、 ϕ しない依存理由だけを排除する）とすると、当事者は、仲裁決定の一階理由の面——これは ϕ する依存理由に基づいている——と、 ϕ する依存理由——これは決定の一階理由を基礎づけている——と³⁷、権限外にあるため仲裁者が考慮しなかった ϕ する理由および ϕ しない理由を比較衡量して何をすべきか決定する。このとき、（仲裁者の権限内にある） ϕ する依存理由は二度考慮されているのである。一度目は、決定の一階理由の面を通じて考慮され、二度目は、 ϕ する一階理由それ自体として考慮されている³⁸。

これが問題なのは、仲裁者の権限内および権限外の ϕ しない諸理由と、権限内および権限外の ϕ する諸理由とを比較衡量したときには、 ϕ しない理由が勝つ一方で、権限内および権限外の ϕ しな

³⁶ AJ, 23, MF, 58 (MFの3章はAJの訂正版であるが、引用箇所は全く同じである。), 「権威と正当化」174頁参照。前掲注11に対応する本文でも引用した。

³⁷ DPR, 67 参照。エッセートは、上記引用箇所ではラズが、排除理由が ϕ する依存理由を排除しないが、 ϕ しない依存理由を排除する、という見解を表明している（この点につきIV（1）冒頭の引用箇所の第2圏点部と第3圏点部を見よ。）と解釈しているので、 ϕ しない依存理由は排除され、理由の比較衡量に現れないと考えている。

³⁸ DPR, 67 参照。

い諸理由と、権限内および権限外の ϕ する諸理由と、仲裁決定の一階理由の面とを比較衡量すると、 ϕ する理由の側が勝つ可能性があるからである。権限内の ϕ する理由を二重勘定することで、すべき行為は何かという問いに対する結論が変わりうるということである³⁹。

こうして、エッサートはラズが排除理由は ϕ する依存理由を排除しないと言うとき、ラズが二重勘定を認めたとみなし、それを問題視するのである。

(3) ラズは二重勘定を認めるのか

IV (1) で引用したラズの文章についてのエッサートの理解が正しいとすれば、エッサートの批判もまた正しいということになるかもしれない。しかし、引用箇所ではラズが念頭に置いているのは、権威に服従する——しがって、権威者の指令が排除理由として機能している——者が、権威者の指令に一致して行動する場面である。ラズが言いたいのは、その場合（その最善の場合は「権威者が自分の仕事に完全に成功している」場合）、服従者の行為の理由が権威者の指令であっても、別の理由であっても、はたまたその両方であっても、服従者の行為が権威者の指令と一致している限り何ら問題はない、ということである。つまり、そこでは、次に述べる場面と異なり、二重勘定の問題が生じえないのである。

これに対して、エッサートが念頭に置いているのは、権威者の指令という理由が、他の諸理由との関係では排除理由としての地位を失い、それらの理由と並立する理由の一つとして当事者によって比較衡量される場面（つまり、行為者がすべての理由を考慮に入れたうえで、すべき行為を決定するという場面）である。先の引用文章で、ラズはそのような場面に言及していない。したがって、エッサートが問題にしている——二重勘定の問題が生じうる——局面では、ラズは、排除理由は依存理由を排除する（と二重勘定は生じない）という考えを依然変えていないとみるのが穏当であろう。

(4) すべき行為を決めること、理由に基づいて行為すること

IV (1) での引用箇所では、権威者の指令は、それが指示するように行う一階理由」であり、かつ、排除理由、すなわち、ルールと衝突する理由に従わない（すなわちルールと衝突する理由で行為しない）理由であり、保護された理由であることが確認されている。（ここでは、権威者の指令は、ルールであると仮定されている。）ここで、 ϕ せよというルールを権威者が制定したとすると、その排除理由の面は、「ルールと衝突する理由」つまり ϕ しない理由を排除することで、 ϕ しないことをさせないわけである。エッサートは、この箇所を「ルールと衝突する理由」を排除するという箇所（および第1、2 圏点部）を証拠に、ラズが、権威者の指令は排除理由として働く場合でも ϕ しない理由を排除するが、 ϕ する理由を排除しない（第3 圏点部）と説明していると

³⁹ DPR, 67 参照。

解釈したのである。また、権威者の指示と依存理由の「両方」（第4 圏点部）に基づいて行為することを認めることから、ラズが理由の二重勘定を認めたと解釈したのである。

ラズが明示的には述べていないが、すべき行為を決定するという文脈（すなわち、二重勘定が問題となる文脈）と、実際に行為する文脈（すなわち、理由に従う、一致するということが問題となるという文脈）とで、排除理由を区別しているのである。IV（1）の引用箇所は後者の文脈であるが、エッセートは前者の文脈だと誤解したのである。

既述のように、ラズは、行為理由は一致することだけで十分であり、従うことまでは求めていないと言う。引用箇所は、このことを確認しているのである。

つまり、ラズがルールと「衝突する理由」（第1、第2 圏点部）を排除し、「指令が要求するのと同じ仕方で行為する理由」（第3 圏点部）を排除しないというとき、そして権威者の指令とその正当化理由の「両方で」（第4 圏点部）行為することが認められるというとき、ラズが言いたいことは、理由は何であれ権威者の指示に「一致する」だけで十分だということなのである。

エッセートは引用箇所の圏点部のすべてを、すべき行為を決定する文脈のものだと誤解したために、権威者の指令の排除理由の面が、衝突する依存理由を排除しないとか（第1～第3 圏点部の誤読）、二重勘定を犯す（第4 圏点部の誤読）と解してしまったのである。

本稿のこれまでの各章での排除理由は基本的に、すべき行為を決めるという文脈（すなわち、二重勘定問題が生じる文脈）を前提としていた。そこでの排除理由は、全依存理由を排除するので、行為決定において理由の二重勘定は生じない。他方で、（理由に基づいて）行為するという文脈では、理由は何であれ、とにかく権威者の指令に一致していればよいので、指令を理由にして行為してもよいし、その正当化理由に基づいてもよいし、その両方に基づいてもよいということになる。

V 本章のまとめ

紛らわしい叙述が多々見られたが、ラズは、排除理由概念を基本的に変更していない。エッセートの批判は文脈の誤解に基づくものであった。保護された理由としての権威者の指令に含まれる排除理由は排除理由として機能する限り、権威者の指令の内容決定において考慮された全依存理由を、服従者の行為理由から排除するのである。権威者の指令に一致する行為を、権威者の指令以外の理由——その少なくとも一部は依存理由——からしてもかまわない、というのはこれとは別の問題なのである。

法は従う動機を問わないという批判について、ラズは理由は「一致する」だけで十分であり、「従う」ことまでは求めないと応答した。通常の「従う」はラズの「一致する」に近く、エッセートが指摘する齟齬はほとんど問題とならないことが明らかになった。

これとは対照的に、行為理由が行為を指導するものと定義していたラズの当初の立場からする

と、理由に「従う」ことまでは要求されず、「一致する」だけでよいとしたのは、大きな立場変更
ないしは修正だと思われる。理由との一致は、それが行為理由として行為者の実践的推論において
必ずしも機能しなくてもよいということを認めるものだからである。

第8章 排除理由とルール

I 排除理由の正当化解釈

本章では、アメリカの法哲学者 M. S. ムーアによる排除理由批判を取り上げる¹。ムーアは「ある理由では行為しない理由」と定義される排除理由がもつ道徳理論上の問題点を攻撃する。

ムーアによると、行為理由は、行為の道徳的正当化に関わる。この観点から排除理由を解釈すると——以下、排除理由の正当化解釈と呼ぶ——「ある理由では行為しない理由」は、道徳的に正しい行為を決定するときに登場する理由である。この解釈を前提とすると、人はすべき（つまり、道徳的に正しい）行為を決定するときに、一階理由だけでなく、二階理由をも考慮に入れるとラズは主していることになる。それに対して、ムーアは、正しい行為は一階理由の比較衡量だけで決まるとする。どんな理由も一階理由として行為の正誤に関わる。行為決定に際して行為の正しさに関与する一階理由を排除するという排除理由は間違った行為を正しいものだとする点で道徳理論的に問題がある²。

ムーアは排除理由の道徳理論上の問題点を指摘することによって、二階理由の概念を放棄し、実践的推論は一階理由の観点で理解すべきであるとラズに提案する。本章では、ムーアによる批判にもかかわらず、ルールが登場する実践的推論では、排除理由の概念が必要になることを示す。

II 一階理由の比較衡量モデル

(1) ムーアの道徳理論

ムーアは、法や道徳を行為理由と位置づけ、我々の行為を指導するものだとするラズの実践哲学

¹Michael S. Moore, "Authority, Law, and Razian Reasons," *Southern California Law Review*, 62, no. Issues 3 & 4 (1989), pp. 827-896 (以下、本文および脚注では ALR と略記してその引用参照箇所を示す。)。ラズの反論は、J. Raz, "Facing Up: A Reply" in *ibid*: 1153-1236 (以下、本文および脚注では FU と略記してその引用参照箇所を示す。)で行われている。

²以上 ALR, 857 参照。

の構想に賛同している³。ムーアとラズの主たる相違点は、理由の衝突を認める（ラズ）か、認めない（ムーア）か、二階理由を認める（ラズ）か、認めない（ムーア）かにある。ラズにおいては、複数の（一応の）行為理由は衝突するがゆえに、理由は比較衡量され、（結論的に）すべき行為が決まる⁴。他方で、ムーアは、そのような理由の衝突は見かけのものでしかないと言う⁵。「p という事実は、x がφする理由である」（x は行為者、φ は行為を表す）という理由文に、「ただし、かくかくしかじかの場合は、この限りでない」といった例外を（何一つもらさず）付ければ、ないし例外が明示されていないだけでみなせば、理由の衝突は生じないからである。ムーアにおいては、ラズが行う諸理由の比較衡量という作業は、そのような例外の発見の過程となる。（この点について、ラズとムーアの間の実質的な差異がほとんどないからか、ムーアは、理由の衝突については批判するのではなく、衝突が生じるとした上で論述を進めている。）

ムーアの批判の矛先は、排除理由という二階理由が存在することの不可解さに向かう。ムーアによると、どんな行為理由も、行為を正しいものとする性質（right-making characteristics）をもつ。道徳には一階理由しか存在せず、一階理由は行為の正しさと関わりをもつので、すべての一階理由を比較衡量することによって、すべき行為を決めることができる。もし排除理由が存在するなら、すべき行為の決定に際して何らかの理由が排除される。すべき行為はすべての一階理由の比較衡量によって決まるにもかかわらず、比較衡量から一定の理由が排除されてしまうので、道徳的に不正な行為決定に行きつくおそれがある。道徳が、間違った行為をすべきだと要求するはずがないから、道徳が排除理由をもつとは考えられないのである。だから、道徳理論的な見地からして、二階理由の観念は不要であり、すべての行為理由は一階理由として理解すべきなのである。ムーアは、ラズと違って、約束や権威者の指令、法などもすべて一階理由——しかも極めて重い理由——と考えるべきであり⁶、二階理由という観念を使って法を理解する必要はないとする。

注意すべきことだが、約束や法、権威者の指令は、それが要求する行為の道徳的な良し悪しとは直接の関係がない。なぜなら、どのような内容の約束でもできるし、どのような内容の指令でも下すことができるからである。それにもかかわらず、ムーアは法を一階理由とみなすべきだと言うのである。しかし、一階理由が行為の良し悪しと関係のない事実であるとしたら、どの事実が行為を支持（またはそれに反対）するかを決定する基準が必要となるはずである。この点について、ムーアは説明を与えていない⁷。

それに対して、ラズは、仲裁判断を例に、権威者の指令の理由としての働きを説明している。その際、ラズは一階理由や排除理由という言葉は使っていないが、ここでは説明の便宜上、それらを持ちいて仲裁判断の構造を説明しておこう。仲裁者は、名宛人（紛争当事者）に当てはまる諸行為

³ ALR, 841 参照。

⁴ PRN, 45-47 参照。

⁵ ALR, 846 参照。

⁶ ALR, 872-873 参照。

⁷ この点に関して、後掲注 22 を見よ。

理由を考慮に入れて判断を下すべきだ——が、それに実際にそうしていることまでは要求されない——とされる。名宛人は仲裁判断が下される前は、各々がもつ行為理由に基づいて行為することができるが、仲裁判断が下された後は、そのような行為理由——これは仲裁判断を基礎づけることになっている理由である——ではなく、仲裁判断という理由に基づくべきである。ポイントは、仲裁判断が排除理由となり、仲裁者が考慮した理由は排除され、もはや名宛人はそれに依拠して行為すべきでないというところにある。

他方で、仲裁判断は一階理由の面をもつが、あまり重要ではない。仲裁者は名宛人に当てはまる様々な行為理由の衡量の結果を、仲裁判断に反映すべきことになっているが、それに成功するとは限らないからである。仲裁判断は一階理由の観点から見て間違っているとしても排除理由であるがゆえに、その一階理由の重さ——これはその内容の正当化理由の重さに依存する——に関わらず、行為を指導するものとされる。

また、仲裁判断という理由は、他の諸理由と並立し、比較衡量されるものではない。（仲裁者が、当事者に当てはまる理由の比較衡量を正しく行い、そのうえで仲裁判断を下した場合には）仲裁判断の一階理由の面は、その基礎となった理由を反映する。それゆえ、仲裁判断を、その基礎にある理由に付け加えて、（当事者が自ら）すべき行為を決定しようとする場合には、理由の二重勘定を犯すことになる。（実は、ラズは、仲裁判断の一階理由の重さが、その内容の正当化理由の重さだけに依拠するとは明言していない。だが、仲裁判断の一階理由として重さが、その正当化理由に由来しないとすれば、それらは並立可能となり、二重勘定問題は成立しない。）⁸

要するに、ラズの見方では、権威者の判断は排除理由である点で、その一階理由の面が正当化理由を反映することがあるにしても、それに解消されない独自の意義をもつのである。

ムーアの排除理由批判に戻ろう。ラズは、 ϕ せよとする法や、命令、権威者の指示を、 ϕ する一階理由と排除理由の組み合わせ（つまり、保護された理由）とみなす⁹。 ϕ する理由は、排除理由が、 ϕ しない理由を排除することによって、保護される。その結果、ムーアは命令等が、一定の理由を排除することで、全一階理由の比較衡量が支持する行為とは違った行為を要求しうることを問題視するのであった。このような、ムーアの見方には、どんな場合であっても理由の比較衡量をすべきであり、それを無視してよい場合などないという想定があることに注意されたい。 ϕ せよという命令に従うかどうかを決めるときに、命令に従う理由（ ϕ する理由）と従わない理由（ ϕ しない理由）との比較を不要とするラズの見方には、道徳理論的に問題があると、ムーアは考えているのである。

⁸以上、ジョセフ・ラズ、森際康友編『自由と権利』（勁草書房、1996年）、（仲裁判断については）150-152頁、（二重勘定については）174頁参照。これらの問題については、すでに本稿第7章で扱った。

⁹ラズは、一階理由と排除理由の結合物を、保護された行為理由（protected reason for action）と呼ぶ。Joseph Raz, "Legitimate Authority" in *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press, 2009), pp. 3-27, at 18 参照。以下、LA と略記して、本文および脚注でその引用参照箇所を示す。

ところで、排除理由といってもすべての理由を排除するわけではないのだから、排除理由は行為決定時に必ずしも道徳的に不正な行為決定を導くとは限らないのではないかと、ムーアに反論できないだろうか。つまり、排除理由が負けることによって、（一階理由の比較衡量が示す）正しい答えが出てくるとしたら、ムーアとしても問題ないのではないか。ラズによると、排除理由は次の二つの仕方では負けることがある。第一に、排除理由には射程があり、すべての理由を排除するというわけではない¹⁰。例えば、兵士であるジェレミーがある商人の自動車のバンを徴用せよという命令を上官から受けたとする¹¹。この命令は、バンを徴用する一階理由であり、かつ当該命令以外の理由では行為しない排除理由である。この場合に、一階理由の比較衡量が、バンを徴用しないことを支持するとしよう。命令の排除理由の面は一定の理由を排除するが、排除されずに残った理由があるとすると、このとき、排除されなかったバンを徴用しない理由が、命令の一階理由の面に勝つなら、すべき行為は、バンを徴用しないことである。人は負けていない理由で行為すべきである¹²から、排除理由の存在を認めたとしても必ずしも全一階理由の比較衡量の結果が支持する行為をすることができないというわけではないのである。

第二に、排除理由は、二階理由同士の衝突で負けることがある¹³。ある理由では行為しない理由（排除理由、否定的二階理由）は、ある理由で行為する理由（肯定的二階理由）と衝突し、後者の方がより重い理由である場合に、負ける。父親が息子に対して母の言うことを聞くなど指示すると、父の指示が息子にとって「母の言うことに基づいては行為しない排除理由」になるとしよう¹⁴。他方で、母親が息子に対して今日は寒いからコートを着てから外出するように指示したとする。母親に言われたからコートを着たという場合、息子は母親の指示を「母親がそう言ったという理由で行為する理由」（肯定的二階理由）とみなす。これらの理由が衝突する場合、母親の指示が父親の指示（排除理由）に勝つ場合、息子は全一階理由の比較衡量の結果が示す行為（コートを着て外出すること）をすることができる。

残念ながら、排除理由が負けることによって、理由が排除されず、一階理由の比較衡量が示す正しい行為を決定できるという反論は説得的ではない。ムーアの批判のポイントは、排除理由が道徳的理由を排除するという点にあるからである。このことを示すために、ムーアのコモン・ローにおける先例廃棄の例を用いた排除理由批判を取り上げてみよう。ムーアによると、既存のコモン・ロー上の先例ルールを排除理由とみなすと、先例廃棄を説明できない。ムーアの主張の要点は、コモン・ローの裁判官は一定の場合に先例を廃棄する（法的権能を保持し行使する道徳的に正当化され

¹⁰ PRN, 46-47 参照。

¹¹ この例については PRN, 38 参照。

¹² PRN, 40 参照。

¹³ PRN, 47 参照。

¹⁴ この例は、LA, 17 参照。ただし、ラズは、息子に対する母親の指示を二階理由だとは考えていないようである。

た) 義務を負う¹⁵から、コモン・ロー上の先例ルールを排除理由とみなすと、それが適切な道徳的理由を排除してしまい、適切なときに先例廃棄が行われなくなる、ということである。道徳的理由が排除理由の射程内にあって排除されてしまう場合であっても、裁判官が先例廃棄権能を行使することが道徳的に正しい場合があるとムーアは言いたいのである。排除理由の存在を認めない場合、道徳的理由を必要に応じて考慮することができるから、正しく思考できればもれなく道徳的に正しい行為（ここでは先例廃棄）をすることができるのである。

それに対して、ラズは、「裁判所は諸理由の衡量に基づいて先例を廃棄することがベターであるときにいつでも先例を廃棄することができるわけではない。裁判所は、一定の種類理由〔つまり、排除されない理由〕に基づいてのみ先例を廃棄」¹⁶することができるとし、排除されない理由の一例として、（あるルールが）不正（unjust）であること、ひどく差別的（iniquitous discrimination）であること、裁判所の法理解と調和しないことを挙げている¹⁷。

たしかに、ラズが挙げる、ルールが不正であることやひどく差別的であることなどは、先例廃棄を正当化する事情であろう¹⁸。しかし、ムーアは、もし裁判所が、ラズが挙げるような排除されない理由に基づく先例廃棄だけしか認められないとしたら、必要なときに先例廃棄権能が行使されないことになると懸念する。なぜなら、ムーアからすると、ラズが挙げる排除されない理由のリストはあまりに少なく、道徳的理由が排除されすぎており、裁判官の手元には考慮すべき道徳的理由がほとんど残っていないように見えるからである。それゆえ、コモン・ロー上のルールを排除理由とみなすと、先例廃棄を必要とする全ての場合に、道徳的に見て正当な、先例廃棄権能の行使がなされないことになるおそれがある¹⁹。

ムーアの言うことは、裁判官が実際に道徳的に望ましい全ての場合に先例廃棄ができるとすれば、もっともらしく聞こえる。どんな道徳的理由も排除されるべきではないと考えられるからである。それに対して、ラズは、ムーアと異なり、裁判官が先例の廃棄が道徳的に最善だと考えるすべての事例でそうすることができるとは考えていない。ラズが正しい場合には、ムーアは法の話をしているようで実は自身の道徳理論から見た先例廃棄の理想を語っているだけになってしまう。ここではどちらが先例廃棄について正しい見方かは措いておくが、重要なことは、ムーアが、排除理由を認めず、一階理由の比較衡量を法が問題となる場面にまで及ぼそうとしていることである。上で触れたように、コモン・ローであれ、制定法であれ、それはムーアにとっては非常に重みのある一階理由であるが、他の理由との比較衡量を免れるようなものではないのである。裁判官が先例を廃棄するかどうか決める場合、コモン・ロー上のルールを含む全一階理由の比較衡量によって判断を下す

¹⁵ ALR, 865 参照。

¹⁶ PRN, 140.

¹⁷ PRN, 140 参照。

¹⁸ ラズは、ルールが不正であること等をどのように判定するのかについては特に述べていないが、一階理由の比較衡量によって決めるというのなら、ムーアとの対立はほとんどない。

¹⁹ ALR, 866 参照。

べきなのである（し、実際にそうしているとムーアは考えている²⁰）。

III 若干の検討

(1) 一階理由の比較衡量モデルはルールを説明できるか

ムーアはラズを批判し、排除理由あるいは二階理由という発想を捨て、法を一階理由とみなすほうが首尾一貫しているとする。法を含む実践的推論の領域で二階理由が果たす役割はない。我々がする実践的推論は一階理由の比較衡量というモデルとして捉えることができるし、それによつてはじめて道徳的な不備なく、すべき行為を決定することができる、というのがムーアの考えであった。

このような批判はラズにとって致命的なのだろうか。本節で私は、法をはじめとしたルールを、それが要求することを支持する一階理由とみなす立場を検討し、実践的推論を一階理由の比較衡量モデルとして貫徹させることはできないことを示したい。もちろん、実践的推論では一階理由が物を言う場合の方が多いとは思う。だが、ルール、法、規範などが推論に関わるとそうでなくなる。このことを以下では、その内容が道徳的に不正なルールに従うべきかどうかを決める場面を例に挙げて検討してみよう。

問題となるルールは ϕ することを我々に要求する。 ϕ することが道徳的に不正であることを確かめるためには、 ϕ する全理由と、 ϕ しない全理由とを比較し、 ϕ しない方が勝てばよい。ムーアは法的ルールをかなり重い（great weight, great strength）一階理由だとみなしており、他の（道徳的）理由と比較されるものだと考えているからである²¹。法的ルールは「かなり重い」²²ので、だいた

²⁰ ALR, 865 参照。

²¹ ムーアは「道徳的領域（moral landscape）は、正統な権威者による命令とルール〔ここに法も含まれる。引用者注〕、そして約束によつて変えられる。すなわち、これらはかなりの重み（great weight）をもつ新たな一階理由を作り出す。それは、常にとつていうわけではないが、たいていの場合、衝突する他の一階理由に勝つ（outweigh）」（ALR, 850）と述べている。引用箇所冒頭の「道徳的領域」は「するのが道徳的に正しいこと」（ALR, 850）とも言い換えられており、ムーアは、法を（実定）道徳の一部だとみなしているのかもしれない。

²² ムーアは、なぜルールがかなり重い一階理由であるかについては説明がないが、ラズを引用して述べている「法の支配の価値」（rule of law values）が参考になるかもしれない。（ムーアはラズの立場を批判する前にラズの法理論の全体像を提示しており、その一部として、ラズの法の支配論に手短に触れている。ムーアはこれに明示的には賛同を示していないが、ALR, 867 で先例廃棄に反対する理由として言及するなど、法的ルールの重さに関わる理由として取り上げている。）裁判官が、（すべての事情を考慮して最善だと思ふ判決を下すのではなく）、法を適用することによつて

いの場合で、すべき行為を指導するのに十分である。ムーアは不正な法的ルールも重さをもつのかどうか、またルールがどの程度道徳的に不正であれば、他の道徳的理由との比較において負けるのかについては何も述べていないが、ちょっとだけ不正だという場合には、ルールに従うべきだと判断するかもしれない。（これはルールの重さが、その内容の道徳的正当化理由に解消されない場合である。そうでない場合については、3段落下参照。）（法を含めすべての一階理由の比較衡量によって道徳的に正しい行為が決まるとするムーアの立場において、道徳的に不正な内容のルールに従うことが道徳的に正しいということがありえるのかという点について疑問がある。これについては、2段落下参照。）不正なルールに従うべきだと示されるのは、仮に ϕ せよと命じるルールが存在しないとしたら ϕ すべきでないという結論になる理由の比較衡量判断を、ルールの存在の重さが覆すという場合（つまり、ルールの存在だけが ϕ することの決め手だという場合）である。そうして、（ルールが存在しない場合に帰結する）少々だけだとしても道徳的に不正な行為を、ルールの存在（例えば、法的安定性や民主的正当性）という道徳的理由に基づいて、行うべきことになってしまう。つまり、この場合、ルールの内容の正不正を決める道徳的理由と、内容とは無関係にルールに従うことの正不正を決める道徳的理由とが比較される。

ムーアは、法的ルールを排除理由として理解する場合、道徳的理由が排除されることによって、道徳的にすべきでない行為をしてしまうことになる懸念している。だが、同じように、ムーアの立場でも、（ルールの内容が多少不正であったとしても、ルールが重いために）道徳的に不正な行為をすべしということがありうると考えられる。そうだとすると、全一階理由の比較衡量で道徳的にすべき行為が決まるとするムーアの立場に、ルールを排除理由とみなすラズの立場を超える理論的優越性があるのか怪しくなる。

他方で、上とは違ってムーアの主張を素直に受け取ると次のようになる。 ϕ せよと法的ルールが定めていること自体が、 ϕ することを道徳的に正当化する理由であるとして、ルール（とその道徳的正当化理由）と ϕ しない道徳的理由の比較において、ルールの側が勝つ場合、ルールに従って ϕ することが道徳的に正しい行為となる。逆に、 ϕ することに反対の道徳的理由が勝つ場合には、ルールに従わず ϕ しないことが道徳的に正しい行為になる。つまり、道徳的に正しい行為を決める理由の一つが法的ルールであるとするムーアの立場では、法が他の道徳的理由と並立する道徳的理由となる。だから、法と道徳は対立せず、不正な法に従うべきかという問題は生じないことになる。

事案に判決を下すことが、裁判官による法適用を（市民にとって）予測可能なものにし、自由の増進につながるという利点がある。このような、法の実定性、予測可能性、安定性をもたらす自由の確保といった利点は「法の内容（の正不正）に依存しない」（ALR, 836）から、一般的に言って法はかなりの重さをもつとムーアは考えているのかもしれない（が、圏点箇所ゆえにムーアの立場とは首尾一貫しないとも考えられる）。ALR, 836 参照。J. Raz, “The Rule of Law and its Virtue” *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press, 2009), pp. 210-229 参照。（ムーアは *The Authority of Law* の初版を引いているが、丁付けに変更はない。）

また、ムーアが、ルールがその道徳的正当化諸理由に解消されると考えている場合には、ルールの重さはその正当化理由の重さに他ならないから、不正なルールはほとんど重さをもたないと考えられる。その結果、「ルールが重い」ということに独自の意義はなくなる。

まとめると、ルールがその道徳的正当化理由に解消される場合、ルールは正しい内容をもつときにしか従われなくなる。この場合、道徳的理由の比較衡量がすべてを決めるのでルールの存在意義はない。他方で、ルールがその内容の正当化理由とは独立に重さをもつときには、ラズの立場と実質的差異はない。

(2) 議論のすれ違い——道徳的正当性と合理性

ムーアは排除理由によって、理由の比較が行われなことを問題視していた。それは一階理由の比較衡量によって道徳的に正しい行為が何であるのか明らかになるからであった。排除理由は、一定の道徳的理由を排除してしまい、道徳的に正しくない行為を、すべき行為だと誤って示してしまうおそれがある。

ところで、ムーアは行為の道徳的正当化に強い関心を抱いている。本章冒頭で触れたが、ムーアは排除理由の正当化解釈を批判している。だが、ラズが関心をもつのは、行為の道徳的正当化というよりは、行為の合理性である。ラズが排除理由を強調することで言いたいのは、理由の比較衡量を無視して（道徳的に正しい行為をしなかったとして）も、理性に反して行為しているわけではないということなのである。そのような意味で、ラズにおいては、「道徳的に不正な行為をすべし」ということが成立する。ムーアはこのようなことには関心がない。本章では、ムーアとラズの間における、道徳や行為の正当化に関する見方の差異についてはこれ以上立ち入らない。私が言いたいのは、上記Ⅲ（1）の検討が正しければ、ルールをそれが規定する行為の一正当化理由として、他の道徳的理由と並立し、比較されるとするムーアの道徳理論は、ルールの理解の仕方として問題があるということである。

IV 本章のまとめ

本章では、排除理由が道徳的に正しい行為を決定する実践的推論に登場する理由であると解釈し、ラズを批判するムーアの立場を検討してきた。ムーアが採用する道徳理論では、すべての行為理由は一階理由であり、一階理由を比較衡量することで道徳的に正しい行為が決まる。ここに排除理由の入る余地はない。

行為の道徳的正当化に関心を抱くムーアと異なり、行為の合理性に関心があるラズは、排除理由に基づいて行為する場合、必ずしも道徳的に正しい行為ができるわけではないが、それでも理性に

反して行為しているわけではないと言いたかったのであった。

また、ムーアが採用する一階理由の比較衡量モデルでは、ルールを適切に説明できないという問題点があることが明らかになった。ルールが道徳的諸理由に解消される場合には、ルールが存在することに独自の意義はなくなり、他方で、そうでない場合には道徳的に不正な行為をすべき場合があると認めることになり、ルールを排除理由とみなすラズの立場と実質的な違いがなくなるからである。

第9章 ジョセフ・ラズの規範の理論

I ラズの規範の理論の変遷

本章では、ラズの初期の著作である『法体系の概念』（1970年）¹（以下、*CLS*と略記する。）と『実践理由と規範』（1975）（以下、*PRN*と略記する。）を取り上げ、ラズにおいて規範の見方がどのように変遷していったのかを探求する。ラズは、*PRN*においては我々がこれまでの各章で見てきたように排除理由という概念を用いて（命令）規範を理解する——以下、この立場を規範の排除説と呼ぶ。排除説は、ラズが死の前年に書いた論文²においても維持されている。他方、排除理由という概念を打ち出す以前は、*CLS*において提示された規範の（因果的）影響力説³を支持

¹ Joseph Raz, *The Concept of a Legal System: An Introduction to the Theory of Legal System* (2nd ed., Clarendon Press, 1980). 初版は1970年に出版された。1980年の第2版には補遺が付されている。以下、第2版を *CLS* と略記して、本文および脚注で引用、参照箇所を示す。邦訳として、ジョセフ・ラズ、松尾弘訳『法体系の概念——法体系論序説 [第2版]』（解説追補版、慶應義塾大学出版会、2011年）がある。以下、本章では引用に際して原文に付された注は省略した。また、必要に応じて、訳を変更し、〔 〕として補足を付している。

日本の法哲学者による *CLS* の紹介、検討として、中村晃紀「法体系の概念——ジョセフ・ラズの法体系理論——」『法哲学年報 正義 1974』（有斐閣、1975年）147-161頁、深田三徳「法の個別化と法体系の構造論——J・ラズの見解の紹介とドゥオーキンの批判を中心に——」同志社法学 29 卷 6 号（1978年）1-38頁、*PRN* で論じたラズの規範の理論の紹介、検討として、深田三徳「法規範と法体系——イギリスにおける最近の議論の紹介と検討——」『法哲学年報 法規範の諸問題 1977』（有斐閣、1978年）52-71頁がある。中村の著作は研究ノートであり、ラズの規範の理論を紹介しているが、立ち入った考察はなく、深田の著作はラズの理論を極めてバランスよく紹介、検討しているが、本章の関心である規範の理論に焦点を当てていないせいも、私が重要と考えている〇規範（後述III（2）参照）には触れていない。

² Joseph Raz, "On Exclusionary Reasons (revised)" (September 29, 2021). Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3933033>（最終閲覧日 2022年4月17日）

³ 私がラズの *CLS* での規範の理論を影響力説と呼ぶのは、彼が *PRN* において影響力 (influence) という概念を用いて規範を説明したと振り返っているからである。そこでは影響力説を放棄したとも述べている。*PRN*, 207 参照。同箇所、ラズは、（出典を明かしていないが）ホップズやスピノザなども規範の影響力説を主張していたとする。

していた。この立場は早々に放棄されたこともあって、法哲学者による立ち入った検討に付されることはなかった。本章では、影響力説と排除説との比較を通して、排除理由を用いた規範の理論のどこに理論的優位性があるかを明らかにしたい。特に、*CLS*と*PRN*とで共通に扱われている義務賦課法（または命令規範）、権能賦与法、許可法を中心に取り上げる⁴。排除説については第2章ですでに扱っているので、ここは影響力説を考察対象の中心に据える。以下、IIでは、ラズが自身の規範分析の出発点とする、H. L. A. ハートの『法の概念』におけるルール分析である規範またはルールの実践説（practice theory）を検討する。IIIでは、実践説が示す義務の特徴に基づいて提出されるラズの規範の影響力説を紹介、検討し、ハートとラズの規範理解の違いを示す。IVでは、影響力説と排除説の比較を行う。

II 規範の実践説

(1) 社会的ルールと、規範の実践説

ラズは、ハートのルールの実践説から、義務賦課法（ラズは、duty imposing law を略してD法と表記する。）の性質を読み取ろうとしている。特に、ラズが知りたがっているのは、第一に、どのような場合に法創造行為は（我々に）義務を課すか、第二に、どのような場合にある法素材（その典型例は制定法の条文）を義務を課すものと解釈してよいか、という問いの答えである⁵。

規範の実践説はハートが自分でそう呼んだのではない。そして（今や誤解があるようだが）規範の一般理論として提出したのでもない。おそらく名付け親は、ラズであり、*PRN*の第2章の冒頭の節の表題となっている。以下では基本的に *CLS* でのラズの理解に従って実践説を説明していく。

規範の実践説は、ハートが『法の概念』の中で社会的ルールの性質を解明するときに用いた説明である⁶。法も、社会で通用するルールであるという意味では、社会的ルールと言ってよいかも示れないが、『法の概念』を読めば、ハートが実践説で説明しようとしたのは、法ではなく、あくま

⁴ラズは *CLS* の中でこれらの法のほかに、権利を設定する法（right-instituting law）についても述べているが、本章では扱わない。ラズが *PRN* で権利について述べていないからである。

⁵ *CLS* 147, 邦訳 173 頁参照。

⁶ H. L. A. Hart, *The Concept of Law* (3rd ed., Oxford University Press, 2012, 1st ed, 1961), pp. 55-57 (3rd ed.), pp. 54-55 (1st ed.) (以下 *CL* と略記して、断りがない限り第3版からその引用参照箇所を示す) , H. L. A. ハート、長谷部恭男訳『法の概念』（ちくま学芸文庫、2014年）、103-107頁参照。（ラズが参照しているのは『法の概念』の初版である。）また、ハートが *CL* の中で義務（obligation）を主題としている箇所として、5章2節「義務の観念」、8章2節「道徳的義務と法的義務」、10章2節「義務とサンクション」がある。

で社会的ルールであったことは明らかだと思⁷。ラズはそれを知りつつ、法的でない社会的ルールであるところの、義務賦課ルールの説明から、法的なそれを説明するために必要な要素を取り出したいのである。

以下で検討するのは、義務を課すタイプの比較的単純な社会的ルールについての実践説による説明である。そのポイントをラズに従ってまとめると次の6つになる。(以下、本章全体を通して多くの定義が登場する。それは事実を報告したり記述したりするものに見えることがあるが、そうではなく、単に定義の提案だと理解するべきものであることに注意されたい。)

義務を課す比較的単純な社会的ルールの定義：

ある者がある状況Cにおいて行為Aをすべきだという社会的ルールが一定集団内に存在する必要十分条件は、次の6つの条件を満たすことである。

- ① たいていの場合に、その集団のメンバーがある状況Cにおいて行為Aをすること。つまり、CにおいてはAすることが集団での規則的な行動パターンであること。
- ② その行動パターンに従わないメンバーはたいてい、集団の他のメンバーによる批判的反応を受けること。批判的反応は、逸脱した行為に対する口頭での批判、口頭やその他の方法による敵意や疎外の表明、果ては物理的な暴力というかたちで示される。行動パターンからの逸脱は、批判的反応の契機である。もっとも、批判的反応がつねに同じ理由によって生じるとは限らない。
- ③ そのような批判的反応が、批判されたメンバーを含めて、集団のほとんどのメンバーから正当で (legitimate) 異論の余地がないと一般的にみなされていること。つまり、批判的反応を表明するメンバーは、集団の他のメンバーから批判的反応をしたことを理由に批判的反応を受けないこと。
- ④ 上記①～③の条件の存在が集団内で広く知られていること。

状況Cにおいて行為Aをすべきだというルールが義務を課すルールであるための十分条件は、次の2つの場合を満たすこと。

- ⑤ 批判的反応によって表明された社会的圧力が、比較的深刻であり、かつ、
 - ⑥ そのようなルールによって指令された行動が、義務を負う者の願望とたいてい衝突すること。
- (以上 *CLS* 147-148. 邦訳 173-175 頁。)

ラズ理解では上記の6つの条件のうち、①～④はどんな場合に社会的ルールが存在するのか、⑤と⑥はそのルールが義務を課していると言えるのはどんな場合かを教えてくれる。①から④を満たせば、飲食店は午後8時に閉店すべきだが、⑤と⑥が満たされなければ、そうする義務はないと

⁷ *CL* 55-57, 邦訳 103-107 参照。ハートは、ルールと習慣の類似点と相違点を説明したあとで、「法の話に戻ろう」(*CL* 57, 邦訳 107 頁)と述べているから、ルールと習慣を区別する特徴のいくつかは法に当てはまるとしても、それまでは法の話をしていなかったことになる。

いうことになる。

それに対して、ハートは社会的ルールと習慣(habit)を区別するという文脈(前掲注7参照)で上記の指標を提出しており、「ルールが義務を課すかどうか」に焦点を当てているわけではない。だから、ハートは、ラズがしたように①から④は社会的ルールが存在するための条件であり、⑤と⑥はそれが義務を課すルールであるための条件であるという分析には必ずしも賛同しないであろう。

ラズの理解では、①～④からすると、社会的ルールが存在するということは、ある集団の人々が規則的な行動パターンをとっており、それからの逸脱に対して批判的反応を示すという、実践が成立していることである。それがハートの立場を実践説とラズが呼ぶゆえである⁸。⑤と⑥はある社会的ルールが義務賦課ルールである条件を示す。⑤は、社会的ルールの存在条件である、行動パターンからの逸脱に対する批判的反応について、その強度が一定程度高いことを要求する。⑥は、文字通りに理解すれば、ルールが要求する行動が、行為者がしたいことと一致しない(例えば、ルールが要求する納税と、行為者が納税せず自分の趣味にお金を費やしたいということは衝突する)ことが蓋然的だと述べているようだが、このラズによるハート解釈には無理があるように思う。ハートが言いたかったことは、ルールが要求する行為(義務)が、行為者の願望と衝突する可能性が常にある(standing possibility of a conflict)ということであって⁹、たいてい衝突するということではなく、また衝突するからといって願望を優先して義務を果たさなくてもよい、などということにはならないということである¹⁰。要するに、私の理解では⑥はそれほど重要な条件ではない。重要なのは、⑤であり、社会的ルールが義務を課すものとみなされるかどうかは、批判的反応の強さに依存する程度問題だということになると考えられる。

注意されたいのは、これが、法体系に属するルールという意味での法的ルールの説明ではない、ということである。周知のように、ハートは高度に発展した法体系は、義務を課す一次的ルールと権能を賦与する二次的ルールとから構成されると主張した¹¹。そのような法体系には二次的ルールの一種である承認のルールがあり、どの規範が当該法体系の法であるかを判定する基準の役割を果たす。ハートが念頭に置く法体系では、あるルールRは、承認のルールをパスすると、法的ルールだとみなされる。その結果、Rは、ラズが『法の概念』から読み取った上述の6つの条件を満たさずとも、義務賦課ルール(しかも社会的ルールではない)でありうることになる¹²。

それでは、なぜラズは、義務を課す法的ルールではなく、義務を課す社会的ルールに注目するの

⁸ PRN, 49-53 参照。

⁹ CL, 87, 邦訳 149-150 頁参照。

¹⁰ 刑法規範や不法行為に関する説明であるが、CL, 27, 邦訳 62 頁参照。

¹¹ CL, 91-99, 邦訳 155-166 参照。

¹² 他方で、承認のルールは、(やや単純化して理解すると)法の妥当連鎖を遡ると最終的に行き着くルールであるから、承認のルールを妥当なものとするさらなるルールはない。だから、ハートは、(究極の)承認のルールは、実践されることによって、存在するような「社会的ルール」(本文中で説明した意味)だとみなした。CL, 110, 邦訳 182 頁参照。

か。それは、ある特定の法文を見て、それが義務を課しているのか否か判然としない場合があり、それに関しては法的ルールと社会的ルールを区別する理由がないからである。例えば、「 ϕ せよ」と命じる法文があったとして、これは ϕ する義務を課しているのか。 ϕ しなかったときに、制裁が科されないとしても、 ϕ する義務はあるのか。ここでのラズの関心は、ハートを手掛かりに、あるルールが義務を課すか否かの（有用な）基準を抽出すること（ができるのかどうか）にある。

ここで、車のスピード違反を例にとってみよう。標識は制限速度 60 キロを要求しているが、だいたい運転手が 70 キロ以下で走行するとしよう。すると、制限速度 60 キロという規則的行動パターンはなく、あるのは制限速度 70 キロという規則的行動パターンである。だから、制限速度 60 キロについて上記条件①が満たされず、スピード違反に対する人々による批判的反応の有無にかかわらず、標識上の制限速度を守る義務はないし、そのような行動をとる社会的ルールすらない、ということになる。他方で、たいていの人が 60 キロ超 70 キロ以下で走行している場合——他の 70 キロ以下で走行するという社会的ルールが成立する場合——にも、警察は速度違反者を 60 キロを基準に取り締まるとしよう。しかし、（ほとんどすべての殺人犯が処罰されるのとは異なり）、標識上のスピード違反者のうち、取り締まりを受けるのは不運な少数者にすぎない。実践説に基づく、60 キロ超 70 キロ以下のスピード違反者に対する批判的反応は、義務を賦課するほど深刻なものではないということになる。

ところが、60 キロの場合に比べると、70 キロで走行して事故を起こした場合に対する批判的反応はより激しいものとなる。だいたいの人が標識上の制限を守らず 70 キロ以下で走行するにもかかわらず、事故を起こした場合にはスピード違反に対しても批判的反応が加えられる。すると、実践説では、（標識上の制限速度を超えているが、社会的ルールとしての制限速度は超えていない）70 キロ走行で事故を起こした運転手は、制限速度 70 キロという社会的ルール——運転手に 70 キロ以下で走行する義務を課すのではない——の下で、60 キロ以下で走行する義務はないにもかかわらず、60 キロ超 70 キロ以下で走行する際は事故を起こさない義務があった、ということになる。

III 規範の影響力説

本節では、義務賦課規範（または D 法（duty-imposing law）とラズは呼ぶ）、権能賦与規範（または power conferring law を略してラズは P 法と呼ぶ）、そして許可法（M 法）の分類を検討する。ラズは、ハートの規範の実践説に基づいて義務賦課規範を分析した後で、後述する影響力に基づく O 規範という独自の概念を用いて、義務賦課規範と権能賦与規範に対して統一的な説明を与える。他方で、許可は規範ではないとして行為を指導しないものと位置づけている。

(1) D法

ラズは上述のハートの社会的ルールの分析から義務賦課規範がもつ次の3つの特徴を抽出する。(以下D法、義務賦課法、義務賦課規範という表現がたびたび出てくるが、基本的には「 ϕ せよ」と命じる規範を意味する。目下問題となっているのは、「 ϕ せよ」と命じる法を、義務を課すものとみなすための条件である。後に「 ϕ しない場合には、制裁を科せ」と規定するS法が出てくる。S法に裏付けられたD法が、義務を課すとみなされる。つまり、ラズにおいては、D法を義務賦課法と呼ぶときには、S法の存在が暗に前提とされている。)

D法の3つの特徴

- ① ある行為¹³が(社会的)義務として一定の人々に課される場合には常に、その行為をしないほうが(他の条件が等しければ)その行為をするよりも望ましくない(*less eligible*)ものとする要因が存在し、それが義務を果たす普通の理由(*standard reason*)を提供する。この要因とは、批判的反応を受ける見込みである。
- ② 義務を果たす普通の理由を構成する諸事実は、その存在について、人間の自発的行動〔その例は一般市民が示す批判的反応、役人による制裁¹⁴など〕に依存する。そうした自発的行動は、少なくとも部分的には、義務がまだ果たされていないという事実によって、惹起され、または動機づけられる。
- ③ 義務賦課ルールの存在は、批判的反応からなる持続的で複雑な行動パターンに依存する。批判的反応は、当該義務賦課ルールが存在する集団の大部分のメンバーに及び、そのメンバーである第三者(*bystanders*)によって正当である(*legitimate*)とみなされる。

(以上、*CLS* 150, 邦訳 176 頁。)

ラズが挙げる例で説明しよう。指を火の中に入れるとやけどするという事実は、(一般的に言って、やけどする——ここではやけどが批判的反応とみなされている——のは嫌であるから)指を火に入れない理由である、というように、ある行為の仕方を適当でないものとする継続的事実があれば、①の特徴が見出せる¹⁵(のでこの特徴は規範に特有のものではない)。義務賦課規範に引き付けて言えば、それが課す義務を果たさないことは、批判的反応を呼び起こす。批判的反応を避けたいということが普通の理由となって義務が要求する行為が行われる。

ラズによると、規範について語りうるのは(①に加えて)②が存在する場合、義務が課されるの

¹³ 著述の便宜上、以下では、不作為(義務)であっても、作為義務で代表させる。

¹⁴ 後述するが、役人の中には裁判官や警察、執行官などが含まれる。制裁は、刑事罰だけでなく、損害賠償等の民事制裁も含まれる。

¹⁵ *CLS* 150, 邦訳 176 頁参照。

はさらに③が存在する場合である¹⁶。規範は、行為を指導する基準である。ある行為は、それをしなかったときに批判的反應、特に（負の）サンクション（次段落参照）を受けるがゆえに、すべき行為となる。つまり、批判的反應またはサンクションのゆえに、義務が存在する。法が「 ϕ すべし。さもなくば、制裁を科す」と定めている場合、 ϕ がすべき行為であり、義務であるのは、サンクションが課されるがゆえである。②ではじめて規範を語ることができるのは、義務を果たす普通の理由が、義務を果たさなかったときに待ち受けている批判的反應を避けたいという思いによって行為を動機づけられるという点に、行為を指導するという規範の本質が見いだされるからである。

最後に③について。法においては③の存在は当然のことだとされる。法の特色は、批判的反應が、組織されたサンクションという形態になっていることにある¹⁷。つまり、役人が制裁を科すという、法適用活動である。ラズは（法的な）サンクションと（その他の）批判的反應の重要な相違点として4点を挙げている¹⁸。第一に、サンクションは、法的権利や地位の剥奪、義務の賦課、生命、自由、健康、所有物の剥奪、その他の手段である。第二に、サンクションの執行は、その妨害を防ぐための実力行使によって、保障される。第三に、サンクションの性質（誰が、どんな手続を経て、いつ執行するか）が法で比較的正確に決められている。第四に、法的サンクションの適用は組織化されており、裁判所や警察などによってサンクションの適用が規律される。この区別に基づくと、公的機関は、法違反者に対して法的なサンクションによって反応する場合と、上司が部下を叱責するように非公式に批判的反應を示すことがある。①に引き付けて言えば、人々が法的義務に違反した場合には、役人がサンクションを適用する、つまり、サンクションを課されることは（一般に人々にとって不利益であることが多いので）、人々にとって法的義務違反を望ましくないものとする要因である¹⁹。②の観点では、サンクションが人々にとって不利益であることが義務を果たす普通の理由となって、行為を指導する²⁰。ラズによると、こうしたサンクションの中には、刑事罰だけでなく、民事上の救済手段（原状回復、損害賠償など）も含まれる²¹。

ところで、サンクションが伴わない法的義務はあるのだろうか。ラズは、サンクションを定める法をS法と呼ぶ。日本の刑法のように「 ϕ したものは、Sに処する」という規定は、サンクションを定めるS法である。（この場合、D法は「 ϕ するな」という義務を課すものとみなされる。）（さらに、ラズは、サンクションの適用を義務づける法をDS法、サンクションの適用を許可する法をMS法として区別する²²が、本章にとっては些末な区別であるからこれ以上立ち入らない。）

¹⁶ *CLS*, 150, 邦訳 176 頁参照。

¹⁷ *CLS*, 150, 邦訳 177 頁参照。

¹⁸ *CLS*, 150-151, 邦訳 177-178 頁参照。法は単なる批判的反應よりも、義務違反に対するサンクションの適用を確実なものとしようとすることで、行為を指導する性質を強めようとしている。

¹⁹ *CLS*, 150, 邦訳 177 頁参照。

²⁰ *CLS*, 150, 邦訳 177 頁参照。

²¹ *CLS*, 152, 邦訳 179 参照。

²² *CLS*, 156, 邦訳 182 参照。

結論から述べると、名宛人が一般市民である D 法の存在はすべて、対応する S 法の存在に依存する²³。つまり、市民が法的義務を負う必要十分条件は、その違反に対してサンクションが規定されていることである。それに対して、役人に対して向けられた D 法には対応する S 法がないものもある。

上述の説明では「 ϕ すべし」と命じるルールが義務を課すものであるかは、批判的反応やサンクションの裏付けがあるかどうかによって依存するのであった。ラズによると、法が義務を課しているかどうかを決める際に、一般市民の批判的反応も意味をもつことがあるが、特に重要なのは、法適用機関——ラズは裁判所を重視している²⁴——のサンクションである。

ここでは、お金を支払うという例を挙げてみよう。日本の刑法では、他人の財物を窃取した場合の刑罰として罰金刑も規定されている。これは「盗むな」と命じているのであって、「お金を払ったら盗んでいいですよ」と言っているわけではないと普通は理解されている。他方で、日本の税法では、不動産の所有者は固定資産税を支払わなければならない。これは「不動産を所有するな」と命じているのではない。罰金の支払いも税金の納付もお金がかかる——どちらもものたいていの人にとっては不利益になる——という点では共通しているが、罰金を科すことだけが義務を課すサンクションだとみなされている。（役人によるサンクションに比べると重要度は下がるが）一般市民の批判的反応としても、他人の財物を窃取することは非難を呼び起こす（そして、窃取しないことが義務だとみなされている）が、不動産を所有しても非難されない（し、不動産を所有しないことは義務だとみなされていない）。（D 法に対応する）S 法とみなされるのは、税を課す法でなく、罰金を規定する法である。ここでの D 法は「他人の財物を盗むな」であり、S 法は「他人の財物を窃取した者には罰金を払わせよ」である。罰金刑は法適用機関が科すサンクションであり、一般人による批判的反応は、窃盗犯に対する（口頭の、あるいは暴力的な、またはその他の）非難である。

すべての D 法が対応する S 法をもつのかという検討に移ろう。ラズによると、対応する S 法がなくても（つまり、違反に対して役人によるサンクションの賦課がないとしても）、（一般人や、職階制度上の上位者からの叱責といった）批判的反応がある場合には、義務を課すものとみなせる場合がある²⁵。それを判定する決定的な基準はないが、権限超越行為や権限濫用行為をした場合に（S 法がなくサンクションが科されないとしても）そういった行為が良い結果をもたらしたかどうかとは無関係に、「ルールに反した」という理由で非難されるときには、S 法の裏付けのない法的義務の存在が示唆される²⁶。

²³ *CLS*, 156, 邦訳 183 頁参照。ラズの理解では、S 法は、対応する D 法が存在しなければ、存在しえないので、サンクションを科そうとするだけの法は存在しえないということになる。

²⁴ 「法適用機関の批判的反応は、裁判所が判決を下す際の判決理由の中に最も特徴的に表現されている。」*CLS*, 152, 邦訳 179 頁。批判的反応とサンクションの違いについては注 18 に対応する本文で述べた。

²⁵ *CLS*, 153-154, 邦訳 180-181 頁参照。

²⁶ *CLS*, 154, 邦訳 181 頁参照。

すでに明らかなことだが、法的ルールは、IIで検討したハートの社会的ルールと違って、その存在のために人々の規則的な行動パターンを必要としない。立法府が法を制定しさえすれば、法的ルールは、一度も従われる機会がなくとも、存在する。それが義務を課すものになるのは、違反に対して役人がサンクションを科すことによってである。今問題としているのは、この「役人がサンクションを科す」という条件が満たされないのに、義務賦課法が存在するかということである。立法府がある法Lを制定したが、サンクション規定（S法）は制定しなかったというときに、LをD法と解してよいのはどういう場合なのか。

ここでは、被疑者を起訴する検察官を例に挙げてみよう。日本の刑事訴訟法では、検察官が公訴を担当するが、一定の条件下では「起訴しないことができる」。検察官は、被疑者を起訴するか否かについて裁量をもつ。ところで、検察官も裁量の行使を誤り、起訴すべき者を起訴しないということがある。例えば、大物政治家が選挙区の地方議員を買収したという公職選挙法違反の事例で、検察官が、ヤミ司法取引をして、買収された地方議員からその政治家によって買収されたという証言を聞き、犯罪の実態を調べる見返りとして起訴しなかった場合には、起訴裁量の行使を誤ったといえよう。検察官は起訴しなかったことに対して刑事罰を科されない。その意味で、この裁量行使は、法的サンクションの裏付けがない。しかし、不適切な裁量行使には、検察審査会や一般市民からの批判的反応がある。検察審査会は、検察官の不起訴処分を審査し、起訴相当判断を二度下すと、被疑者は強制起訴される。検察審査会が下す起訴相当（または不起訴不当）判断は、検察官の不起訴判断に対する批判的反応とみなせる。それは、検察官が、被疑者を起訴すべきかどうかを、被疑者を有罪にできるかどうかで決めているという（裁判において敗訴しないことだけを狙った）裁量行使の在り方が、「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現する」（圏点は大上による強調である。）という刑事司法の理念を掲げたという刑法1条に反するという批判なのである。要するに、起訴裁量の行使には、何の制約もないというわけではない。このような批判は、法的サンクションの裏付けがなくとも検察官の裁量行使は、刑事司法の理念にもとるような起訴裁量の不行使をしないように検察官は義務づけられていると示唆する。（他方で、一般市民からの批判的反応もある。例えば、被買収者を見逃すことは、半分は買収を認めるようなものであり、それは金で当選を買うことを認めるようなものなのだから、民主主義の根幹が揺らぐと批判されたり、また、公選法によれば、買収者だけでなく、被買収者にも刑事罰が科されることになっているにもかかわらず、見逃したという場合には、検察官は、不適切な裁量行使をしたとして批判されるだろう。日本版司法取引では、公選法は対象でないから、このようなヤミ取引に基づく不起訴処分は、「ルールに反した」といえるかもしれない。）

まとめると、「 ϕ すべし」と命じるルールが、 ϕ する義務を課しているかどうかは、批判的反応によって決まる。名宛人が一般市民である場合には、D法の存在はすべて、対応するS法の存在に依存するが、役人を名宛人とする「 ϕ せよ」と命じるD法の場合には、対応するS法がなくとも、検察審査会のような公的機関や一般市民による批判的反応があるなら、当該D法を義務を課すものとみなすことができる場合がある。

(2) O規範

ところで、ラズによると、上記の義務賦課法 (D法) も後述する権能賦与規範 (P法) も、次のように定義されるO規範²⁷の派生物にすぎない。

O規範の定義：

- ① ζ は状況行為 (act-situation) を表し、行為者がある状況 C_1 においてある行為 A_1 をすることである。
- ② γ も状況行為を表し、ある行為者が C_2 において A_2 を行うことである。(ラズは述べていないが、①の行為者とは別人である場合がある)
- ③ ρ は、任意の包括的事態を表す。
(後述するが、 ρ は、 ζ や γ をした後に発生する何らかの事態である。)
- ④ O規範は、 $\zeta + \rho$ と表現され、その読み方は、「行為者は C_1 において A_1 することにより、 ρ についてのO権能(power)をもつ」である。すなわち、O規範は、O権能を賦与する規範である。
(以上、CLS 159, 邦訳 187 頁参照。番号は大上による。)

あらかじめ注意点を指摘しておく、ここでの権能は、分析法理学でよく見かける法律関係や規範的地位を変更する power ではなく、何らかの事実的状况を発生させる因果的影響力 (influence) としての power である。これが、私がラズの規範の理論を影響力説と呼ぶ理由である。O規範を用いた影響力説は次の3つの段階から成る²⁸。

O規範を使った規範の理論：

第一段階：普通の理由 (standard reason) の存在

次の3つの条件が満たされる場合に、ある行為をする普通の理由が存在する。

- ① ζ の一例 (an instance of ζ) が発生したすると、引き続いて ρ の一例 (an instance of ρ) が発生する相当の蓋然性があること。
- ② 行為者 (すなわち、任意の機会に ζ をする人) はたいてい①について知っていること。
- ③ ζ の一例に引き続いて ρ の一例が発生することは、行為者の視点で、望ましいか望ましくな

²⁷ “O”が何を表すかは原文からは明らかでない。意味から判断すると“original”が適しているのだが、別の文脈で original law (norm) という表現が出てくるので、適当に付けたものであろう。また、ラズは、O規範を、ギリシャ文字 ζ 、 γ 、 ρ を使って説明するが、それは、P法、P規範、PR権能、PL権能などの“P”を使った略記表現と区別するためであろう。

²⁸ CLS 159-160, 邦訳 187-189 頁参照。

いかのいずれかであることが非常に頻繁であること。

(以上、CLS 159, 邦訳 187 頁)

以下でも状況行為 (ζ や γ と表記される) ——一定の状況で一定の行為をすること——の一例という表現が何度か出てくる。ラズは説明していないが、 ζ 、 γ 、 ρ は、集合の名前を、その一例は集合の元を表しているとみてよい。ラズはこの定義の説明において「の一例」という表現を断りもなく省略しているから、集合と要素の区別をあまり重要視していないのかもしれない。

行為者が、ある行為 ζ をすると何らかの事態 ρ が発生し (①)、そのことを行為者がたいていは知っている (②)。 ρ は行為者にとって望ましいか、望ましくないかのいずれかであるから (③)、 ρ は行為者が ζ をする、またはしない普通理由となる。ラズは、「普通」(standard) の意味を説明していないが、おそらく、人がある行為をすべきかどうかは、その行為がもたらす結果が自分にとって利益になるのかどうかという帰結主義的な考慮で決まるのが普通だとラズは考えているのであろう。

この普通の理由の存在についてラズが挙げる例を見てみよう。部屋が寒いという状況で暖房をつける (ζ) と、部屋が暖かくなる (ρ)²⁹。寒い部屋にいる者 (ここでは暖房をつけようとする行為者) にとって部屋が暖かいことは望ましいことなので、 ρ は ζ をする普通の理由になる。逆に、 ζ が ρ を引き起こすとしても、真夏には ρ は望ましくないので、 ρ は ζ をしない理由である。(厳密にいうと、 ζ が「寒い状況で暖房をつけること」を意味するなら、「真夏に暖房をつける」ということは ζ の一例なのかという疑問があるが。)

先に見た O 規範の定義との関係では、行為者は寒い部屋で暖房をつけるという状況行為 ζ によって、部屋が暖かくなるという事態 ρ を発生させることができるので、彼は ρ についての影響力 (権能) をもつ。もっとも、この第一段階だけでは行為の理由があるというだけで、規範の存在を語ることは至らないが。実際、暖房をつけることについて規範を語ろうとは誰も思わないであろう。ラズがこの第一段階で言いたいのは、ある状況行為 ζ が何らかの状態 ρ を引き起こすことができる場合 (つまり、 ρ を発生させるかどうかは行為者次第だという場合) に、状況行為 ζ の理由は、行為者が ρ を引き起こしたいかどうかにかかっているということである。

また、③は前述した義務賦課法の説明を想起させる。 ϕ せよと命じる規範は、 ϕ しなかったときに発生するサンクションに裏付けられることで、行為を指導する。現代社会では、一定の状況で刑法上の義務を果たさないこと (ζ) は、ほとんどもれなく刑罰 (ρ) を発生させるであろう。刑罰を科させることは、一般的には不利益となり望ましいことではないので、 ζ に引きつづいて ρ が発生することを知る者にとっては、 ζ をしない普通理由となる。

²⁹ CLS 159, 邦訳 187 頁参照。正確には「 ζ の一例」とすべきであるが、著述の便宜上、「一例」は省略する。本文で述べた通り、ラズも「一例」は省略している。

第二段階：前規範的状況

- ④ ρ が γ をすることのすべての例と同一であるかまたは γ したことの帰結であり、かつ、 γ の一例が ζ をする全事例に引き続いて発生しやすいこと。
 - ⑤ ζ をすることは、 γ をする理由であるか、 γ をする動機の一部であること。
 - ⑥ 条件④と⑤が満たされていることを、 ζ をする者が知っていること。
- (以上、CLS,160,邦訳188頁)

ζ をすると、 γ をすることになり、それが ρ を引き起こす(または、 γ することが即 ρ である。) (④)。前述の普通の理由の存在に関する第一段階の条件が満たされていることを前提にすると、 ρ の望ましきや望ましくなさは、 γ ないし ζ をし、またはしない普通の理由となる。⑤は、ある行為者が ζ することが、別の行為者が γ する理由(または動機の一部)となることを意味する。

先の暖房の例をラズはここでも用いている。親が子どもに暖房をつけるようお願いして(ζ)、子どもが暖房をつける(γ)と、部屋が暖かくなる(ρ)³⁰。親は、子どもが暖房をつけること(γ)によって、部屋が暖かくなること(ρ)を知っており(④、⑥)、また自分がお願ひすれば(ζ)、子どもが暖房をつけてくれる(γ)——つまり、親に頼まれたことが、子どもが暖房をつける理由である——と知っている(⑤、⑥)。親は ζ をすることによって、子どもに暖房をつける(γ)させた結果、部屋を暖かくした(ρ)がゆえに、親は「 γ と ρ について」³¹影響力(O権能)をもつ。注意すべきことに、 ζ の行為者は、最終的に発生する事態である ρ について影響力をもつだけでなく、別の行為者が γ することについても影響力をもっている。定義上、 ζ の行為者は、 ρ について影響力をもつためには、 γ についても影響力をもっていなければならない。

もう一例挙げると、客が客間で寒そうにコートを着ている(ζ)と、主人がそれを察して暖房をつけ(γ)、部屋が暖かくなる(ρ)³²。客は、主人の気が利く性格を知っており、つまり、寒そうにしていれば、暖房をつけてくれる(γ)と知っており、それによって ρ を引き起こしたのであるから、 γ と ρ の発生について影響力(O権能)をもつ。

第三段階：規範の存在

上記6つの条件が満たされた上で、次の二つの条件が満たされると、規範が存在すると述べる事が正当化される。

- ⑦ ζ の諸例の遂行の帰結として γ の諸例を遂行することは、様々な機会に、一定の住民の大多数のメンバーの積極的参加や黙認を伴う(involve)こと。
- ⑧ 条件⑦が満たされていることを当該住民が広く知っていること。

³⁰ CLS,160,邦訳188頁参照。ここではわかりやすくするために親が子にお願ひする例に変えた。ラズ自身の例では行為者は明記されていない。

³¹ CLS,160,邦訳188頁。

³² CLS,160,邦訳188頁参照。

(以上、CLS,160,邦訳188頁)

第二段階の例から明らかなおりに、ラズは、 ζ の行為者と γ の行為者は別人であると暗に想定しているようである。⑦と⑧から分かることは、 ζ の後に、 γ が引き続いて起こることが、集団的に受け入れられているということである。

第二段階での例を再び用いると³³、(O)規範が存在すると言いうるには、親が子どもに暖房をつけるように言って(ζ)、子どもが言いわけどおりに暖房をつける(γ)こと——親が子どもの行為 γ について影響力をもつこと——という実践が、他の集団のメンバーから黙認されていたり(つまり、子どもに暖房をつけさせても批判されない)、他の親子もそのような実践を行っている(他の集団のメンバーがこの実践に積極的に参加している)場合に(かつ、そのことを多くの人が知っている(⑧)場合に)、O規範、すなわち「親は、子どもに暖房をつけてお願いすることによって(ζ)、子どもに暖房をつけさせ(γ)、部屋を暖かくする(ρ)場合に、 γ と ρ についてO権能をもつ」と語ることができる。

以上が、規範の影響力説の要諦である。 ζ のあとに γ が発生し、 γ のあとに ρ が発生するという、いくつかの事態が連鎖的に発生する場合に、言い換えると、最初の行為者(ζ をした人)に、 γ や ρ についての影響力(権能)がある場合に、さらに ζ をした者が属する集団の他のメンバーたちも ζ や γ をしたり、それをするに公然と異を唱えないという場合に、 ζ をする者に γ や ρ についての権能(影響力)を賦与するO規範があると言いうことが正当化される。

ところで、なぜO規範は規範と呼ばれるのか疑問に思われるかもしれない。この肝心なことをラズは説明していない。O規範は、O権能を賦与する規範であり、それは、「行為者は、ある状況 C_1 において行為 A_1 をすることにより、何らかの事態 ρ を生じさせることができる場合に、 ρ についてのO権能(つまり、因果的影響力)をもつ」ということを意味する。規範の本質は行為を指導ことにある。O規範は、規範がもつ行為を指導する性質を因果的影響力によって説明しようとするものである。行為者の状況行為 ζ が、結果として何らかの事態 ρ を発生させる場合に、状況行為 ζ すべきか否かは、その後発生する ρ が望ましいかどうかにかかっている。「O権能を賦与する」とは、行為者の状況行為 ζ と何らかの事態 ρ の間には因果関係があるということと同じである。

(3) D法とO規範

O規範からその他の規範が派生するということは、言い換えると、行為者の状況行為に続いて、他の状況行為や、何らかの事態が連鎖的に発生するという影響力の観点からD法やP法を説明する

³³ ラズ自身は第三段階では暖房ではなく、食料配給の例を挙げている。親が子どものために食料を求めると(ζ)、担当者が食料をもってきてきれて(γ)、その結果、食料を獲得できる(ρ)。CLS,161,邦訳189頁参照。本文でこの例を取り上げなかったのは、暖房の例を一貫して用いた方が、わかりやすいと考えたからである。

ことができるということである。

上述したとおり、O規範は「 $\zeta + \rho$ 」と表される。 ζ をすることで ρ を発生させる者は、 ρ についての権能をもつ。（ここでは γ がないがO 上記第二段階④から γ が即 ρ となる場合がある。そのとき ρ は状況行為を表すことになる。） ζ することを命じるD法も同じように説明できる。ラズは次のような記号表現を導入する³⁴。

- ① $\zeta!$ 「 ζ をすることが命じられている」と読む。
- ② $\zeta! \rho$ 「 ζ は、苦痛 ρ を裏付けに、命じられている」と読む。
- ③ $\neg \zeta$ 「 ζ をしないこと」を表す。
- ④ $\neg \zeta + \rho$ 「 ζ しないことが、 ρ を発生させる」（O規範の定義「 $\zeta + \rho$ 」と比較せよ）
さらに、②と④について、
- ⑤ 「 ρ が ζ をしなかった帰結として生じる場合に、 ρ がその規範の名宛人によって不利益とみなされるのが普通であるならば、『 $\zeta! \rho$ 』と『 $\neg \zeta + \rho$ 』は同義である」

ζ することを命じるD法は、「 $\zeta! \rho$ 」または「 $\neg \zeta + \rho$ 」と表すことができ、「 ζ せよ、さも無くば、苦痛 ρ を与えるぞ」という意味である。

煩雑だが ζ が作為である場合と、不作為である場合に分けて例を挙げてみよう。D法が親は子供に食事を与えよと命じ、それに背いたときにはS法に基づいて処罰を与えられる場合、②の形式では「親が子供に食事を与える（ ζ ）ことは、苦痛である処罰（ ρ ）を裏付けに、命じられている」、④の形式では「親が子供に食事を与えない（ $\neg \zeta$ ）ことは、S法に基づく処罰（ ρ ）を発生させる」となる。④から上述（2）で見たO規範の定式に変形できる。親は ζ しないことによって ρ を発生させることができるから、 ρ について影響力（O権能）をもつ。ここで、子どもに食事を与えよと命じるD法とそれに違反した場合に処罰を受けさせるS法は、親に、子どもに食事を与えないことによって（ $\neg \zeta$ によって）、自分に対する処罰を発生させること（ ρ を発生させること）についてのO権能を賦与する、O規範である。

不作為の場合には次のようになる。人を殺すなど命じるD法（と違反時の処罰を規定するS法）を例にすると、 ζ は「人を殺さないこと」、 $\neg \zeta$ は「人を殺さないことをしないこと＝人を殺すこと」、 ρ は刑罰を表す。②形式では「刑罰（ ρ ）を裏付けに、人を殺さないこと（ ζ ）が命じられている」となり、④形式では「人を殺さないことをしない（ $\neg \zeta$ 、つまり、人を殺す）と、刑罰

³⁴ *CLS*, 161, 訳書 189 頁参照。これらの記号表現はラズの著作では（*CLS*内ですら）二度と登場しないから覚える必要がない。ラズがこのような記号表現を用いるときは無意味であることが多い。無駄に難解な論述の仕方に *CLS*の評者も苦言を呈している。P.J.Fitzgerald, "The Concept of a Legal System by J. Raz" *The Modern Law Review*, 34 (5) (1971), pp. 586-589 参照。ちなみに、この書評は JSTOR で閲覧できるが、そこでの評者の登録名は、P.J.Fitzgerald となっている。下線部は g であるべきだが、おそらく入力者が、書評の p. 589 の大文字で書かれた執筆者名の G を O と見間違えたと考えられる。

(ρ)が発生する」となる。④は O 規範の定義に変形できる。行為者は、 \neg とすることによって、 ρ が発生させることができるから、 ρ について影響力(O 権能)をもつ。したがって、人を殺すなど命じるD法とそれに背いたときの処罰を規定するS法は、行為者が \neg とすることによって、彼が ρ を引き起こさせる O 権能を賦与する O 規範である。

行為者は犯罪をしなれば、冤罪ででもない限り、刑罰を科されることはない。そのような意味で、行為者は犯罪をするかしないか選択することで科刑をもコントロールすることができる。そうであれば、刑罰 ρ はたいていの行為者にとって苦痛であるから、それを避けたいということは \neg としない普通の理由となる。これが影響力(権能)を用いたD法の説明である。より正確を期すためには、上述の第三段階の⑦と⑧の検討もすべきであろう。犯罪をし(\neg と)、刑罰が宣告され(γ)、刑が実施される(ρ)。ここには犯罪者が属する集団の中でも警察や検察、裁判所などの積極的参加と、犯罪者が処罰されることを非難する人はほとんどいないという意味で黙認が成立するから、規範の存在を語る事が正当化される。

ラズがやろうとしたことは、因果的影響力という概念を用いて、行為を指導するという規範の本質を、規範の種別を超えて統一的に説明することである。法は、上述の義務賦課規範であれ、後述する権能賦与規範であれ、一定の行為が行われたら、その後どうなる(べき)かを定めている。上で検討してきたとおり、ラズは、行為者が行為決定に際して、行為の帰結を望むか否かという帰結主義的な考慮を普通はするものだとみている。望ましい場合には、それが行為する普通の理由となり、望ましくない場合には、それが行為しない普通の理由となる。我々が行なった行為の帰結を法が定める場合にもこのことが当てはまり、制裁が伴う D 法は、多くの人にとっては不利益となる制裁は望ましくないから、それが当該 D 法に従う普通の理由となる。

(4) 権能賦与規範(P法)とO規範

義務賦課法が義務違反時に科される不利益の望ましくなさによって、名宛人の行為を指導しようとするのに対して、権能賦与法は、人々の「願望を実現する便宜を与える」³⁵ことによって、行為を指導する(つまり、願望実現の望ましさが、権能行使の普通の理由となる)。ラズは、権能賦与規範を、法の存在や適用に影響を与える統制権能賦与規範(またはPR法:PRは“power to regulate”の略である)と、新たな法を作る立法権能賦与規範(またはPL法:PLは“power to legislate”の略である)に分ける。

³⁵ CL, 27, 邦訳 63 頁。これはハートが特に注目したタイプの規範である。ハートはその中に、権能を行使する能力(capacities)を決めるルール、権能行使の形式と手続を明らかにするルール、権能行使によって創造される権利義務の構造や存続期間を決めるルール、立法者が立法権能をもつ主題についてのルール、立法府のメンバーの資格を決めるルール、立法の手続と形式を決めるルールなどを含める。ラズによると、これらは権能賦与規範と関係をもつがゆえに重要ではあるが、直接には行為を指導しないがゆえに規範ではない。CLS, 159, 邦訳 185-186 頁参照。

(4-1) 統制権能賦与規範³⁶

ところで、 \dot{O} 規範の存在は、(上述第三段階の⑦と⑧から)「人々の行動に対する、人々の広く知られた統一的反応に依存している」³⁷ということが分かる。つまり、 ζ をし、 γ をすることによって、 ρ が発生するというを、多くの人が行なっていたり、黙認したりする。そういった人々の統一的反応が偶然でないとしたら、(γ が ρ を発生させること、または γ が即 ρ であることを前提にして)「 ζ の場合には γ せよ」($\gamma!$ when ζ) (ζ の行為者が ζ したなら、 γ の行為者は γ せよ)という規範が存在することがあるとラズは言う³⁸。この規範のおかげで、状況行為 ζ および γ と、何らかの事態 ρ との間に因果連鎖が出来るから、 ζ する者に、 γ と ρ についての \dot{O} 権能を賦与する \dot{O} 規範が存在するということになる。

ラズによると、 ζ の行為者に ρ についての \dot{O} 権能を賦与する \dot{O} 規範と、「 ζ の場合には γ せよ」という γ の行為者を名宛人とする規範との間には「統制的関係」(regulative relation)という内的関係(internal relation)が成立する。一方で、 \dot{O} 規範の存在は「 ζ をした場合には γ せよ」という規範の存在に基づいている。というのは、「 ζ をした場合には γ せよ」という規範がないとしたら、 ζ 、 γ 、 ρ の間に因果的な連鎖が形成されず、 \dot{O} 規範が存在しないからである。他方で、 \dot{O} 規範は、「 ζ をした場合には γ せよ」という規範の適用を統制するからである。どういうことかという、ある行為者が ζ をするか否かは、 ρ を欲するかどうかにかかっている、言い換えると、(\dot{O} 規範は ρ についての \dot{O} 権能(つまり、因果的影響力)を賦与するわけだが) ρ を発生させるかどうかは、行為者が \dot{O} 権能を行使するかどうか(つまり、 ζ するかどうか)にかかっている。そして、 ζ するかどうか、 γ した場合には γ せよ」という規範が適用される、 γ の行為者が γ するかどうかを左右する。このような、「 ζ の場合 γ せよ」という規範を統制する権能を、統制権能(power to regulate)と呼ぶ。ラズは、以上で説明された(ζ することで、 γ 、 ρ を連鎖的に発生させる)権能は、D法(「 ζ の場合 γ せよ」という規範に当たると考えられる)の適用を左右することになる。

ところで、ラズは以上の抽象的な説明のほかには、 ζ 、 γ 、 ρ が権能賦与規範のどの部分に相当するかについて全く説明していない。*PRN*の規範的権能の説明をする箇所³⁹で改説した述べているから、権能の説明において難点があると考えたのかもしれない。ラズは、所有権を移転する権能が統制権能の例だとする⁴⁰。私見では、これを、状況行為 ζ および γ と、何らかの事態 ρ の連鎖的発生として分析するのは困難である。ラズは、統制権能の説明では、「 ζ の場合には γ せよ」という規範の存在が前提となるというが、これで所有権移転権能を説明しようとしても「 ζ の場合には γ

³⁶ *CLS*, 162-163, 邦訳 190-191 頁参照。

³⁷ *CLS*, 162, 邦訳 190 頁。

³⁸ *CLS*, 162, 邦訳 190 頁。以下、本文次段落も同頁を参照。

³⁹ *PRN*, 207-208(の巻末注 7, 対応する本文は p. 99 にある。)

⁴⁰ *CLS*, 163, 邦訳 191-192 頁参照。

せよ」に相当するものが見当たらないからである。所有権の移転は、所有者と相手方との間で起こる。(所有者との間に何らの規範的關係もない) 相手方が所有権者に対してその所有物を欲しいといっても、その所有権が相手方に移転するというにはならないから、相手方の行動は所有権の移転権能の行使ではない。所有権を誰かに移転するためには、所有者は相手方に向けてその旨の意思表示をすればよい。所有者が意思表示をする(ζ)ことによって、相手方に物の所有権が移転する(ρ)。所有権移転権能の行使の説明がこれで十分であるなら、上述の「ζの場合にはγせよ」に当たるものがないのである。

(4-2) 立法権能賦与規範

ラズは、立法権能賦与規範の説明では、もはやζ、γ、ρといった記号を持ち出すことすらしない。ここではあえてこの記号を使って説明してみよう。ラズによると、契約を締結する権能は立法権能である。契約の締結は、当事者にそれまでにはなかった債権債務関係を成立させるからである。契約の締結は、申し込む人(甲)と、それを承諾する人(乙)とによって行われる。甲が(乙に)自分の土地を売ることがを申し込む。申し込んだからといって、承諾が得られるとは限らないから、申込みは(O規範が賦与する権能(=影響力)を行使する行為である)ζではない。乙が、甲からの申込みを受けたことを前提に、それを承諾すれば契約が成立するから、申込みを承諾するという行為が(契約を成立させる権能を行使する行為)ζだと言える。つまり、甲からの申込みを承諾する乙の行為ζが、甲乙間にそれまでにはなかった債権債務関係ρを発生させる。これがO規範による、立法権能の説明である。

ここでγがないことに疑問をもたれるかもしれない。O規範の定義の第二段階目の④は、γが即ρである場合があることを示唆する。その場合ρは状況行為を表すことになる。債権債務関係という甲乙間の規範的關係は、一方の請求に応じて、他方は履行しなければならないという関係であるから、約束は守らなければならないというようなD法を前提に、甲から乙への請求ζ'が、乙による履行ρ'を発生させると分析できる。(付言すれば、O規範によるD法の分析の際もγはなかった。)

権能賦与規範は、賦与された権能行使ζが何らかの帰結ρをもたらずと規定する。行為者はρを望むか望まないかによって権能を行使するかどうか決める。つまり、行為するかしないかは、ζがρをもたらずという規定の存在を前提にして、ρの望ましきにかかっている。

以上、O規範によって、義務賦課規範(D法)と権能賦与規範(P法)が説明された。それは、ある行為とそれがもたらす帰結の影響関係によって規範を分析するものであった。ある行為は、それが何らかの帰結をもたらず場合——つまり、行為者は帰結の発生、不発生に対して影響力をもつ場合——、行為者がその帰結を欲すれば、それはζとする理由になり、欲しなければζしない理由となる。このことは義務賦課規範でも権能賦与規範でも変わらない。サンクションを避けることが義務違反行為をしない普通の理由であり、権能行使の帰結を望むか望まないかが、権能を行使し、または行使しない普通の理由になる。

次に論じる許可法（M法）は規範ではないから、O規範からは派生しない。

（５） 許可法（M法）⁴¹

φしてよい許可は、φすることが禁止されていないことだと定義される。「……個別の法によって禁止されていない行為はすべて許可されている」⁴²。以上の説明では、法は行為を命じたり禁じたりすることによって行為を指導する——そして、違反に対する強度の制裁が、命じられた行為を義務とする——から、禁止法の不存在として定義された許可は、行為を指導するものではない、つまり、（法ではあるが）規範ではない。

ラズによると、許可を禁止法がないこととみなすこの立場は、①「法によって明示的に許可されていないどんな行為も禁止される」という法がある法体系でも、②「法によって明示的に禁止されている行為以外は、どんな行為も許可されている」という法がある法体系でも、成立する⁴³。注意すべきことに、許可を禁止法の不存在だとする定義は②を意味するが、①とは関係ない。①は禁止は許可の不存在だと述べているからである。だから、ラズは、許可を禁止法の不存在と定義しておきながら、実際には、許可を禁止の否定とみなしていたのかもしれない。

①の場合、明示の許可がない限り、どんな行為も禁止される。例えば、朝食に納豆を食べてよいという明示の許可がないなら、朝食に納豆を食べることは禁止される。

それに対して、②の場合、明示の禁止がない限り、どんな行為も許可されている。朝食に納豆を食べてよいという明示の許可がないとしても、それを禁止されていないなら、納豆を食べることは許可されている。日本の法体系は、明示的に許可されていない行為がすべて禁止されているというわけではないから、建前上は②に近い。

次に許可法に移ろう。許可は禁止法の不存在（実際には、禁止の否定）であるから、許可（賦与）法（M法）は、禁止された行為を、許されたものにする。

M法の定義：行為者 x はある状況 C においてある行為 A をすることを許可されている

M法の解釈に関する規約：

……M法とD法が部分的に矛盾する場合、どちらも妥当であり、M法はD法の例外を表す。すなわち、D法は、その明示的な内容にもかかわらず、M法の下に分類される事例には適用されない。

（以上、CLS,172,邦訳 202 頁）

許可は禁止法の不存在であると定義された。M法はD法が適用されない例外——つまり禁止されていない部分——を作る。ある法素材（例えば、制定法の法文）をみて、それが許可法であるか

⁴¹ Mは「～できる」という意味の may を表すものと思われる。CLS,172,邦訳 202 頁参照。

⁴² CLS,170,邦訳 199 頁参照。

⁴³ CLS,170,邦訳 199-200 頁参照。

どうかを判定するためには次に3つの条件を満たす必要がある⁴⁴。

- ① ……M法によって許可された状況行為は、同じ……法体系に属する1つまたはそれ以上のD法によって禁止された状況行為の一事例である。しかし、M法によって許可された状況行為は、それらのD法のいずれかによって禁止された状況行為と同じ外延(co-extensive)をもつものではない。
- ② M法によって与えられた許可を、1つまたはそれ以上のD法によって賦課された禁止に対する例外とみなす理由が存在する。
- ③ 禁止に対する例外を別個の法とみなす理由が存在する。

例として、正当防衛を考えてみよう。正当防衛をM法とみなすためには、上記の①～③の条件が満たされる必要がある。xがいきなり殴りかかってきたので、yはxを防衛行為として仕方なく殴り返したとしよう。暴行を禁止するD法は、殴ることを禁止している。これは、xがyを殴る場合にも、yがxを殴る場合にも当てはまる(①の第1文)。防衛行為もD法が禁止する状況行為の一例である。ところが、防衛行為をする状況行為は、他者からの加害行為を受けるという状況における行為だという点で、暴行を禁止する法が想定する状況行為とは異なる(①の第2文)。だから、正当防衛として行われる行為を、D法によって禁止される行為の例外とみなす理由がある(②)。正当防衛は、相手の法益を侵害する行為であるにもかかわらず、D法の例外をなすものである。D法が「 ϕ するな」と命じ、正当防衛が「 ϕ してよい」と許可するのだから、それぞれ別個の法とみせる(③)。xがyに殴りかかったという状況(とその他の要件の成立下)では、正当防衛を定めるM法によって、yがxに対して防衛行為をとることが(D法の例外として)許可される。このように、許可法は、既存の禁止法の例外を作り、その意味で、禁止法は不存在となる。許可法は、行為を指導しないから(防衛行為をしなければならないわけではないし、当然防衛行為をしてはならないわけでもない)、規範ではない。

以上、ラズがCLSで提示した規範の理論の紹介をしてきた。要点を手短にまとめると次のようになる。義務賦課規範と権能賦与規範は規範として行為を指導する。それらは行為者の行為が他の事態を引き起こすという影響力の観点から分析され、自分が引き起こすことができる事態が自分にとって利益となるか否かが、それをするかどうかの普通の理由となる。他方で、許可法は、禁止法の不存在または義務賦課規範の例外とされ、行為を指導せず、それゆえ、規範ではない。

(5) H.L.A.ハートとの違いについて

ラズとハートの理論の違いについて一言だけ述べておこう。ラズは、ハートの社会的ルールの説明を出発点として影響力説を提示した。ハートは、法を命令とみなす立場に対抗して、法体系は義務を課す一次的ルールと権能を賦与する二次的ルールから成るものだとした。ラズがしたことは、

⁴⁴ CLS 172, 邦訳 202 頁。

権能には、統制権能と立法権能の2種類があると示したことのほかには、「それ〔社会統御の手段としての法の主たる機能〕は、法が法廷外での生活を統御し、指導し、計画するために利用される様々な仕方においてみられる」⁴⁵という法の行為指導性の観点から、法の分類を徹底しようとしたことにある。ハートは、二次的ルールの中に雑多なものを一まとめにして含めている⁴⁶。それに対して、ラズは、①そもそもそれが行為を指導するかどうか（義務賦課法と権能賦与法は行為を指導するが、許可法は行為指導しない）、そして②指導するとしてどのような仕方によってか（因果的影響力という観点から、行為すべきかどうかは、行為の帰結が行為者によって望ましいかどうかによる）という点に注目している。

（6） 小括

以上、CLSで提示された規範の影響力説を検討してきた。因果的影響力の観点から、義務賦課法、統制権能賦与法、立法権能賦与法の解明が試みられたが、腑に落ちない点も散見された。義務賦課法の分析では、行為者は、D法が禁じる行為をすることによって処罰され、行為をしないことによって処罰を免れるという意味で、刑罰の発生に影響力をもつ。行為者は、科刑についてのO権能（＝影響力）を、O規範によって与えられると分析されたのであった。単に、権能を影響力という概念で定義したと言えばそれまでだが、我々は行為者が処罰権能をもつとは普通は考えない。

また、権能賦与規範は、我々の願望を叶える便宜を与えるものとしたハートにラズも従っているにもかかわらず、行為者が（望ましくない）科刑についての権能をもつということにどんな意味があるのかラズは明らかにしていなかった。統制権能の分析においても、定義では、統制権能賦与規範は「この場合に γ せよ」という規範の存在に依存するとされていたが、ラズの挙げる所有権移転権能の分析では「この場合に γ せよ」という規範が見いだせないということが明らかになった。

このような問題点のためか、ラズは規範の影響力説を放棄して、排除説を支持するようになる。

⁴⁵ CL, 40, 邦訳 81-82 頁。〔 〕内は大上による補足である。

⁴⁶ 例えば、「遺言や契約をする権限の背景にある、権限を行使する者がもつべき能力（capacity）や本人の最低限の資質（たとえば成人していることとか正気であること）に関するルール」（CL, 28, 邦訳 64 頁）、立法権限行使の背景にあるルールとして「立法機関のメンバーの資格や身許を定めるルール」（CL, 31, 邦訳 68 頁）である。（引用中の「権限」は原文では“power(s)”であり、本文では一貫して権能と訳した。）ラズの理解では、これらのルールは、行為を指導しないが、権能賦与法と内的関係をもつ——ここでは、権能賦与法の「解釈と適用に関わる」（CLS, 158, 邦訳 186 頁）——ことによって意義をもつ。

IV 比較——影響力説と排除説

以下では、影響力説と排除説の比較を行う。ラズが『実践理由と規範』で提示した規範理論は第2章ですすでに取り上げた。ここでは、そこでの議論を前提に、ラズの規範の理論がどのように変遷したのか検討しよう。

(1) 行為理由

影響力説でも、排除説でも行為理由についての言及がある。ところが、その意味は異なっている。影響力説では、すべき行為の理由というよりは、動機づける理由としての意味が前面に出ていた。人は行為をした結果、望ましい結果がもたらされるなら、それをするように動機づけられ、逆に、望ましくない結果がもたらされるなら、それをしないように動機づけられる。これが影響力説による行為を指導するときの説明である。

他方で『実践理由と規範』では、理由はすべき行為を根拠づけるものだとみなされ、(命令的な)法は、一階理由と排除理由の組み合わせだと考えられていた。法は、諸理由を排除する理由であるがゆえに、大体的場合において、すべき行為を決める実践的推論において決定的な役割を果たすのである。

(2) 規範分析の観点

規範の影響力説では行為者の観点が重視される。ラズは、一般に人は望ましい結果をもたらすことをし、望ましくない結果をもたらすことを避けるという行動原理をとるとしていた。行為者は、自分がする行為の結果として生じる事態を望ましいものとみなすかどうかによって、行為をするかしないかを決める。義務賦課規範を例にとると、法が人を殺した場合に処罰をもたらすと規定する場合、処罰を受けることを望ましいと思わない者は、殺人行為を控える。法は、我々の行為の帰結——それを望ましいと思うかどうかは人それぞれだが——を定めることによって、行為を指導する。

排除説では、権威者(規範定立者)の意図が、分析観点として採用されていた。我々が規範を様々な仕方では受け取るが、少なくとも権威者は、命令の意図で出された規範を、排除理由すなわち命令以外の理由では行為しない理由として受け取るべきことを意図する。殺人を禁止する法があるとすると、それは殺人しない一階理由であり、かつ、法以外の理由では行為しない排除理由の組み合わせ、すなわち保護された理由である。

(3) 義務賦課法(命令規範)と制裁

自分の行為が何をもちよるすかによつて行為すべきかどうかが決まる影響力説では、刑法規範がまさに義務を賦課するのは、処罰規定が存在することによる。つまり、殺人をしたとしても、処罰をはじめとする批判的反應がない場合には、殺人行為の結果として何も——望ましいこともそうでないことも——生じない。影響力説では、行為の結果として、行為者にとって望ましくない結果が発生しないなら、その行為は禁止されていない——少なくとも義務ではない——のである。

他方で、法を排除理由とみなす場合、行為に制裁が科されるかどうかは、それが義務として禁止（または命令）されているかどうかとは関係がない。行為が禁止されているかどうかは、発令者が名宛人に法令をどう受け取ってもらおうとしているかという意図の問題だからである。それは、行為者に、法令以外の理由では行為しない理由として受け取られることが意図されている。

(4) 権能行使行為の特定

権能賦与規範について比較すると、最も重要な違いは、権能を行使する行為が何であるのかを決める基準が『実践理由と規範』では提示されていることである。影響力説では、 ρ することによつて ρ が発生するとき、行為者は ρ についての O 権能（影響力）をもつとされた。行為者は申し込みに対して承諾することによつて、契約を締結する権能をもつが、他方で、殺人をすることによつて処罰を受ける権能をもつ。我々は契約締結権能ないし承諾権能をもつことについて違和感はないが、処罰権能ないし殺人権能があるということについては違和感がある。上述したように、権能は我々の便宜を叶える手段とみなされており、殺人はその中に含まれないと考えているからである。

他方で、『実践理由と規範』では、権能行使する行為を特定する基準が提示された。そこでは、権能の行為は、規範的効果の発生（例えば、規範の創造、改廃、法律関係の変更など）をもちよるす。それは、規範的効果の発生を当事者の意思にかからせることが望ましいからという理由で、行為者の行為は権能行使となる。例えば、 y が x の申し込みに対して承諾するという行為が契約締結権能の行使となる理由は、 y の意志（承諾）によつて、 x と y 間に債権債務関係が発生するようにさせることが望ましいからである。他方で、殺人を権能の行使と我々がみなさないのは、人を殺した結果として処罰される場合に、当事者の意志で契約を結ぶ場合に見出せるような望ましさがないからである。

(5) 許可概念

影響力説では、許可法は、規範ではなかった。なぜなら、許可は禁止法の不存在を意味し、あれをしるとも、あれをするなどとも言われていない——つまり、行為を指導しない——ことを意味するからである。殺人を禁じる法の例外として正当防衛規定があつたとしても、それは防衛行為をしるとも、するなどとも言つてはいない。

他方で、『実践理由と規範』では、許可規範は、排除許可を与えるものだとされた。それは結論的理由（例えば、制定法）を無視することを可能にする二階の許可であつた。正当防衛が可能な状

況では、一定の刑法規範を無視してよいということになる点では、影響力説と同じである。相違点は、許可が規範だとされることにある。排除許可は、結論的理由を無視することを許す点で、すべき行為を決める実践的推論の結果を変えうるのである。ここでは、「規範が行為を指導する」という意味に若干の変化があることに注意されたい。『法体系の概念』では、行為が因果的に引き起こす事態の望ましさと望ましくなさが、その行為をするかどうかを指導すると考えられていたが、『実践理由と規範』では、理由によって行為を指導すると捉えなおされている。それゆえ、理由の比較衡量によって行われる実践的推論で、排除許可が結論的理由を無視することを可能にするという重要な役割を果たす点で、規範として位置づけられているのである。

V 本章のまとめ

『法体系の概念』では、行為が何かを発生させるという因果的影響力の観点から、義務賦課規範と権能賦与規範は分析された。許可は禁止法の不存在だと定義され、規範ではないとされた。他方で、第2章で明らかになった通り、『実践理由と規範』では、命令規範、許可規範、権能賦与規範は、何をすべきかという問いに答えるための実践的推論で果たす役割の観点で整理されるという特徴をもっていた。ラズの規範の理論は、影響力説から排除説へと変わった。排除説は影響力説がもつ難点を逃れていた。

両説の違いとしては、第一に、『法体系の概念』時点での行為理由理解が、行為を動機づける理由と捉えられているのに対して、『実践理由と規範』ではすべき行為の理由とされていること、第二に、排除理由が導入されたこと、第三に、義務賦課法（または命令規範）を行為理由と理解するときには制裁の役割が後退したこと、第四に、権能や権能を行使する行為といった概念が明確に定義されたこと、第五に、排除許可の概念が導入され、許可法が規範として認められたこと、が挙げられた。影響力説における難点を克服したという意味では、排除説の方が優れていると言える。

おわりに

本稿ではジョセフ・ラズの排除理由概念の解明のために、第1部では、排除理由が位置づけられる行為理由の全体像を示し、第2部では、排除理由に向けられた様々な批判の検討を行った。基本的にはラズが提示した排除理由概念を批判から擁護することでより明確なものにしようと試みた。ここでは、結局のところ、排除理由とは何であったのかについて、本稿で明らかにしたことをまとめてみよう。

(1) 法と排除理由

従来、行為理由をめぐる実践哲学の領域では一階理由だけに議論の焦点が集まっていたが、ラズは排除理由という高階の理由を導入した。人はある行為に賛成の理由と反対の理由を比較することによって何をすべきかを定めることがある。ラズはそれらの理由を一階理由と呼び、二階理由から区別する。二階理由には「ある理由で行為する理由」と「ある理由では行為しない理由」（排除理由）がある。ラズは様々な排除理由の例を持ち出していたが、最も重要なものとして、命令の意図で発せられる法、規範、ルールがある。第2章では、これらは一階理由と排除理由の組み合わせ（保護された理由）として分析された。それは、すべき行為を決める実践的推論において（単なる）一階理由とは異なる役割を果たす。一階理由が（一応の理由として）比較衡量の対象であるのに対して、法、規範、ルールは実践的推論において決定的な役割を果たす。大体の場合で、法があるということは、それが指示する通りに行為せよということであって、法を含むさまざまな理由を比較して何をするか決めるといったことは問題にならないのである。このことをラズは「法以外の理由では行為しない理由」（排除理由）によって説明しようとしたのである。第3章では、どのようにして法が行為理由となるかが明らかにされた。それが実践される現行法体系に属するからであった。法は道徳的に正当化される場合もあるが、ラズが注目したのは、実践される法体系の一部であることによって正当化される場合があることである。法の道徳的な正当性を信じない者にとっても、法が社会において実効的であるがゆえに法は行為理由となる。

第4章で明らかになったように、法をはじめとする権威者の指令は、命令の意図で発せられる限り、一応の理由または絶対的理由ではない。これらの理由は、比較を前提とするからである。一応の理由は、対立する理由の重さによって、勝ったり、負けたり、互角であったりする。絶対的理由は比較において負けることがない。我々は法をどんな場合にでも従うべき絶対的理由だとみなしてはいない。また、第8章で明らかになったように、法が一階（道徳的）理由として比較衡量される場合には、法の理由としての重さはその正当化理由に解消されから、法に独自の意義を見出せ

なくなる。法を排除理由とみなす場合には、こうした問題は生じないのである。

(2) 法の行為指導性

規範の本質は行為を指導する (guide) ことにある。どんな一階理由も、他の事情が等しければ、それが支持する行為を指導する。ところが、第1章III(2)で明らかにしたように、排除理由は行為を指導しない。排除理由は行為に反対するのではなく、行為の理由に反対するのであるから、「ある理由ではφしない理由」と一致した行動をとろうとする場合、φしないか、または別の理由でφすることで、一致することができる。排除される理由が少ないほど、行為選択の余地が大きく、行為を指導できなくなる。他方で、φせよと命じる法を排除理由とみなす場合、「法以外の理由では行為しない理由」と定式化される。これに一致する行動をとるためには、φするしかない。なぜなら、「法以外の理由」のほとんど——その中には、法以外の理由でφすることも、法以外の理由でφしないことも含まれる——が排除されるので、上の通常排除理由と異なり、別の理由でφしない、という一致の仕方を選択できないのである。だから、法は、他のほとんどの理由を排除によって、特定の行為を指導するのである。

(3) 今後の課題

本稿は排除理由概念の解明を試みてきた。それは、行為理由の論理学ないし排除理由が彼の法理論の基礎にある以上、その解明がラズ法理論を理解するうえで必要不可欠だと考えたからである。本稿で明らかにしてきたとおり、排除理由は法を理解するうえで説明力の高い概念だと考えられる。だが、本稿ではそれが彼の法実証主義理論とどのように結びつくのかについては立ち入ることができなかった。その検討を今後の課題としたい。

参考文献

(1) 排除理由またはラズの行為理由論に関する先行研究

- N. P. Adams, "In Defense of Exclusionary Reasons" *Philosophical Studies* 178 (1) (2021), pp. 235-253.
- Larry Alexander, "Law and Exclusionary Reasons" *Philosophical Topics* 18 (1) (1990), pp. 5-22.
- Emilios A. Christodoulidis, "The Irrationality of Merciful Legal Judgement : Exclusionary Reasoning and the Question of the Particular" *Law and Philosophy* 18 (1999), pp. 215-241.
- D. S. Clarke, Jr., "Exclusionary Reason" *Mind*, New Series, 86 (342) (1977), pp. 252-255.
- Pablo E. Navarro and Maria Cristina, "Legal Norms and Practical Reasoning : A Critique of Raz" *Rechtstheorie* 23 (1992), S. 491-498.
- William A. Edmundson, "Rethinking Exclusionary Reasons : A Second Edition of Joseph Raz's Practical Reason and Norms" *Law and Philosophy* 12 (1993), pp. 329-343.
- Christopher Essert, "A Dilemma for Protected Reasons" *Law and Philosophy* 31 (1) (2021), pp. 49-75.
- Chaim Gans, "Mandatory Rules and Exclusionary Reasons" *Philosophia* 15 (4) (1986), pp. 373-394.
- Leslie Green, "Three Themes from Raz" *Oxford Journal of Legal Studies* 25 (3) (2005), pp. 503-523.
- Noam Gur, "Normative Weighing and Legal Guidance of Conduct" *Canadian Journal of Law and Jurisprudence* 25 (2) (2012), pp. 359-391.
- Noam Gur, "Legal Facts and Reasons for Action : Between Deflationary and Robust Conceptions of Law's Reason-Giving Capacity" Nicoletta Bersier Ladavac, Christoph Bezemek, and Frederick Schauer (eds.) *The Normative Force of the Factual-- Legal Philosophy between Is and Ought*, (Springer, 2019), pp. 151-170.
- Antony Hatzistavrou, "Motivation, Reconsideration and Exclusionary Reasons" *Ratio Juris* 25 (3) (2012), pp. 318-342.
- Andrew Jordan, "Exclusionary Reasons, Virtuous Motivation, and Legal Authority" *Canadian Journal of Law and Jurisprudence* 31 (2) (2018), pp. 347-364.
- Emran Mian, "The Curious Case of Exclusionary Reasons" *Canadian Journal of Law and Jurisprudence* 15 (1) (2002), pp. 99-124.
- Michael S. Moore. "Authority, Law, and Razian Reasons" *Southern California Law Review*, 62 no. Issues 3 & 4 (1989), pp. 827-896.
- Yasutomo Morigiwa, "Authority, Rationality, and Law: Joseph Raz and the Practice of Law" *Southern California Law Review*, 62, no. Issues 3 & 4 (1989), pp. 897-912.
- Robert Mullins, "Protected Reasons and Precedential Constraint" *Legal Theory* 26 (2020), pp. 40-61.
- Stephen R. Perry, "Second-Order Reasons, Uncertainty and Legal Theory" *Southern California Law Review*, 62 no. Issues 3 & 4 (1989), pp. 913-994.
- Richard H. Pildes, "Avoiding Balancing : The Role of Exclusionary Reasons in Constitutional Law" *Hastings L. J.* 45 (1993), pp. 711-751.

- Christian Piller, "Kinds of Practical Reasons : Attitude-Related Reasons and Exclusionary Reasons" Published in S Miguens, J A Pinto and C E Mauro (eds), *Analyses*, Porto : Porto University, pp. 98-105.
- Joseph Raz, *The Concept of a Legal System : An Introduction to the Theory of Legal System* (2nd ed. Oxford Clarendon Press, 1980)
- Joseph Raz, "Authority and Justification" *Philosophy & Public Affairs* 14 (1) (1985), pp. 3-29.
- Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford Clarendon Press, 1986)
- Joseph Raz, "Facing Up : A Reply" *Southern California Law Review*, 62 no. Issues 3 & 4 (1989), pp. 1153-1236.
- Joseph Raz, *Ethics in the Public Domain : Essays in the Morality of Law and Politics* (Oxford Clarendon Press, 1994)
- Joseph Raz, *Practical Reason and Norms* (2nd ed. Oxford University Press, 1999)
- Joseph Raz, *Engaging Reason : On the Theory of Value and Action* (Oxford University Press, 1999)
- Joseph Raz, *Between Authority and Interpretation : On the Theory of Law and Practical Reason* (Oxford University Press, 2009)
- Joseph Raz, *From Normativity to Responsibility* (Oxford University Press, 2011)
- Joseph Raz, "Value and the Weight of Practical Reasons" *Weighing Reasons* (Oxford University Press, 2016), pp. 141-156.
- Joseph Raz, "Normative Power (revised)" King's College London Law School Research Paper No. 26-2019 ; Oxford Legal Studies Research Paper No. 36/2019 ; Columbia Public Law Research Paper No. 14-629, pp. 1-17.
- Joseph Raz, "On Exclusionary Reasons (revised)" (September 29, 2021). Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3933033> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3933033> (最終閲覧日 2022年4月17日)
- Roger A. Shiner, "Exclusionary Reasons and the Explanation of Behaviour" *Ratio Juris* 5 (1) (1992), pp. 1-22.
- 安倍里美「義務の規範性と理由の規範性——J. ラズの排除的理由と義務についての議論の検討——」イギリス哲学研究 42号 (2019年) 15-31頁

(2) 排除許可に関する先行研究

- 長谷部恭男「第7章 私が決める」『憲法の境界』(鳥羽書店、2009年) 115-128頁、特に 126-128頁
- 長谷部恭男「第7章 『公共の福祉』と『切り札』としての人権」『憲法の理性 増補新装版』(東京大学出版会、2016年)、102-115頁、特に 113-115頁
- 長谷部恭男「第1章 権利の機能序説」『憲法の論理』(有斐閣、2017年) 3-23頁、特に 18-21頁

○日本におけるラズ研究

(1) ラズの著作の翻訳

- ジョセフ・ラズ『権威としての法』(深田三徳編、勁草書房、1994年)

- ジョセフ・ラズ『自由と権利』（森際康友編、勁草書房、1996年）
- ジョセフ・ラズ『法体系の概念 法体系論序説 [第二版]』（解説追補版、松尾弘訳、慶應義塾大学出版会、2011年）
- ジョセフ・ラズ『価値があるとはどのようなことか』（森村進・奥野久美恵訳、ちくま学芸文庫、2022年）
- 飯田文雄「（翻訳）ジョセフ・ラズ「多文化主義—リベラルな視角—」（一）」神戸法学雑誌 49 卷3号（2000年）643-661頁
- （2） ラズに関する論文（代表的なもの）
- 石井幸三「ラズ『実践理由と規範』について（一）、（二）」龍谷法学 18 卷1号（1985年）98-127頁、同18卷2号（1985年）82-97頁
- 遠藤耕二「ジョセフ・ラズにおける自律の卓越主義的擁護の是非」倫理学研究（16）（2005年）35-54頁
- 遠藤耕二「自由論における生と死の価値——ラズとドゥオーキンの比較を通じて——」倫理学研究（20）（2012年）41-56頁
- 木山幸輔「J・ラズの人権構想の検討：人権の哲学の対立において」『法哲学年報 ケアの法 ケアからの法 2016』（有斐閣、2017年）202-213頁（同『人権の哲学：基底的价值の探究と現代世界』（東京大学出版会、2022年）所収）
- 田口卓臣「価値、利害、共生—下川潔、井上達夫、ジョセフ・ラズにおける寛容思想—」宇都宮大学国際学部研究論集 30号（2010年）87-102頁
- 中村晃紀「法体系の概念——ジョセフ・ラズの法体系理論——」『法哲学年報 正義 1974』（有斐閣、1975年）147-161頁
- 服部久美恵「ジョセフ・ラズの法理論における遵法義務（1）～（4）」早稲田大学大学院法研論集 161号（2017年）203-225頁、162号（2017年）139-161頁、163号（2017年）213-236頁、164号（2017年）205-228頁
- 服部久美恵「法の支配の個別的次元——J.ラズの理論を中心に、併せて misrule への考察視座として——（1）～（4）」早稲田大学大学院法研論集 169号（2019年）151-175頁、170号（2019年）237-258頁、171号（2019年）258-281頁、172号（2019年）147-172頁
- 濱真一郎「ジョセフ・ラズの卓越主義的リベラリズム（一）、（二）」同志社法学 49 卷1号（1997年）65-93頁、49 卷2号（1998年）86-119頁
- 濱真一郎「価値多元主義とリベラリズム」『法哲学年報 情報社会の秩序問題 2001』（有斐閣、2002年）124-130頁
- 濱真一郎「卓越主義のリベラル化とリベラリズムの卓越主義化」思想 965号（2004年9号）29-45頁
- 濱真一郎「ジョセフ・ラズの解釈多元論——司法的裁量をめぐる論争を踏まえて——」同志社法学 64 卷3号（2012年）379-418頁（855-894頁）

- 濱真一郎『法実証主義の現代的展開』（成文堂、2014年）
- 濱真一郎「法理論の普遍性について：ジョセフ・ラズの議論を手がかりとして」同志社法学 69 巻 8号（2018年）27-46頁（3443-3462頁）（同『ハート対ドゥオーキン論争のコンテキスト』（成文堂、2020年）所収）
- 深田三徳「法の個別化理論と法体系の構造論——J・ラズの見解の紹介とドゥオーキンの批判を中心に——」同志社法学 29 巻 6号（1975年）1-38頁
- 深田三徳「法規範と法体系——イギリスにおける最近の議論の紹介と検討——」『法哲学年報 法規範の諸問題 1977』（有斐閣、1978年）52-71頁
- 深田三徳『現代法理論論争——R.ドゥオーキン対法実証主義——』（ミネルヴァ書房、2004年）
- 深田三徳「法の支配をめぐる諸問題の整理と検討」『法哲学年報 現代日本社会における法の支配 2005』（有斐閣、2006年）7-17頁
- 深田三徳「法の支配をめぐる諸問題（一）——法哲学の視角からする考察——」同志社法学 58 巻 7号（2007年）1-43頁、同『〈法の支配と立憲主義〉とは何か——法哲学・法思想から考える』（日本評論社、2021年）所収
- 丸祐一「権威と原意——ジョセフ・ラズの解釈論と原意主義——」『法哲学年報 宗教と法——聖と俗の比較法文化—— 2002』（有斐閣、2003年）183-192頁

拙稿

- 「ジョセフ・ラズの権威の概念」法学研究論集 51号（2019年9月）35-48頁
- 「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」法学研究論集 52号（2020年2月）35-53頁
- 「J. ラズにおける排除理由の概念——C. エッサートの批判を手がかりに——」法律論叢 93 巻 1号（2020年7月）39-64頁
- 「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学における規範」法学研究論集 53号（2020年9月）45-61頁
- 「行為理由の論理学における法体系」法学研究論集（2021年2月）54号 1-19頁
- 「排除理由，不確かさ，行為調整——S. R. ペリーのラズ批判を手がかりに——」法学研究論集 55号（2021年9月）1-20頁
- 「排除理由の動機づけ解釈について——M. S. ムーアの J. ラズ批判を手がかりに——」法学研究論集 56号（2022年2月）1-17頁
- 「ジョセフ・ラズの『法体系の概念』における規範の理論」法学研究論集 57号（2022年9月）1-20頁
- 「排除理由に基づく推論」法学研究論集 58号（2023年2月）1-17頁 発表予定